

平成 26 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成26年
 小樽市議会 第1回定例会 会期及び会議日程

会期 2月26日～3月19日（22日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月26日（水）	提案説明等	
27日（木）	休 会	
28日（金）	”	
3月 1日（土）	”	
2日（日）	”	
3日（月）	会派代表質問	
4日（火）	会派代表質問等	
5日（水）	一般質問等	
6日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
7日（金）	”	”（総務所管）
8日（土）	”	
9日（日）	”	
10日（月）	”	予算特別委員会（経済所管）
11日（火）	”	”（厚生所管）
12日（水）	”	”（建設所管）
13日（木）	”	”（総括質疑）
14日（金）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
15日（土）	”	
16日（日）	”	
17日（月）	”	学校適正配置等調査特別委員会
18日（火）	”	
19日（水）	討論・採決等	

平成26年
第1回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2月26日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第41号並びに報告第1号及び第2号	3
	○市長提案説明（議1～40、報1、2）	3
	○教育行政執行方針 教育長	11
	○提案説明（議41 中島議員）	15
1	日程第3 休会の決定	16
1	散 会	16

○ 3月3日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21
1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし第41号並びに報告第1号及び第2号	21
	○会派代表質問 鈴木議員	21
	○会派代表質問 北野議員	35
	○議事進行について 北野議員	56
	○議事進行について 北野議員	57
1	散 会	57

○ 3月4日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	59
1	欠席議員	59
1	出席説明員	59
1	議事参与事務局職員	60
1	開 議	61
1	会議録署名議員の指名	61
1	日程第1 議案第1号ないし第41号並びに報告第1号及び第2号	61
	○会派代表質問 高橋議員	61
	○会派代表質問 斎藤（博）議員	82
	○会派代表質問 成田議員	101
	採 決（議15、16）	111
1	散 会	111

○ 3月5日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	113
1	欠席議員	113
1	出席説明員	113
1	議事参与事務局職員	114
1	開 議	115
1	会議録署名議員の指名	115
1	日程第1 議案第1号ないし第14号及び第17号ないし第42号並びに報告第1号及び第2号	115
	○市長提案説明（議42）	115
	○一般質問 川畑議員	115
	○一般質問 小貫議員	122
	○一般質問 佐々木（秩）議員	129
	○一般質問 千葉議員	139
	○一般質問 上野議員	147
	○一般質問 安齋議員	154
	予算特別委員会設置・付託	159
	常任委員会付託	159
1	日程第2 陳情	159
	常任委員会付託	159
1	日程第3 休会の決定	159

1 散 会	160
-------	-----

○ 3月19日（水曜日） 第5日目

1 出席議員	161
1 欠席議員	161
1 出席説明員	161
1 議事参与事務局職員	162
1 開 議	163
1 会議録署名議員の指名	163
1 日程第1 陳情の取下げ（陳323）	163
1 日程第2 議案第1号ないし第14号及び第17号ないし第42号並びに報告第1号及び第2号並びに請願及び陳情並びに調査	163
予算特別委員長報告	163
議案第1号修正案の趣旨説明（新谷議員）	172
○討 論 小貫議員	173
○討 論 安斎議員	176
採 決	176
総務常任委員長報告	177
○討 論 小貫議員	178
○討 論 佐々木（秩）議員	179
採 決	180
経済常任委員長報告	181
○討 論 北野議員	182
採 決	183
厚生常任委員長報告	183
○討 論 川畑議員	185
採 決	187
建設常任委員長報告	187
○討 論 新谷議員	189
採 決	190
学校適正配置等調査特別委員長報告	191
○討 論 小貫議員	192
採 決	193
1 日程第3 議案第43号及び第44号	194
○市長提案説明（議43）	194

採 決	194
1 日程第4 意見書案第1号ないし第15号	194
○提案説明 (意1、5、8 新谷議員)	194
○提案説明 (意2～4 斎藤(博)議員)	195
○提案説明 (意6、7 秋元議員)	197
○討 論 上野議員	198
○討 論 林下議員	199
○討 論 千葉議員	200
○討 論 安斎議員	201
○討 論 小貫議員	202
採 決	204
1 閉 会	204

議事事件一覧表

議案

議案	議案第1号	1号	平成26年度小樽市一般会計予算
議案	議案第1号修正	号	平成26年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	議案第2号	2号	平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	議案第3号	3号	平成26年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	議案第4号	4号	平成26年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	議案第5号	5号	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	議案第6号	6号	平成26年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	議案第7号	7号	平成26年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	議案第8号	8号	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	議案第9号	9号	平成26年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	議案第10号	10号	平成26年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	議案第11号	11号	平成26年度小樽市病院事業会計予算
議案	議案第12号	12号	平成26年度小樽市水道事業会計予算
議案	議案第13号	13号	平成26年度小樽市下水道事業会計予算
議案	議案第14号	14号	平成26年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	議案第15号	15号	平成25年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案第16号	16号	平成25年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	議案第17号	17号	平成25年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案第18号	18号	平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	議案第19号	19号	平成25年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	議案第20号	20号	平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	議案第21号	21号	平成25年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	議案第22号	22号	平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算
議案	議案第23号	23号	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	議案第24号	24号	平成25年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	議案第25号	25号	平成25年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	議案第26号	26号	平成25年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	議案第27号	27号	小樽市社会教育委員条例の一部を改正する条例案
議案	議案第28号	28号	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案
議案	議案第29号	29号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	議案第30号	30号	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
議案	議案第31号	31号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	議案第32号	32号	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
議案	議案第33号	33号	小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
議案	議案第34号	34号	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案第35号	35号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案	議案第36号	36号	小樽市消防長及び消防署長の資格を定める条例案
議案	議案第37号	37号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	議案第38号	38号	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案	議案第39号	39号	市道路線の認定について [元母子寮前第1通線、住吉公園横通線、住吉公園裏通線、桜東住宅幹線、桜A住宅仲通線]
議案	議案第40号	40号	市道路線の変更について [元母子寮前通線]
議案	議案第41号	41号	小樽市非核港湾条例案
議案	議案第42号	42号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	議案第43号	43号	平成25年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案第44号	44号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

報告

報告	報告第1号	1号	専決処分報告[平成25年度小樽市一般会計補正予算]
報告	報告第2号	2号	専決処分報告[平成25年度小樽市一般会計補正予算]

意見書案

意見書案	意見書案第1号	1号	国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に反対する意見書（案）
意見書案	意見書案第2号	2号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

意見書案第	3	号	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書（案）
意見書案第	4	号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）
意見書案第	5	号	集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書（案）
意見書案第	6	号	消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）
意見書案第	7	号	災害時多目的船の導入を求める意見書（案）
意見書案第	8	号	農地中間管理機構設置に関する意見書（案）
意見書案第	9	号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）
意見書案第	10	号	「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）
意見書案第	11	号	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「拙速な公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書（案）
意見書案第	12	号	放射能汚染水対策と被災者支援の抜本的強化を求める意見書（案）
意見書案第	13	号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
意見書案第	14	号	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書（案）
意見書案第	15	号	食の安全・安心の確立を求める意見書（案）

陳情

陳情第535号～第739号 「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

鈴木議員（３月３日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 本市財政と平成２６年度予算案のポイントについて
 - (１) 平成２６年度地方交付税の減少理由について
 - (２) 平成２６年度予算編成のポイントについて
 - (３) 国の特例措置の利用について
- 2 人口減少時代への本市の対応について
 - (１) 定住自立圏構想の推進について
 - (２) 集約的都市構造とその誘導について
 - (３) 空き家問題について
- 3 産業・港湾・観光振興について
 - (１) 平成２６年度産業振興関連予算案について
 - (２) 小樽港の取扱貨物量について
 - (３) 平成２６年度外国人観光客誘致関連予算について
- 4 子ども・子育て支援事業について
 - (１) 子ども・子育て支援アンケートについて
 - (２) 子ども・子育て支援事業計画策定について
- 5 生活基盤関連について
 - (１) 労務単価引上げについて
 - (２) 民間大規模建築物耐震診断促進経費について
 - (３) 住宅リフォーム助成制度について
- 6 平成２６年度小樽市教育行政執行方針について
 - (１) 執行方針の考え方について
 - (２) 小学校の外国語教育について
 - (３) 教育現場でのＩＣＴの活用について
- 7 その他

北野議員（３月３日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題
 - (１) 市財政の現状認識
 - (２) 真の財政再建の見通しと課題について
- 2 水道料金等の合理的改善について
 - (１) 家事用の料金体系について
 - (２) 未使用の水道水の料金を徴収していることについて
 - (３) 現在の水道料金の体系について

- (4) 朝里ダム建設が市民負担に
- (5) 朝里ダムの償還金が料金値上げの要因に
- (6) 消費税増税を料金、使用料に転嫁するな
- 3 簡易水道事業特別会計について
 - (1) 簡易水道事業特別会計への繰出しは市財政を圧迫
 - (2) 石狩湾新港背後地への水の供給について
 - (3) 石狩湾新港推進で小樽はないがしるに
- 4 石狩市と小樽市の境界について
 - (1) 石狩湾新港港湾区域の境界の確定を
 - (2) 境界の協議に臨む市長の基本的立場
 - (3) 洋上風力発電に伴う漁業への影響
- 5 その他

高橋議員（3月4日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 予算編成内容について
 - (2) 真の財政再建について
- 2 平成26年度予算の重点施策について
 - (1) 社会資本の耐震化や老朽対策について
 - (2) 市内経済の活性化に向けた取組について
- 3 北海道新幹線について
 - (1) 北海道新幹線の新小樽（仮称）駅周辺整備について
 - (2) 関連して旧ごみ焼却場の解体について
- 4 固定資産税の誤賦課、市税等の還付加算金漏れ等の不祥事問題について
- 5 観光問題について
 - (1) 観光客減少の要因と経済への影響について
 - (2) 観光を推進する体制とホスピタリティ問題について
 - (3) 観光資源である歴史的建造物の保全について
- 6 冬期特別生活支援事業（福祉灯油）について
- 7 環境問題について
 - (1) 小型家電リサイクルについて
 - (2) ごみ収集車の過積載について
- 8 教育問題について
 - (1) 教育行政執行方針について
 - (2) 教育における地方分権の推進について
- 9 その他

齋藤（博）議員（3月4日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 平成26年度予算編成に関連して
 - （1）市内の景気動向と税収について
 - （2）消費税増税に関して
 - （3）公共工事設計労務単価とインフレスライド条項について
- 2 新年度予算（案）に関連して
 - （1）新市立病院建設に関連して
 - （2）子ども・子育て支援に関連して
 - （3）クルーズ客船と市内観光について
 - （4）原子力防災計画について
- 3 自治基本条例に関連して
 - （1）予算編成過程の公開について
 - （2）行政評価について
 - （3）第6次小樽市総合計画後期実施計画について
- 4 その他

成田議員（3月4日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新年度予算案について
 - （1）基本的な考えについて
 - （2）平成27年度以降の継続性について
- 2 消費税増税について
 - （1）市の一般会計の歳出における影響について
 - （2）地方消費税交付金について
 - （3）地方交付税と将来的な状況について
- 3 インフラの将来的な配置について
 - （1）道路における更新と戦略について
 - （2）水道施設における更新と戦略について
 - （3）公共施設における更新と戦略について
- 4 北海道新幹線について
 - （1）周辺整備に関するまちづくり計画について
 - （2）ワークショップと交通量調査の目的について
 - （3）結果を受けてのその後の方針について
- 5 教育と子育て支援について
 - （1）教育・子育てにおける推進姿勢のPRについて
 - （2）英語授業について
 - （3）体力・ゲームと、冬季遊び場の因果関係について
- 6 公園について
 - （1）公園の再整備について

- (2) 平成27年度以降の方向性について
- 7 市内の医療体制について
 - (1) 市立病院から見た夜間急病センターの役割は
 - (2) 夜間急病センターの適正な予算額について
- 8 その他

○一般質問

川畑議員（3月5日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 家庭用小型電子機器の回収について
- 2 事業系可燃ごみの削減について
- 3 行政評価の実施について
- 4 その他

小貫議員（3月5日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 臨港線での渋滞について
- 2 定住促進政策について
- 3 その他

佐々木（秩）議員（3月5日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 子どもの貧困対策について
- 2 小学校でのフッ化物洗口について
- 3 小・中学校での香料による化学物質過敏症対応について
- 4 旧寿原邸の調査結果について
- 5 市立小樽図書館について
- 6 その他

千葉議員（3月5日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 自治体の「クラウドファンディング」による資金調達について
- 2 起業家等への支援について
 - (1) 本市の起業家等への支援について

- (2) 女性に特化した起業家等への支援策について
- (3) 国が進める創業支援策について
- 3 認知症対策について
 - (1) 本市の認知症高齢者の現状と課題について
 - (2) 「認知症初期集中支援チーム」について
 - (3) 「認知症ケアパス」について
 - (4) 認知症の本人とその家族が安心して集える「認知症カフェ」の設置について
- 4 保育費負担金の寡婦（夫）控除みなし適用について
- 5 その他

上野議員（3月5日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 観光について
 - (1) インバウンドについて
 - (2) クルーズ客船について
 - (3) 小樽クーポンについて
- 2 ふるさと納税について
- 3 行政評価について
- 4 奥沢水源地について
- 5 札幌入国管理局小樽港出張所について
- 6 新市立病院開院後の小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの管理及び周辺への影響について
- 7 東京オリンピックに向けた誘致活動について
- 8 子供たちの体力向上について
- 9 その他

安齋議員（3月5日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 ポイ捨て禁止条例制定について
- 2 教育旅行誘致の取組について
- 3 国際交流について
- 4 その他

平成26年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成26年2月26日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之											
教	育	長	上	林	猛	水	道	局	長	飯	田	俊	哉										
総	務	部	長	迫	俊	哉	財	政	部	長	堀	江	雄	二									
産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一	生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一				
医	療	保	険	部	長	藤	井	秀	喜	福	祉	部	長	三	浦	波	人						
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	工	藤	裕	司							
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	消	防	長	青	山	光	司								
病	院	局	経	営	管	理	部	長	小	山	秀	昭	教	育	部	長	山	村	幹	雄			
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一												

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	伝 里 純 也
調査係 長	沼 田 晃 司
書 記	木 戸 智 恵 子
書 記	深 田 友 和

事務局 次長	中 崎 岳 史
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	高 野 瑠 璃 子
書 記	佐々木 昌 之
書 記	伊 沢 有 里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成26年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、久末恵子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月19日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第41号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第40号並びに報告第1号及び第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） 平成26年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行の所信の一端と主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

私は、これまでさまざまな機会を捉えて、市民の皆さんや企業、団体の方々とお話をし、多くの貴重な御意見などをいただいております。

また、本市には、まちづくりに積極的にかかわっている多くの方々がいらっしゃいます。このような方々の知識と経験を生かし、市民と行政とが協働で取り組んでいくことが、将来の小樽にとって重要であると考えております。

このことを踏まえ、まちづくりへの市民参加や協働などについて基本的な考え方やルールを定めた小樽市自治基本条例を本年4月から施行し、市民の皆さんと議会、行政が一体となって、豊かで活力ある地域社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

平成23年4月に市長就任後、26年度は、任期として与えられた最終の年であります。

これまでの3年間、公約に掲げました「市民力を生かした「活力あるおたる」の創造」を目指すとともに、まちづくりに当たっては、「市民力の活用」「安心・安全なまちづくり」「魅力ある生活都市の創造」の三つの基本姿勢と財政の健全化を念頭に置きながら、市政運営を行ってまいりました。

私は、厳しい状況にある本市財政の健全化をどのようにし遂げていくのか、日々頭を悩ませ、平成24年度の予算編成から他会計からの新たな借入れを行わずに、収支の均衡を図ってまいりましたが、まだ多額の借入残高があることから、引き続き財政健全化の取組を進めていかなければならないものと考えております。

そのような中、私が掲げた公約につきましては、その実現に向けた取組を着実に進めてきたものと考えております。

まず、地域経済の活性化につきましては、小樽観光や地場産品のPR、クルーズ客船や新たな企業の誘致のため、トップセールスを行ってまいりました。

クルーズ客船は年々寄港数が増加し、平成26年は、現時点で昨年の19回を大きく上回る37回の寄港が

予定されております。

また、平成25年度上半期における観光入込客数については、東日本大震災前の水準を超えるまでに回復するとともに、アジアの国々を中心に海外からの観光客が増えている状況にあります。

また、企業誘致においては、優遇制度の充実を図るとともに、東京や大阪での企業立地トップセミナーを開催いたしました。これまでに東洋水産株式会社や一正蒲鉾株式会社の新工場が操業を開始したほか、今後は横浜冷凍株式会社の物流センター新設や北海道漁業協同組合連合会の工場増設、琴似製麺株式会社の工場移転が予定されており、本市の操業環境の優位性を御理解いただきながら、着実に企業の集積を進めてまいりました。

このような取組は、交流人口の拡大や雇用の場の確保につながることから、引き続き重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

懸案でありました稲穂1丁目再開発施設の跡地につきましては、既に解体を終え、今後はサービス付き高齢者向け住宅と医療機関の新築移転に向けて事業が進められます。

ますます重要となる医療・福祉の充実と、中心市街地のにぎわいづくりに寄与するものと期待をしており、今後とも必要な支援と協力を行ってまいりたいと考えております。

医療につきましては、夜間急病センターの新築移転のほか、本年12月の開院を目指して新市立病院の建設を進めているところであります。

後志の基幹病院として他の公的医療機関などとさらに連携を深めていくことで、本市の医療環境がますます充実するものと考えております。

子供たちの豊かな教育環境整備では、学校給食センターでの昨年8月からの調理開始や、小・中学校の適正配置、学校の耐震化や改築に向けた取組を進めており、子育て環境の整備では、奥沢保育所や子育て支援センターを併設する銭函保育所の改築などの施設整備を進めているほか、ファミリーサポートセンターや延長保育、産休明け保育など、保育環境の充実にも努めてまいりました。

また、高齢者や障害を持った方々に対しては、成年後見センターへの支援の拡大や相談支援体制の整備など、自立した生活を送ることができるよう、福祉の充実にも取り組んできたところであります。

現在、我が国は、グローバル化と情報化に加え、人口減少時代への突入と世界の主要国の中では最も高い少子高齢化社会の到来を迎え、非常に大きな変化の中にあるものと考えております。

我が国全体の年少人口と生産年齢人口の減少や、年1兆円ずつ増加するとも言われる社会保障費など、これまでの経済を維持しながら、国民の豊かさをどう実現していくのか、さらに東日本大震災などを踏まえた耐震化への早急な対応のほか、高度経済成長期を中心に整備された多くの道路、橋梁などの社会資本の老朽化対策に、国民の生命を守る観点から、限られた財源の中でどのように効果的かつ総合的に取り組んでいくのかが、大きな課題となっております。

また、このような状況の中、平成25年国際収支状況の速報によりますと、過去最大の貿易赤字や過去最少となる経常収支の黒字額が発表され、我が国経済の構造変化が表れ始めたと言われております。

国は、本年4月からの消費税増税に備え、成長戦略を実現するため、好循環実現のための経済対策を昨年12月に閣議決定し、その中に盛り込まれた企業の設備投資促進や海外展開などの競争力強化策や、子育て支援・少子化対策、国土強靱化、消費税率引上げに対する緩和措置などの経済対策を本年2月に補正予算として成立させました。

この補正予算を効果的かつ着実に実施することで、消費税率引上げにより景気が腰折れすることのないよう、財政健全化と我が国経済の再生という、非常に難しい課題解決に向けた取組を期待しているところであります。

国の動向は、地方自治体の行財政運営にも極めて大きな影響を及ぼすものであることから、今後の動向をしっかりと見極め、的確に対応していかなければならないものと考えております。

平成26年度は、第6次小樽市総合計画後期実施計画の初年度に当たります。

後期実施計画の策定に当たっては、各部におけるこれまでの取組の点検や、今後の方向性の検討などを踏まえ、学校施設の改修や子育て環境の整備など、子供たちに向けた取組のほか、安全・安心なまちづくりのための公共施設などの老朽化対策、東アジア圏の観光客やクルーズ客船誘致をはじめとした地域経済の活性化など、これからの小樽にとって必要な事業を登載したところであります。

次に、平成26年度予算編成に当たっての基本的な考え方を説明申し上げます。

まず、歳入の確保につきましては、市税の大きな伸びが期待できないことに加え、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税の減少が見込まれることから、新たな財源に対する検討を行うなど、できる限り一般財源の歳出縮減に努めたところではありますが、結果として約8億9,000万円の財源不足が生じたため、平成25年度と同様に財政調整基金を活用し、収支均衡予算を編成いたしました。

平成26年度は、本市の大きな課題である財政の健全化に向けた取組を継続する一方で、将来を見据えた、特に優先的に取り組む重点施策として、「安全・安心な暮らしのための取組」や、「市内経済の活性化に向けた取組」のほか、新たに「次代を担う子どもたちへの取組」を重点施策に位置づけ、積極的な取組を進めてまいります。

重点施策一つ目の「安全・安心な暮らしのための取組」としましては、「社会資本の耐震化や老朽化対策」と「防災・減災対策」を二つの柱として、取組を進めてまいります。

また、重点施策二つ目の「市内経済の活性化に向けた取組」につきましては、「小樽観光の振興」「クルーズ客船などの誘致・受入れに向けた環境整備」「地場企業の振興と企業誘致の推進」「雇用対策」の四つを柱に、積極的な取組を進めてまいります。

次に、三つ目の重点施策の個々として新たに位置づけました「次代を担う子どもたちへの取組」としましては、「子育て環境整備」と「学力向上対策」の二つを柱に、取組を進めてまいります。

なお、これらの三つの重点施策の個々の主な事業内容につきましては、今から述べます主要施策の概要の中で触れさせていただきます。

それでは、主要施策の概要につきまして、第6次小樽市総合計画の中の「まちづくり 5つのテーマ」の体系に沿いながら、説明申し上げます。

まず、1点目、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」の分野についてであります。

教育行政全体の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

学校教育では、平成24年度から全ての小・中学校で取り組んでいる家庭学習での音読活動を引き続き進めるほか、モデル事業として24年度から花園中学校と松ヶ枝中学校で実施している図書館の図書を貸し出すスクール・ライブラリー便事業では、新年度からの全小・中学校での実施に向け、専用図書を整備してまいります。

新たな取組としまして、子供たちの国際感覚を育むため、小学校5、6年生と中学生を対象に、小樽商科大学の留学生や外国語指導助手の方々との活動や宿泊を通じて英語漬けの時間を過ごす「小樽イングリッシュキャンプ」を実施するほか、小学校において、児童が授業内容を理解する上で教育効果が高い実物投影机とプロジェクターを整備してまいります。

学校施設の整備につきましては、学校適正配置計画により統合する手宮地区と山手地区の小学校改築や小・中学校の耐震化工事に向けた実施設計を行うほか、天井材や照明器具などの非構造部材の落下を

防止するための点検や補強工事を行います。

社会教育では、作家伊藤整の没後20年を契機に業績を記念して創設された伊藤整文学賞が、平成26年度の第25回で終了するに当たり、伊藤整文学賞の会が実施する記念事業を支援いたします。

2点目は、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）」の分野についてであります。

子育て支援では、怒らず効果的に子供を養育するプログラムであるコモンセンス・ペアレンティングを指導するためのトレーナーを養成するとともに、子育てトレーニング教室を開催し、育児中の保護者への普及を進めていくほか、昨年8月に設置した小樽市子ども・子育て会議での審議等を基に、平成27年度から31年度を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を新たに策定いたします。

また、改築工事を進めていた奥沢保育所の新園舎を本年4月に開園することから、開園に合わせて、午後7時までの延長保育と、生後57日目からの産休明け保育を開始いたします。

銭函保育所につきましては、子育て支援施設の拠点となる市内3か所目の地域子育て支援センターを併設し、平成27年度からの新園舎開園に向けた建設工事を進めてまいります。

高齢者福祉では、国の制度改正を踏まえながら、平成27年度から29年度を計画期間とする第6期の小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定してまいります。

保健衛生では、新型インフルエンザなど、病原性の高い新たな感染症が発生した場合の対策を迅速に進めるための行動計画を策定するとともに、計画に基づく医療体制の整備や市民への予防対策の周知・啓発などを図り、危機管理体制の構築に努めてまいります。

3点目は、「安全で快適な住みよいまち（生活基盤）」の分野についてであります。

公共施設や上下水道、道路などの社会資本の耐震化や老朽化対策は、大きな課題と考えておりますので、計画的な更新や維持・管理を実施し、市民生活の安全と安心の確保に必要な整備を進めるため、老朽化が進む道路やトンネルの点検と修繕計画の策定に取り組むほか、本庁舎など市有建築物の耐震診断や、市内の民間大規模建築物所有者に対して耐震診断費用の一部を助成することといたしました。

平成26年度で計画期間が終了する住宅マスタープランにつきましては、27年度から36年度までの新たな計画を策定してまいります。

また、冬季の安全・安心な市民生活と交通を確保するため、ロードヒーティング設備の計画的な更新に取り組んでまいります。

市街地整備としましては、平成24年6月に北海道新幹線の札幌延伸が認可されたことから、天神2丁目に設置される新幹線新駅周辺整備などの指針となるまちづくり計画の策定に向けて、ワークショップの開催や市民アンケート、交通量調査などを実施してまいります。

防災・減災対策では、避難所の環境整備を引き続き実施するほか、津波浸水シミュレーション画像を活用した町会等での研修など、津波避難訓練の支援を継続してまいります。

また、市民や観光客の迅速で的確な避難を図るための津波注意喚起標識板を蘭島から銭函までの16か所に、海拔表示板を蘭島から港湾地区の一部75か所に設置するとともに、民間の保育所、幼稚園及び放課後児童クラブなどに防災ラジオ70台を配付いたします。

原子力防災対策としましては、泊発電所における災害に備えるため、衛星携帯電話や小電力トランシーバーなどの必要な資機材を整備し、市民の皆さんが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消防体制の整備につきましては、消防署長橋出張所と塩谷出張所を統合し、旧学校給食オタモイ共同調理場跡地に新庁舎を建設するための基本設計のほか、平成28年5月末の消防救急無線のデジタル化移

行に対応する無線施設のシステム整備などを進めてまいります。

4点目は、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）」についてであります。

地場企業の振興としましては、小樽産品の国内外への販路拡大を図るため、商品を輸出する際の手続費用や商談会・展示会等への参加費用を助成するほか、道外で開催される展示会への出展や百貨店での小樽単独による物産展開催を支援してまいります。

また、札幌市やジェトロ、日本貿易振興機構などとの共催により、海外バイヤーとの商談会や製造工場の見学会を開催し、海外での商談会などへ参加できない市内企業への商談機会を創出してまいります。

ブランド力の強化としましては、本市の水産物のブランド化を図るため、水産加工品の品評会を開催し、その受賞商品のPRに努めるほか、本市で製造されている水産加工品をデータベース化し、道内外に広く情報提供をしてまいります。

企業誘致の推進としましては、平成24年度に東京、25年度に大阪で開催した企業立地トップセミナーへ参加いただいた企業などを私や担当者が直接訪問し、本市のPRや情報交換を通じて、企業との接点をより強固なものとするためのフォローアップ活動に取り組み、今後の本市への立地実現へ向けて努力してまいります。

商店街関係では、市内商店街や市場などの活性化に向けた取組を支援するにぎわう商店街づくり支援事業や商店街活性化支援事業、さらには市外からの移住者を含めた商業起業者や既存事業者の店舗家賃等の一部を助成する空き家店舗対策支援事業に引き続き取り組みます。

観光関連では、これまで行ってきた首都圏の旅行代理店などへの観光PRに加えて、観光閑散期と言われる11月から2月までの宿泊客の増加を図る取組として、新たに企業の福利厚生のかねこ誌などに冬季の本市観光情報や市内宿泊施設の広告を掲載してまいります。

東アジア圏を中心とした海外からの観光客誘致に向けては、香港の旅行代理店担当者や札幌市などと連携してメディア関係者を招聘するプロモーション事業に取り組んでまいります。

クルーズ客船関連では、平成26年は、これまでで最も多くのクルーズ客船が本市へ寄港する予定であり、多くの乗船客による観光消費が期待できることから、昨年4月に設立した小樽港クルーズ推進協議会を中心に、市内の旅行代理店が作成した本市や北後志の見どころを盛り込んだ旅行プランのさらなるPRに努めるなど、引き続き積極的な誘致活動を行うほか、地域経済への波及効果を高めるため、乗船客に向けた市内観光情報の提供や寄港時に合わせて物産展を開催するなど、受入れ態勢の強化に努めてまいります。

港湾施設の整備につきましては、クルーズ客船のほか、小樽ーウラジオストク間に就航した国際定期RORO船などへの対応を含め、老朽化した第3号ふ頭と勝納ふ頭の岸壁改良や、港町ふ頭の保安施設の改良など、利用形態に合わせた施設整備を進めてまいります。

雇用対策につきましては、高等学校の1、2年生を対象に市内企業への就職率向上を図る高校生就職スキルアップ支援事業を継続するとともに、北海道の基金を活用した雇用対策事業などに取り組んでまいります。

5点目は、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）」についてであります。

環境基本計画の策定につきましては、平成27年4月の計画施行・公表に向け、取組を進めてまいります。

また、ごみの適正処理に関連して、平成26年度で終了する一般廃棄物処理基本計画について、27年度から36年度を計画期間とした次期計画を策定してまいります。

公園の整備では、小樽公園の再整備を実施するほか、安全で快適な利用ができるように、銭函公園な

ど四つの公園の老朽化した遊具の更新や、手宮公園緑の相談所にあるトイレのバリアフリー化を実施してまいります。

都市景観の関連では、景観条例に基づき登録している歴史的建造物の保全を推進するため、建造物の外観補修費の一部を引き続き支援してまいります。

最後に、その他の施策について申し上げます。

本年4月から施行する小樽市自治基本条例につきましては、その内容に関して十分な市民周知と理解を図っていく必要があることから、わかりやすいリーフレットを作成するとともに、市民説明会を開催してまいります。

また、本年4月からの消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として国が実施する臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金につきまして、事務費を含めた支給業務に係る所要額を計上いたしました。

なお、財政状況の悪化により、平成16年度から職員給与の独自削減を行ってまいりましたが、この間の財政健全化に向けた努力もあり、22年度決算で累積赤字が解消されたことや、職員団体との交渉経過も踏まえ、新年度は本俸と管理職手当について、現行の独自削減率をそれぞれ2分の1に圧縮することとし、また私も含めました特別職と教育長の給与につきましても同様としたいと考えておりますので、所要額を計上するとともに、関係条例案を提出したものであります。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成26年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、本市の平成26年度一般会計予算の主なものについて、前年度との比較で説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税では法人市民税の増収が見込まれるものの、個人市民税では減収が見込まれるため、前年度とほぼ同額の131億4,920万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政対策の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、3.0パーセント、5億5,900万円減の183億8,400万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、職員給与等の独自削減率を圧縮したことなどの影響により、人件費が2.3パーセントの増、扶助費が臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付などにより3.2パーセントの増、公債費が6.2パーセントの減となったことにより、合計で1.1パーセントの増となり、歳出合計に占める割合は、前年度を2.1ポイント上回る58.8パーセントとなりました。

行政経費では、市有建築物耐震診断経費や民間大規模建築物耐震診断促進経費の計上などにより、4.7パーセントの増、建設事業費につきましては、新学校給食共同調理場建設事業や新夜間急病センター建設事業が終了したことなどにより、23.9パーセントの大幅な減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、社会福祉事業資金基金などの基金償還金の増により、0.4パーセントの増、維持補修費につきましては、小・中学校の非構造部材耐震化事業費の計上などにより、8.4パーセントの増、繰出金につきましては、国民健康保険事業、簡易水道事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業などで増となりましたが、住宅事業、病院事業及び下水道事業分などが減となり、総額では6.1パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、歳出では、1人当たり医療費の増などにより、保険給付費が0.1パーセント増の119億5,837万円となるほか、後期高齢者支援金等は2.1パーセント減の17億3,045万円と

なりました。

歳入では、保険給付費の増に伴う国庫支出金等の増が見込まれるほか、保険料の予算総額は2.7パーセント増の27億3,270万円となりました。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は2.6パーセント増の137億6,354万円、介護予防推進のための地域支援事業費は6.4パーセント増の2億845万円となりました。

保険料は、介護給付費準備基金の取崩しを実施し、2.1パーセント増の25億6,243万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料15億8,524万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金4億9,308万円及び事務費3,711万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ2億98万円の増となっておりますが、これは保険料率の改定、保険料軽減対象の拡大及び被保険者数の自然増によるものであります。

病院事業につきましては、新市立病院の本体建設工事費及び医療機器整備費69億1,790万円を計上いたしました。

また、一般会計から11億2,344万円を繰り入れることとし、引き続き経営改善に努めていくとともに、病院事業管理者の下、職員一丸となって、良質で安全な医療が市民に提供されるように、公立病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管の更新や耐震化を進めるとともに、浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、平成26年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管や雨水管の整備を実施してまいります。

資金収支の見通しは、平成26年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、国道5号の忍路防災関連事業に伴う土砂搬入が予定されていることから、収益的収入は大幅な増を見込んでおり、収益的支出においては土砂搬入による業務増となりますが、平成26年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

以上の結果、平成26年度の財政規模は、一般会計では561億8,846万6,000円、特別会計合計では350億8,589万1,000円、企業会計合計では336億9,127万7,000円、全会計合計では1,249億6,563万4,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計は2.6パーセントの増、特別会計は0.3パーセントの減、企業会計では23.6パーセントの増となり、全会計では4.2パーセントの増となりました。

次に、議案第15号から議案第26号までの平成25年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第15号及び第16号につきましては、病院事業会計において公立病院特例債を繰上償還するために所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第17号から議案第26号までの主なものといたしましては、一般会計では、まず歳出におきまして、国の平成24年度補正予算に関連した地域の元気臨時交付金を廃棄物事業所建設事業などの財源に充当したほか、住宅事業及び下水道事業に繰り出すこととし、残額を新たに設置する地域の元気臨時資金基金に積み立て、今後、その目的に沿って活用していくことといたしました。

また、国の平成25年度補正予算に関連して、消防救急無線デジタル化事業費を繰越明許費として計上

するとともに、石狩湾新港管理組合負担金の減額や簡易水道事業、国民健康保険事業などへ繰出金を増額計上したほか、所要の補正を計上いたしました。

歳入におきましては、市税、普通交付税及び市債について増額計上したほか、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに12億9,039万5,000円の増となり、財政規模は610億6,724万1,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

まず、港湾事業につきましては、港町ふ頭用地売却による財産収入の増額等について、国民健康保険事業につきましては、保険給付費の増額等について、簡易水道事業につきましては、水道使用料の減額等に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、水道事業につきましては、清風ヶ丘配水槽の移設工事の実施を平成26年度に変更したことに伴う所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第27号から議案第40号までについて説明申し上げます。

議案第27号社会教育委員条例の一部を改正する条例案につきましては、地域主権改革一括法による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の給料月額について、独自削減の減額率を変更するものであります。

議案第29号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、行政職給料表適用者の給料月額について、独自削減の減額率を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、国の交付する地域の元気臨時交付金を平成26年度における地域経済の活性化及び雇用の創出を図るための事業の資金とする目的で積み立てるため、地域の元気臨時資金基金を設置するものであります。

議案第31号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、薬事法の一部改正及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、奥沢保育所の位置の変更及び銭函保育所の仮設園舎の位置を定めるものであります。

議案第33号公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案につきましては、国有地を公設青果地方卸売市場の敷地として賃借することに伴い、同市場の面積を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第34号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、新たな診療科目を開設するほか、市立小樽病院及び小樽市立脳・循環器・こころの医療センターを統合し、新たに小樽市立病院を設置するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第35号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、北手宮小学校、手宮西小学校及び色内小学校を廃止するものであります。

議案第36号消防長及び消防署長の資格を定める条例案につきましては、地域主権改革一括法による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるものであります。

議案第37号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査等の手数料を改定するものであります。

議案第38号過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第39号市道路線の認定につきましては、元母子寮前第1通線ほか4線を認定するものであります。

議案第40号市道路線の変更につきましては、元母子寮前通線の終点を変更するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成25年度一般会計において税等過誤納金還付金に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について26年1月28日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成25年度一般会計において除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について26年2月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、平成26年度小樽市教育行政執行方針について、教育長から説明したいとの申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

（上林 猛教育長登壇）（拍手）

○教育長（上林 猛） 平成26年度小樽市教育行政執行方針を申し上げます。

初めに、一昨年発足した安倍内閣は、我が国の子供たちをめぐるいじめ問題、学力や体力の低下の問題などに早急な対応が必要として、21世紀の日本にふさわしい教育体制のあり方について議論、検討するため教育再生実行会議を立ち上げ、教育委員会制度の見直し、道徳や英語の教科化の導入、土曜授業の導入など、さまざまな提案がなされておりますが、本市においては、これまでいじめ防止対策や学力向上対策などについて、教職員の資質、能力と学校の組織力の向上を図るとともに、保護者や地域の方々と連携してさまざまな取組を行ってまいりましたが、これまで以上に子供たちの生活規律の確立に向けて、家庭・学校・地域が一体となって各般施策を着実に実行していくことが重要であると考えております。

私としては、義務教育においては、子供たちの進学や就職を常に念頭に置きながら、厳しい現実の社会の中をたくましく生き抜いていける基礎基本の学力をしっかりと身につけるなど、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成することが求められていると認識しており、そのために全力を挙げて小樽の教育の活性化に努めます。

先ほど市長の提案説明にありましたが、本市として、新年度から新たに重点施策として「次代を担う子どもたちへの取組」として、学力向上対策を掲げていただいたことを大変心強く感じているところであります。

以下、教育委員会として、平成26年度の重点施策について説明申し上げます。

まず、学校教育の分野ですが、重点施策の第1点目は、学力の向上であります。

昨年の全国学力・学習状況調査では、残念ながら小学校では算数A以外は全道平均を下回り、中学校では全て全道平均を下回る結果となり、改めて学力を向上させることの難しさを痛感したところであります。また、朝食をとらない児童・生徒が多いこと、テレビを見る時間やゲームをする時間が長いことなど、生活習慣に大きな課題があることも浮き彫りとなり、改善に向けて保護者の方々と一体となって

取り組んでいかなければなりません。

このため、一つ目は、学校や教職員への取組であります。

市教委では、平成26年度小樽市学校教育推進計画を策定して、その中で基礎学力の定着、家庭学習の定着、子供の体力づくり、いじめのない学校づくりなど23の指針を示し、各学校がこの指針に基づき、具体的な数値目標を設定し自己評価を行うなど、具体的な行動を確実に行うよう、今後、指導してまいります。

次に、学校力向上に関する総合実践事業の実施についてであります。

この事業は、昨年に引き続き、稲穂小学校を実践指定校、花園小学校、潮見台小学校を近隣実践校として、教員及び事務職員の加配を受けて教育課程の改善、若手職員や将来のスクールリーダーの養成を図りながら、組織的な学校力を高めようとするものであります。

次に、中学校教員の授業力向上に向けた取組として、秋田大学の教授を本市の中学校2校の共同研究者に依頼し、授業改善をテーマとした研究を行い、公開授業などを通して、その成果を市内の教職員に還元することといたします。

次に、ICT機器、実物投影機を活用した授業改善の取組であります。

小学校に既存の機器を含め全校に最低1台を整備し、めり張りのある授業の展開など、その活用方法について、研修会を行うなどの支援を行ってまいります。

二つ目は、家庭、保護者との取組であります。

まず、音読運動の取組であります。

一昨年から「家庭学習は音読から」を合い言葉にこの運動に取り組んでおり、「音読カードを通して家庭と学校のつながりができた」「徐々に学校図書館を利用する児童・生徒が増えている傾向が見られる」、さらには「昨年行われた第1回「音読カップ」での競い合いの効果から意欲的に取り組む児童・生徒が多くなった」などの状況が見られることから、新年度も引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、情報モラル教育と携10運動についてであります。

本市の児童・生徒は、携帯電話やメールの使用率が高く、家庭での学習時間が少ない傾向にあることから、小樽市小中学校情報モラル対策委員会を活用し、その正しい使い方を指導するとともに、ネットパトロール体験会などを通じ有害情報への対応など危機回避の方法などの周知徹底に努めます。

また、校長会や市P連などと連携して、携10運動の啓発チラシを配付し、家庭における携帯電話等の使い方のルール徹底に努めます。

次に、高等学校合同進路説明会の開催についてであります。

昨年、小学生の子供を持つ保護者を対象に、小学校の早い段階で将来の進路について家庭の中で話し合うきっかけとするために、高等学校の進路説明会を開催したところ、大変好評を得ました。

平成26年度は小・中学生及びその保護者を対象に開催し、子供たちが家庭の中で進路について保護者と話し合い、明確な目標を持つことで学習意欲の高揚につなげたいと考えています。

三つ目は、地域と連携した取組についてであります。

まず、教育支援活動推進事業の充実であります。

教育委員会内に運営委員会を設置して2名の地域コーディネーターがすぐれた地域の人材を発掘し、小・中学校で必要としている外部人材を学校に派遣する事業で、学校教育活動の一層の活性化を図ります。

次に、「小樽イングリッシュキャンプ」の実施であります。

道教委、小樽ユネスコ協会、小樽商科大学の留学生などの協力をいただき、1泊2日英語漬けの時間

を過ごし、生きた英語によるコミュニケーション能力を養成するとともに、2日目には外国人観光客へ英語で観光案内するなど、国際感覚も養います。

学校教育の分野の重点施策の第2点目は、教育環境の整備であります。

まず、一つ目は、平成21年度に策定した学校規模・学校配置適正化基本計画に基づく新しい学校づくりの着実な推進であります。

平成26年度は、「手宮地区小学校統合協議会」「色内小学校・稲穂小学校統合協議会」「長橋小学校・色内小学校統合協議会」及び「塩谷中学校・長橋中学校統合協議会」において、それぞれ学校、保護者、地域住民が連携し、学校教育目標や学校行事など新しい学校づくりに向けた検討を行うとともに、通学路の安全対策や統合校との事前交流事業などについても検討を進めてまいります。

また、平成29年度に予定されている北山中学校と末広中学校の統合に向けて、年度中に学校、保護者、地域住民による統合協議会の設立を目指します。

さらに、中央・山手地区の緑小学校、最上小学校、花園小学校及び入船小学校、南小樽地区の天神小学校及び奥沢小学校については、保護者や地域住民の理解を得ながら平成30年度の統合に向けて、それぞれ統合協議会の設立を目指します。

二つ目は、学校の改築や耐震化などの施設整備についてであります。

平成26年度は、手宮地区統合小学校の校舎棟が完成し、9月には現手宮小学校が新校舎に引っ越しを行うほか、山手地区統合小学校の実施設計を行います。

次に、耐震化関係としては、耐震診断は、奥沢小学校、幸小学校、潮見台中学校及び朝里中学校、耐震化工事に向けた実施設計は、奥沢小学校、銭函中学校、潮見台中学校及び朝里中学校で行います。

次に、建築基準法施行令改正に伴う非構造部材の落下、転倒防止対策として、屋内運動場の照明設備の点検・補強やバスケットゴールの改修のほか、教室内の備品を固定するなどの対策を行います。

三つ目は、児童・生徒の安全管理に関する取組についてであります。

自動体外式除細動器AEDについて、これまで小学校7校、中学校14校に設置しておりましたが、児童・生徒の緊急時に迅速な対応ができるよう全校に配置することとし、未配置の小学校17校全てにAEDを設置いたします。

また、昨年8月から学校給食センターが稼働し、アレルギー対策について検討してきましたが、現在、卵除去食などの提供について検討を進めており、早急に取り組んでまいります。

本年8月には小樽市で第57回北海道学校給食研究大会を開催することとしており、食育指導のあり方や食物アレルギーなどの研究を通して、職員の資質、能力の向上を図り、一層安全で安心な学校給食の提供に努めます。

学校教育の分野の第3点目は、特別支援教育の充実についてであります。

昨年、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校のほか、保健福祉関係機関、医療関係機関、公共職業安定所などで組織する小樽市特別支援連携協議会を立ち上げ、特別支援教育を必要とする子供たちの個別支援計画について協議を行い、乳幼児期から就労時期まで一貫した支援を目指します。

また、小・中学校の通常学級に在籍するLDやADHDなど特別な支援を必要とする児童・生徒や、介護の必要な障害のある児童・生徒の学習活動を支援するため、必要に応じ特別支援教育支援員と介護員を配置します。

次に、社会教育の分野の重点施策についてであります。

第1点目は、社会教育施設の取組についてであります。

まず、市立美術館では、開館35周年を記念して、特別展「色彩の饗宴 巨匠たちの絵とパレット〜ピ

カソ、ユトリロ、北海道ゆかりの画家たち～」を開催します。これはキャンバスに描かれた作品とパレットに描かれた作品を一对で紹介するもので、これにあわせて一般市民向けの講演会、小・中学生向けの講座やワークショップを開催します。このほか特別展として、親子のための展覧会「伊藤英二 木のおもちゃ展」を開催します。

次に、市立文学館では、特別展「石山透と少年少女ドラマの時代」を開催します。これは、小樽生まれの脚本家石山透が活躍した1960年代から1980年代の少年少女ドラマに関する資料を展示するものです。

次に、総合博物館では、勝納川の歴史、自然、産業、地質など幅広い分野を取り上げた企画展「小樽をはぐくんだ川～勝納川～」を開催します。これにあわせて、流域の潮見台小学校、奥沢小学校、天神小学校と連携してフィールドでの講座を開催します。このほか「パイオミメティクスの世界」「刷師 三田村務の世界」「学校帰りのおもちゃやさん」の三つの企画展を行います。

次に、市立図書館では、平成25年度末に電算システムを更新することとしており、これを機にインターネット予約サービスを開始し、市民の貸出しの利便を図ります。

また、平成24年度から松ヶ枝中学校、花園小学校でモデル的に行っていた市立図書館によるスクール・ライブラリー便事業を全小・中学校を対象に本格実施します。これは、学校からのリクエスト本を市立図書館で購入し、100冊を単位として2か月間学校に貸し出し、順次学校を巡回するもので、学校図書館の利用促進を図るとともに、子供たちの読書意欲を喚起しようとするものであります。

第2点目は、文化財の保存・保護についてであります。

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理に向けた調査工事を昨年に引き続き行いますが、この間、休館の措置を講ずることになりますので、市民、観光客の皆様への周知徹底に努めます。

また、無形民俗文化財の関係では、本年10月に小樽市で第56回北海道・東北ブロック民族芸能大会が道教委主催で開催されることになっており、本市から松前神楽小樽保存会が出演することになっております。

第3点目は、市民スポーツの振興についてであります。

年々、道内外から参加者が増えているおたる運河ロードレース大会を今年も開催し、夏の観光イベントの一つとして定着化を目指します。

また、9月に開催される第16回北海道ジュニア陸上選手権大会に備え、手宮公園陸上競技場のスリットビデオシステムを更新し、1,000分の1秒を競う大会の成功を目指します。

さらに、高齢化や子供の体力の低下といった状況を踏まえ、教育委員会として今後の生涯スポーツのあり方などについて、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会、小樽体育協会などの協力をいただきながら検討を行ってまいります。

なお、新・市民プール整備事業については、引き続き建設場所、建設形態、ランニングコストなどについて検討を行ってまいります。

第4点目は、生涯学習関係事業についてであります。

初めに、昨年、市内で活躍している芸術・文化・スポーツなど生涯学習関係団体の活動内容などの調査を行い、145団体について市のホームページに掲載したところであります。今後、各団体間のネットワークづくりへの支援を行いながら、団体活動の活性化を図ってまいります。

また、長く続いていた伊藤整文学賞が本年、第25回をもって幕を閉じることとなりますが、伊藤整文学賞の会では、記念誌の発行、企画展、記念講演などの記念事業を計画しており、小樽市としてその事業に対し助成を行います。

以上、平成26年度の教育行政を執行するに当たっての重点施策と狙いについて説明を申し上げます。

市民の皆様並びに議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第41号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、議案第41号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明します。

2000年の第3回定例会で初めて本条例案を提案してから、今回で54回目の提案になります。

この間、核兵器をめぐる世界の運動は、大きく変化してきました。

そもそも核兵器廃絶は、国連総会第1号決議が原子兵器の禁止であったように、戦後政治の原点でした。しかし、米ソ二極構造の下で、両国が同盟国を核の傘に置く軍事ブロックをつくって対抗しながら、核兵器を独占する体制が続いてきました。

1970年に核兵器不拡散条約NPTが発効されましたが、これは核兵器を持つことが許される国を5大国に限定し、それ以外の国が核兵器をつくったり手に入れたりすることを禁じた、核兵器の独占を認める差別的なものです。しかし、条約では、核保有国が核軍備の縮小、撤廃を約束しており、やがてなくしていく方針が含まれており、この点に多くの国が賛成し、現在190か国が参加しています。そして、5年ごとに再検討会議を開き、条約の運営状況を検討することになって現在に至るものです。当初は、こうした大国主導の下で核軍縮の議論も今と違って活発ではありませんでした。

この状況に決定的な変化をもたらしたのが、1991年のソ連崩壊と、その軍事ブロックの解体でした。2国間の対立の中で支配や圧力の下にあった国や運動は、その影響から解放され、非同盟諸国が積極的な役割を果たすようになりました。

米ソ対立がなくなった後の世界は、核兵器のない世界が基本になること、核兵器保有国が核軍縮義務を怠っていることを批判し、1997年の国連総会では、マレーシアの提案で核兵器禁止条約の交渉を要求する決議が賛成115で採択され、その後この決議は毎年提出されています。

来年は被爆70周年を迎える年であり、被爆者の皆さんの平均年齢は今年中に80歳を超えます。一刻も早く核兵器のない世界を実現しなければなりません。

現在、核兵器禁止条約をめぐる新しい動きが起きています。

一つは、非同盟運動を代表してイランのロウハーニー大統領が行った、核兵器を禁止、廃絶する条約の新たな提案です。第68回国連総会では、この提案を盛り込んだ決議が加盟国の3分の2を超える137か国の賛成で採択されました。非同盟運動が中心となって提案した決議としては、最も多くの賛成を得たものになりました。

もう一つの大きな特徴は、核兵器の使用がもたらす非人道性に目を向け、この残虐な兵器を禁止、廃絶すべきだという議論が大きく発展していることです。

2012年4月、ウィーンで行われたNPT再検討会議の第2回準備委員会は、16か国の連名で核軍縮の人道側面に関する共同声明を発表して以来、この年の国連総会では賛同が34か国になり、昨年10月21日には125か国の賛同で4回目の声明が発表されました。日本政府は、「日本は米国の傘の下にいるというアプローチをとっている。こうした核抑止の否定につながるものには賛同できない」こう言って、過去3回の共同声明には加わりませんでした。しかし、2013年の平和宣言で田上富久長崎市長が、「日本政府は署名せず、世界の期待を裏切りました。これは二度と世界の誰にも被爆の経験をさせないという

被爆国としての原点に反します」と厳しい批判をするなど、世論や平和運動に押されて、4回目の共同声明に参加しました。

日本政府が被爆国にふさわしい役割を果たすことは、核兵器のない世界へ前進するためには大変重要です。

ところが、安倍晋三首相は、インドとの間で原発輸出につながる原子力協定交渉を進めています。インドの原発は21基、今後、設備容量を2032年までに10倍以上に拡大する目標です。NPTに加盟せず、過去2回、地下核実験を行った核保有国であり、核弾頭保有数は90ないし100発と推測されています。インドとの原子力協定は、被爆地の広島市、長崎市の両平和宣言で、「核兵器を廃絶する上で障害となりかねない」「NPTを形骸化する」と批判の声が上がっています。被爆国日本は、インドの核兵器製造に加担するような原発の輸出はやめるべきです。

このような状況の中で、来年、NPT再検討会議が開催されます。日本中の各地域の核廃絶を進める運動や自治体活動が大きくなるとなると世界に連動します。

今年2月は、小樽港に米艦船の入港はありませんでした。1961年から2013年まで、68隻の外国の艦船が入港しています。毎年、さっぽろ雪まつりの時期に合わせ、親善、友好を目的と称してアメリカ軍の艦船が小樽港などに入港していますが、核兵器の搭載については明らかにされないままです。小樽港は古くから商業港として発展し、近年、クルーズ船の寄港も含めて平和な港として利用されてきました。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。ここには「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。」とあり、「小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起する」ことを宣言しています。30年以上経過した現在もお、この宣言の内容は、ますます真価を発揮しています。

さきに述べたように、核廃絶に向けて世界の世論が高まっている現在、小樽市が非核港湾条例を制定することは、日本だけでなく世界を励ますこととなります。議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月27日から3月2日まで4日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 濱 本 進

議 員 久 末 恵 子

平成26年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成26年3月3日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之										
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義								
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉							
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一					
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	藤井	秀喜			
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	惠美子							
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子						
消	防	長	青山	光司	病	院	局	長	小	山	秀昭							
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中	田	克浩				
総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	深田友和

事務局次長	中崎岳史
議事係長	柳谷昌和
書記	高野瑠璃子
書記	佐々木昌之

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、上野智真議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第41号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 平成26年第1回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問します。

まだまだ実感が湧かない市民の方も多いと思いますが、さきの道内41商工会議所の調査で、2014年の各地域の景気について、小樽商工会議所も含め、改善の兆しとした割合が最も高い46パーセントを占めたとの報道がありました。

本市の平成26年度予算案は、中松市長1期目の節目としてお考えを具現化するもので、限られた財源の中で事業の優先順位を踏まえ、決められた御苦勞は、大変なことだと思います。我々自民党は、市長を支える最大与党会派として、今定例会でもしっかりと市民の皆さんの代表として予算案等の審議を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

そこで、初めに、本市財政と平成26年度予算案編成のポイントについてお聞きたいします。

平成26年度予算案は、予算規模で、一般会計は対前年度比2.6パーセント、15億1,937万円減の561億8,846万円、特別会計は対前年度比0.3パーセント、1億278万円増の350億8,589万円、企業会計は対前年度比23.6パーセント、64億4,062万円増の336億9,127万円で、全会計では対前年度比4.2パーセント、50億2,403万円増の1,249億6,563万円となりました。一般会計では、市税が対前年度比820万円増の131億4,920万円、譲与税・交付金は対前年度比9,390万円増の20億30万円、地方交付税は対前年度比4億5,300万円減の161億1,800万円と、財源対策前の一般財源収入額は約335億6,150万円、歳出充当一般財源必要額は公債費、建設事業費、繰出金の減少で対前年度比2.2パーセント、7億8,228万円減の344億5,409万円となっています。地方交付税は所得税、酒税の32パーセント、法人税の34パーセント、消費税の22.3パーセント、たばこ税の25パーセントで、交付税総額の94パーセントが普通交付税、6パーセントが特別交付税です。

総務省自治財政局の資料、国の平成26年度地方財政計画によりますと、通常収支分の地方交付税の総額は対前年度比1.0パーセント、1,769億円減の16兆8,855億円と微減となっているにもかかわらず、本市の地方交付税が4億5,330万円も減少する理由を御説明ください。

また、歳出充当一般財源必要額の主な増減項目と内容をお知らせください。

このように、必要な一般財源は、地方税が伸びない中、実質的な地方交付税が減少し、他会計から新たに借入れを行わずに予算編成をした結果、財源不足額が8億9,105万円生じました。財政調整基金の繰入れで賄うとのことですが、財政調整基金の残高は幾らになりますか。

平成25年度補正予算として、今冬は除雪費を3億5,000万円、専決処分しています。あつてほしくはないですが、今後も追加補正ともなれば、財政調整基金からの繰入れが考えられますが、財政調整基金の

残高が不足となることはないでしょうか。御所見を伺います。

平成26年度予算案について、市長は、病院の統合新築や学校再編に伴う校舎等の改築、社会資本の耐震化や既存のインフラ施設の老朽化対策、北海道新幹線新駅周辺のまちづくり計画の策定など、将来を見据えた諸課題への対応をすること、避難支援事業や民間大規模建築物の耐震診断経費の助成など「安全・安心な暮らしのための取組」、クルーズ客船などに対応する施設の整備など「市内経済の活性化に向けた取組」、銭函保育所、子育て支援センターの建設など「次代を担う子どもたちへの取組」を重点施策とすること、財政健全化に向けた取組を引き続き継続することの3点を予算編成のポイントとして挙げられました。

重点施策について、新年度予算案で、今、その施策を他の事業に先駆けて優先する理由を、何点か施策の例を挙げて御説明ください。

財政健全化に向けた取組については、その考えを御説明ください。

本年10月から、地方自治体間の税源の偏在性を是正するため、地方法人税を創設し、その全額の交付税原資化が行われるようであります。その内容についてお知らせください。

本市では、市民会館など公共施設の老朽化への対応など、課題が山積しています。公共施設等の総合的な管理による老朽化対策の推進ということで、計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置があるとお聞きしました。その内容と、これからその特例措置をお使いになるお考えがあるのかも、お知らせください。

以上、1項目めの質問を終了いたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、本市財政と平成26年度予算案のポイントについて御質問がありました。

初めに、平成26年度地方交付税の減少理由についてですが、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、公債費など本市の特殊事情を勘案して積算した結果、大きく減少することとなったところであります。

次に、平成26年度予算編成のポイントについてですが、まず歳出充当一般財源必要額の主な増減項目と内容につきましては、人件費が職員給与の独自削減率の圧縮などにより1億4,000万円の増、公債費が市債の償還額の減少により4億1,000万円の減、建設事業費が新共同調理場建設事業費の減少などにより2億1,000万円の減、繰出金が病院事業会計の繰出金の減少などにより6億6,000万円の減となっております。

次に、財政調整基金の残高につきましては、今定例会に提案している補正予算により、平成25年度の財政調整基金の残高は12億2,000万円となり、26年度の予算編成による財源不足額8億9,000万円を考慮いたしますと、基金の残高は3億3,000万円となるものです。

次に、除雪費の追加補正による財政調整基金残高の不足の可能性につきましては、今後の降積雪の状況にもよりますが、財政調整基金の範囲内での対応と考えております。

次に、重点施策を他の事業に優先する理由についてですが、「安全・安心な暮らしのための取組」につきましては、東日本大震災の教訓や社会資本の老朽化が急速に進んでいる現状を踏まえ、市民の命を守り、安心して暮らせる生活環境の維持のために、社会資本の耐震化や老朽化対策と、防災・減災対策に早急に取り組む必要があると考えております。

「市内経済の活性化に向けた取組」につきましては、本市が持つ知名度や地域特性を生かして、地域経済の活性化を図ることが持続可能な自治体経営につながるものと考えております。そのため、観光客やクルーズ客船の誘致推進のほか、雇用の場の創出に結びつく企業誘致などを重点施策として位置づけたものであります。

また、「次代を担う子どもたちへの取組」では、昨年実施された小・中学生の全国学力・学習状況調査において、多くの教科が全道平均を下回る状況にあることや、少子化が進む中では子育て環境を整備していくことが重要であり、ともに時間をかけて取り組む必要があることから、新たに重点施策として位置づけをしたものであります。

次に、財政健全化に向けた取組の考え方についてですが、平成26年度予算編成に当たっては、市税や地方交付税などの一般財源収入の減少を見込まざるを得ず、また消費税率の引上げによる影響など、大変厳しいものとなり、財源不足が見込まれる中、他会計からの借入れなどに頼ることなく収支の均衡を図ることを念頭に置いてまいりました。優先的に取り組むべき本市の将来を見据えた諸課題に対応する一方で、事業の必要性、有効性を十分に検証しながら事業の厳選に努めるなど、財政健全化に向けた取組を緩めることなく実施したところであります。

次に、地方法人税の創設と交付税の原資化につきましては、地方消費税の引上げにより地方交付税の交付団体と不交付団体の財政力格差が拡大することから、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する課税標準を法人税額とする地方法人税を創設し、その税収の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資として配分するものであります。

次に、国の特例措置の利用についてですが、公共施設等の除却についての地方債の特例措置につきましては、これまで公共施設等の除却のみでは地方債の対象とはなりませんでした。地方財政法を改正し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画を策定した場合、この計画に基づく公共施設等の除却については、地方債を措置するものです。特例措置の期間は平成26年度以後の当分の間で、地方債の充当率は75パーセントとなっております。また、本市は、学校の適正配置や病院の統合新築などに伴う跡地利用や、老朽化した旧施設の除却が必要となる場合も想定されることから、今後、計画を策定し、財政負担の軽減、平準化を図る必要があると考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 次に、人口減少時代への本市の対応についてお聞きします。

国内では、2013年に生まれた赤ちゃんは、過去最少だった前年より約6,000人少ない約103万1,000人となりました。死亡した人は対前年比約1万9,000人増の約127万5,000人、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は約24万4,000人で、減少幅は過去最大になったとの記事が今年初めに載っていました。

また、本市では、市外への転出者が市内への転入者を上回る転出超過数が921人となりました。転出超過数の全国順位では14位となり、人口流出の歯止めがかかりません。

我が自民党は、現状の打開策を探るため、一橋大学大学院法学研究科辻琢也教授の「人口減少時代のこれからの自治体行政」というセミナーを受けてきました。

それによりますと、日本の総人口は、鎌倉時代、室町時代の800万人前後から江戸幕府成立時代の約1,200万人を経て、明治維新には約3,300万人に達し、以後2回の世界大戦を経て高度経済成長時代を迎

え、2004年の1億2,784万人をピークに減少傾向に転じました。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口を基に国土交通省国土計画局が試算した2030年の人口は1億1,522万人で、高齢化率31.8パーセント、2050年になると9,515万人、高齢化率39.6パーセント、2100年には4,771万人、高齢化率40.6パーセントとなるそうです。世帯類型に関していえば、これまで家庭類型の主流であった夫婦と子から成る世帯は2050年には少数派になり、かわって単独世代が約4割と一番多い世帯類型となります。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超え、2050年まで増加し続けます。

これまでの住宅ストックと世帯数の関係から見ると、世帯数の伸び以上に住宅ストックが増加し、ストック超過が拡大し、また、これに伴い、空き家数も増加傾向になります。2040年の地方都市の姿として、これまでの人口流入の受皿としての郊外部の開発が進展することはなく、市街地の拡大がとまり、市街地では空き家化、空き店舗化が進展し、低・未利用の土地が増加し、建物が歯抜け状態に点在し、拡大した市街地で人口が減少することになり、一定の人口密度に支えられた各種の生活機能が成立しなくなり、都市の生活を支える機能が低下することになります。それに伴い、生活に不便なまちにおいては、雇用の確保が困難になり、企業の撤退が進むなど地域経済が衰退し、結果的には社会保障制度やインフラ更新費用の増大を招き、住民税収や固定資産税収の減少により地域活力が衰退することになります。加えて、生活利便施設へのアクセスが困難である高齢者単独世帯が急増することにもなります。人口規模、人口密度が低下すると、1人当たりの行政コストが増加することは明確で、そのことは生活関連サービスの提供が困難になったり、割高になったりする可能性もあります。

2040年、2050年の地方都市の状況を類推するとして講義を受けたわけではありますが、実際、本市では既に前述の状態であり、平成23年12月に、22年の国勢調査を基に本市総務部企画政策室が発行した小樽市の人口によりますと、65歳以上の人口は20年間で1.61倍に、65歳以上の高齢単身者は2.17倍にも増加し、2年には65歳以上の6.1人に1人がひとり暮らしとありましたが、22年では65歳以上人口の4.5人に1人がひとり暮らしとなっています。

講義の後段で、これからの行政のあり方と対処法が述べられておりました。

注目したい一つ目は、総務省からの特別交付税等の財政措置にすぐれている定住自立圏構想のさらなる推進とあります。市町村間の役割分担による生活機能の強化として、特に医療、福祉、教育、産業振興の分野で取組が増しているそうです。また、事務の共同処理や内部組織等の共同設置、自治体クラウドは、自治体運営経費を削減する手だてになるとありました。

既に本市は、中心市宣言をし、定住自立圏形成協定を結び、定住自立圏共生ビジョンを策定した上で、包括的財政措置などを受けながらこの構想を進めておりますが、現状の取組状況と成果、本予算に関連した事業の有無、また今後の構想と地域活性化事業債や外部人材の活用に対する財政措置等の活用のお考えがあればお聞かせください。

二つ目として、集約的都市構造化戦略が重要であるとのこと。まちづくりの目標は、快適な暮らしと活力ある経済活動が営まれるまちづくりで、もう少し具体的に言うと、健康、快適なライフスタイルを送ることができるまちで、人口や年齢構成の変化に対応した経済活動が営まれるまち、財政面を含め持続可能な都市経営が可能なまちの実現です。そのためには、前述した人口減少による行政コストの増加などに対応するため、集約型の都市構造が必要となります。

実現に向けた戦略として、第1に、中心市街地も含め人が集まり住むこと、すなわち集住の推進、集住エリア内の住宅立地、土地利用計画制度と税制・金融等の誘導策等をあわせた住み替えを促す制度の構築、郊外部における新たな市街地整備に関する事業の抑制などです。

新年度は新たな住宅マスタープランの策定年度に当たりますが、市長の市街地も含めた集住の考え方をお聞かせください。

第2は、都市機能の集約立地の推進です。具体的には、空き地の集約化、空きビルの活用等の核となるエリアへの都市機能の立地を促す制度の創設です。民間事業者による都市機能の整備に対する税財政・金融支援、学校、公有地等の公不動産の有効活用の促進、活用されていない建築物の除去などです。

本市では、市内中心部をはじめ、商業地では至るところでシャッターがおり、空き家化、空き店舗化が進んでいます。また、年間2,000人を超える人口減により、世帯数上位の桜、新光、長橋、奥沢地区が人口減少のあおりを受け、住民の数が減っています。この対策として、空き店舗の活用、公不動産の活用、民間支援などが考えられますが、市長の都市機能の集約立地についての御所見を伺います。

また、本予算の事業費480万円のにぎわう商店街づくり支援事業や、事業費200万円の商店街活性化支援事業、事業費297万円の空き店舗対策支援事業については、関連した事業と思われませんが、事業内容を御説明ください。

また、札幌市に隣接し、緩やかではありますが人口減少が続く北広島市では、2014年度から市内に住宅を初めて購入して定住する人に50万円を助成するなど、子育て世代の増加を目指す施策がとられています。本市では同様の施策をとりがたい面があるとは思いますが、道内では既に64市町村での実施とお聞きしております。今後は、このような施策も念頭に置かなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

また、これらの施策は長期にわたるもので、このたびの小樽市総合計画後期実施計画にどう反映されているかもあわせてお聞かせください。

関連となりますが、先ほど説明した空き家問題は、特に本市内では市民の身近な関心を集めております。今シーズンも昨シーズンと同様に本市は大雪に見舞われ、空き家での雪の放置は、近隣住民にとって事故などを考えると大変不安なものです。

昨年、道が空き家条例のモデルを示しました。今年度の空き家の雪の苦情件数並びに苦情理由、その対応、空き家条例制定に向けての進捗状況をあわせてお答えください。

2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、人口減少時代への本市の対応について御質問がありました。

初めに、定住自立圏構想の推進についてですが、現在の取組状況と成果につきましては、共生ビジョンに掲げている成年後見センターや消費者センターの共同利用のほか、周産期医療体制や生活路線バスの維持・確保、地場産品の販路拡大、圏域内の観光情報の発信などの取組を、北後志5町村と連携・協力して推進しており、平成24年度には80件程度の5町村住民による成年後見センターと消費者センターの利用が見られたほか、圏域内の観光資源が一体としてメディアに取り上げられるなど、全体の生活の利便性確保や経済の活性化の面で一定の成果があったものと考えております。平成26年度においては、これらの取組を継続するとともに、現在の共生ビジョンが26年度で期間が終了となりますので、地域活性化事業債などの国の支援策の活用も視野に入れながら、圏域の5町村と今後の具体的な取組について協議を行い、新たなビジョンを策定してまいりたいと考えております。

次に、集約型都市構造とその誘導についてですが、まず中心市街地も含めた集住の考え方につきまし

ては、これまでも中心市街地の空洞化を抑制し、コンパクトなまちづくりを進める観点から、集住の考え方の一つであるまちなか居住の推進に取り組んできたところであります。今後、新たな住宅マスタープランを策定する際には、集住の考え方を取り入れた施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、都市機能の集約立地の考え方につきましては、小樽市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、人口の減少や少子高齢化などの社会動向も考慮した、利便性の高いコンパクトな市街地を形成することを目標に掲げており、都市機能の集約立地は、この目標を達成する上での有効な手法の一つであると考えております。

次に、にぎわう商店街づくりの支援事業などにつきましては、主に中心市街地の活性化を図るために実施しており、事業内容としては、にぎわう商店街づくり支援事業は、小樽市商店街振興組合連合会に所属する商店街が、にぎわいの創出、魅力向上などの事業を行う場合に、費用の一部を助成するものであります。

商店街活性化支援事業は、商店街や市場が集客強化のための催事事業、魅力向上のための宣伝事業などを行う場合に、費用の一部を助成するものであります。

空き店舗対策支援事業は、小樽市商店街振興組合連合会に所属する商店街の空き店舗や小樽市場連合会に所属する市場の空きこまへ出店する際の家賃などの一部を助成するものであります。

次に、定住人口の増加に向けた住宅購入などへの助成制度につきましては、多くの自治体で定住人口の確保に向けてさまざまな助成が行われており、動機づけの一つにはなり得ると考えておりますが、制度創設によって新たな財政負担が伴うこと、既に実施している自治体もあり、本市にとっての優位性が懸念されることなど、課題もあることから、慎重に検討しなければならないと考えております。

次に、住居や都市機能集約の総合計画後期実施計画への反映についてですが、関連する施策としましては、まちなか居住の推進や都市計画マスタープランの推進と見直しを検討する中心市街地活性化推進事業や、地域の特性に応じた計画的なまちづくりを誘導する周辺市街地活用促進事業を掲載しているほか、空き家や空き店舗への対応といたしましては、空き家情報提供事業や小売業経営基盤強化支援事業を、市の公共施設の集約化としましては、市立病院統合新築事業、市営住宅の用途廃止事業、消防署所適正配置事業、し尿処理施設整備・維持管理事業などを掲載しております。

次に、空き家問題についてですが、まず今年度の空き家の雪に対する苦情件数と理由、その対応につきましては、2月20日現在、52件の苦情が寄せられており、その主な理由としましては「道路に落雪しそうで危険である」「道路に落雪した」「隣の家の屋根から落雪したら建物が損傷するので指導してほしい」などであり、これらの対応につきましては、建物所有者や管理者などを調査し、所有者が判明した場合には屋根の雪おろしなどについて指導しております。

また、空き家条例制定に向けての進捗状況につきましては、庁内連絡会議において、課題である所有者等の特定や危険度の判定、具体的な業務処理の流れなどについて一定の整理を行いました。より有効な対策を実施していくため、今後、庁内の体制整備などの課題を解決していくとともに、条例の制定については、国の特別措置法案の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 産業・港湾・観光振興についてお聞きします。

人口減少の大きな要因は、地場産業の衰退にもあります。雇用の場が減少し、職場を求めて家族とも

ども市外へ転出、本市における転出超過の大きな理由ではないでしょうか。限られた予算の中で基礎自治体が財政破綻の危機を打開し、充実した行政サービスを将来にわたり提供し続けていくためには、独自の産業振興に成功をおさめてきた先行地域の具体的な取組の経緯・経験と成果事例、ベストプラクティスに密着しつつ、共通する成功要因や取組方策のポイントなどについて十分に理解を深めていくことが不可欠と考えます。

本市産業振興に対する新年度関係予算案で、水産物ブランド化推進事業、小樽ブランド力推進事業、「小樽産品」販路拡大支援事業について、その内容と具体的な目標をあわせてお知らせください。

また、雇用創出・対策事業については、主な事業内容と全体の新規雇用予定人数、総事業費についてもお知らせください。

よく市内の商工業者やまちづくり団体の長の方から言われますが、産業港湾部に限って言えば、キーパーソンとして育ちつつある人材を途中で異動させないで、異動させる場合も、企画、商工、都市政策など、産業振興に関連する業務の範囲内で異動させ、せっかく形成した外との人脈が切れないようにしてほしいとの声も多く伺います。人事のことなので僭越とは思いますが、市長の御所見を伺います。

次に、小樽港の取扱貨物量についてお聞きします。

石狩湾新港の平成25年の取扱貨物量は、北海道ガスの石狩LNG基地が24年11月に稼働し、液化天然ガスの輸入が増えたことが主因で、前年比17.4パーセント増の472万9,811トン、輸出入総額は前年比30.7パーセント増の1,184億8,859万円と、1994年の開港以来、過去最高となりました。また、中国や、タイなど東南アジアに向けた道内産冷凍サケなど魚介類の輸出額が、前年比10.4パーセント増の68億9,325万円となったことも要因です。

このことと連動して、新港地域では、物流会社による冷凍倉庫の建設が加速し、活況を呈しています。石狩湾新港の平成24年取扱貨物量は402万8,010トン、輸出入量は219万4,769トン、小樽港の24年取扱貨物量は1,124万7,018トン、そのうちフェリー貨物が1,019万2,800トン、約91パーセントを占め、一般貨物取扱量は105万4,218トンと石狩湾新港の26パーセントでしかありません。小樽港の平成25年の取扱貨物量及び一般取扱貨物量の速報値並びに石狩湾新港との比較をお示しください。

両港とも本市に関係する港ということで、石狩湾新港の取扱貨物量の増加は望むべきことです。しかし、小樽港の取扱貨物量は、平成24年にフェリー貨物の増加により若干上向きになったものの、依然、一般貨物取扱量は低め安定で、その打開策すら示されない状況です。

現在、小樽港の物流は、フェリー貨物頼みとなっています。もちろん今後も、新日本海フェリーの運航便数及び存続には、市側の細心の配慮を求めます。そして、現在検討中の一般貨物取扱量増加施策をお考えならお示しください。

前定例会、昨年第2回定例会で提案した流通備蓄用の雪氷倉庫利用及びロシア極東貿易など、道内他都市での先行事例を研究していただきたいと思いますが、御所見をお聞かせください。

次に、本市における外国人観光客誘致施策についてお聞きします。

政府は、昨年6月に閣議決定された日本再興戦略の中で、2013年に、訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、2030年には3,000万人を目指すとなりました。実際、昨年は、7月以降、タイ、マレーシアには従来の数次ビザをビザ免除とし、インドネシアには数次ビザの滞在延長、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオスには1次ビザから数次ビザというビザ緩和を行った東南アジア諸国を含むアジア地域を中心に、旅行者数が高い増加率を示し、日本政府観光局は、前年比24パーセント増の1,036万人と発表しました。訪日外国人旅行者数は、依然、韓国、台湾、中国が上位を占めますが、中国本土からの人数は微減となり、まさに本市の外国人観光客動態と一致しています。

また、追い風として、北海道ブランドが東南アジアにも浸透し、昨年の夏には観光バスが不足するなど、北海道を訪れる外国人がかなり増えているとの分析もあります。

本市は、観光庁が進めるビジット・ジャパン地方連携事業について、昨年度は現地見本市開催やセミナー、商談会を行った、事業費3,938万円のタイ北海道・札幌観光プロモーション事業や、Jリーグのコンサドーレ札幌に在籍していたレ・コン・ビン選手の知名度を活用した、事業費380万円のベトナム北海道観光プロモーション事業に参加し、両国における本市の認知度と来樽意欲をアップさせました。

新年度予算案において、国内外観光客誘致実行委員会補助金300万円と東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金120万円などが、外国人誘致促進事業と考えますが、事業内容を御説明ください。

自治体の外国人観光客誘致例として、高山市では、国際化の取組として、市内の宿泊・飲食関係事業者等に配布し研修を実施するための外国人観光客等の受入れマニュアルや、民間事業者が外国人観光客を受け入れるための自社パンフレット、看板等の作成に対し補助金を交付するおもてなし国際化促進事業補助金制度があります。外国人観光客の受入れ整備を図ることもロコミの誘致に大きく貢献すると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、産業・港湾・観光振興について御質問がありました。

初めに、平成26年度産業振興関連予算案についてですが、まず水産物ブランド化推進事業につきましては、新たな魅力ある水産加工品を掘り起こすことを目的に品評会を開催し、受賞商品の知名度の向上や販路拡大を図るものであります。また、市内水産加工会社の情報発進力を高めるための取組として、水産加工品などの賞品情報を収集し、データベースを作成するものであります。

小樽ブランド力推進事業につきましては、新たな小樽ブランドをつくり出すことを目的に、顧客目線を重視した既存商品の磨き直し、新商品の開発や販路確保のためのコーディネートを行うものであります。

「小樽産品」販路拡大支援事業につきましては、市内業者の販路が年々縮小していることから、小樽単独物産展等の新規会場開拓やセレクトショップ展開に対して支援を行うとともに、本市の知名度を生かし、商社や大手スーパーなどにおいて、市内企業のすぐれた商品の取引を拡大することを目的に、道外の大規模展示会での小樽ブースの出展に対して支援を行うものであります。

次に、雇用創出・対策事業につきましては、国の緊急雇用創出推進事業を活用し、堺町通り商店街において、観光客を商店街に呼び込むためのモデル事業として観光型商店街活性化モデル事業や、本市が所有し貸出し等を行う観光画像データの刷新等を目的とした小樽の街並み・景色を観光資源とした観光促進事業のほか、海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業など、本市独自の雇用対策を3事業予算化しており、合計5事業の新規雇用予定人数は51名で、総事業費は2,640万9,000円計上されております。

次に、職員の人事異動についてですが、これまでも産業港湾部に限らず、専門性の高い部署や外部との人脈を保たなければならない部署においては、配置期間を長くする、経験のある職員を配置するなど、それぞれの職場の特殊性を勘案しながら職員配置をしておりますが、一方では、人材育成の観点から、さまざまな職場を経験させることも必要ですので、今後もこのような視点で職員配置を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽港の取扱貨物量についてですが、まず平成25年の小樽港の取扱貨物量につきましては、速報値で全体量が1,100万6,657トン、そのうちフェリー貨物を除く一般貨物取扱量が102万5,612トンであります。また、この一般貨物取扱量を石狩湾新港と比較すると、約22パーセントとなっております。

次に、現在検討中の一般貨物取扱量の増加施策につきましては、港湾関係者とともに研究会を設けて、小樽港の輸入穀物基地としての既存機能の活用により、道内産穀物類の国内向けの移出拠点を目指すことや、水産品や果物など後志産品の集荷を図り、定期コンテナ航路を活用して販路拡大を行うことなどを検討しております。また、昨年開設した小樽－ウラジオストク間のRORO船定期航路、さらには極東ロシア沿岸地方やサハリン州との在来不定期船における取扱品目の拡充などについても検討しております。

一方で、官民を挙げたポートセールスも重要と考えておりますので、小樽港貿易振興協議会が主体となって今後とも引き続き小樽港セミナーや荷主懇談会を開催するとともに、私みずから道内外の荷主訪問を行うなど、小樽港のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、雪氷倉庫利用などの道内他都市の先行事例の研究につきましては、昨年第4回定例会でも答弁したとおり、小樽港の臨港地区への雪氷倉庫の導入は難しいものと考えておりますが、後志圏の農産品の集荷拡大は小樽港にとっても一般貨物の増加につながることから、道内他都市における農産地での導入事例を参考にしながら、改めて関係業界の方々の意見を伺ってみたいと考えております。

また、昨年第2回定例会で御提案のあったロシア極東地域との貿易につきましては、同地域は、今後、豊富なエネルギー資源を背景に、地域開発の進展や生活水準の向上が進むものと期待されておりますので、道内他都市に見られる取組などを参考に、小樽港の貿易拡大に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成26年度外国人観光客誘致関連の予算の事業内容についてですが、まず、国内外観光客誘致実行委員会補助金につきましては、外国人観光客誘致に係る事業としては、宿泊客が最も多い香港から雑誌社や旅行会社の担当者を招聘し、小樽観光の説明会や商談会、市内観光施設の視察などを行うことにより、雑誌への掲載や旅行商品造成を図ってまいります。

また、東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金につきましては、札幌市や北海道運輸局などと連携して、MICE誘致に向けたさっぽろMICEサミットへの参画のほか、アジア諸国の旅行会社やメディアの担当者などの招聘事業を予定しております。

次に、外国人観光客の受入れ整備につきましては、本市においては民間レベルで外国語パンフレットや看板の作成などは既に一定程度実施されております。そこで、新年度においては、観光事業者や市民を対象にホスピタリティの向上を図る外国語講座や外国人受入れに係る講演会を引き続き実施するとともに、運河プラザ内に開設しているJNTO認定の外国人観光案内所、小樽国際インフォメーションセンターの充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 子ども・子育て支援事業についてお聞きします。

人口増加の特効薬は出生率の増加に尽きると前述の辻教授もおっしゃっていたように、子ども・子育て支援事業は、本市における最重要施策です。

新年度予算案に子ども・子育て支援事業計画策定経費が計上されておりました。本年1月末の報道で、

昨年秋に実施した子ども・子育て支援アンケートの中間報告で、小樽の子育て環境や子育て支援策への満足度を「低い」「やや低い」と答えた人は計53パーセントに上り、満足度の低さが浮き彫りになりました。調査は、市が幼稚園や保育所、子育て支援事業へのニーズを把握し、今回の策定計画に反映させるのが狙いとありましたが、満足度が「高い」「やや高い」との回答は計7.1パーセント、「普通」は37パーセントと、かなり本市の子育て支援事業が不評との印象を受けました。その理由は、本市の子育て支援事業の中身がまだ知られていないのが一因で、今後、詳細なまとめをすることでした。

本市では、地域子育て支援センター3か所が次々と開所し、センター開放、育児相談、育児支援訪問などを行い、子育て支援ボランティア制度も取り入れ、きめ細やかに子育て支援事業を行っているという報告を受けております。なぜこのような結果となったか、分析結果と今後の対策をお知らせください。

また、子ども・子育て支援事業計画の内容と意義について御説明ください。

新年度予算案で子ども・子育て支援に資する施策がほかにあれば、その内容をお示しください。

また、今後、子育て世代がもう一人産みたくるようになり、決して育てる環境の悪さゆえに本市を離れることのないよう、子育て支援事業に特段のお考えを示していただきたいと考えますが、御所見をお聞かせください。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、子ども・子育て支援事業について御質問がありました。

初めに、子ども・子育て支援アンケートについてですが、まず、子育て環境等の満足度に関する調査結果と今後の対策につきましては、この調査項目は、満足度が「高い」から「低い」までの5段階評価となっており、それを単純集計したものであります。今後、自由記載項目を含めて集計し、アンケートの分析を行ってまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画策定についてですが、この計画の内容につきましては、平成27年度から5年間の計画期間における保育所、幼稚園などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する需給計画などが中心となる計画であります。

また、計画の意義につきましては、法に示されていますが、教育・保育や地域の子育て支援に関する提供体制の確保を図り、子供とその養育者に対して必要な支援を行い、子供が健やかに成長できる社会の実現に寄与することです。

次に、平成26年度予算案の子ども・子育て支援事業計画策定以外の施策につきましては、怒らず効果的に子供を養育する子育てトレーニング教室の開催事業のほか、奥沢保育所で本年4月から産休明け保育と延長保育を新たに開始するとともに、銭函保育所では施設内に地域子育て支援センターを併設し、27年度からの供用開始に向けた改築事業を進めてまいります。

次に、子育て支援事業に関する所見につきましては、子供を産みやすい、育てやすい環境づくりのため、妊娠、出産から子供の成長に応じた子育て支援策が必要でありますし、仕事と子育ての両立支援の推進や長時間労働などの働き方の見直しも必要なことと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇)

○12番(鈴木喜明議員) 生活基盤関連についてお聞きします。

労務単価7.5パーセント引上げについてお聞きします。

個人消費や公共投資が堅調で、建設や小売など主に非製造業で求人が増えた結果、道内を含めて人手不足の地域が広がっているとの報道がありました。

日銀の調査では、人手不足で工事が遅れたりして、事業活動のボトルネックになっている事例が見られ始めていると指摘されています。

国土交通省は、1月30日、公共工事の予定価格、落札上限価格算出に用いる建設現場の職人の1日当たりの基準賃金である公共工事設計労務単価を、全国平均全職種で、現行比7.1パーセント増の1万6,190円に引き上げると発表しました。予定価格の上昇を促し、公共工事で落札業者が決まらない入札不調を防ぐのが狙いで、2月1日から道内では現行比7.5パーセント増の1万4,131円が適用されました。人手不足で鉄筋工などの職人の実勢賃金が上昇しているため、これを労務単価に反映し、公共事業の予定価格を全国で引き上げました。予定価格を実勢価格まで引き上げ、入札不調の解消につなげる考えとのことです。

我が党は、前回の平成25年第4回定例会代表質問において、本市の入札不調の実態と影響、また、その解消を建言しました。このたびの国土交通省の労務単価の改新は2013年に次ぐもので、実勢賃金の上昇は想像を超えた域であったことを示しています。この国の決定は、本市の入札不調解消の切り札と考えますが、いかがでしょうか。

また、このことにより、本市の既存契約案件についての対応と新年度予算案への影響についてお答えください。

次に、民間大規模建築物耐震診断促進経費についてお聞きします。

建築物の耐震化をより一層進めるために、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に基づき、市への耐震診断の報告が義務づけられている、不特定多数の人が利用する民間大規模建築物所有者に対し、耐震診断の経費の3分の2を助成するとありますが、対象となる施設は何棟ありますか。

また、耐震診断にかかわる建築士に一定の要件があるのかもお知らせください。

実際に、所有者の心配は、耐震診断そのものよりも、耐震診断にパスせず、耐震化への指導を受け、建築物の改修に莫大な経費がかかるのではないかということだとも聞いております。耐震診断提出後、基準を満たさなかった場合や、耐震診断を実施しなかった場合の、その後の流れをお示しください。

次に、住宅リフォーム助成事業費についてお聞きします。

2,120万円の予算案で住宅リフォーム助成事業が3年目を迎えます。道内の住宅関連企業は、増改築や修繕の時期に差しかかった住宅が増えていることに加え、少子化の進展で将来、住宅新築数の大きな伸びが期待できないため、一般住宅のリフォーム事業を強化しています。住宅メーカーや建材メーカーのほか、ホームセンターなどもリフォーム事業を拡大し、全国の住宅リフォーム市場の規模は、2009年を底に拡大傾向が続き、2012年には6兆2,000億円、2020年には7兆6,000億円に達するとの試算があり、そのリフォーム市場をターゲットに活性化していくと報告されています。

当然、本市においても、今後も増改築や修繕の必要性が高まる住宅が増えることが予想されます。しかし、本来の目的は、市内建築関連業者への経済活性化策であり、この制度を施工主が利用することによって、小規模ながら仕事を受注することができ、今後の仕事につながるとの思惑でした。3年間がめどということで、平成26年度で一度区切りがつくわけですが、本市における住宅リフォーム助成事業の2年間の総括と、今後の代替事業を検討中なのかもお示しください。

以上、5項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、生活基盤関連についての御質問がありました。

初めに、労務単価引上げについてですが、まず、国の労務単価引上げは、本市の入札不調の解消となるかということですが、現在の道内の建設現場の職人不足の原因としては、東日本大震災で大きな被害があった3県の復旧工事に出稼ぎに赴いていること、また、最近の若者が賃金の低さなどの理由から建設現場の職人になりたがらない傾向があるとされており、今回の労務単価の引上げは、建設現場の職人の増加につながり、入札不調の解消に一定の効果があるものと期待しております。

次に、労務単価上昇により、本市の既存契約案件についての対応についてですが、新しい労務単価は2月1日以降に積算する工事に適用されることとなっており、特例措置として、2月1日以降に古い単価で契約した工事は、受注者の請求により新労務単価に基づく契約に変更することができるものとなっております。

次に、新年度予算への影響についてですが、工事を発注する際、工事費の積算に当たっては、実施計画を基に資材や人工の数など詳細に積算していくこととなりますが、その中で労務単価の上昇分は工事費の積算額に影響はあるものと考えております。

次に、民間大規模建築物耐震診断促進経費についてですが、初めに、助成対象となる施設数につきましては合計で12棟ありますが、このうち3棟は既に耐震診断を実施したと聞いております。また、耐震診断資格者の要件につきましては、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士であって、法で定められた講習を受けることとなっております。

次に、耐震診断提出後の基準を満たさなかった場合の流れにつきましては、所有者から耐震改修等の予定を提出してもらい、建物の概要や診断結果とともに公表することになります。また、期限までに耐震診断を実施しなかった場合につきましては、所有者へ是正を命じ、その旨を公表するとともに、それでも従わなかった場合には100万円以下の罰金が科せられます。

次に、住宅リフォーム助成制度についてですが、まず、事業の2年間の総括につきましては、多くの市民の皆さんがこの制度を利用し、施工者を市内の業者に限定したことにより、制度の目的である市内産業の活性化に寄与するとともに、住宅の改修が促進され、省エネルギー化による環境負荷の低減、安全・安心で快適な住環境の整備が図られたものと考えております。

また、今後の代替事業についてですが、市内経済の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 平成26年度小樽市教育行政執行方針についてお聞きします。

上林教育長は、この中で「家庭・学校・地域が一体となって各般施策を着実に実行していくことが重要である」、また、「義務教育においては、子供たちの進学や就職を常に念頭に置きながら、厳しい現実の社会の中をたくましく生き抜いていける基礎基本の学力をしっかりと身につけるなど、知・徳・体

のバランスのとれた人材を育成することが求められている」と述べられておりました。全く同感であります。

本市では、義務教育の三本柱、知・徳・体で一番油断をしていた「体」が、平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査で劣っているとの結果が出ました。

また、執行方針の中でも触れられておりましたが、「知」では、昨年の全国学力・学習状況調査で残念ながら、小学校では算数A以外は全道平均を下回り、中学校では全て全道平均を下回る結果と聞いております。

「徳」については、昨年度の同方針の中で、平成25年度は、いじめ・不登校、体罰などの諸課題の解決に向けて、教職員間、各学校を取り巻く人や関係団体それぞれの連携が不可欠であり、これらの活動を通し、引き続き教育の活性化に努めてまいりますと述べられておりました。

教育には時間がかかることは十分承知しています。教育長が感じられた昨年から改善されたことや、知・徳・体それぞれに対する効果的な施策を、平成26年度の施策の中から、それぞれお示しください。

本市では、新年度予算案で、「小樽イングリッシュキャンプ」、市内小・中学生の国際感覚を育むため、外国人との活動や宿泊生活、外国人観光客への観光案内など、英語漬けの時間を過ごすプログラムの実施を掲げています。特に小学校の英語教育では、外国の人々に対し物おじしない態度や積極的に人とのかかわりコミュニケーションを図ろうとする態度、英語の基礎的運用能力、すなわち聞く・話す・読む・書く能力、みずからの意見を表現する能力を育むことが大切であると考えます。

昨年、道教委、小樽ユネスコ、小樽商科大学の留学生の協力の下、行われたオタル・イングリッシュ・デイは、児童・生徒にも大変好評で、この事業も楽しみなプログラムとなりそうです。しかし、小学校外国語教育は、現行の学習指導要領では、学校の判断により、総合的な学習の時間の国際理解に関する学習の一環として、外国語会話等に取り組むことができることとされており、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などになれ親しんだりするなど、小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすることのみを示しており、それぞれの小学校間で英語活動の取組に差があり、外国語、英語学習なのか、国際理解の学習なのか、必ずしも明確ではないという課題をはらんでいます。

そこで、この「小樽イングリッシュキャンプ」の内容とその位置づけ、今後の本市の小学校での外国語教育の目標について御説明ください。

また、新年度予算案ではデジタル教材整備費が計上されており、実物投影機としてプロジェクターを整備し、ICTを活用し、学習環境の整備を行うとのこと。ICTの活用で写真や図表を大きく提示して指示を明確にすることや、見せながら話して、わかりやすく説明やまとめをすることなど、児童・生徒が理解しやすく教育効果が高まることが知られています。もちろんこの機具だけでは不十分で、しっかりとシステムを構築しなければならないと考えます。ハード面では教員みずから機器を使いこなす技術、ソフト面では学習教材の効果的な使い方などを理解し、応用することが必要となります。教員の研修、実技指導については、どのようにお考えをお示しください。

また、ICTは常に進化し更新を続けるものであり、常に身近に置かなければ、その効果は薄いと考えます。新年度の主要施策等一覧では、各小学校で既存のものを含め最低1台配置されるように整備とありましたが、本市の児童・生徒の基礎学力習得状況の危機感から考えて、本来、1クラス1システムの整備が望まれます。せめて1学年1システムの整備が必要と考えます。今後の小・中学校のICT整備計画等についてお答えください。

以上、再質問は留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、平成26年度小樽市教育行政執行方針について御質問がありました。

初めに、知・徳・体における昨年度からの改善点と来年度の施策についてであります。 「知」の部分につきましては、昨年、西陵中学校において、秋田大学の教授を招き公開授業を行いました。1回の取組では限られた人数での研修となり、広がりが見られないという反省から、来年度については、共同研究として市内2校の中学校で、年間を通して授業研修を継続し、その成果を公開研修会で多くの教員に広げることで、小樽の中学校の授業力の向上につなげていきたいと考えております。

また、昨年、日帰りの日程で実施したオタル・イングリッシュ・デイは、英語を使って活動する時間が短く、英会話の習得につながらなかったことから、来年度は1泊2日の日程で実施し、日常生活を通しての実践力を身につけられるよう取り組んでまいります。

さらに、小学生の保護者を対象として、早い段階から家庭の中で進路について考え、学習意欲の高揚につなげることを目的として実施した高等学校合同進路説明会については、子供も参加させて話を聞かせたいなどの声が寄せられたことから、来年度は対象者を市内の小・中学校の児童・生徒及び保護者にも広げて開催することにいたしました。

次に、「徳」の部分については、これまでのいじめ防止キャンペーンなどの継続的な取組により、いじめの認知件数や不登校、問題行動などについては、おおむね減少傾向にあるものの、一方でインターネット上のいじめなどの問題も見られていることから、来年度については、全校に位置づけいたしました小樽市小中学校情報モラル対策委員が一斉に行うネットパトロールを強化し、ネットトラブルに対する抑止効果を高めていきたいと考えております。

次に、「体」の部分につきましては、これまで学力の向上に重点的に取り組んできましたが、今回の体力調査の結果、子供たちの体力が予想以上に低下していることから、来年度は学力に加え、体力の向上にも意を配り、体育の授業改善や1校1実践の取組などを進めてまいりたいと考えております。

次に、「小樽イングリッシュキャンプ」と今後の本市の小学校における外国語活動についてであります。このキャンプは、昨年初めて実施したオタル・イングリッシュ・デイをさらに発展させたものであり、おたる自然の村での1泊2日の宿泊体験を通して、1日目は「「Good morning.」から「Good night.」まで」を合い言葉に生きた英語を学ばせ、2日目は、前日の学習を生かして小樽運河周辺で外国人観光客に英語で小樽を紹介する時間を設け、自分の言葉が伝わる喜びや英語で交流できる楽しさを体験してほしいと考えております。今後、本市の小学校における外国語活動については、外国人観光客が多く訪れるまちならではの特色ある英語教育を行い、国際感覚にすぐれた人材の育成を目指してまいりたいと考えております。

次に、このたび整備します実物投影機を活用した教員の研修、実技指導についてであります。近年、ICTを活用して子供たちに情報活用能力を育成する教育が求められておりますが、その中でも実物投影機は操作が簡単で効果大きいということから、授業改善を図り、学力の向上につなげるため、全校に配置することといたしました。今後は、市内の教職員を対象に、効果的な使い方などを学ぶ実技研修会を開催するとともに、実際に活用する様子を見せる公開授業などを通し、教職員の指導技術の向上を図ってまいります。

次に、ICT整備の計画につきましては、教職員の研修を通じ、各学校での実物投影機を活用した授業改善の成果などを十分に検証するとともに、教育委員会として他の施策との優先度なども考慮して検

討してまいりたいというふうを考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明議員) 1点だけ再質問させていただきます。

まず、その前に、コンパクトシティを目指して集住という考え方を取り入れていただくということを確認いたしましたので、ありがとうございます。

それと、小樽港の一般貨物の増加施策として、ロシア極東貿易並びに雪氷倉庫の件を俎上にのせていただいたというふうに理解しておりますので、ありがとうございます。

お聞きしたいのは、1点だけでございます。先ほど、財政調整基金の残高が3億3,000万円とおっしゃっておりまして、万が一ということでございまして、もう、うららかですからたぶんないとは思いますが、そうなりますと残りが3億3,000万円で、1回分、この前の予算の補正が3億5,000万円でございますので、最悪ここから吹雪があると、1回分はあるという理解でよろしいでしょうか。それだけお聞かせください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 今、鈴木議員がおっしゃるように、補正が出ないように期待しているところがありますけれども、どういう状況になるかわかりません。昨年度は、本市の財政上、やはり除雪費としては最大の15億円という数字でございました。今回は、先ほど、専決処分で、後ほどまた御承認いただかなければいけないのでありますけれども、3億5,000万円補正いたしまして15億円ということでございますので、今の状況から考えますと降雪量は多少多いのでありますけれども、何とか昨年度並みにおさまっていただきたい、多少願望も含めております。

ですから、現実的にはそうではなくなったときには、先ほどは何とか財政調整基金の範囲内という話をしましたけれども、そのときはまた検討していきたいと思いますが、何とか財政調整基金の今の残りの約3億円の中でできればと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 鈴木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時50分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題です。

小樽市の財政の現状認識について、人件費の独自削減の復元や新・市民プール、福祉灯油等の実現に関して、市長の見解を伺います。

小樽市の財政の現状認識について、市長は、昨年の第4回定例会での小貫元議員の代表質問で新・市民プールの実現を求めたとき、累積赤字はなくなったが、他会計等からの借入残高が平成24年度決算で54億円もあり事実上の赤字だ、市財政は依然として深刻と答えていました。

また、予算特別委員会で、川畑正美議員が福祉灯油実現を求めたとき、市長は何と答弁したでしょうか。平成24年度は借入れを行っていないけれども、年度末で残高が54億円になっていることを引き合いに、他会計から借入れがないから余裕があるのではないかと、そういう質問ではないかと思うが、他会計からの借入れが膨らんでいったら、まさに財政再生団体に足を踏み込むことと同じことになる、こう言って福祉灯油実現を断ったではありませんか。

平成16年度、職員給与を独自削減したときの累積赤字は決算で11億7,978万円、他会計、基金からの借入残高は13億5,000万円、合計25億2,978万円。現在はどうなっているか。確かに累積赤字はなくなりましたけれども、他会計からの借入残高は、平成25年度決算見込みで46億3,800万円で、16年度の二つの合計より多くなっています。市長のおっしゃるとおり、他会計からの借入れが事実上の赤字だとすれば、現在のほうがはるかに財政は深刻なのではないでしょうか。

市長が新年度予算についての記者会見で述べたように、財政再建の道半ばという入り口、それどころか、かえって深刻さは増しているのではないのでしょうか。説明をしてください。

また、昨年第4回定例会のときと新年度予算編成時で、財政危機は少しでも緩和されたというのか、市財政の認識についての見解を求めるものです。

職員給与・特別職給与の独自削減の復元に関してです。

我が党は、平成16年度の職員給与削減のときも、財政が苦しいからといって一般職の給与削減はすべきではないと反対しました。今回の復元に関しても、一般職の復元には賛成です。

市長が職員給与・特別職給与の独自削減の復元に踏み切ったのは、平成16年度よりも財政状況がよくなったと判断したからだと考えます。そうだとすれば、新・市民プールや福祉灯油実現の要求には背を向け、財政再生団体に足を踏み込むことと同じになるとおどしをかけ、その一方で累積赤字がなくなったからといってみずからの給与は復元を図る、到底、市民の同意を得られるものではありません。私は、市長たる者は弱者を最優先し、みずからの利益は最後に享受するのが本当だと考えますが、見解をお聞かせください。

私が、市長が財政状況がよくなったと判断しているのではないかと指摘する根拠について、もう一つ尋ねます。

ふれあいパスの利用者負担増に関してです。

ふれあいパスの利用者負担増について、各党派代表者への説明のとき、原案のときですが、利用者である高齢者に1回の使用につき20円もの値上げをする案が示されました。私は、その場で、利用者の負担増は認められないと指摘したら、財政が大変だから、ふれあいパスでこれ以上の市の負担はできないと言い張っていたではありませんか。

ところが、その後、与党からも言われたと、取ってつけたようにあっさりと市が10円の負担、新たに2,000万円の負担をすることにしたとの追加説明がありました。取ってつけたようにと言ったのは、これまで議会の各党派への説明は、共産党は最後のほうだからです。今回の第1回定例会の議案説明は最後でありました。ふれあいパスの利用者への1回につき20円負担は、与党の了解をもらった上での共産党への説明と理解するのが当然でしょう。だから、共産党への説明のとき、認められないと強く主張しても頑として聞き届けなかったではありませんか。

話は横にそれましたが、このふれあいパスの議会への説明の経過を見ても、市長の財政認識は好転しているとの判断をせざるを得ません。そうであるならば、新・市民プールの実施設計など2,800万円や福祉灯油の1,200万円をはじめ市民が切実に望んでいる事業、今からでも遅くありません、実現をして市民を喜ばせてはいかがでしょうか。

国の平成26年度地方財政計画に基づく小樽市の新年度予算編成を終えて、真の財政再建の見通しと課題について尋ねます。

平成26年度地方財政計画では、国は、一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、25年度の水準を相当程度上回る額を確保した一般財源総額で、前年度比6,000億円上回ったと胸を張りました。地方税が伸びるとして、地方交付税は臨時財政対策債と合わせ約8,000億円も削減してしまいました。

小樽市の新年度予算案で、一般財源の大宗を占める地方交付税と市税はどうなったでしょうか。

地方交付税は、前年度比4億5,300万円の減、臨時財政対策債は1億600万円の減、合わせて5億5,900万円も減らされています。

市税はどうか。法人市民税は、前年度比1億1,760万円増の13億5,080万円、個人市民税は、4,400万円減の42億8,720万円で、市民税全体では7,360万円の増にすぎません。

このほか、4月からの消費税増税に伴う地方消費税交付金に期待をしたようですが、国は、増税初年度は経過措置として平年度ベースの0.7パーセントを見込まず0.2パーセントとしたため、前年度比1億5,200万円の増にとどまりました。

地方譲与税は、国は17.4パーセント増を見込んでいますが、小樽市は逆に3,800万円の減です。

その他の一般財源を含めても、小樽市の一般財源は前年度比で増加しているのかどうか、金額、比率にも触れてお答えください。

また、小樽市の新年度予算を分析すれば、果たして国の言うとおりの疑問が先に立ちます。そこで、通常収支分の一般財源に関して、国の言い分に照らして小樽市の新年度予算編成ではどうなっているか、説明をしてください。

次に、国の歳出特別枠、交付税の別枠加算は、20.1パーセント、38.4パーセントとそれぞれ削減されてしまいましたが、この二つについて、小樽市の予算編成にどのような影響となっているか、国の説明どおりの効果があったのか、具体的に説明してください。

次に、中松市長の選挙公約である真の財政再建をなし遂げることが、任期1年を残してどこまで到達しているかを検証する時期と考えますので、真の財政再建をなし遂げることほどまで来ているのか、具体的な事例、金額等も示して見解をお聞かせください。

あわせて、市長自身も財政再建は4年間でできるとは考えていないと思うので、次期市長選に中松市長は再度立候補するのも市民がひとしく注目しているところです。市長の所見をお聞かせください。

真の財政再建は、三位一体の改革を前後しての財政危機を脱することを指していますが、そうであるなら三位一体の改革のとき削減したあらゆる市民サービスを復元することが欠かせない課題と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

現在の地方財政危機は、2004年度からの3か年間の三位一体の改革で地方交付税を大幅に削減し、初年度だけでも2兆8,000億円もの大幅削減に起因しています。この3か年間で小樽市は、その減らされた総額が54億円を超えているのです。

しかし、地方からの猛烈な反発を受けて政府も若干の手直しを行い、地方再生対策費、後の特別枠へ統合されたものですが、またリーマン・ショックを受けての地方交付税の1兆円上積みをやらざるを得なくなり、その後、政権交代がありましたが、基本的に継承されてきました。

ところが、安倍内閣は、これらの財政の危機モードを平時モードに戻すと言って行ったのが今回の地方財政対策です。平時に戻すというのであれば、三位一体の改革のときに削減した地方交付税を改革以前に抜本的に戻すことでなければなりません。市長の見解を求めるものです。

この4月からの消費税増税について伺います。

1997年の消費税率5パーセントにしたとき、国の税収は、消費税という税金は確かに増えたが、所得税をはじめ、その他の税金が軒並み減少し、国の税収全体では、差引きで6兆円もの落ち込みとなったことは記憶に新しいところです。今回の消費税増税は、この比ではない事態が平成26年度に引き起こされる心配をするのは当然です。そうなったら、ますます地方交付税の総額が落ち込み、地方財政はますます困難になることは明らかです。

そこで、市税の落ち込みにならないかの心配に対する見解をお聞かせください。

また、増税によって市民生活に重大な影響を与えることについて伺います。

みずほ総合研究所が昨年10月に、総務省の家計調査を基に消費税引上げに伴う家計負担を試算しています。消費税増税による世帯年収別の消費税負担額や、年収に対する消費税負担率を明らかにしています。これによれば、年収237万円の勤労者の世帯では世帯主の月給が17万円程度の世帯ですが、税率8パーセントになるだけで年間5万7,592円の増税となり、月給の3分の1が消えてしまう、税率が10パーセントになれば、月給の半分以上が消えると明らかにしています。

非正規労働者がますます多くなる中で、こういう事態になればどうやって生活するのかと、市民のことを思うと胸が締めつけられる思いです。市長は、市民に塗炭の苦しみを与える消費税増税をどう考えているのか、見解をお聞かせください。

消費税増税は、中小企業・商店の営業にも、深刻な事態を引き起こします。帝国データバンクの昨年9月の消費税引上げに対する企業の意識調査では、事業所の規模を問わず、半数以上が悪影響があると回答しています。

また、取引先から納入価格の引下げの要請があった場合、つまり消費税増加分を価格に転嫁するな、価格転嫁拒否の要請ですが、承諾する、条件や相手によると回答した企業が半数を超えています。転嫁拒否は違法ですが、現在でも転嫁拒否を受けている中小企業・商店が多い中であって、さらに自分でかぶる事業所が増えることとなります。小樽市内の企業も例外ではありません。市長は、この現状をどう考えるか、見解をお聞かせください。

消費税増税に伴う国の低所得者対策についてです。

住民税均等割が課税されていない方に1人1万円の支給、そのうち基礎年金受給者などは5,000円を加算する臨時福祉給付金、児童手当の支給給付者、臨時福祉給付金の対象者は除かれますが、この支給対象者に対象児童1人当たり1万円の子育て世帯臨時特例給付金を支給することになりますが、1回きりで、負担増は解消されません。

なお、これらの給付金は本人の申請によるものですが、給付時期は市町村の実情に応じて決めることになっています。小樽市ではいつ支給するつもりか、対象者はそれぞれ何人となるのか、お答えください。

財政問題の最後に、消費税増税によって昨年12月に見直した小樽市中期財政収支見通しの一般会計収支見通しが狂ってこないかの疑問に対する見解も、あわせてお聞かせください。

1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 北野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、市財政の現状認識についてですが、まず財政は深刻さが増しているのではないかということにつきましては、予算編成における財源対策として、平成23年度までは他会計や基金に頼らざるを得ない状況にあり、16年度と比べ、25年度末の他会計と基金からの借入残高の見込みは増加しておりますが、現在は他会計からの借入れを行わず、収支均衡予算を編成しているところであります。

次に、市財政の認識につきましては、第4回定例会の際には国の地方財政計画が示されておらず、地方交付税の動向が不透明でありましたが、新年度予算編成時までの間で地方財政計画が示され、地方交付税をはじめとする一般財源の状況を見込むことができるようになり、財政調整基金の取崩しによる財源対策で収支均衡の予算編成となったものです。

次に、特別職の給与の独自削減についてであります。特別職の給与は、平成9年10月に、当時の市長が政策的判断に基づき3パーセントの独自削減をはじめ、その後、段階的に削減率を増加させながら、現在、私で30パーセントの削減としております。職員給与の独自削減を始めた平成16年度当時は、他会計からの借入れや予算の一部計上留保を行っていましたが、現状においては、他会計からの借入金の償還はあるものの、予算編成のための財源として新たな借入れや計上留保は行っていない状況にあります。しかしながら、本市の財政は余裕のあるものとは言えないことから、私の給与につきましても、平成16年当時と同率の15パーセントの削減とし、また副市長と教育長は、私と同様に現在の削減率を2分の1とすることで、引き続き給与の独自削減を行うこととしたものであります。

次に、市民のための事業ということにつきましては、限られた財源の中ではありますが、市民の「安全・安心な暮らしのための取組」や「市内経済の活性化に向けた取組」に加え、今回、新たに「次代を担う子どもたちへの取組」を優先的に取り組む重点施策として位置づけ、予算編成したところであります。

次に、真の財政再建の見通しと課題についてですが、まず新年度の一般財源の状況につきましては、財政調整基金による財源対策前で335億6,000万円、25年度予算と比べ4億6,000万円、1.4パーセントの減となっております。

次に、本市の主な一般財源を国の地方財政計画に照らした場合につきましては、地方税では、国は2.9パーセントの増と見込んでいるのに対し、本市は0.1パーセントの増、地方譲与税では、17.4パーセントの増に対して10.2パーセントの減、地方交付税では、1.0パーセントの減に対し2.7パーセントの減、地方特例交付金では、5.0パーセントの減に対し15.1パーセントの減、臨時財政対策債では、9.9パーセントの減に対し4.2パーセントの減となっております。

次に、歳出特別枠、交付税の別枠加算の影響につきましては、国は、地方財政計画において歳出特別枠を1兆1,950億円としており、地域の元気創造事業への振替分3,000億円を含めると前年度水準を確保したとしておりますが、一方で、歳入では、地方税収の伸びを踏まえ、交付税の別枠加算を9,900億円から6,100億円に縮小したことなどから地方交付税総額が減少しており、本市の地方交付税が減少となる要因の一つであると考えております。

次に、真の財政再建の到達度についてですが、私の考える真の財政再建とは、赤字団体に転落することのないよう、今後の中・長期的な収支を見極め、毎年度の予算編成時において他会計などからの借入れに頼ることなく財源不足の解消を図り、一般会計が本来の意味での収支バランスをとることと考えております。平成24年度以降は他会計などから新たな借入れは行っておらず、私が就任した23年度には約54億8,000万円であった借入残高も、26年度末では約42億3,000万円まで減少する見込みであり、財政再建に向け着実に前進しているものと感じております。しかしながら、この借入れの完済にはなお12年ほどかかる予定であり、現状といたしましては道半ばであると考えております。

次に、次期市長選に対する私の考えであります。現在、財政健全化や市内経済の活性化への取組など、本市が抱える課題に全力で取り組んでいるところであります。私の進退につきましては、残された任期に全力を傾注し、その上で適切な時期に判断したいと考えております。

次に、削減した市民サービスの復元につきましては、先ほどもお答えいたしました。真の財政再建の達成にはいまだ道半ばであると認識しており、財政健全化に向けた取組を継続していかねばならないものと考えております。市民サービスの推進のためには安定した行政運営と財政基盤が必要不可欠でありますので、そのためにも真の意味での財政再建をなし遂げることが重要であると考えており、財政健全化のため最大限の努力をしまいたいと考えております。

次に、地方交付税の復元につきましては、これまでも、三位一体の改革の際の地方交付税の大幅な削減が現在のさまざまな地方行財政上の課題の対応を困難にしている原因の一つであることに鑑み、増大、多様化する地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図るよう北海道市長会や全国市長会などを通じて要望してきたところであり、今後も引き続き、必要な地方交付税総額の確保を国に要望してまいりたいと考えております。

次に、消費税増税と市税の落ち込みについてですが、国が作成した平成26年度地方団体の歳入歳出総額の見込額の市町村税では、法人住民税均等割と市町村たばこ税など以外は、いずれも増加と見込んでおります。本市では、これまで必ずしも全国と同様の傾向にはならないことから、一定程度、市税収入への影響はあると考えております。

次に、消費税増税についてですが、国は、低所得者及び子育て世帯への対策として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事業を実施するほか、政府与党では、生活必需品の税率を低くする軽減税率の導入も検討しておりますが、家計や市民生活に一定程度の影響があるものと考えております。しかしながら、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を国が責任を持って確立していく必要があり、その財源を安定的に確保するためには欠かせないものと考えております。

次に、消費税の転嫁拒否等につきましては、国としても、このたびの消費税率の引上げに当たり、中小の事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法を平成25年10月1日から施行しております。この法律では、大規模小売事業者等に対し、商品や役務を供給する中小事業者等への減額や買いたたき、本体価格での交渉の拒否などを禁止しているほか、転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等を行うことで違反行為を防止、又は是正することとなっております。本市といたしましても、国からの要請に基づき、同法に係る情報受付窓口を産業振興課に設置し対応しておりますので、市内中小企業者が消費税の転嫁拒否を受けることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の給付時期につきましては、支給条件の一つが、平成26年度の市民税均等割の非課税者となっていることから課税業務が終了してからとなりますが、申請の受付や給付に係る準備業務を考慮しますと、早くとも8月以降になるものと考えております。

また、対象者につきましては、国が示している計算方法に基づいて算出しますと、臨時福祉給付金が約3万2,000人であり、子育て世帯臨時特例給付金が約1万人となりますが、実数については、ただいま申し上げましたとおり、課税業務が終了していないことなどもあり、お示しすることができません。

次に、消費税増税による中期財政収支見直しへの影響についてですが、昨年12月に見直しを行った収支見直しは、平成24年度決算及び25年度予算を基に見直しの時点で見込むことのできる一定の条件の下で試算したもので、消費税率の引上げも考慮して推計しており、影響はないものと考えております。収支見直しにつきましては、各年度の予算編成や決算の状況を踏まえ毎年度見直すこととしており、今後

も国の動向などを的確に把握しながら、適切な見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）

○22番（北野義紀議員） 水道料金体系の合理的改善を求めて質問します。

現在の家事用の料金体系についてですが、水道料金基本額は条例で定められています。基本料金は、基本水量10立方メートルまで1,270円、10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルにつき185円、20立方メートルを超える1立方メートルにつき190円となっています。

この料金体系で問題なのは、使っていない水道料金まで払わされているということです。メーターの検針は2か月ごとに行い、料金を請求していますが、使用量が2か月間で基本水量の20立方メートルに満たない加入者が、昨年の8、9月の調査で1万8,157件で、家事用加入者5万33件の36.3パーセントとなっています。これらの加入者が年間使用したとみなされる水量は217万8,840立方メートルですが、実際に使用した水量は129万1,308立方メートルですから、88万7,532立方メートルが使用していないにもかかわらず料金として払わされている水量です。水道料金にしてみますと、年間1億1,835万2,392円にもなります。しかし、これは水道水の使用が一番多い8、9月ですから、1年間となれば、未使用にもかかわらず支払わされている料金はさらに多くなると考えられます。

使用量が2か月間で、基本水量20立方メートルに満たない加入者が、平成24年度決算で使っていない水道水の料金まで払わされている額は幾らになるか、お答えください。

また、基本水量に満たない加入者1件当たりの使っていない水道水の料金の平均額は幾らになるかについてもお答えください。

この問題は、以前から我が党が何回か指摘してきたところです。市長は、この水道料金体系についてどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

次に、使っていない水道水の料金まで払わされていると指摘すれば、水道局は即座に、基本料金の中には管理維持費が含まれている、こう説明します。それでは、家事用の基本水量10立方メートルの料金1,270円のうち、管理維持費は幾らなのか、お答えください。

また、1,270円の中には企業債の元利償還は含まれているはずだと思うのですが、これらの疑問についても生まれてまいりますので説明してください。

また、平成24年度損益計算書で、未処分利益剰余金は7億6,147万4,962円で黒字ではないかと言えば、貸借対照表の負債・資本の部の借入資本金164億2,173万3,567円の解消に充てるからとも説明します。それでは、維持管理費、企業債元利償還は、家事用と業務用、これに案分していると考えますが、加入者1件当たり、それぞれ幾らになるか、その根拠も示して説明をしてください。

現在の水道料金体系について伺います。

現在の水道料金は、平成8年度に改定されて以来のものです。当時は、収益的収支と資本的収支合わせの年度末資金不足が出ており、これを3年間で解消するためとのことでした。ところが、平成9年度には年度末資金不足は解消されました。しかし、多額の累積欠損金の解消の必要性から、現在の料金体系を続けてきました。しかし、累積欠損金は平成23年度末で解消したにもかかわらず、現行料金を改定しようとはしていません。どうしてなのか説明をお願いします。

次に伺いたいのは、平成8年度当時、どうして年度末資金不足が生じたのか、また、その当時、多額の累積欠損金が生じたかについて、それぞれ金額も含め説明してください。

合理的な水道料金体系に改定することについて伺います。

先ほど来指摘しているように、使っていない水の料金まで払わされていると市民の不満が出ていますが、この解消のためにも企業債の元利償還あるいは維持管理費を明確にして、その上で水道使用量に応じた料金体系とするか、また1立方メートル当たりの料金の中に企業債の元利償還、維持管理費を含めた水道料金体系にすることがより合理的で、市民の皆さんの理解を得られるのではないのでしょうか。市長の見解を求めるものです。

平成5年に完成した朝里ダムが水道企業会計に大きな負担となった問題です。

朝里ダムは、小樽市の人口が22万人になるとの想定で建設されました。ところが、逆に人口が減り、給水人口も減少し、水道企業会計に大きな負担となり、市民が払う水道料金にも大きな影響を与えていると考えますが、市長の見解を最初にお聞かせください。

次に、朝里ダムの総事業費は幾らで、小樽市の負担は幾らだったのか、国庫補助は幾らで、一般会計からの繰出金は幾らか、水道局の企業債は幾らで、平成35年度まで利息の合計は幾らと推計しているかについて説明をしてください。

平成23年度に解消したとはいえ、多額の累積欠損金が生じた原因も朝里ダムにあったのではないのでしょうか。説明してください。

また、現在の水道料金にもなっている平成8年度の水道料金値上げの原因が、朝里ダムの建設費の借金払いにあったのではなかったか、これについても説明をしてください。

次に、朝里ダムの元利償還が平成35年度までかかるとのことで、償還のピークはもう過ぎているとはいえ、現在でも市民の皆さんが払う水道料金にかぶせられている問題です。

企業会計の決算の推移で伺います。資本的収支の差引きで不足となった場合、収益的収支の給水収益、つまり水道料でカバーし、資本的収支と収益的収支合わせて年度末資金が不足にならないようにしているはずですが。こういう理解で間違いがないかどうか、最初に説明してください。

次に、昭和56年度に朝里ダムの最初の企業債借入れを行って以降、多額の借入れを起こしてきました。企業会計の決算で言えば、朝里ダム償還金とは記載されていませんが、企業債償還金として資本的収支の支出に記載されます。しかし、資本的収支で支出が多額で差引きでマイナスになったら、資本的収支と収益的収支合わせて年度末資金が不足することになり、これを消すためには収益的収支の給水収益、水道料の値上げでカバーせざるを得ません。給水収益は水道料金ですから、人口減による給水人口の減少で、朝里ダムの償還金は、市民からの水道料金に上乘せなければ年度末資金過不足はとんとんになりません。

だから、過大な朝里ダムの償還金が、飲んでいないにもかかわらず、その水にまで高い水道料として市民にかぶせられる仕組みにならざるを得ません。市民に朝里ダムの負担をかぶせていなかったかどうかお答えください。

次に説明いただきたいのは、朝里ダムの企業債償還が始まった以降の決算の推移についてです。

資本的収支の収入と支出で、差引きの結果はどうなっていたか、お答えください。

次に、資本的収支の支出の企業債償還金のうち、朝里ダムの償還金は幾らであったか、また資本的収支の収入と支出での差引きでマイナスとすれば差引額で幾らであったか、また収益的収支の収入の給水収益は幾らで年度末資金過不足はどうなっていたのか、それぞれ説明をしてください。

水道料金の最後に、この4月から消費税増税を水道料金、下水道使用料に転嫁しないことを求めて伺います。

マスコミ報道で明らかのように、旭川市は、総務省が各自治体に消費税が適正に転嫁されるよう願う

という通達があったにもかかわらず、4月から物価値上げを強いられる市民の懐に配慮する、こういう理由で低所得者や障害者世帯向け約1万6,000世帯の水道料金など、900万円を転嫁しないとのことでした。

消費税8パーセントへの増税は、本市経済に大きな打撃となるものです。水道料金、下水道使用料に増税となる3パーセントを転嫁しなかったら、その影響額はそれぞれ幾らで、その合計は幾らになるでしょうか。

また、最低限、旭川市のように、低所得者や障害者世帯の水道料金、下水道使用料に転嫁せず、暮らしに配慮していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

この場合、水道料金、下水道使用料で、それぞれ幾らで、その合計は幾らになるかお答えをいただき、転嫁しないことへの市長の見解を求めるものです。

2項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、水道料金体系の合理的改善について御質問がありました。

初めに、現在の家事用の料金体系についてですが、まず平成24年度における基本水量に満たない使用者の年間の基本水量と実使用水量との差に相当する金額につきましては、基本料金に1立方メートル当たりの従量単価の考え方はありませんが、基本料金の1,333円50銭を基本水量の10立方メートルで除した133円35銭を従量単価と仮定して試算しますと、約1億980万円となります。また、1件当たりの金額につきましては、1,143円となります。

次に、現在の水道料金体系につきましては、料金は基本料金と従量料金とで構成されており、基本料金は水の使用の有無にかかわらず賦課される定額の料金で、従量料金は基本水量を超える実使用水量に応じて賦課される料金です。

次に、未使用の水道水の料金を徴収していることについてですが、まず基本料金に含まれる経費内訳につきましては、人件費や維持管理費、水道施設を整備するために借り入れた企業債の元利償還金などで固定的にかかる経費であります。

また、家事用、業務用別の内訳につきましては、現行の料金は、平成8年度の改定の際、資金不足の解消を図ることを目的とし、経費の積み上げを行っていないため、家事用、業務用の基本料金に対しての経費の案分はしておりません。

次に、現在の水道料金の体系についてですが、まず現行料金を改定しないことにつきましては、料金収入は平成11年度をピークに年々減少しており、その一方で、施設の老朽化対策や耐震化対策を進めるため支出が増えることから、現行の料金を下げる状況にないためであります。

次に、平成8年当時の年度末資金不足や累積欠損金が生じた原因につきましては、市内への安定的な給水を図るため、昭和53年から第6次拡張事業を行っており、これに係る企業債の償還による影響があったものです。

次に、合理的な料金体系につきましては、現行の料金は、改定の際、資金不足の解消を図ることとしていたため、個々の料金にどのような経費が幾ら含まれているかわかりづらいことから、今後、料金改定を行う際には市民にわかりやすい体系にしたいと考えております。

次に、朝里ダム建設の市民負担についてですが、まず水道料金への影響につきましては、朝里ダムは、市内への安定給水と湧水に強い水源を確保し、将来の水需要に対応することを目的として建設しており、

その経費については必要な負担と考えております。

次に、朝里ダムの総事業費につきましては349億円で、そのうち小樽市負担分は126億円となります。本市の負担分の財源内訳ですが、国庫補助金が46億円、企業債が54億円、一般会計の負担金など26億円となります。また、企業債利息の支払総額は57億円となります。

次に、累積欠損金や料金値上げの原因につきましては、朝里ダムを含めた第6次拡張事業に係る企業債の償還による影響があったものです。

次に、料金値上げの要因についてですが、まず公営企業会計の会計処理につきましては、御質問のとおり、資本的収支の不足分は収益的収支の減価償却費などで補填するため、結果的に給水収益で補填していることとなります。

次に、朝里ダムの市民負担につきましては、先ほども答弁いたしました。市内への安定給水と湯水に強い水源を確保するため建設したものであり、その経費については必要な負担と考えております。

次に、朝里ダムの企業債の償還が始まった以降の収支の推移につきましては、料金改定を行った平成8年度では、企業債償還金は5億8,600万円、そのうち朝里ダム分は9,100万円となります。資本的収支では6億6,700万円の不足となり、給水収益は30億1,700万円、年度末資金過不足では5,200万円の不足を生じました。平成24年度では、企業債償還金は14億6,600万円、そのうち朝里ダム分は3億3,000万円となります。資本的収支では14億7,200万円の不足となり、給水収益は26億3,900万円、年度末資金過不足では9億1,400万円の余剰となっております。

次に、消費税の転嫁についてですが、3パーセント転嫁しない場合の影響額につきましては、平成26年度予算では、水道料金で約6,000万円、下水道使用料で約4,800万円、合計で約1億800万円となります。

また、低所得者などへ転嫁しない場合の影響額ですが、平成24年度の水道料金、下水道使用料の減免世帯で試算しますと、水道料金で約380万円、下水道使用料で約320万円、合計で約700万円となります。

最後に、消費税を転嫁しないことについてですが、企業会計は消費税の納税義務を負うものであり、条例等で規定している料率は、消費税の税率に合わせるべきものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）

○22番（北野義紀議員） 簡易水道事業特別会計について尋ねます。

簡易水道事業特別会計については、幾つかの問題点があります。差し当たって解決しなければならない点について、また、その原因について伺います。

簡易水道事業特別会計への繰出金は、将来にわたって市財政を圧迫する要因となります。平成26年度予算案では、食料品製造企業地下水利用組合加入者が簡易水道に切り替えていただくことが見込めないと判断し、一般会計の繰出金9,975万円を当初予算案に計上しました。

石狩開発株式会社が平成14年に破綻した以降、簡易水道事業特別会計への一般会計からの繰出金の合計が、26年度予算までで6億8,621万円にもなっています。

平成23年10月に、食料品製造企業地下水利用組合から中松市長宛てに、水道水大量使用者の料金の低減を図っていただきたい旨の要望が出されています。

また、市長は、平成25年6月に、新港地域における簡易水道事業に関する要請を北海道知事宛てに行っています。

市長も認めているように、地下水利用組合の皆さんの簡易水道への切替えは難しい課題で、簡易水道

に切り替えた場合、料金の新たな負担増は7社で幾らになると推計しているか、お答えください。

次に伺いますが、平成元年度の小樽市簡易水道事業の給水開始に当たって、小樽市簡易水道事業特別会計の赤字を石狩開発株式会社が負担することに、どうしてなったのか、その経緯について詳しく説明をしてください。

我が党は、平成14年度に石狩開発株式会社が破綻したとき、簡易水道の赤字は北海道に負担させるよう要求してまいりました。その理由は、後ほど触れますが、北海道は、北海道、小樽市、石狩市、地下水利用組合、石狩開発の5者で構成する地下水利用協議会を昨年3月末で解散してしまいました。これは、北海道が簡易水道事業立ち上げの経過に照らし、北海道が負うべき責任を放棄し、同協議会に対し、毎回、小樽市が簡易水道への赤字の負担を求めることを遮断するためとしか考えられません。市長の見解をお聞かせください。

石狩湾新港背後地域の水の供給問題で伺います。

石狩湾新港地域への水の供給問題では、我が党は初めから、当別ダムを建設し、新港背後地へ本管を布設するより、小樽市の水道水を新港背後地に本管を延長、布設したほうが格段に安上がりで、小樽市の水道水の使用となるのだから小樽市のためになると、当時の市議会の議員協議会で主張しました。しかし、小樽市の要望を顧みず、北海道の主導で当別ダム建設が強行されました。当別ダムは完成し、水の供給も始まりました。

伺いますが、当別ダムの建設費と浄水場送水管建設費は、総計で幾らになったのでしょうか。その財源の内訳も示してお答えください。

次に、小樽市の豊倉浄水場から樽川配水池までの送水管布設の費用は幾らと推計されるか、一般的条件でいいですからお答えください。

新港背後地で、簡易水道の給水量は幾らと想定しているのか、お答えください。

仮に、小樽市の水道水を使用したとなれば、その料金は幾らと推計されるか説明してください。

石狩湾新港推進で小樽港を衰退させ、その背後地では水の問題で、小樽の水を使用しないで、当別ダムを建設して無駄なお金を使う、石狩湾新港地域で北海道が小樽市をないがしろにしてきたことに対する市長の見解を求めるものです。

3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、簡易水道事業特別会計について御質問がありました。

初めに、簡易水道事業特別会計の繰出金についてですが、まず地下水利用組合の各企業が地下水から簡易水道に切り替えた場合の負担につきましては、平成25年度当初予算で計上した水量33万7,000立方メートルで試算いたしますと、7社で約9,500万円の増となります。

次に、簡易水道事業の収支不足分を石狩開発株式会社が負担することになった経緯につきましては、昭和57年に、小樽市と石狩開発株式会社との間で石狩湾新港地域銭函地区土地区画整理事業の施行に伴う開発関連事業に係る費用負担等に関する協定を締結しました。この協定では、水道事業については、小樽市が事業者となって水道の布設及び経営を行い、同社は当該水道事業の健全な経営に資するため、建設費の一部及び経常収支の不足額等について負担すると取り決めたことから、本市の簡易水道事業の収支不足分は同社が負担しておりました。しかしながら、同社は、平成14年に経営破綻したことから、

その後の収支不足分は本市が負担しております。

次に、地下水利用協議会の解散につきましては、昨年3月末に北海道から本市に対して、平成25年度より石狩西部広域水道企業団からの恒久水源が確保されたことから、これまで暫定的に地下水揚水計画量などを定めた地下水揚水計画を継続しないこととし、25年3月31日をもって地下水利用協議会を解散する旨、通知がありました。

市としましては、協議会の解散によって北海道のこれまでの主導的な立場がなくなったものとは考えておらず、北海道が策定した計画どおり、地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう、必要な方策を早急に検討し、実現すること、また地下水利用組合企業が本市の簡易水道への転換を行わないことで生じる簡易水道料金収入の不足分について本市へ補填などの対策を講じることについて、北海道に対しては継続的に申入れを行っているところであります。

次に、石狩湾新港背後地への水の供給についてですが、まず当別ダムと浄水場等の建設費総計、及び財源内訳につきましては、ダム本体の建設費は685億円で、そのうち水道用水の負担分は199億円、浄水場、送水管等の建設費は371億円で、総計は570億円となっております。また、その財源内訳は、国庫補助金が212億円、企業債が156億円、各構成団体からの出資金等が202億円であります。

次に、豊倉浄水場から樽川配水池までの送水管の布設費用につきましては、浄水場の増設、ポンプ場の建設、送水管等の施設費を標準的な施工条件、地質条件で試算しますと、現在の建設費で約60億円となります。

次に、石狩湾新港背後地での簡易水道の給水量と料金の推計につきましては、小樽市域分の給水量は、地下水利用組合が簡易水道に切り替わることを想定し、平成25年度当初予算では44万4,000立方メートルを計上いたしました。また、この水量を小樽市給水条例で定められている業務用の料金で試算いたしますと、約1億2,700万円となります。

次に、石狩湾新港推進に係る見解についてですが、石狩湾新港地域では、国の基本計画に基づき、港湾を核とした札幌圏における新たな生産・流通基地の創出を目的として産業拠点の開発が行われており、この開発に伴う国、道、小樽・石狩両市などが参加する石狩湾新港地域開発連絡協議会などを通じて、関係機関が相互に密接な連携を図りながら当該地区の開発が進められてきたと認識しております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）

○22番（北野義紀議員） 石狩湾新港地域港湾区域に石狩市と小樽市の境界の画定を求めて質問します。

石狩湾新港の港湾区域に、いまだに小樽市と石狩市の境界が定められていません。昨年12月に、石狩湾新港の港湾計画の一部変更が行われ、港湾区域に再生可能エネルギー源を利活用する区域、いわゆる洋上風力発電区域が設定されました。港湾区域への両市の境界の線引きいかんでは、洋上風力発電開始となれば、小樽市あるいは石狩市に固定資産税が入ります。境界の画定は急がれることになりました。

市長は、石狩市と境界についていつ話合いを持とうとしているのか、今後のスケジュール、クリアしなければならない課題等があれば説明してください。

次に、石狩市との境界をめぐる協議に当たって、市長はどのような立場で臨むのか、基本的見解と、市町村の境界紛争時に、その解決の根拠とされる「埋立地における市町村の境界紛争とその考察視点」という文献がありますが、そのどこを根拠にするのか、また、そのほかに権威ある文献があるのであれば

紹介をいただき、そのどこを根拠にするのかについて説明をしてください。

石狩湾新港の港湾区域の小樽市域に洋上風力発電が供用開始となれば、港湾区域の中には既に漁業権は消滅していますが、石狩湾漁協が心配しているように、その隣接海域や周辺海域での漁業への影響がどうなるのかが新たな課題として出てまいります。

市長は、昨年12月の石狩湾新港港湾計画の一部変更に同意していますが、この新たな課題をどのように考慮されたのでしょうか、見解をお聞かせください。

4項目目を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、石狩市と小樽市の境界について御質問がありました。

初めに、石狩湾新港地域港湾区域の境界画定に係る石狩市との協議についてですが、先月、両市の担当者間で石狩湾新港地域の洋上の境界の設定について打合せを行い、今後の協議及び情報共有の必要性について確認したところであります。今後は、石狩湾新港管理組合において洋上風力発電事業者を公募して決定していくとしていることから、この公募の手続や事業者が行う環境影響評価手続の進捗などを注視しながらスケジュールを決めていきたいと考えております。

また、境界設定における課題につきましては、両市の考えが一致することが必要であると考えているため、本市の意向だけでは進められないと考えているところあります。

次に、石狩市と協議に臨む私の基本的立場ということでありますが、公有水面上の境界設定につきましては、地方自治法第9条の3の規定により、石狩市と本市の合意が基本と考えられますので、まずはその合意形成に努めてまいりたいと思っております。

公有水面上の境界設定につきましては、実益がないためか、多くの文献は見当たりませんが、方法としては幾つかの説があり、海に向かい水際線に垂直な線を引く説や現在の境界線をそのまま水上に延長する説などがあるものと認識しております。

次に、洋上風力発電に伴う漁業への影響についてですが、昨年12月の港湾計画の一部変更への同意につきましては、環境への影響を考慮したものではなく、再生可能エネルギーを利活用する区域の設定が港湾の管理上、支障のないものと判断したものであります。

なお、環境への影響につきましては、事業者が行う環境影響評価の手続の中で調査結果を踏まえて十分な検討がなされ、対処されるべきものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目目の質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）

○22番（北野義紀議員） その他の項目で質問します。

この3月1日、新聞折り込みで広報おたる3月号が皆さんのお宅に配布されました。その6ページに、「ふれあいパスの交付が始まります」という表題で、ふれあいパスの値上げを前提に、予算が議会で議決されていないにもかかわらず、利用者負担を変更する予定と告知し、そして記事の中で4月1日から利用者負担額を1回の乗車につき110円から120円に変更する予定だと、この場合、ふれあい回数券1冊分の購入代金は1,200円となります。さらに、ふれあい回数券購入券が新たに必要になるということも説

明しています。

市長に伺いたいのは、議会で議決もしていないのに決まったかのように広報おたるに掲載することは、議会の議決権を侵す許すべからざる暴挙だと私は思いますが、謝罪と訂正を直ちに行うよう要求し、市長の見解を求めるものです。

なお、これに至る経過もあり、以前、ホームページでこのことが掲載されたときにも抗議をしました。このときはホームページから削除されました。そして、今回広報おたるに掲載したいと来たから、私はそれはやめるべきだということまで言ったにもかかわらず掲載を強行する、こんな暴挙は許されないことは明らかであります。市長の見解を伺います。

再質問を留保して終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま、ふれあいパスの広報掲載についての御質問がありました。

まず、議会の審議前に広報に掲載したことにつきましては、ふれあいパスの交付を今月中に予定しており、混乱を避けるため、利用者負担の引上げについても、あらかじめ周知する必要があることから、行ったものであります。

また、記事については、あくまでも予定である旨の表現とし、議会に提案中であることを注記しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、ふれあい回数券購入券につきましては、利用の実態を調査するために御協力をいただくものでありますので、重ねて御理解をお願いいたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 何点か再質問させていただきます。

市長から答弁いただきましたけれども、国の財政計画に照らして小樽市の新年度予算の歳入の乖離は甚だしいものがあります。今までこんなことはなかったはずですが。

小樽市の新年度予算では、国は地方税が伸びる、だから地方交付税を削ると言いますが、小樽市の場合、市税全体で820万円しか伸びないにもかかわらず、交付税は5億5,900万円も削減する、こんなことはかつてなかったことです。どうしてこんなことになったのですか。

先ほどの答弁を聞いていれば、地方財政計画が決まってから予算案をいろいろ検討したようですが、地方財政計画が決まってから載せているはずなのに、どうしてこんなことになるかという点が第1点です。

国の地方財政計画は日本全体のものでありますから、必ずしも一自治体にそれがストレートに反映されるというふうには私も思いません。しかし、これまでの国の地方財政計画あるいは地方財政対策に照らして、小樽市の新年度予算の組み方はそんなに違っていませんでした。むしろ交付税は、財政の基盤が弱いこともあって国の標準より伸びていたことが多かったのです。なぜ新年度はこんなことになったのですか、全く合点がいきません。説明をしてください。

次に、一般財源について答弁がありましたけれども、私が聞いたのは、国は、前年度水準を相当程度上回ると、そして6,000億円上回ったのだと言って胸を張っているのです。ところが、先ほど市長が答弁されたように、小樽市の一般会計は前年度に比べて4億5,869万円も減っているのです。こんな逆さまな

ことが何で起こったのかと。本質問でも金額等は触れていますから、これをまず説明してください。

次に、財政の認識についてです。

累積赤字と他会計基金からの借入れの問題です。

予算の編成に当たって、財源が足りないからといって銀行や金融機関から、何億円であってもその不足分を借りてきて帳尻を合わせるということは禁じられています。ところが、他会計からの借入れや、あるいは基金からの借入れというのは、この禁じ手を破って、そして金利を払って借りることになります。これはちょっと異常ではないかと思うのです。ただし、これには例外があって、臨時財政対策債は、国が、元利償還は交付税で面倒を見るから、不足分を小樽市は何億円借りてよろしいですと、これは法律でそうになっているから別ですけれども、この禁じ手を使わざるを得ないくらいやはり小樽の財政は大変だということだと思うのです。

ところが、累積赤字は消えたけれども、この禁じ手の他会計からの借入れは年々増えていって、市長が平成24年度から実質的な予算編成をやるに当たって、この他会計からの借入れをやめたのは私は賢明だったと思うのです。

しかし、累積赤字が平成16年度よりも相当額上回っているにもかかわらず、いわゆる私が本質問で聞いたプールの実現とか、福祉灯油とか、そういう問題に対して、市長は、あたかも財政が好転したかのように共産党は言うけれども、そうではないのだと言って実現を拒んだではないですか。それは12月の話です。ところが、年が明けて、予算編成の段階でふたをあけたら、財政が好転したと言わんばかりに特別職の報酬の復元、削減率を半分にするということですから、復元ですよ。これをやるというのはどういうものだろうか。財源の認識は、12月と予算編成時で明らかに市長の認識は違っているとしか思われません。どうしてそういう心境になったのか、認識の違いになったのかをお答えいただきたい。

それで、現在の特別職の報酬というのは、平成9年12月2日に、たしか報酬審議会から当時の新谷市長に答申があって、大急ぎで第4回定例会に追加提案したのです。共産党は、そのとき、審議の時間が足りないと言って、提案してすぐ決めろというやり方は乱暴だと言って同意はしませんでした。しかし、このときも、新谷市長が、特別職と議員報酬をそれぞれ引き上げますと、こう言って議案として提案したのです。なぜ私がこの古い話を言うかということ、議会は、先日、各会派代表者会議を開いて、財政が依然として厳しいと、こういう認識で議員の復元については今任期中では行いませんということを決めました。今まで新谷市長の時代からも、市長の給与、議員の報酬というのは、一体で仲よくやってきたのですから、議会在らうであれば、私は返上というか、議案を撤回して、議員と同じように足並みをそろえますというふうにならないのかということをお答えいただきたい。

それから、水道局に伺います。

先ほどの市長答弁を聞いていますと、水道料金の中に維持管理費や企業債の償還、これらの数字を並べて説明しているのです。ところが、驚いたことに、後段になったら家事用と事業用は案分していないと。それは、平成8年度の水道料金改定のときに、ただ赤字を消す、収益的収支と資本的収支の差によって生ずる年度末資金不足をどうしたらなくすことができるかということだけで、金額だけいじって、そして水道料金改定をやっているから、案分なんかやっていないという話なのです。そうしたら、前段で言ったことが果たして正しい数字なのかと、金額なのかという疑問が出てきます。だから、当然、一貫性のある数字を示して、納得いくように答弁をお願いしたいと。

それから、水道事業会計の決算の推移について、市長は先ほど答弁されました。

それで、平成4年度にも水道料金値上げをやっているのです。朝里ダムは、その少し前に、昭和50年代の後半に完成して、そして借金返済、企業債の返還が始まっているのです。しかし、水道料金、平成

4年度に上げたけれども、資金不足は依然として深刻だと言って、値上げしてからわずか4年目でまた大幅な値上げをやっているのです。3か年で過不足をなくするという約束でやったけれども、2年目にもう不足は解消して、以来ずっと黒字になっているのです。収益的収支と資本的収支を合わせたものです。

だから、水道料金を高く取り、朝里ダムの償還金が重荷になっていたのを、支払を全部、市民の負担でやってきたことだというふうに考えるのは当然ではないかと思うのです。その前の累積赤字ですね、累積欠損、この金額もただものではないです。26億円以上あったと思うのです、平成8年度に。それも14年間かけて、23年度末にはゼロにしているのです。これは市民に対してひどいやり方だと思います。

本来であれば、朝里ダムは人口22万人の想定だから、22万人分に匹敵する給水人口で水道料金を払うことになっているのを、今の人口12万とか13万とか、減り続ける市民の皆さんの負担で二重の支払をされてきたということが問題ではないかというのです。だから、そうであれば、累積欠損金もなくなったし、年度末の過不足もなくなったのだから、水道料金を引き下げるということをやらないのかということなのです。

市長は、先ほど、これから人口がまた減っていくから、そのときのことも考えているというお話ですが、市民にとっては払わなくてもいい高い水道料金を今まで払わされてきているのです。だから、せめて累積欠損金がなくなったり年度末の過不足がなくなったら、その期間だけでも水道料金を下げるということをするのが当たり前ではないですか。何でそういうことをしないのかということなのです。この点について、お答えいただきたい。

それから、水道事業会計について、先ほど市長は、積み上げ方式で計算していないから案分はされていないと言うのです。そうしたら、管理維持費だとか企業債の元利償還がどれぐらいの割合で家事用にかぶっているのだろうかという疑問が出てくるのです。それなのに、その前段で、先ほども指摘したけれども、市長がいろいろな金額を言うから、その金額は本当かということになりませんか。その数字、間違いなく正しいですか。これは水道局長、答えてください。

それから、簡易水道についてですが、市長は北海道に遠慮をして、あまりはっきりは言わないけれども、当時、石狩湾新港がつくられ、その背後地も開発するということになったときに、そこへ進出する企業に水をどう供給するかというのが大きな問題になったのです。そのとき、我が党は、議会で、小樽の水道水を新港背後地に引っ張っていけば安くつくのではないかと、巨大なダムをつくるよりずっといいと。

先ほどの答弁を聞いていましたら、当別ダムの総事業費と、それから市長がお答えになった豊倉浄水場から樽川の配水池までの本管を布設した場合、約60億円。そうしたら、10分の1で済むのです。五百九十何億円でしょう。だから、こんな10分の1で済むものを何で10倍の金をかけてやったのかと。そのツケが、今、簡易水道に来ているのです。

だから、企業名は言いませんけれども、石狩湾新港の背後地の小樽市域に張りついた七つの企業、相当大きな企業もありますが、その企業が、今、地下水をくみ上げているけれども、それをやめて当別ダムの水、簡易水道に切り替えたら、年間9,500万円も水道料金が高くなるのです。これでは、「はい」なんて言えませんよ。

言ってみれば解決不能なことが今起こっているのは、高い水道料金となったからにはほかなりません。こういうことを北海道が小樽市に強引に押しつけて、小樽市を引っ張り込んでおいて、その赤字を石狩開発株式会社に払わせるからいいだろうと言ってスタートさせたと。ところが、石狩開発株式会社が平成14年に破綻したのだから、小樽市が負担しろと。こんな話を、北海道が主導してやらせているので

す。そういうことに怒りを感じないのかという点でお答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 北野議員の再質問にお答えしたいと思います。私からは、財政にかかわる特別職の報酬ということについて答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど、答弁させていただきましたように、予算編成の財源として新たな借入れ、それから計上留保などを行っていないということですから、これは決して余裕があるというふうには思っておりませんけれども、平成16年度当時に戻させていただきたいという、こういうことでございます。余裕があるということであれば、職員も含めて全額ということを考えたいと思いますけれども、現在ではそこまでは言えないかなと、こういうようなことでございますので、何とか御理解をいただきたいというふうに思います。

そのほかの財政問題と水道関係、簡易水道含めて、担当部長から答弁させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（堀江雄二） 北野議員の再質問にお答えします。

まず1点目、国の地方財政計画と市の当初予算の歳入の状況について大きく違うのではないかと御質問でございますけれども、その違いにつきましては、まず地方税につきまして、確かに国では全体で2.9パーセント増で見込んでおります。先ほど北野議員からありましたように、地方財政計画につきましては、都道府県分等も含んでいることから大きく伸びるというふうに見込んでいるのかと思います。

税につきましては、あくまでも市税の状況、それに照らし合わせて毎年度、地方税の歳入を算定しているところでありまして、小樽市の現状からいきますと、個人市民税であれば均等割の税率は上がりますけれども、納税義務者は減少傾向にあるということも鑑みまして、個人住民税につきましては、減少するというふうに見込んでいるところであります。

また、法人・個人市民税につきましては、決算見込み等々も勘案しながら、企業の業績が若干回復しているということも見まして、法人市民税につきましては増という形で積算しております。

そのほかの税目につきまして、固定資産税につきましても、現在の状況等を勘案して積算をしたところでございます。たばこ税とかは、国の伸び率等を勘案して、それで積算をして、トータルとして現在の当初予算で計上しております0.1パーセントの増と見込んでいるところでございます。

それから、地方譲与税につきましては、確かに国では、全体では17.4パーセントの増で見込んでいます。小樽市は、逆に減少ということで見込んでいます。これの大きな要素につきましては、地方譲与税の中に、国では都道府県分の地方法人特別譲与税、これは都道府県に係る部分なのですが、その分での伸び率を23.7パーセントの増で見込んでいます。小樽市に係る分の地方譲与税につきましては、それぞれの項目でそれぞれの伸び率を勘案して積算したところで、現状からいきますと、それぞれの項目で減少している項目もありますので、その比率でもって積算をしたところでございます。

それから、地方交付税につきましては、国も減少しているわけなのですが、地方財政計画を示された後に、国で地方交付税の積算に係るその通知といいますが、「地方交付税の推計について」という資料が参ります。その中で、交付税の中で、大きい項目で言いますと、個別算定項目とか包括算定項目という、そういう項目ごとの伸び率をその中で示しております。その中身につきましても、一つ例を挙げますと、個別算定経費におきましては、都道府県分では0.5パーセントのプラスになる、それから市

町村分では1.5パーセントの減になる、そういうふうにと都道府県分との差もございませう。それから、包括算定のほうにいけますと、都道府県分では0.6パーセントの減ですけれども、市町村分では6.5パーセントの減という形での示され方をしています。

小樽市の積算をしたときにつきましても、その率等を参考にしながら、また公債費の部分、要は元利償還金の部分、それは小樽市独自というか、計算すれば出てきますので、その分を計算しております。逆に、交付税のもう一つの基準財政収入額につきましても、それぞれの項目で税の伸び率、税収の項目ごと、それから国から来る譲与税ですとか交付金、その伸び率が示されますので、国の伸び率を使うもの、それから市独自で算定できるものにつきましては市独自の算定でやる、それらを勘案して地方交付税を算定したところ、御提案の額でもって積算をしたところでございませう。

それから、地方特例交付金、こちら国は5パーセントの減ですけれども、小樽市の場合、15.1パーセントの減というふうに見込んでおります。これも、去年の特例交付金の決算額に、現時点では決算見込額ですか、それに国から示されている伸び率、それを勘案して積算すると、小樽市の場合は15.1パーセントの減になったというものでございませう。

それから、臨時財政対策債についても、都道府県分も含めまして9.9パーセントの減、そういう中で市町村分につきましては、7.7パーセントの減でした。

それで、小樽市につきましても、先ほどの基準財政需要額ですとか、それらの算定の中で前年度のというか、平成25年度の臨時財政対策債の額を勘案しまして、臨時財政対策債の額を積算したところでございませう。これが、地方財政計画と小樽市の状況の乖離でございませう。ですから、地方財政計画の中で、都道府県分と市町村分の伸び率が大きく違う部分があるということを認識していただきたいと考えております。

それから、二つ目の質問で、一般財源の減の理由という御質問がございました。

国では伸びるという中で、小樽市では4億6,000万円、1.4パーセントの減で見込んだわけなのですが、大きな部分ではやはり地方交付税の減、これを4億5,300万円ほどの減で見込んでおります。ですから、逆に市税の伸びというのは、国のほうでは大きく伸ばしておりますので、小樽市の現状からいけますと、市税の伸びが大きく見込めないという中にありながら地方交付税の減が大きいものですから、総体的に昨年度の一般財源より減になったというところでございませう。

それから最後、3点目になるのですけれども、財政の認識で、昨年12月と今回の中で何が違っているのかといいますと、第4回定例会のときについては、国の状況というのはまだわかりませんでした。地方財政計画も出ていない中で、その中で私どもではどういう認識をしていたかというところ、やはり25年度予算を組んだときに財源不足が12億円を超える額が必要であったこと、それからさらにまた除雪費、それがどのようになっていくかというところを考慮していたのも事実でございませう。それが年が明けまして、除雪費については専決処分です措置をさせていただいたところなのですけれども、地方交付税につきましても地方財政計画の中で伸び率だとか示された、それから税の関係、地方譲与税の関係、交付金の関係もある程度伸び率が示されたということもございまして、そのときとの状況は、歳入とかの状況がある程度見えてきたというところが違いかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 水道局長。

○水道局長(飯田俊哉) 北野議員の再質問にお答えします。

3点ほど、水道に関して御質問がありました。

1点目でございますけれども、維持管理費、企業債の償還について、家事用と業務用に案分をしてい

ない、内訳がわからないということでございますけれども、現行料金が平成8年度に料金改正をしてございますけれども、その料金改定の際の算出方法があくまで8年度から3か年間、10年度の運転資金10億円を解消するというために料金値上げをしてございますけれども、その際の算定方法が、あくまでその10億円分の値上げということで、維持費ですとか、人件費だとか、そういうことの個々の積み上げはしていないので、その内訳がわからないということでございます。

それと、累積欠損金も解消したので料金の値下げをしたらどうだというお話でございますけれども、先ほど市長からもお答えをしてございますけれども、料金収入というのは、平成11年度をピークに毎年のように減少してございます。平成25年度の見込みで言いますと約7億円で、率にすれば20パーセント以上減少しています。一方では、管路の耐震化も進めなければならないですし、施設もかなり古くなってございますので、維持管理費も増高する形で、支出が非常に増えていくと、非常に厳しい経営状況にありますので、今、料金値下げをするという状況にはないというふうに思っております。

それと、3点目の積み上げていないことと維持管理費との金額との答弁は矛盾するのではないかとということでございますけれども、先ほどもお答えをいたしましたけれども、あくまで料金値上げの際に、維持管理費とか、人件費ですとか、そういう個々の積み上げをしていないということから内訳がお示しできないわけで、先ほど北野議員から、維持費等の金額を答弁しているというお話でございましたけれども、維持費等の金額については答弁はしてございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 北野議員の再質問にお答えいたします。

最後の簡易水道について、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

この簡易水道事業につきましては、少し前の話にもなりますけれども、石狩湾新港地域の開発につきましては、御存じのとおり、石狩開発株式会社という企業が行う土地の分譲ですとか、土地の価格が上がっていくという、こういった前提で全ての資金スキームというのが当時から組み立てられていたわけでございます。市としても、その当時から企業団に参画するかどうかということは、庁内でも相当に議論されたというふうには承知しておりますけれども、最終的に判断に踏み切った経過といたしましては、北海道が市の財政運営には支障を与えないと、このところで最終的に判断に踏み切ったのではないかとこのように思っているところでございます。

そういったこともありまして、この食品製造業が簡易水道に移行してこないということを受けまして、道に対しては、北海道がこれまでも主導してきたのだということで我々としては主張してきておりますけれども、北海道側からは、石狩開発の特定財源が前提であったということですか、やはり事業者が負担すべきものではないのか、あるいは補填の根拠がないということで、何度か道とも協議をいたしておりますけれども、平行線のままで来ているという現状でございます。

市といたしましては、多くの収支不足が生じるわけですから、引き続き道に対しては何らかの形の補填というものができないかどうかということ協議していきたいと思っておりますし、一方では、やはり収支の改善を図るためには水を使っていく企業を増やしていくということも考えていかなければなりませんので、引き続き新港地域への企業誘致を進めていくということが現実的な対応ではないかというふうに考えているところでございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 再々質問させていただきます。

まず、水道局ですけれども、10立方メートル1,270円、2か月だから20立方メートルの基本水量を定め、20立方メートルも使っていないのに20立方メートル使ったとして請求することは、使っていない水まで請求するののかという市民の疑問、怒りに対し、あなた方は市民に対して、企業債の返還だとか、維持管理費、人件費が入っているから、皆さんにひとしく負担していただいているのだと、こうやって説明するでしょう。

今回の質問に当たっても、私は真っ先にそのことを聞いたのです。そうしたら、20立方メートルの基本料金の中には維持管理費、企業債の償還も入っていると、こうやって言うのです。ところが、平成8年度の改定ときは、要するに不足分を、3か年で10億円を生み出せばいいと、そういう計算だったから、維持管理費が水道料金にどのように反映しているかわからないと、そうやって答えているのでしよう、今。そうしたら、市民に言っていることや議員に説明したことと違うでしょう。維持管理費が入っているというから、幾ら入っているのだと。当然、家事用、業務用あるいは浴場用、こういうものに案分して入れているはずなのですから。そういうことを市民に対しては、余計な料金を取るなど言えば、ちゃんとほかのものも入っているのだと、こうやって言っていて、幾ら入っているのですかと聞けば、わからないと。こんな話はないです。だから、水道局長の答弁は、答弁にはなっていないです。

だから、きちんと計算して、この場で答えてください。そうでないと、あなた方は市民や議員に対する質問に対して不誠実な態度をとっているということになるのです。それは、今までも我が党の議員が聞いたときにもそうやって答えているし、今回聞いても同じ答えなのです。維持管理費は料金に反映するということは当然ですから、どういうふうになっているのですかとまず現状を聞いているのだから、入っているからには現状をきちんと答えてください。これが水道局に対する第1点です。

それから、朝里ダムの問題については、負担については答えていないのですけれども、これをお答えください。市民負担で解消してきたはずなのですから。

決算の推移を見ますと、平成4年度に料金を値上げして、3億円以上の収益を上げているのです、プラスですよ。それでも年度末の過不足が解消されないということで、平成8年度にまた値上げをしたのです。このときも3億円ぐらい収益を上げているのです。それからずっと黒字になってきているのです。だから、朝里ダムの償還が始まって、払いきれないで赤字になっているのです、水道局の決算を見れば。収益的収支と資本的収支、これを見れば明白なのですから。だから、過大なダムをつくって、払いきれない分は全部市民の水道料金にかぶせて、今日の赤字を消したということですから。

水道局長に聞きますけれども、平成8年度の決算で累積欠損金は幾らありましたか。それを23年度、14年後に解消しているのですよ。それらも含めてお答えをいただきたい。

それから、財政の問題ですが、3点ほどにわたって財政部長から答弁ありましたけれども、地方財政計画というのは、国会の承認で決まっているのですよ。だから、都道府県の方も含まれているのは当たり前前の話です。あなたの話を聞いていたら、それがあから市町村の分が少なくなったかのような印象であるのですから。その率まで国会に出していたら、その率というのは後で追加で出てきたのでしよう。地方財政計画が国会で出されたときに、都道府県と市町村の率まで書いていましたか。国は、後で都合悪くなって通知を出したのではないですか。

今までいろいろ地方財政計画、厳しい計画があったけれども、小樽市がこんなにひどい状況にされたということはないです。私は、三位一体の改革以降、小樽市の財政については注意を払ってきましたけれども、こんなひどい財政の組み方になったことはないです。これは、市長が悪いとか、財政部長が悪いと言っているのではないです。国が全くいいかげんなのです。だから、正直に、国のやり方が悪かったから小樽市としてはこうせざるを得なかったとはっきり言えばいいのです。それを隠すから、市長や

財政部長が私から見れば悪者になるのです。きちんと判断して、説明をいただきたいと。

要するに、国は、一般財源は確保して前年度より6,000億円多くなったと威張っているのです。ところが、小樽市は、4億8,000万円以上落ち込んでいるでしょう。話が違うじゃないかと、こういうふうに思うのは当たり前ではないですか。

だから、これは国に異議申立てをやってください。こんな予算のやり方を、地方財政計画をやった後に、通知か通達か知らないけれども、それを出して、交付税だとか、その他の国が市町村に出す分をどんどん削ると、こんなやり方を許していたら、国会の承認事項をも覆すようなやり方ではないですか。この点は明確にやってほしいと。お答えいただきたい。

それから、総務部長から簡易水道の問題についてお話がありましたけれども、このままいったら毎年、1億円前後、簡易水道の赤字を一般会計から持ち出さなければならなくなるのです。こんな余裕なんて一般会計にはないです。だから、北海道が小樽市には迷惑をかけないと言って強引に押し切ったのだから、それをきちんと実行していただくように強硬な姿勢で、市民みんなに訴えてでもやっていただきたいということです。

答弁漏れのないようにお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 水道局長。

○水道局長（飯田俊哉） 北野議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、人件費等の内訳についてでございますけれども、先ほども答弁をしましたが、一般的に料金の設定というのは、人件費ですとか、それから維持管理費や企業債の償還金を含めて、そういう必要な経費で算出するというのが一般的ですので、今回もそういう形で経費に含まれているというお話をさせていただきました。

ただ、その平成8年度の現状の料金設定の際に、そういう維持管理費や人件費など、そういう個々の必要額を積み上げて、それで料金の値上げ率を決めたわけではないものですから、内訳についてはお示しができないということでございます。

（発言する者あり）

それと、朝里ダムの影響についてでございますけれども、この朝里ダムについては、市内への安定給水等、湧水に強い水源の確保という形で施設整備を行ってございまして、市民の負担については必要な経費であるというふうに考えてございます。

それと、平成8年度の累積欠損でございますけれども、20億6,800万円というふうになってございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（堀江雄二） 北野議員の再々質問にお答えします。

地方財政計画と市の状況ということで、その率が相当違うのではないかとという質問ということでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、都道府県も含んでいる中での地方財政計画の総額でございます。

それから、地方税ですとか地方譲与税につきましては、国に出す資料の中にもそれぞれの項目での伸び率が載っております。その中で一つ例を挙げますと、譲与税につきましては、先ほど言いましたように、譲与税全体の伸び率につきましては17.4パーセントの伸びなのですが、再度繰り返しますが、その中の一つの項目の部分で、都道府県分の伸びが非常に大きかったということ、市町村に

係る部分、小樽市に係る部分の伸び率で言いますと、100パーセント前後の伸び率の項目しか、小樽市には譲与税として来ていない項目がありますので、その分での伸び率が大きく違うということでございます。

それから、地方交付税のことを言いますと、あくまでもその算定式の違いは都道府県分、市町村分がありますけれども、例年、地方財政計画が、12月に決まりましたら、年明けにその地方交付税を各市町村、都道府県が算定するときに当たっては、先ほども言いましたように算定を推計するに当たっての通知が来ます。それに基づいて例年算定しているところでございまして、繰り返しになりますけれども、その中で市町村分の大きい項目で言います包括算定項目ですとか個別算定項目、その伸び率が都道府県と比べて非常に市町村分の伸び率が低かった、逆に減が大きかったということで、小樽市の状況としても、そう見ざるを得なかったというのが現状でございます。

また、一般財源のことを言いますと、やはり国は地方税を伸ばしています。その中で、地方交付税の総額も、特別加算ですか、その分だとかも減らしている中で交付税総額が決まっております。その中で、さらにその細かい項目の中での推計の仕方ということで国で示された伸び率という、その部分が都道府県なんかより市町村分のほうの減の伸び率が大きかったというところでございます。

(「さっきと同じ答弁でしょう」と呼ぶ者あり)

ですから、あくまでも国からの通知を基に、それでないとなかなか算定というのは、非常に個別に算定することができませんので、例年もそうなのですけれども、国から示されている伸び率、細かい項目での伸び率があれば、それを使って交付税の額は算定しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 北野議員の再々質問にお答えいたします。

御指摘のように、このままいきますと毎年、簡易水道事業特別会計に対しましては一般会計から1億円を繰り出すということになりますけれども、先ほどお答えいたしましたように、北海道とは継続的に協議を進めておりますが、残念ながら解決策が見いだせないで平行線をたどっている状況が続いています。引き続き北海道に対しましては、何らかの形で補填をいただくような形で要請を続けていきたいというふうには思っておりますけれども、繰り返しになりますが、新港地域への企業誘致を進める、あるいは企業団に対しまして経費の縮減をさせる、そういったことも一つの方法になるのではないかとこのように思いますけれども、さまざまな形を通じまして収支不足の縮減には努めていきたいというふうにご考えているところでございます。

(「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 議長にお願いですけれども、私は、水道の問題は、適正な料金の体系に改善するように求めて、それで先ほど来いろいろな角度から質問をしているのです。

そして、水道局は、一般論としては維持管理費や企業債の返還等は水道料金の中に含まれていると、こう言うから、どのように反映されているのか、まず現状を議会にも明らかにしていただいて、その上で不合理な点があれば改善をしていくということになるのですけれども、維持管理費や元利償還金が含まれているといっても、現状どうかといえば、わからないと。こんな議会をばかにした話はないです。

これだったら水道料金の審議になりませんから、休憩して水道局長にきちんと答えていただくか、又は予算特別委員会の初日までにきちんと計算して出していただくというふうにしないと、議会としての

審議ができません。今後の本会議並びに以降の議会の審議にかかわりますので、議長の見解を伺います。

○議長（横田久俊） 北野議員に申し上げます。

ただいまの議事進行の発言について、内容については、先ほど来、水道局長が答弁していることが極めて間違っていると私は思いません。

それから、北野議員がおっしゃるように、案分の数値がわからないということについても、今ここで局長に出していただくわけにもなかなかいかないと思いますので、後段おっしゃいました予算特別委員会でまた御質疑をいただいて、そのときにしっかりと答弁できるように水道局長には申し伝えます。

（「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

○22番（北野義紀議員） ただいまの議長のお話ですから私も何とか理解したいと思うのですが、議長は水道局長に軍配を上げているのです。そんなことは初めからわかっている話なのです。水道料金の中に含まれていると書いてあるのだから、決算にきちんと。だから、それを前提にして現状はどういうふうになっているのですかと聞けば、答えないのです。案分はされていないということは具体的に言うけれども。それでは小樽市の料金体系に維持管理費や企業債の償還がどうなっているのですかと聞けば、答えられない。

議長の今の裁定ですけれども、水道局長に今聞いてもわからないから予算特別委員会までというふうにおっしゃいましたが、私は、代表質問をするに当たって早くから水道局に、この問題は最初に提起して、そうであれば、いかげんな水道料金だということになるから、きちんとした考えを、現状をちゃんと分析して持ってきてほしいということは毎日のように言ったのです。持ってこないから質問で聞かざるを得なかった。そうしたら、現状どうなっているかをいまだに言えないのです。こんないかげんな水道料金を市民にかぶせておいて、それでいいなんていうふうになりません。

だから、議長がおっしゃるとおり予算特別委員会までに、水道局長の責任において、きちんと議会の質問に対してかみ合った答弁がされるというのであれば、私はこれで終わります。そうでなければ、議会を水道局が冒瀆したと、議長の裁定案まで蹴っ飛ばしたということになるわけですから、事は重大になるということだけ警告して終わります。

○議長（横田久俊） ただいまの北野議員の議事進行については、そういうことでお願いいたします。

ただ、予算特別委員会ですっきりした数字が早急に出るかどうかは、これはなかなか私がここで裁定するわけにはいきませんので、その辺はしっかりと申し伝えることは私が責任を持って行います。

よろしいですか。

○22番（北野義紀議員） 議長は責任を持ってください。

○議長（横田久俊） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時53分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 川 畑 正 美

議 員 上 野 智 真

平成26年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成26年3月4日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之										
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義								
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉							
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一					
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	藤井	秀喜			
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	惠美子							
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子						
消	防	長	青山	光司	病	院	局	長	小	山	秀昭							
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中	田	克浩				
総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 高野瑠璃子
書記 佐々木昌之

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第41号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 平成26年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題であります。

平成26年度の予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力されてきたことと思います。内容については、厳しい財政状況の中で、部分的にも積極的な姿勢が見られる予算案の編成については評価するものであります。平成26年度の予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、改めて市長の見解を伺います。

歳入についてであります。

大きな項目である市税、地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。平成25年度との比較では、地方交付税が対前年度比で約4億5,000万円の減であり、臨時財政対策債は前年度比約1億円の減で、合計約5億5,000万円の減額となりました。市税全体では、対前年度比で約1,000万円の増額となっており、その内訳として、個人市民税では約4,000万円の減、法人市民税では約1億2,000万円の増、たばこ税が約6,000万円の減であります。これらの増減の理由について見解を伺います。

また、滞納改善策や財源の大きな要素である市税の増収対策についてどのように検討され、実施していくのか、具体的にお答えください。

財源対策では、平成25年度については財政健全化の観点から、他会計からの新たな借入れを行わないとの方針の下、財政調整基金の活用により、収支均衡予算が編成されていました。平成26年度も同様に財政調整基金を活用し、一部計上留保することなく、収支均衡が保たれている状況であります。

ただ、懸念される点として、脆弱な財政構造を考えると、綱渡りの状況は脱しきれず、どうしても財源対策については常に視野に入れておかなければならない点がありますが、今後の考え方も含めて見解を伺います。

もう一点気になることは、平成25年度の決算についてであります。除雪費の増額等で懸念される点がありますが、現在の状況での主な内容と決算見通しをお示しください。

歳出についてであります。

経費別の項目を確認しますと、対前年度比で減額の項目は公債費、建設事業費、繰出金であります。この減額の要因と考え方についてお示しください。

繰出金については、これまで繰出基準を明確にするとともに、その基準に当てはめて支出されてきました。今後、大きな変動は少ないと思いますが、繰出基準の見直しや今後の考え方について見解を伺います。

次に、真の財政再建についてであります。

市長が考える真の財政再建とはどのようなものなのか、改めて見解を伺います。

本市の財政は一般会計で赤字解消となっていますが、他会計などからの借入残高は約42億円の見通し

と伺っております。この借入れの内訳と今後の償還計画、財政に与える影響についてお示してください。

今後、厳しい財政状況の中で、真の財政再建についてどのような考え方で検討されていくのか、基本的な方針や取組について見解を伺います。

また、今後の財政運営の中で、さらなる選択と集中という政治的判断が必要になると考えますが、どのような政治姿勢で検討されていくのか、あわせて市長の見解を伺います。

第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、予算編成内容についてですが、まず平成26年度予算編成に当たっての基本的な考え方につきましては、26年度予算は、人口減少の影響などにより市税収入の増加が期待できない中、地方交付税と臨時財政対策債については減少が見込まれ、大変厳しい予算編成となりました。ただ、そうした中であっても、26年度予算編成は私にとりまして現任期の一つの区切りとなりますので、最優先課題である真の財政健全化を念頭に置き、事業の厳選などを続ける一方で、限られた財源の中ではありますが、特に優先的に取り組む重点施策として、これまでの「安全・安心な暮らしのための取組」「市内経済の活性化に向けた取組」に加え、今回、新たに「次代を担う子どもたちへの取組」を位置づけて予算編成したところであります。

次に、主な市税の増減理由についてですが、個人市民税につきましては、均等割は平成26年度から税率の引上げに伴い増加するものの、所得割で納税義務者数や所得の減少が見込まれることから、個人市民税全体では減少するものと見込んだものであります。法人市民税については、企業誘致の効果や企業収益の回復などから増額を見込み、たばこ税については健康志向の高まりなど、たばこの販売本数の減少傾向が続いていることから減額と見込んだものであります。

次に、滞納改善策についてですが、これまでも電話や文書催告、臨戸訪問のほか、預貯金や給与などの差押えを行うとともに、インターネット公売による動産や不動産の換価、北海道との共同催告を行ってきました。また、昨年からは他都市との合同公売会を実施するなど、滞納額の縮小に努めているところであります。

また、市税の増収対策についてですが、市税収入全体の増加につなげるには地域経済の活性化に向けた取組が重要であり、地場企業の振興や企業誘致の促進に一層努力してまいりたいと考えております。

次に、財源対策の考え方についてですが、平成25年度及び26年度の予算編成の状況を考慮しますと、市税や地方交付税の動向にもよりますが、27年度以降の予算編成に当たっても多額の財源不足が見込まれるところであり、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない財政構造にあります。このため、今後の中期的な収支を見通す中で、財源対策として財政調整基金を有効に活用していくとともに、これまでの行財政改革における歳出削減や歳入増への取組を継続していくことにより、収支を改善し、毎年度の予算編成に当たっていきたいと考えております。

次に、平成25年度一般会計決算の見通しにつきましては、除雪費のさらなる増額の懸念はあるものの、現時点において収支は均衡しておりますことから、個々の項目の具体的な見込みを示すことはできませんが、今後、歳出に一定程度の不用額を見込むことができますので、実質収支の黒字は確保できるもの

と見込んでおります。

次に、平成26年度一般会計歳出予算の経費別の減額要因につきましては、公債費につきましては市債の償還額の減、建設事業費につきましては新共同調理場建設事業費の減、繰出金につきましては病院事業会計に対する基準外繰出しの減などが主な要因であります。

次に、一般会計から特別会計等への繰出基準の見直しにつきましては、本市の繰出金の考え方は原則として国の基準を参考にしているところであり、今後につきましても国の基準の見直しなどがあれば、その都度検討してまいりたいと考えております。

次に、真の財政再建についてですが、まず私の考える真の財政再建につきましては、再び赤字団体に転落することのないよう、今後の中・長期的な収支を見極め、毎年度の予算編成時において他会計などからの借入に頼ることなく財源不足の解消を図り、一般会計が本来の意味での収支バランスがとれることと考えております。

次に、他会計などからの借入の内訳と今後の償還計画などにつきましては、平成26年度末の借入残高の見込みは、下水道事業会計では約25億円、産業廃棄物等処分事業会計では5億5,000万円、基金では約11億8,000万円であり、償還につきましては、下水道事業会計は38年度、産業廃棄物等処分事業会計は36年度、基金は35年度での完済を予定しております。

また、借入金の償還による財政への影響につきましては、償還の財源は一般財源であります。毎年度の予算編成に影響が出ないよう、償還計画に合わせ必要な額を予算措置してまいりたいと考えております。

次に、真の財政再建の今後の方針や取組についてですが、限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全性を確保し、改善に努め、持続可能なものとしていかなければなりません。このため、中期的な財政運営を検討する手がかりとして、5年間の財政収支見通しを立てながら、毎年度の予算編成に当たっては事業の必要性、有効性を十分に検証し、事業の厳選に努めるなど、財政健全化に向けた取組を緩めることなく継続していく必要があると考えております。

次に、さらなる選択と集中についての考え方につきましては、財政健全化に向けては、これまでの行財政改革における取組を引き続き行っていかなければならないと考えており、また本市の将来を見据えた諸課題にも対応していかなければならないものであり、事業効果と優先順位をしっかりと見極めながら、今後とも選択と集中の視点で市政運営に当たっていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、平成26年度予算の重点施策についてであります。

社会資本の耐震化や老朽対策について何点か伺います。

まず1点目に、学校施設の事業費であります。

校舎等耐震補強等事業費が計上されておりますが、耐震補強事業について、これまでの実績はどのようになっているのかお示してください。

また、今後の予定と耐震化事業の完了のめどについてお答えください。

非構造部材耐震化事業は平成26年度、27年度の2か年で実施予定となっておりますが、主な内容とスケジュールについてお示してください。

2点目に、災害に強い整備事業の上下水道施設整備事業費についてですが、約8億4,000万円が計上さ

れております。この内訳と上下水道施設の耐震対策の全体計画の概要、事業費及びその計画に対する今回の割合、そして今後の予定やスケジュールについてお示してください。

3点目に、建築物の耐震診断経費についてであります。

市で保有している施設の中で、本庁舎、市民会館、総合体育館、小・中学校の耐震診断が実施されますが、小・中学校では何校が実施予定なのか、また今後のスケジュールについてお示してください。

本庁舎については、今後求められる機能や役割を考えると、公共施設の耐震化や建替えの優先順位について、防災拠点の考え方から別枠で検討し、できるだけ速やかに今後の検討課題の整理と具体的な計画を進める必要があると以前にも提案いたしました。市長の御答弁では、「庁内に検討チームを設置し、予算面も含めた検討課題の整理を進めてまいりたいと考えております」との前向きな答弁がありました。そして、昨年には改築のための基金が設置され、確実に第一歩を踏み出したと思っております。

検討チームの設置や予算面も含めた検討課題の整理についてどのように検討されているのか、今後の考え方も含め具体的にお答えください。

平成26年1月、総務省より、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（案）の概要」について、内容が示されました。これは公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になっているという時代背景からであります。

国ではこの計画の策定に係る支援として特別交付税措置が示されておりますが、その内容についてお示してください。

また、計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置について、地方財政法を改正し、創設するようですが、主な内容についてお示してください。

さらに、本市ではこの計画の策定についてどのように検討されるのか、今後の考え方も含めてお答えください。

次に、市内経済の活性化に向けた取組についてであります。

観光については別の項目で質問しますので、ここでは企業誘致について伺います。

平成24年度、25年度に東京、大阪において企業立地トップセミナーを開催し、市長みずから企業誘致を積極的に実施されてまいりました。

改めて伺いますが、市長の率直な感想と意気込みについてお答えください。

また、このセミナーに参加した企業数と主な業種についてお答えください。

さらに、参加者の感想や反応はどのようなものだったのか、そして、それについてどのように対策を検討されたのかお示してください。

今回のフォローアップ事業についてですが、企業訪問についてどのような戦略を持って臨まれるのか、その内容と予定されている企業数と業種についてお示してください。

いずれにしても、少しでもよい結果になることを期待しているものであります。

2項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、平成26年度予算の重点施策について御質問がありました。

初めに、社会資本の耐震化や老朽対策についてですが、まず上下水道施設整備につきましては、整備

事業費の約8億4,000万円の内訳は、上水道施設の送水管や配水管の整備に2億9,000万円、配水池の築造などに2億3,000万円、下水道施設の汚水管整備に2億9,000万円、処理場などの整備に3,000万円となっております。

次に、上下水道施設の耐震対策の全体計画は、配水管の耐震化が総延長96.5キロメートル、総事業費約50億円を見込んでおり、平成26年度までに30.5キロメートル、進捗率は32パーセントとなり、小樽市上下水道ビジョンの目標年度である30年度までに35.3キロメートルを整備する予定です。

また、処理場など耐震化が必要な下水道施設は29か所で、平成30年度までに予定していた5か所については、前倒しして25年度までに整備を終えますので、26年度から新たに3か所の耐震診断などを行ってまいります。

なお、総事業費は、耐震診断を行っていない施設があるため算出しておりません。

次に、耐震診断を実施する学校数につきましては、小学校2校、中学校2校の合計4校となっております。

また、今後のスケジュールにつきましては、新年度のできるだけ早い時期に業務を発注し、来年3月までに耐震診断を完了したいと考えております。

次に、本庁舎の改築に向けた取組につきましては、昨年8月に内部検討チームとしまして、副市長を委員長とする市庁舎建設準備委員会を設置し、まずは建替えに向けた課題等の整理をしていくことといたしました。最重要課題である自己資金の確保につきましては、昨年、小樽市庁舎建設資金基金も設置したところですが、厳しい財政状況の中、今後の積立てについては、当面は単年度ごとの決算状況を見ながら検討していきたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定に係る特別交付税の措置につきましては、国からの通知では、計画策定に要する経費について特別交付税により措置があり、措置率は2分の1とされております。また、計画に基づく公共施設等の除却についての特例措置につきましては、これまで公共施設等の除却のみでは地方債の対象とはなりませんでしたが、計画に基づく除却は地方債が措置され、特例措置の期間は平成26年度以後の当分の間で、充当率は75パーセントとなっております。

次に、本市での公共施設等総合管理計画の策定につきましては、本市は学校の適正配置や病院の統合新築などに伴う跡地利用や老朽化した旧施設の除却が必要となる場合も想定されることから、今後、計画を策定し、財政負担の軽減、平準化を図る必要があると考えております。

次に、市内経済の活性化に向けた取組についてですが、まず東京、大阪で開催した企業立地トップセミナーにおける私の感想と意気込みにつきましては、このセミナーの開催が首都圏や関西圏の企業に対し、本市が北海道における商工港湾都市として重要な拠点であることを改めてアピールできたことは大変効果的な取組であったと思っておりますし、今後の企業誘致の推進に大きなプラスになったものと感じております。

また、近年、道内の主要都市におきましては、本市のように大阪で単独開催する例はないと聞いておりますので、関西圏の企業に対しましては、本市への立地優位性をPRする大きな足がかりになったものであり、今後も積極的に誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、トップセミナーにおける参加企業数と主な業種につきましては、東京では参加企業数が33社、このうち主な業種は、食品4社を含む製造業が16社、物流関係が5社、一方、大阪では参加企業数が40社、このうち主な業種は食品7社を含む製造業が17社、物流関連が13社となっております。

次に、トップセミナー参加者の感想や反応につきましては、セミナーの参加者からは、道内最大の都市である札幌市に隣接する地理的優位性や、本市を含む札幌圏が地震などの災害リスクが全国的にも極

めて低いことへの関心を示す声が多く聞かれました。また、セミナー後の名刺交換会では、小樽製品の試飲・試食をしていただく中で、食という面から、小樽ブランドへの興味を強く持っていただいたと感じております。

これらを踏まえた対策といたしましては、本市に集積が進む食品関連企業をターゲットに企業誘致DVDを新たに作成しましたので、今後、企業訪問時やプレゼンの機会に活用し、小樽の魅力や企業立地の優位性を最大限にPRしてまいりたいと考えております。

次に、フォローアップ事業における企業訪問の戦略と予定する企業数、業種につきましては、東京、大阪でのトップセミナーの開催により、新たに参加企業とのつながりができましたので、まずは誘致担当者がこれらの企業に対する継続的な訪問活動を行ってまいります。特にトップセミナーに参加された食品関連11社や物流関連18社につきましては、できる限り私みずからが訪問する中で、1社でも多くの企業が本市に立地していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、平成26年度予算の重点施策について御質問がありました。

初めに、社会資本の耐震化や老朽対策に関連して、学校施設の耐震化工事の実績と今後のめどについてでございますが、本市の小・中学校の耐震化は、平成21年に策定した小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に合わせて順次整備をすることとしております。平成21年度末で耐震化率は45.8パーセントでありましたが、その後、小学校4校、中学校4校の計8校の耐震化を終え、25年度には耐震化率は63.8パーセントになります。平成26年度は耐震診断4校と耐震化工事の実施設計4校を行い、基本計画の最終年である36年度までには全ての耐震化を終えたいと考えております。

次に、非構造部材の耐震化についてでございますが、平成26年度は小学校23校、中学校14校でバスケットゴールの点検を行います。また、小学校18校、中学校12校の屋内運動場及び高島小学校温水プールの照明設備の点検、補強を行います。そのほか、教室内部のテレビやスチールロッカーなどの備品の固定を全校で行います。平成27年度は、緑小学校屋内運動場及び高島小学校温水プールのつり天井の落下防止対策を行う予定であります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇)

○10番（高橋克幸議員） 次に、北海道新幹線の新小樽（仮称）駅周辺整備についてであります。

北海道新幹線は全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年、整備新幹線として計画され、32年後の平成17年によく新青森駅と新函館（仮称）駅の間が着工、2年後の2015年度中の開業を目指して、現在、建設中であります。

また、待望であった札幌延伸である新函館（仮称）駅と札幌駅についての着工が認可され、起工式が行われており、具体的に推進している状況であります。

さて、新小樽（仮称）駅周辺整備構想は平成18年12月に策定され、イメージとなる素案が示されております。さらに平成26年度、市は北海道新幹線新駅周辺のまちづくり計画に着手し、29年までに完成させるとの報道がありました。

この周辺計画とはどのようなものなのか、主な内容についてお示してください。

また、計画策定は委託により進められる考えのようですが、どのような方法で委託されるのか、さらに今後の主なスケジュールについてお答えください。

次に、北海道新幹線建設に係る小樽市の負担と事業費について、改めて伺います。

構想に記載されている内容では、全国新幹線鉄道整備法施行令第8条により、国が3分の2、北海道が3分の1となっており、同法13条では北海道は負担の一部を市町村に負担させることができることから、市の負担は駅部と一体となった用途地域部分の建設費の10分の1の見込みとなっております。

この見込みについてどの程度の負担額になるのか、また、それ以外の新駅周辺の整備事業費について試算されていればお答えください。

さらに、これらの新幹線整備にかかわる負担増という財政的課題について、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、周辺計画で大きな課題と考えられる小樽駅とのアクセスの問題であります。現在の小樽駅から離れた新駅になるということで、中心市街地とのアクセスをどのように確立するかという点であります。各地域の新幹線建設においてもまちおこしの議論が多く交わされており、実施計画の結果で新駅完成後の明暗を分けると言っても過言ではありません。観光施設や中心部へのアクセスをどのように無理なくスムーズにつくっていきけるかが大きな焦点であり課題であります。これらについてどのように検討されていくのか、お示しください。

また、問題協議に関係部局の協議テーブルが必要と考えますが、今後どのように考えられていくのか見解をお示しください。

次に、関連して、旧ごみ焼却場の解体についてであります。

新小樽（仮称）駅の予定されている場所に近接して旧ごみ焼却場があります。この施設は、昭和40年11月、道内では2番目の本格的なごみ焼却施設として建設されました。以後、施設の老朽化や法律改正により、大規模な改修工事が数度にわたり実施され、用途廃止がされた平成13年まで約36年間にわたって、ごみの焼却処理が行われてきました。2000年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準をクリアできない地方自治体の焼却炉が多くなり、2003年段階で498の自治体の焼却炉が解体できず、そのまま放置されている状況が続いております。

さて、解体についてですが、他都市においてもごみ焼却場の解体が行われておりますが、同程度の規模ではどのぐらいの費用がかかるのか、国などの補助メニューがあるのか、また解体時のダイオキシン等の安全対策はどのように実施されているのかお答えください。

また、懸念される点として、煙突や焼却場の構造体の劣化や、ダイオキシンが含まれる焼却炉の残灰や煙突内の飛灰の状態が考えられますが、どのような状態なのかお示しください。

先ほど述べました新小樽（仮称）駅の周辺計画が策定されることを考えますと、当然この旧ごみ焼却場の解体処理について、具体的な検討が必要になってくるところでありますが、今後、環境保全の観点からも、できるだけ早期の解体が必要であります。今後の考え方について、財源も含め市長の見解を伺います。

3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、北海道新幹線について御質問がありました。

初めに、北海道新幹線の新小樽（仮称）駅周辺整備についてですが、まず（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画の策定目的につきましては、新幹線を活用したまちづくりの指針や新駅周辺の土地利用構想など将来ビジョンを示し、新駅周辺に整備する施設の規模・機能や交通アクセスなどについて検討する必要があります。このため、平成26年度から3か年かけ、まちづくり計画を策定するものです。

次に、計画策定に係る委託の方法とスケジュールについてですが、まず委託方法につきましては、指名競争入札による委託を考えております。

また、今後の主なスケジュールにつきましては、平成26年度に、現状の調査や課題の整理を行うために、ワークショップやアンケート調査、交通量調査を行います。平成27年度からは、学識経験者などを含めた策定委員会を開催し、新駅周辺の土地利用、駅前広場や駐車場の規模・機能、2次交通の検討などを行い、28年度末までに計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線建設に係る小樽市の負担と事業費についてですが、本市の負担額の見込みにつきましては、本市の負担範囲に係る総事業費が200億円から250億円程度であると北海道から伺っており、北海道が3分の1で、その10分の1が本市の負担となりますので、7億円から8億円程度になるものと考えております。

また、新駅の設置に伴う周辺整備についてですが、必要となる公共施設の規模・機能など詳細につきましては、今後、策定委員会などで検討されることとなるため、現時点では事業費を試算するまでには至っておりません。

次に、新幹線整備に係る負担増という財政的課題につきましては、北海道新幹線の建設費用に係る市の負担金は地方債の対象となることから、長期的に平準化されるものであります。

また、市債の元利償還金は50パーセントが普通交付税で措置されるものであり、将来的な公債費の負担については、中・長期的な収支を見通す中で対応してまいりたいと考えております。

次に、観光施設や中心部へのアクセスの検討や関係部局との協議についてですが、新年度に実施する交通量調査やアンケート調査などにより、交通アクセスを含めた課題を洗い出し、庁内に設置されている関係部局で構成する北海道新幹線活用戦略庁内検討会議などにおいて、観光客やビジネスマンを中心部へ誘導する効果的な動線などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、旧ごみ焼却場の解体についてですが、まず解体に係る費用等につきましては、2年ほど前に業者から徴した参考見積りでは約2億4,000万円となっておりますが、最近では作業員不足の影響により、解体費が高騰しているとも聞いております。解体に伴う国からの補助は、焼却炉の解体と新たな廃棄物処理施設の整備を一体として行うことを条件に、環境省の循環型社会形成推進交付金の対象事業となります。

また、ダイオキシン等の安全対策は、厚生労働省の廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて行うこととされており、施工の際にはダイオキシン類が外部に流出しないよう密封措置を講じることや、施設の付着物を高圧洗浄等により除去した後も、湿らせた状態で解体を行うなどの対策を講じることとされております。

次に、現在の旧ごみ焼却場の状態につきましては、平成13年3月の廃止時には、ダイオキシン類が含まれた灰の飛散・流出を防止するため、焼却炉開口部の閉鎖や建物内に立入りができないよう閉鎖措置を行い、17年12月には、雨水の流入を防ぐため、煙突の頂部を閉鎖したところです。

なお、煙突自体は平成7年に内部をステンレスにより補強しましたが、煙突の外壁の劣化はある程度進んでいるものと思われます。

また、道が策定した廃止済み焼却炉点検マニュアルに基づき、定期的に閉鎖箇所の点検を行っている

ほか、上屋の屋根や壁の補修など施設の維持・管理を行っており、後志総合振興局が毎年実施している立入検査においても管理上の不備は指摘されておりません。

次に、今後の解体に向けた考え方につきましては、現時点では煙突がすぐに倒壊する危険性はないものの、外壁の劣化も想定されていることから、早い時期の解体が望ましいと思っております。現在は、国において当該施設を含め老朽化した公共施設等の解体に対し、一定の条件により起債充当を認める方向でありますので、本市の財政状況も勘案しながら、今後、解体時期を検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、固定資産税の誤賦課、市税等の還付加算金の支払漏れ等の不祥事問題についてであります。

平成25年12月25日、財政部、医療保険部より、固定資産税の誤賦課、市税等の還付加算金の支払漏れについて報告がありました。

この事件の報道後、多くの市民から厳しい意見が寄せられました。また、現在、小樽市では財政健全化を最重要課題として取り組んできたところであり、大変大きな問題であると認識しており、この事件により信頼低下と失望感を与えた責任は、まことに大きなものがあります。さらに2010年、高額療養費の未請求問題があり、原因究明と再発防止への議論経過の後、さまざまな対策が出されてきたことを考えますと、この教訓を生かしていないことはまことに遺憾であります。

まず、今回の事件に対してどのように受け止めておられるのか、市長の見解を伺います。

さて、今回の原因にかかわって何点か質問いたします。

この事件と同様のものが他都市でも判明しているようですが、今回の主たる原因としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

当時の償却資産係の担当者についてであります。この件の業務への認識、人員の配置、引継ぎなどについてお示してください。

また、組織体制としての担当の係長、課長のチェック機能はどのようになっていたのかお答えください。

次に、再発防止についてであります。

原因についてさまざまな調査や検討が必要と考えますが、今後の再発防止策についてどのように考えられているのか。

また、今回の問題について、一部局だけの問題ではなく、市全体の行政組織にわたる見直しも急務と考えます。市職員の意識改革やスキルアップ、チェック体制や組織内でのコミュニケーションのあり方、組織の職責別、役職別の研修などの検討や計画、実施について早急に対策が必要と考えますが、今後の予定や考え方をお示してください。

次に、責任の所在に関してであります。

調査及び協議などの時間経過は必要と考えますが、組織としての責任についてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま、固定資産税の誤賦課等について御質問がありました。

初めに、今回の件に対する私の見解につきましては、職員は公務員として法令等に基づき公正な事務の執行に努めなければならない、また常に厳正でなくてはならない地方税の課税業務等におきましてこのような誤った事務処理をしたことは、多くの市民の方々に御迷惑をおかけし、また市民の皆様の信頼を損なうこととなり、大変申しわけなく思っております。

次に、今回の主たる原因についてですが、償却資産の誤賦課につきましては、税制改正により耐用年数が見直されているにもかかわらず適用していなかったこと、家屋の誤賦課につきましては、実地調査において母屋を主に調査していたため、物置や車庫などの附属屋の取壊しを見落としていたこと、市民税等の還付加算金の支払漏れにつきましては、確定申告の提出と所得税の更正を混同し、地方税法の規定の適用を誤ったことによるものです。いずれも法令に基づき事務を行わなければならないところ、その法令と異なる処理を行っておりました。前任者から引き継いだ業務について疑問を持たず、みずから勉強し、わからないことは調べるといった基本ができていなかったことにあると考えております。

次に、当時の償却資産係の担当者等についてですが、償却資産係の職員3名のうち、償却資産を担当する職員は1名で、税制改正による耐用年数の見直しについて認識はしておりましたが、歴代の償却資産の担当者が、前任者から、申告書の内容について市では修正できないと口頭で引継ぎを受けていたため、改正前の耐用年数をそのまま適用し、賦課決定しておりました。また、当時の担当係長、課長は、税制改正による耐用年数の見直しを認識しておらず、組織としてのチェック機能は働いておりませんでした。

次に、再発防止策についてですが、このたびの固定資産税の誤賦課と市税等の還付加算金の支払漏れについては、第1に職員の法令等の理解不足が大きな要因であり、第2には組織としてのチェック体制が欠けていたと考えております。今後は、法令の正しい解釈とその適用に努め、組織として法令改正等について逐一チェックを行い、情報の収集や共有に努めるとともに、制度改正に対応した業務マニュアルを作成し、再発防止を図ってまいります。

次に、職員の意識改革等に対する今後の予定や考え方についてですが、昨年12月26日付けで業務事故防止について注意を促す庁達を副市長名で出したところであり、法令等の確認や制度改正に合わせたマニュアルの作成、さらには情報の共有や自己研さんの必要性について、職員に通達いたしました。

また、新年度には、これまでの職責等に応じた基本研修に加え、新たにチームワーク向上研修や危機管理対応研修、アイデア・発想力向上研修の実施を予定しているほか、パソコンやスマートフォンなどのインターネットを利用して、職場や自宅、通勤時など都合のよい時間に受講できるeラーニングの実施も予定しており、これらの研修を通じてコミュニケーション能力の向上や意識改革、スキルアップなどを図ってまいりたいと考えております。

次に、組織としての責任についてですが、今回の件につきましては、いずれも長期間、適正に事務処理ができていなかったことから、管理監督者としての責任があろうものと認識しております。私自身も指導力が不足していたものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇)

○10番(高橋克幸議員) 次に、観光問題についてであります。

近年、本市の観光産業は基幹産業の一つとして成長し、小樽の経済にとって大きなウエートを占めるようになってきました。最近の観光入込客数の動向を見ても、ピークであった平成11年度の970万人から減少し、17年度760万人となり、24年度では660万人と減少傾向にありながらも、多くの方が観光に訪れております。ただ、この減少傾向には危機意識を感じるところではありますが、これらの動向についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

また、減少の要因と観光産業の本市経済への影響や位置づけについて、あわせてお答えください。

次に、観光を推進する体制についてであります。

ここ数年、観光関連の動きとして、クルーズ客船の誘致活動やまちづくり関連で、旧国鉄手宮線の工事着工や歴史的建造物の保全、北運河構想、天狗山観光構想など、観光施策とリンクする内容がありますが、所管の違いがあり、横断的な協議会についても、どこが主導していくかによって施策の方向性が変わっていくことが考えられるところであります。

また、平成20年に小樽は観光都市宣言を行い、オール小樽の姿勢を示しましたが、残念ながらこれ以降、観光施策に大きな変化があまり見えない状況であります。

現在、戦略的な観光施策の推進についてどのような体制で行われているのか、主なものの役割や内容についてお示しください。

また、小樽観光協会との関係性や相乗効果については大きな課題であり、今後の観光施策についても重要な位置を占めているものと考えます。この点について少し懸念されるところがありますが、市としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

今後、小樽の重要的観光課題のこれらの観点から、総合的かつ体系的に推進していく上で、行政としても、組織体制を現在の観光振興室から文化・スポーツ部門も視野に入れた部局への昇格を検討すべき時期と必要性が既に到来していると思います。また、これに至るプロセスの中で、関連する組織の横断的な協議ができるテーブルの設定も必要と思いますが、それぞれについて市長の見解を伺います。

さて、観光ニーズの多様化に伴い、さらに重要になるのがホスピタリティの問題であります。以前から議論されておりますが、大きな課題の一つであり、これまでもさまざまな取組が行われていると認識しています。自分の住んでいる土地の歴史や文化を知ることが地域愛につながり、交流面でも効果があると考えているところであります。

そこで伺いますが、観光基本計画にある重要施策で、おもてなし意識のレベルアップと交流観光を担うリーダーの育成の項目があります。特に、おもてなしについては東京オリンピック誘致のプレゼンで有名になりましたが、言葉だけが先行していたのでは意味がありません。

これらのホスピタリティの問題についてこれまでどのような対策が行われてきたのか、また今後の考え方や具体的な対策についてお答えください。

さらに、先進地や他都市への視察や参考にしてきた内容があればお示しください。

次に、大きな観光資源である歴史的建造物の保全であります。

小樽観光の大きな特徴である懐かしさやノスタルジックな雰囲気を出しているのは、歴史的な建造物やそれに伴うまち並みの景観であります。特に歴史的な建造物は時間の経過が老朽化を進め、残念ながら解体に至るケースがありました。小樽観光にとって重要な資源であるこの歴史的な建造物についてどのように認識されているのか、改めて見解を伺います。

歴史的な建造物の保全については、今後の大きな課題であります。特に建物所有者の協力がなくては、

将来にわたり観光資源の存続は考えられないところであります。また、本市においては、他都市に先駆けて条例を制定し、歴史的な建造物の保全に取り組んできたと認識をしております。

この保全の課題と問題点についてお答えください。

また、歴史的な建造物の保全に対する助成金制度ですが、ここ10年間の予算の推移とその主な内容及び税の減免など、所有者に対して負担減になるような検討も視野に、今後の考え方について見解を伺います。

5項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、観光問題について御質問がありました。

初めに、観光客減少の要因と経済への影響についてですが、本市の観光入込客数が減少傾向にあることにつきましては、平成11年3月のマイカル小樽の開業などにより、道内客が大幅に増加した反動もあり、その後減少に転じたことにあると認識しておりますが、今年度上半期については、観光入込客数と宿泊客数はともにほぼ20年度の水準までに回復しております。

次に、減少の要因につきましては、長引く景気の低迷や道内外観光地との競争激化、新たな集客力のある施設がオープンしていないなどのさまざまな要因が挙げられます。観光産業の本市への影響と位置づけにつきましては、観光は本市の基幹産業の一つであることから、飲食業や宿泊業などを中心に、本市経済に与える影響は少なからずあるものと認識しております。

次に、観光推進体制とホスピタリティの問題についてですが、まず戦略的な観光施策の推進につきましては、クルーズ客船誘致では、昨年4月に国の関係機関や北後志の観光協会、市内経済団体、バス会社などから成る小樽港クルーズ推進協議会を設立し、誘致活動や受入れ態勢の整備、船社等への旅行プランの提案などを行っており、事務局は港湾室と観光振興室、NPO法人OBMの三者が担っております。

北運河の戦略プランの策定につきましては、今年度OBMに委託した事業であり、商工会議所や観光協会、小樽商科大学などで構成する協議会を立ち上げ、作業を進めており、市からは港湾室、観光振興室、まちづくり推進課の職員が委員となっております。

天狗山の「小樽の森」構想実現化につきましては、市と中央バス、観光協会、商工会議所などで構成する検討委員会で構想の実現化に向けた総合的な検討を進めており、事務局は観光振興室が担当しております。

なお、毎月、商工会議所と観光協会、物産協会、OBM、そして市産業港湾部の五者で小樽観光全般についての会議を開催し、情報共有と意見交換を行っているところであります。

次に、観光協会との関係性や相乗効果につきましては、本市の観光振興を図っていくためには、市と観光協会をはじめとした経済界とが連携して取り組んでいかなければならないと考えており、特に観光協会は観光推進の実働部隊として重要なパートナーであるとの認識をしております。現状、観光協会においては財政基盤や事務局体制に課題があると認識しておりますので、市としても可能な限り支援してまいりたいと考えております。

次に、観光振興室の部局への昇格などについてですが、基本的に部局への昇格については、業務内容や人員配置を含め、全庁的に考えていかなければならないものであり、さらに現在、教育委員会が所管

している文化・スポーツ部門を市長部局へ移管し、観光部門を含めた新たな部署の設置には、その業務を所管している教育委員会の意見を聞きながら進めていくべきであると考えております。

平成20年10月に、教育委員会では、移管については現状では適当ではないとの意見でありましたが、今後、国の教育制度の見直し等に伴い再度議論され、移管が適当との意見をいただいたときには、市として移管について検討したいと考えております。

次に、ホスピタリティについて、これまで行ってきた対策につきましては、観光協会がおもてなし講習会や地域資源の勉強会、外国語講座などを開催したほか、観光客に対して傘の無料レンタル事業を行っております。

また、交流観光を担うリーダーとして、小樽観光大学校でおたる案内人の育成を進めており、案内人の方々が昨年5月から10月までの土曜、日曜、祝日に運河プラザ内に観光案内デスクを開設し、サポートガイドとして観光案内を行いました。市としても広報おたるに観光特集を半年間連載し、おもてなし意識の重要性を発信してまいりました。

今後の考え方や具体的な対策につきましては、観光客に対するおもてなし意識の一層の向上を図るため、観光協会と連携してホスピタリティ事業の充実に努めるとともに、おたる案内人などのさらなる活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光資源である歴史的建造物の保存についてですが、まず歴史的建造物の認識につきましては、歴史的建造物は先人が残した歴史的・文化的に大変重要な財産であるとともに、小樽らしいまち並みを形成する最も重要な構成要素であります。また、数多くの観光客が訪れる観光スポットにもなっており、本市の重要な観光資源の一つでもあると認識しております。

次に、歴史的建造物の保存に関する課題と問題点につきましては、歴史的建造物の維持・補修には多額の費用を要することから、所有者の財政事情などによっては維持・補修が困難となるおそれがあること、また長期にわたって利活用が進まない建物は傷みが早く進行し、保全が難しくなるおそれがあることなどが課題と考えております。

次に、歴史的建造物の保全に対する補助金の予算の推移等につきましては、この10年間の予算額の推移は、平成16年度から19年度の各年度は1,000万円、20年度は900万円、21年度から25年度の各年度は500万円と推移しており、主な工事内容は屋根や外壁の補修費となっております。今後におきましては、厳しい財政状況ではありますが、この補助制度を継続することとし、税の減免などの負担軽減の方策につきましては情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、冬期特別生活支援事業、福祉灯油についてであります。

昨年の第1回定例会において質問しましたが、改めて伺います。

最近の灯油価格は、昨年同様、高騰が続いている状況にあります。これに対応し、道内の市町村では、福祉灯油事業を行っているようであります。2月13日付けの北海道新聞によりますと、道保健福祉部の調べで、今冬、福祉灯油事業を計画したのは156市町村。札幌市、旭川市、函館市などを含め19市町では実施していないという記事でありました。

この福祉灯油事業についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

本市では、過去に2007年、2008年と2か年にわたり冬期特別生活支援事業、いわゆる福祉灯油事業を

実施してきました。当時は今以上に灯油価格が高騰し、また国の交付税や道の補助金により、負担は少なかったことは事実であります。一般会計においては、赤字の財政運営の途上の中でも緊急的な判断の下、実施されたと認識しております。財政難は理解しますが、福祉灯油事業が実施されていないことは残念であります。

2月14日の公明新聞では、13日に行われた衆議院の予算委員会の中で、我が党の稲津久衆議院議員の質問の中でこの福祉灯油事業に関する質問があり、これに対する答弁で新藤総務大臣は「自治体の実情を把握した上で、3月分の特別交付税で必要な措置を講ずる方向で検討していきたい」と、前向きな姿勢を示しました。これについてどのような認識なのか、また、どのように考えられているのか、見解を伺います。

冬の生活必需品である灯油の価格変動にはもっと敏感であるべきと思います。低所得世帯への直接的な影響の大きさを考えるとき、今後の福祉灯油事業の考え方についてどのように検討されるのか、市長の見解を伺います。

6項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、冬期特別生活支援事業、いわゆる福祉灯油事業について御質問がありました。

初めに、この福祉灯油の事業の認識につきましては、冬季において生活必需品である灯油価格の急激な高騰が低所得者の生活に大きな影響を及ぼすことから、これを緩和するものであると考えております。

次に、自治体が行う福祉灯油事業に関する総務大臣の発言につきましては、特別交付税措置が実施されれば自治体に対する財政支援にはなりますが、現時点においても措置の具体的な内容が示されていないこともあり、今後の作業日程を考えますと、本市においては年度内での実施は困難であります。

次に、今後の福祉灯油の考え方につきましては、灯油の高騰が市民生活を圧迫していることは十分承知しておりますが、現在の本市の財政状況等を鑑みますと、国等の相応の補助を得られない中、市が単独で事業を実施することは実質的には困難であり、財政支援の動きや時期、また本市の財政状況や他都市の動向などを勘案し、実施についての判断をしてみたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第7項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、環境問題についてであります。

まず、小型家電リサイクルについてであります。

近年、高機能と普及が著しい電気・電子機器については、家電4品目、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機とパソコンを除き、各種リサイクル法の対象ではないため、使用済みの小型家電製品は、貴金属やレアメタルを多く含んでいるにもかかわらず、市町村で資源として十分に回収されず、家庭ごみとして最終処分場で埋め立てられている状況にありました。環境省の推計によりますと、日本で1年間に使用済みとなる小型家電は約65万トンで、そのうち、それらに含まれる有用な金属は約28万トン、金額にして844億円になると試算されております。

このような状況の中、この貴金属やレアメタル等の有効活用を図るために、平成24年、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が成立し、25年4月に施行されております。

さて、本市において、平成26年2月から小型家電の回収について取組が開始されておりますが、この小型家電リサイクルについてどのように認識されているのか、改めて市長の見解を伺います。

次に、事業開始に関連して伺います。

まず、この法律施行後、回収事業の取組開始に至るまでの経緯についてお示してください。

回収方式については大きく3種類、ステーション方式、ピックアップ方式、ボックス方式に分類されているようですが、本市ではボックス回収方式を採用しましたがけれども、その検討結果と決定した理由についてお示してください。

また、この方式で、市の負担や事業費についてどのようになっているのかお答えください。

次に、回収品目についてであります。国では特定対象品目として回収ガイドラインを示しておりますが、実際の回収品目は市町村が決めることとなっております。今回の回収品目はどのように決定されたのかお示してください。

小型家電リサイクル法に基づく基本方針では、市町村又は認定事業者等により回収され、再資源化を実施する量の目標について、平成27年度までに1人1年当たり約1キログラムと示されておりますが、本市では幾らになるのかお示してください。

リサイクルについては、これまで何種類ものリサイクル回収事業が実施されてきましたが、やはり市民の協力が不可欠であります。他都市では市民の協力意識を高めるために、周知方法の検討、リサイクル関連のイベントの開催、アンケート調査などを実施し、成果を上げているようですが、今後の本市の取組について、これらについてどのように検討されていくのか、見解を伺います。

次に、ごみ収集車の過積載についてであります。

昨年12月、北しりべし廃棄物処理広域連合事務局より、ごみ搬入業者に対して「年末年始における搬入車両の過積載防止について」という文書が配付されました。この中の文書には、「著しい過積載が確認された場合、当広域連合条例の規定に基づく受入基準等違反の処分対象となるため、搬入を拒否し、違反点を付加するとともに、関係機関へ情報提供する場合がありますので御承知おきください」という内容がありました。この規定に基づく受入れ基準等違反及び処分の内容についてお示してください。

さて、過積載とは、以前にも大きな社会問題となりましたが、トラック等の自動車に定められた重量の限度を超えて貨物を運搬することであり、道路交通法や道路法の違反行為となるものであります。過積載で走行すると、車体の各部の設計値を上回る負荷がかかり、車体の劣化が表れ、その要因で事故につながったケースが見受けられます。また、道路の路面や道路構造に損傷を与え、中・長期に見ると道路等のインフラ整備に影響を与えるものと考えられます。

まず、過積載問題についてどのように認識されているのか、見解を伺います。

北しりべし広域クリーンセンターに搬入しているごみの中には、市が委託している生活系可燃ごみも搬入されているわけですが、広域連合からは、市に対して過積載の状況が毎月報告されているようです。

そこで伺いますが、直近5年間でどのような推移なのか、本市の生活系可燃ごみ量との比較でお示ください。

また、その特徴的な内容と過積載の要因はどのようなものなのか、具体的にお答えください。

さて、ごみ収集に当たり、ごみ収集地域のごみ量の推計値を基に収集計画がつけられていると思いま

すが、これは誰がどのような基準で算定し、決定されているのかお示してください。

次に、過積載の対策についてであります。

本市では、北しりべし廃棄物処理広域連合から報告を受けて、どのような認識だったのかお示してください。

また、直近5年間の中で、市として委託業務を進める上でどのような対策を実施してきたのか、具体的にお示してください。

また、道路交通法や道路法の違反行為がなくなるような対策についてどのように検討し、実施していくのか、見解を伺います。

7項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、環境問題について御質問がありました。

初めに、小型家電リサイクルについてですが、まず小型家電リサイクルについての認識につきまして、法律が施行されたことにより、全国的な小型家電リサイクルの仕組みが整えられ、貴金属やレアメタルが効率よく回収されるだけでなく、廃棄物の最終処分量の削減など、循環型社会形成の推進に大きく寄与するとともに、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国の経済の健全な発展にも寄与するものと認識しております。

次に、法律施行後の回収事業の取組開始までの経緯につきましては、平成25年4月1日の法律施行後、本市での取組について内部で検討しておりましたが、6月28日に株式会社マテックが道内企業として唯一の再資源化認定事業者となったことから、直ちに同社と交渉を開始し、その結果、本市では1か所に集約した小型家電を同社が回収することとなりました。これに基づいて市としての集約の仕方などの検討を重ね、平成26年2月10日に回収を開始したものです。

なお、これに先立ち昨年9月に開催された本市が後援するリサイクルイベントの際には、回収ボックスを設置し、3日間で約250キログラムの小型家電を回収したところです。

次に、回収方式の検討と決定理由につきましては、国のガイドラインでは何種類かの回収方法が例示されており、それを基に本市での回収方式を検討した結果、ステーション回収方式では、本市の場合、ごみの種類によって車両や収集体制、搬入先が異なることや、分別収集した場合の個人情報を含む小型家電の盗難防止などの問題があること、またピックアップ回収方式では、処理施設への搬入方法の変更や作業場所の確保のほか、小型家電に含まれる個人情報保護への配慮などの課題がありました。これらの事情や他都市の取組状況も参考に検討した結果、本市としては、まずは比較的取り組みやすいボックス回収方式を採用することといたしました。

また、市の負担や事業費であります。回収ボックスなど必要な資材は認定事業者で用意することとし、回収ボックスから一時保管場所への搬送については直営で行うことから、特に新たな財政面での負担は生じておりません。

次に、回収品目の決定につきましては、国では小型家電の中でも資源性と分別のしやすさから、特にリサイクルすべき品目としてパソコンや携帯電話、デジタルカメラなどを特定対象品目に指定しているところですが、回収品目を特定対象品目に限定した場合、市民に周知する際には出せるものと出せないものを細かく例示しなければならず、また市民にとっても排出したい小型家電が回収品目に該当するか

どうかの判断が難しいことから、本市では回収ボックスの投入口に入れることができる小型家電について、広く回収品目といたしました。

次に、本市における1人1年当たりの回収量の見込みにつきましては、回収ボックスの投入口の大きさから、回収量の大半は特定対象品目であると予想されます。国が推計した国内で1年間に使用済みとなる特定対象品目は32万トンであり、これを人口で案分いたしますと、本市では年間320トンと推計されます。そのうち回収率を他都市の例も参考に約5パーセントと推定いたしますと、1人1年当たり0.13キログラムと推計されます。

次に、市民の協力意識を高めるための施策の検討につきましては、これまでも広報おたるやホームページへの掲載のほか、報道機関の協力を得て市民に周知してきたところではありますが、今後も各種団体の会合やリサイクルイベント、まち育てふれあいトークなど、さまざまな機会を活用し、市民への周知や情報提供に努めてまいります。

次に、ごみ収集車の過積載についてですが、まず北しりべし廃棄物処理広域連合条例の規定に基づく受入れ基準等違反及び処分内容につきましては、広域連合では廃棄物の処理に関する条例第7条の規定に基づく搬入許可の取消し等を行うための基準として、受入基準等違反の処分基準を定めております。この基準では、広域連合が定める受入れ基準に違反した廃棄物を搬入した場合やその他遵守事項及び義務違反などの行為を行ったときは違反点を付加し、違反点の合計により、嚴重注意から6か月の搬入停止までの処分を行うこととしております。

次に、ごみ収集車の過積載に対する認識につきましては、車体や運転操作に悪影響を与え、重大な事故につながる可能性や、路面及び橋梁などのインフラに損傷を与えることなどのほか、騒音や排気ガスの増加により、環境の悪化にもつながるものと認識しております。

次に、直近5年間の過積載の推移につきましては、平成21年度は搬入量1万8,224トンに対し、搬入台数は6,845台で、そのうち過積載だったものは476台、割合としては全体の7パーセントでありました。また、平成25年度の1月末現在での搬入量1万4,584トンに対して、搬入台数は5,642台、そのうち過積載だったものは102台で、全体の1.8パーセントとなっており、過積載の割合は減少しております。特徴としては、最近5年間のごみ量を月別に見ますと、毎年8月は果物など水分を多く含んだごみが多く排出されることから、1年の中で最もごみの重量が多く、また過積載の台数も多くなっております。

過積載の要因としては、このようなごみの多いときには、市では処理施設への搬入回数を通常より増やして搬入するよう指導してはいましたが、それが徹底されなかったものと考えております。

次に、ごみ収集に係る収集計画につきましては、収集計画は廃棄物事業所で策定しており、午前8時30分から収集を開始して、午後4時までに広域連合の処理施設に搬入できるよう、収集地区ごとのごみ収集量の実績値や、市内を巡回している指導員からの各ステーションのごみの排出情報を基に、作業時間や処理施設までの走行時間などを加味して区域割りをし、収集計画を策定しております。

次に、広域連合からの報告を受けての認識につきましては、日々の業務の中で処理施設に搬入した際に過積載があったときには、広域連合側でその都度口頭又は多量の場合は文書で注意しておりますが、市としても過積載をしないよう、引き続き指導を徹底する必要があると認識しております。

次に、直近5年間で実施した過積載の対策と今後の対策につきましては、平成21年及び23年に委託業者の従業員を対象に委託収集業務研修会を開催し、過積載をしないよう直接指導したほか、25年4月には広域連合の受入基準等違反の処分基準の周知文に過積載に対する注意を喚起する文言を記載した上、委託業者に手交により配付したところであります。

さらに日々の業務においても、搬入回数の増により、処理施設への搬入が遅くなるような場合には、

市側から受入れ時間の延長を広域連合に要請するので、過積載とならぬよう指導しております。

また、今後の対策としては、法令遵守について委託業者に指導を徹底することはもとより、各地区から排出されるごみ量の変動によっては、必要に応じて適切な区域割りの調整を行っていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第8項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、教育問題についてであります。

まず、教育行政執行方針についてであります。

2月26日の本会議において、平成26年度小樽市教育行政執行方針が教育長より示されました。この中で、重点施策の一つである学力向上について何点か伺います。

昨年の全国学力・学習状況調査では、小学校で算数A以外は全道平均を下回り、中学校では全て全道平均を下回る結果であり、厳しい状況でありました。このような学力の状況が続いているように思うところですが、主要要因について見解を伺います。

また、2年前に秋田市へ教育委員会として視察されているようでありますが、その結果として、本市との違い、参考にした内容及びどのような対策を検討され実施したのか、お示してください。

次に、学校や教職員への取組ですが、23の指針に基づき具体的な数値目標を設定し、自己評価を行うなど具体的な行動を確実に行うよう今後指導していくという内容がありましたが、教育委員会としてどのように把握し、指導されていくのか、それに対する評価と対策についてどのように検討されるのかお示してください。

次に、学校力向上に関する総合実践事業であります。

昨年に引き続きの事業となっておりますが、この事業の目的と内容についてお示してください。

また、今年度についてどのような効果や実績があったのか、あわせてお答えください。

いずれにしても、本市にとって学力向上対策は重要な施策の一つであり、着実に結果がついてくる内容を望むものであります。

次に、教育における地方分権の推進についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成20年に施行され、5年が経過しました。この法改正は、教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申などを踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政などの改正でありました。現行制度上、市長は教育関連に対して十分な権限がないわけですが、問題が生じた場合、結果的に総合行政をつかさどる市長に最終的な責任が問われることが多いようであり、学校の設置者であり、同時に総合行政をつかさどる者としての立場を考えると、この法改正により、現状から一歩踏み込んで検討し、新たな動きに出ている状況にあります。

さて、この中で注目をしているのが教育における地方分権の推進で、文化・スポーツに関する事務の所掌の弾力化であり、いわゆる事務を市長が担当できるようにすることであり、改めてこの法改正や、これに伴う動向に対してどのように認識されているのか、市長、教育長の見解を伺います。

また、他都市において教育委員会の社会教育に関する事務を市長部局に移行し、関連する業務の一元化や戦略的に文化振興を通じたまちづくりの観点、あるいは観光対策の活性化などを含めた「観光・文化スポーツ部」などの新たな統合の組織を新設する動向が見受けられるところであり、本市も検討が必

要と考えます。

歴史と文化のまち小樽の将来を展望するとき、小樽観光の土台である歴史・文化の政策なくして、観光も含めた小樽の魅力や地域力はないと思うものであります。これらについて、本市での今後の考え方や、そして課題や問題点について、改めて市長、教育長の見解を伺います。

以上、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、教育問題について御質問がありました。

教育における地方分権の推進についてですが、まず平成20年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の趣旨につきましては、文化・スポーツ行政について、地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせ、地方公共団体の長が一元的に所掌することができるようにしたものと認識しております。

また、法改正に伴う動向につきましては、札幌市では法改正前に文化・スポーツ行政を移管し、観光行政をあわせて所管する観光文化局を設置しておりますが、札幌市を除く道内の主要8市では、いずれも移管は行われておりません。

次に、社会教育に関する事務の移行の考え方などについてですが、先ほど観光問題でも答弁申し上げましたが、教育委員会の意見を聞きながら進めていくべきであると考えており、移管が適当との意見をいただいたときには、市として移管について検討したいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育問題について御質問がありました。

初めに、教育行政執行方針についてですが、まず小樽市における全国学力・学習状況調査の結果が低迷を続けている主な要因につきましては、これまで多くの学校においては指導方法の工夫改善や外部人材の活用などの新しい取組に消極的であり、前例踏襲といった意識から、授業改善などがあまり進んでいなかったことや、家庭にあつては朝食をとらない子供たちが多くことや、テレビを見る時間が長いことなどの状況にあつて、学習習慣が定着していないことなどが要因であると考えております。

したがいまして、平成23年度から学力の向上を重点課題として、教職員の授業力の向上と家庭の教育力向上を柱として、各般施策に取り組んでおり、徐々にその成果が表れてくるものと考えております。

次に、秋田市への視察研修の結果として参考になった内容や本市との違い並びに視察後の対策についてであります。まず秋田市における特色としては、学校にあつては教員が小・中学校連携した9年間を連続したものと捉え、研修会を積み重ね、一人一人が情熱を持って指導に当たっております。また、児童・生徒の挨拶、靴の並べ方などの基本的な生活規律や、授業中の姿勢・集中力などの学習規律が身につけていることなどが挙げられます。さらに、家庭学習においては、小学校で8割から9割、中学校で6割から7割の児童・生徒が家庭学習ノートを毎日学校に提出しており、小学校低学年から積み上げられた家庭学習の習慣が定着していることなどが挙げられます。

この視察研修の後に、秋田市を視察した3名の教員が講師となり、小樽市内の教職員を対象に伝達のための研修会を行いました。十分に伝えきれなかったという反省から、平成25年度には各学校の教務

主任などを対象に、道内のすぐれた実践校を視察する取組や、秋田大学の教授を招き、実際に授業を指導してもらい、公開研修会を実施するなどの取組を行ったところであります。

次に、学校教育推進計画の23の指針における取組状況の把握と指導、それに対する評価と対策についてでございますが、本市においては、小樽市学校教育推進計画の実践項目を基に学校評価を行ってまいりましたが、これまでの実践項目が抽象的であったことから、各学校の目標が漠然とし、結果として自己評価が全体として高い傾向となっております。そのため、平成26年度の推進計画では、具体的な23の指針を掲げ、それに基づき学校経営目標を自校の目標として数値で設定し、達成度を評価するよう指導することといたしました。教育委員会では、2学期末に中間報告を受け、学校の自己評価結果を基に指導・助言を行い、確実な学校改善につなげていきたいと考えております。

次に、学校力向上に関する総合実践事業の目的と内容及び今年度の成果や実績についてであります。まず本事業の目的と内容についてですが、本事業は管理職のリーダーシップの下で実践指定校と近隣校が連携しながら、学校の組織的な取組や実践的な研修を行い、将来のスクールリーダーを育てながら、学校の総合力を高める新たな仕組みをつくることを目的としたものであり、稲穂小学校が実践指定校、花園小学校と潮見台小学校が近隣校として今年度から取り組んでおります。

実践指定校の稲穂小学校では、校内の組織的な取組として、学期ごとに計算や漢字などの定着確認テストを実施し、徐々に基礎学力の定着が図られており、また人材育成の取組として、初任者から3年目の教員を対象に、教科指導や生徒指導などについて近隣校と連携した研修会を開催し、若手教員の指導力向上に成果を上げております。

また、今年11日には、教育委員会の主催による市内の小・中学校の管理職を対象とした実践報告会を開催し、実践校における成果を伝え、学校経営に生かすよう指導してまいります。

次に、教育における地方分権の推進についてですが、まず教育における地方分権の推進に係る法改正やこれに伴う動向に対しての認識についてであります。この改正は、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、地域づくりという観点から、他の地域振興などの関連行政とあわせて、地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとしたものであると承知しております。

また、この改正に伴い、道内では平成21年度に石狩市でスポーツ行政を市長部局に、24年度には北海道が文化・スポーツ行政を知事部局に、それぞれ移行を行ったものと承知しております。なお、札幌市においては、平成17年度に文化・スポーツ行政を市長部局へ移行したものであります。

私としては、文化・スポーツ行政を行う上で、高齢者の生きがいつくりや健康の保持増進、地域づくりや観光振興など、市長部局との連携がますます必要となっていると感じておりますが、移行を行うかどうかはそれぞれの地方自治体の実情により判断されるものと考えております。

次に、社会教育に関する事務の市長部局への移行についてでございますが、平成19年10月に市の組織・機構の見直しに関連し、市長から教育委員会へ文化・スポーツ行政の移管についての意見を求められ、教育委員会としては20年10月に、「現状では適当ではないと考えるが、文化・スポーツ行政と観光との連携は重要であり、将来にわたっては検討を要する課題である」と回答したところであります。

その後、文化・スポーツ行政が健康づくりやまちづくり、観光振興など市政全般との連携がますます求められているものと承知しておりますが、現在、国において地方教育委員会制度の見直しが検討されており、中央教育審議会から「今後の地方教育行政の在り方について」の答申があり、「文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務は、原則として首長の事務としつつも、地方公共団体の判断で、教育行政部局が担当することができるようにすることを検討する必要がある」

とされていることなどから、今後、国の動向などを注視してまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

○10番(高橋克幸議員) 丁寧な御答弁ありがとうございます。1点だけ再質問させていただきます。

公共施設等総合管理計画の策定についてです。先ほども述べましたが、公共施設の全体を把握して、長期的な視点を持って計画をする、私は非常に大事な視点だと思いますし、今までなぜなかったのかなというのが率直な思いです。

これは学校の跡利用がどうしても絡んでくる内容でありますし、財政の見通しについても関連するという意味では、小樽の将来のまちづくりを総合的に見ても非常に重要な計画だと私は思っております。ただ、平成26年1月に出たばかりで、まだ概要案ですし、具体的なものはこれから出てくると思うので、スピード感を持って、これに当たっての準備をぜひ開始していただきたいと思っているわけです。

私の印象ですが、学校の跡利用についても、どうしても何か場当たりの、その地域の実情をよくお聞きしながらということもよく理解できるわけですが、では市としてまちづくりの観点から、小樽市の将来像から、それぞれの施設をどうしていくのかというものが見えないわけです。こういう計画がないからということもあるのでしょうか、そういうことを考えていくと、やはりこれは早急に手をつけていただいて、これは一部局でできる話ではないと思いますので、総合的に検討できるようなチームなり体制をとっていただいて、至急準備をして、先ほど言った財政的な問題、学校跡利用の問題、そして本庁舎も含めた小樽市の公共施設の全体像というものを市民に明らかにしつつ、どういう計画なのかを示していくべきだろうと思いますし、これができることによって、我々議員もこれからの施策の具体的な議論ができるのではないかと考えておりますので、この点についてもう一度市長からの御答弁をいただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 高橋議員の再質問にお答えします。

ただいまの問題につきましては全国的に大変問題になっておりまして、公共施設の老朽化というものが一つ大きくなっております。その老朽化施設の建物を除却するというのがなかなか起債でできないということがありまして、この4月から総務省が中心になって、除却することについての起債を認めると、こういうようなことであります、一部条件はありますけれども。

今、お話があったように、本市においても学校施設も含めて老朽化している公共施設がたくさんあります。学校については、老朽化もあわせて適正配置の統廃合というような問題があるわけですが、そういったことを含めて早急に計画をつくってまいりたい、このように思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時15分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇) (拍手)

○19番(斎藤博行議員) 平成26年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

最初は、平成26年度予算編成に関連して何点か質問します。

初めに、小樽市内の景気動向についてです。

安倍政権の掲げる経済政策、いわゆるアベノミクスは、今年3年目を迎えます。アベノミクスは、大規模な金融緩和に基づくリフレ政策、公共事業を柱とする財政出動による有効需要刺激政策、そして民間投資を喚起する成長戦略など、経済理論とイデオロギーがまざり合ったものでできていると考えます。

例えば、アベノミクス効果で物価が上がったとき、賃金が据え置かれたら、勤労国民の生活は大変苦しくなるとの指摘があります。企業業績の改善が賃金引上げにつながらなかった苦い経験が、この指摘の背景にあります。こうした指摘に対して、企業の利潤が増えれば、行く行くはそれが労働者の賃金引上げという形で労働者へも配分され、それが消費需要を拡大し、ひいては企業の投資、事業拡大にもつながり、さらには景気は自律的に好転していくという好循環のシナリオが宣伝されています。これは経済政策というより、強い思いではないかと思えます。

なぜかという、2010年の帝国データバンクの調査では、法人税が引き下げられれば、企業はまずもってそれによって生じた追加資金を内部留保して景気の悪化などの不測の事態に備えようとし、次に固定的な金利負担を軽減して、企業体質を強めるため、借入金の返済を進めます。次に、ようやく賃上げなどによって社員に還元が来て、設備投資の増強はさらにその後に来るという現実が報告されています。

この政策順位を政策的に変えようとしているのが、安倍政権の政治です。日本の総資本の理性は、それを理解しても、個別企業の計算は別物であり、現実の経済政策は違うと考えるのが普通の考えです。

また、アベノミクス効果は、地域において大きな格差が生じているとも言われます。また、大企業と中小企業との格差拡大の心配もあります。

市長は、これまでのアベノミクス効果についてどのように評価されているのか、お聞かせください。

また、小樽市内の企業業績、労働者の賃金状況、雇用状況、個人消費状況への波及についてどのように受け止められているか、お聞かせください。

次に、平成26年度予算案の収支状況では、地方税が伸びない中、実質的な地方交付税が減少すると考えられると説明されています。それを反映して、予算案の税収は市税全体では820万円、率で0.1パーセントしか増えない中、地方交付税が約161億2,000万円、率にして2.7パーセントの減額、また臨時財政対策債も約22億7,000万円、率で4.2パーセントの減額になると見込まれております。合計すると、約5億5,000万円の減額です。

確かに、国の平成26年度地方財政計画では、地方交付税は16兆8,855億円で、前年比較では1,769億円の減額になっています。これは都道府県法人事業税の3,110億円を中心に地方税が35兆127億円と前年度比で9,952億円増収になり、一般財源が増えたために、一般財源の不足分を補填する地方交付税は、その分減額になったと説明されています。

しかし、これは東京都など交付税の不交付団体を含んだ全国の自治体の総額の議論であり、小樽市には当てはまらない議論と考えております。小樽市としては極めて不本意だと思いますが、地方交付税等が5億5,000万円減額になると見込まれた算定根拠をお示しください。

次に、平成26年度予算案の歳入の市税についてお聞きします。

個人市民税は今年度予算額が43億3,120万円でしたが、新年度予算では42億8,720万円と4,400万円減額となっております。

最初に、税収のベースとなっている現年課税分の調定額と収入率をお示しください。

次に、平成25年度の決算見込みとあわせて26年度に減額した理由をお示してください。

次に、法人市民税についてです。

平成26年度予算額は13億5,080万円と、前年度の12億3,300万円に比べて、金額で1億1,760万円、率にして9.5パーセントの増額となっています。これは国の地方財政計画における市町村法人住民税が、平成25年度1兆7,836億円から26年度は1兆9,590億円、1,754億円、率にして9.8パーセントの伸び率に近い数字です。法人市民税の現年課税分の調定額と収入率、合わせて9.5パーセントの増額を見込んだ理由をお示してください。

次に、消費税増税に関して質問します。

4月1日には消費税が17年ぶりに3パーセント増税され、8パーセントになります。これによる税増収は約4兆5,000億円と言われています。今回の消費税増税により、国の税収史上初めて消費税収が所得税収を上回ることになりました。平成24年度決算で小樽市の一般会計で支払われた消費税は総額で幾らでしたか、お示してください。

次に、平成26年度一般会計予算では、消費税3パーセント分を幾らと見込んで予算計上されているのか、お示してください。

政府は、消費税増税対策の一つとして、臨時福祉給付金の支給を決定しました。これは市民税均等割非課税者、全国で2,400万人に1万円を支給するほか、65歳以上の老齢基礎年金受給者や児童扶養手当受給者などに5,000円加算するという内容です。小樽市内の給付者数と加算対象者数をお示してください。

次に、住民登録はされていても確定申告をしていないなどの理由で未申告となっている方の扱いはどうするのか。こうした方は小樽市内に多数いられるとも聞いております。さらに、いろいろな理由から住民登録を小樽市に移していない方の扱いはどうなるのか、お聞かせください。

言うまでもなく、税の申告や住民登録の手続のいかんにかかわらず、生活していく以上、消費税は払うこととなります。逆進性の強い消費税の増税に当たっては、丁重な対応が求められます。

平成26年度予算案では、臨時福祉給付金給付事業費として約4億4,703万円、また子育て世帯臨時特例給付金給付事業費として約1億1,465万円が全額国庫補助金を財源として計上されています。被給付者の調査、確定、給付までの実務は小樽市がやることとなります。先ほど来指摘をしておりますように、その作業は大変だと思いますが、どのような体制で、どのような作業手順で進められるのか、お聞かせください。

また、この方法で十分な増税対策となるかも疑問です。見解をお聞かせください。

次に、国の平成26年度予算では、国民全員に番号を振って課税情報などを集めやすくする共通番号制度の導入に向け、自治体でのシステム構築を支援するため、496億円の予算がつけられました。小樽市における、この制度導入に対する取組の現状をお聞かせください。

この項最後の質問です。

1月30日、国土交通省は、公共事業の予定価格算出に用いる公共工事設計労務単価を全国平均で現行に比べ7.1パーセント引き上げて1万6,190円とすると発表しました。これにより、道内の公共工事設計労務単価も7.5パーセント引き上げられ、1万4,131円となりました。今年の2月1日からの適用です。

国土交通省は、全国で相次いだ入札不調の原因を、公共事業の予定価格が人手不足による職人の賃金の上昇や資材価格の上昇により実勢価格を下回っていたためとし、引上げを決めたものです。

理由は別として、問題は、引上げを発表した時期のことです。小樽市では、平成26年度建設事業費維持補修費を一般会計で45億6,430万円、特別会計2億6,638万円、企業会計94億2,659万円と、合計で142億5,727万円が予算計上されています。今回の発表が1月30日付けですので、新年度予算を編成するとき

には、今回の公共工事設計労務単価の7.5パーセントの上げは加算に入っていないと考えます。

今回の上げにより予想される契約金額の増加は、予算内で吸収されるものなのか、予算補正につながるものなのか心配です。具体的に予算規模2,000万円程度の道路改良工事への新旧の工事費の試算をお示してください。

また、国土交通省は、2月よりインフレスライド条項の適用を従来の東日本大震災の被災地3県から全国に適用する旨発表しました。小樽市におけるこのインフレスライド条項に該当する工事についてお示してください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 斎藤博行議員の御質問にお答えします。

ただいま、平成26年度予算編成について御質問がありました。

初めに、市内の景気動向と税収についてですが、まず、これまでのアベノミクス効果に対する評価につきましては、日本銀行や財務省などの経済動向の調査結果によると、全国的には改善傾向にあることから、一定の成果は上げていると思いますが、景況判断では大企業に比べ中小企業の値や、大都市圏に比べ地方の値が低いことから、北海道をはじめとした地方においては、現段階ではアベノミクス効果が十分に行き渡っていないものと認識しております。

次に、市内の企業業績などへの波及につきましては、小樽商工会議所の小樽市経済動向調査によると、業況のD I 値が2期連続プラス値で推移していることや、観光入込客数が好調な状況にあり、建設業の業況感の好転傾向も続いていることから、アベノミクスの効果が全ての要因とは考えておりませんが、市内経済全体として緩やかな回復傾向にあると考えております。

また、賃金、雇用状況につきましては、ハローワーク小樽によると、有効求人倍率が上昇していることから、雇用状況は好転しているものの、新規求人の賃金が昨年より下がっていることから、その改善までには至っていないと考えております。

また、個人消費につきましては、北海道財務局小樽出張所の調査によれば、持ち直していると判断されておりますが、消費税率の引上げ前の駆け込み需要による一面もあり、本格的な個人消費の回復までには至っていないと考えております。

次に、地方交付税等を減額と見込んだ算定根拠につきましては、国の地方財政計画は都道府県分を含むものであり、市町村が地方交付税等を推計する際の国から示された資料を基に、個別算定や包括算定の伸び率、さらには公債費など本市の特殊事情を勘案して積算した結果、減少となったものであります。

次に、平成26年度予算の個人市民税の現年課税分の調定額と収入率につきましては、調定額は均等割1億8,550万円、所得割41億470万円、収入率はいずれも97.5パーセントを見込みました。

次に、平成25年度の決算見込みにつきましては、予算と比べ現年課税分、滞納繰越分ともに調定額の減少が見込まれますが、いずれも収入率の増加が見込まれることから、個人市民税全体では予算額とほぼ同額を確保できるものと見込んだところであります。

次に、平成25年度予算との比較によると、26年度予算の減額理由につきましては、均等割は26年度から税率の上げに伴い増加するものの、所得割で納税義務者数や所得の減少が見込まれることから、個人市民税全体では減少すると見込んだものであります。

次に、法人市民税の現年課税分の調定額と収入率増加を見込んだ理由につきましては、平成25年度の決算見込みを基に、企業誘致の効果や企業収益の回復などから、現年課税分の調定額は均等割で約4億3,200万円、法人税割で9億2,650万円を、収入率はそれぞれ96.5パーセント、99.7パーセントを見込み、前年度と比較して増額と積算したものであります。

次に、消費税増税についてですが、まず平成24年度一般会計決算の消費税につきましては4億2,000万円程度、26年度の増税の影響額3パーセント分につきましては2億1,000万円程度と積算しております。

次に、臨時福祉給付金の給付対象者数と加算対象者数につきましては、国が示している計算方法に基づいて算出しますと、給付対象者数は約3万2,000人であり、このうち約1万6,000人が加算対象者となりますが、実数については、課税業務が終了していないことなどもあり、お示しできません。

次に、住民登録がされていても、未申告となっている方の対応につきましては、まず市ではこの給付金事業についての周知を行います。対象になると思われる方は申請の際に課税所得がない旨を誓約していただくことによって支給対象となります。また、支給後に対象者でないことが判明した場合には、給付金を返還していただくこととなります。

次に、住民登録を小樽市に移していない方への対応につきましては、基本的に平成26年1月1日現在登録している市町村において給付の申請をしていただくこととなります。

次に、給付事務に係る体制につきましては、2月21日付けで副市長を本部長とする31名から成る臨時福祉給付金等給付事業実施本部を設置したところであります。また、作業手順につきましては、市民への周知、申請書の受付、対象者への支給という流れになりますが、具体的な作業手順については、現在、検討中であります。

次に、今回の給付措置が十分な増税対策となるものかどうかにつきましては、給付金の額は国が消費税の引上げによる影響額を考慮して決定したものであります。その効果については現時点で判断することは難しいと考えております。

次に、共通番号制度導入に対する小樽市の取組現状につきましては、制度の円滑な導入を図るため、昨年7月に関係部署の庶務担当課長等で構成する制度導入プロジェクトチームを設置し、制度内容についての勉強会や国の示すスケジュールの情報共有を行うなど対応を始めております。今後は決められた全国統一のスケジュールに沿ってさまざまな対応を進めていくこととなります。平成26年度は制度の基礎となる住民基本台帳システムなどの改修をはじめ、個人情報保護のための対応や条例改正の準備などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、公共工事設計労務単価とインフレスライド条項についてですが、まず新旧労務単価の工事費の試算につきましては、道路改良工事で旧労務単価で積算した2,072万5,200円の工事は、新労務単価で積算すると2,099万5,200円となり、旧労務単価と比較した場合27万円、1.3パーセントの増額となります。

次に、本市発注工事でインフレスライド条項に該当する工事につきましては、手宮小学校校舎新築工事関連で4件、小樽市立病院統合新築工事関連で6件、水道局発注工事で汚水処理施設共同整備事業機械設備工事の1件、合計で11件の工事が該当となります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）

○19番（斎藤博行議員） 新年度予算に関連して、何点か質問します。

初めに、新市立病院建設に関連して質問します。

新市立病院建設工事は、若干の遅れは生じているものの、着実に進んでいます。12月1日開業に市民の皆さんの期待も高まってきています。この9か月間は、現在の二つの病院が従来どおりに診療を続けながら、閉院と引っ越しの準備を進め、並行して新市立病院の開業に向けた準備もするという、業務が大変ふくそうする時期であります。

こうした問題に対処するための一環として、新年度から両病院の医事業務の見直しが行われると聞いています。内容は、現在、両病院にはそれぞれ別の医療事務業者が委託業者として入っているのですが、新年度からはこれを一本化しようとするものです。改めて、なぜこの時期なのかなど、その目的とその際にどのような選定方式が採用されたのか、お示してください。

次に、競争が予想される業者の一本化は、どのような判定基準により業者の決定がなされたのか、お示してください。

また、決定された業者をお知らせください。

次に、委託業者決定から新市立病院開院までの作業スケジュールをお示してください。

次に、新年度からは、新市立病院への統合、そして病院機能強化のため、病院局の組織再編が計画されていると聞いています。新年度から新設されるセクションを中心に、その名称と果たすべき役割などを含めて再編計画をお示してください。

次に、新市立病院開業後から従来市の嘱託員が行っていた業務も相当部分が民間に委託されます。民間に委託される業務と、それらの業務を委託する理由をお示してください。

このことにより、多くの方が11月末に嘱託という職を失うこととなります。長年にわたり病院の業務の一端を担ってきた嘱託員に対しては、病院は雇用者責任があると考えます。どのように考えられ、対処しようとしているのか、お聞かせください。

次に、新市立病院開院後の小樽病院解体工事と駐車場整備工事について伺います。

現在の小樽病院の解体工事の入札と契約は、いつごろを予定していますか。

小樽病院の解体工事は敷地が狭く、民家に隣接しており、さらにアスベスト対策も必要な工事になると考えておりますが、工事期間はどの程度を考えておりますか、お示してください。

また同様に、駐車場整備工事の入札・契約時期と工事期間をお示してください。

駐車場が完成するまでは新市立病院には駐車場がない状態が続き、患者やその御家族に不便をおかけすることになりますが、その間の対策は検討されておりますか、お聞かせください。

次に、新市立病院の駐車場利用料についてです。

初めに、道内の市立病院の駐車場利用料はどのような状況なのか、お示してください。

新市立病院の駐車場は、非常にいい場所にできます。この駐車場を利用するには、相応の負担をお願いしなければならないと考えますが、見解を求めます。

次に、子ども・子育て支援事業に関連して質問します

平成26年2月1日現在の保育所待機児童数は市立が6人、民間が18人で、合計24人です。1月1日現在の18人より6人増えています。そのうちゼロ歳児は9人から18人となり、全体の75パーセントを占めています。

私は、待機児童の発生する要因、特にゼロ歳児の受入れを困難にしている要因は、必要な保育士の確保の問題があると考えておりますが、小樽市では待機児童の発生する要因をどのように考えておりますか。

また、市立保育所での対策をどのように講じておりますか、お示してください。

小樽市では、平成22年12月に市立保育所の規模・配置に関する計画、以下計画と言いますが、これを決定しております。この計画において、保育所ごとの入所児童数は3年ごとに見直すとしております。

平成26年度の入所児童数を見直すのは、どこの保育所ですか。

また、どのような考えで削減数を決めたのか、5年間の入所児童数の最大人数との関係を含めてお示しください。

私は、昨年の第4回定例会で、銭函保育所の定員を現行の110人から75人へ大幅削減するのは、定員削減により待機児童を人工的に発生させることになりかねないので、慎重に行うように指摘しました。それに対して小樽市は、銭函保育所は75人にするが、銭函地区としては新たに定員55人の桂岡保育園ができ、地域の枠は130人となり、十分対処していけるとの考えを示しました。確かに数の上ではそうですが、必ずしも計算どおりにはいかないとの話も聞こえてきます。

2月1日現在の入所児童数は銭函保育所82人、桂岡保育園36人、合計118人となっている現状を踏まえ、昨年の答弁に沿った推移となっているのか、新銭函保育所の定員は75人で大丈夫なのか、見解をお示しください。

銭函保育所の定員の議論は、平成27年度の新保育所の定員をめぐる議論でした。そのほかの保育所の平成26年度の定員に関する議論はどこにもありませんでした。計画は、有識者による議論、保護者の声や地域の声、そして議会での議論を重ねてつくられました。新しい定員はいつ議会に報告されるのか、お示しください。

また、計画では、手宮保育所と最上保育所については、平成26年度中にそのあり方について結論を出すとなっています。今後1年間のこの問題に対する取組方針をお示しください。

この問題は、両保育所が仮に存続することになると、平成27年度以降の建替えなどの議論に直結する問題だと考えておりますが、あわせて見解をお示しください。

次に、国は、保育所への入所条件を見直し、パートなど短時間勤務者の子供の受入れを可能にする考えを決定しました。小樽市としては、この考えの変更はどう対処しますか、お聞かせください。

この間、小樽市では、計画の中で、入所児童数は人口や出生数の減少に必ずしも比例するものではありませんが、将来的に保育所入所対象となるゼロ歳から5歳までの人口減少に伴う保育需要の減少は避けられないとの考えで、小樽市全体の入所児童数を推計し、市立保育所の役割を特化し、市立保育所の縮小を進めてきました。今回の国の考え方が小樽市の保育需給に与える影響、また前提条件が変わる可能性がある計画の見直しをどのように考えているのか、お示しください。

次に、小樽市は、子ども・子育て支援アンケート中間報告速報を公表しました。調査の目的は、平成27年度から31年度までの子ども・子育て支援事業計画策定に向け、計画の基礎数字となる教育、保育等の需要動向などを把握するためのニーズ調査となっています。調査は就学前児童と放課後児童クラブ児童に分かれておりますが、ここでは就学前児童の保護者に聞いた子供が病気の際の対応と地域子育て支援事業について質問します。

子供が病気のと看、「父親若しくは母親が休んだ」との回答は合わせて94パーセントに達し、「病児・病後児保育を利用したい」との回答は40.3パーセント、利用したい事業形態としては「幼稚園や保育所に併設された施設」46.5パーセント、「小児科に併設された施設」76.4パーセントとなっています。保育所を利用している家庭で最大の問題は、子供が病気となり保育所などの利用ができず、子供の病気も心配ですが、仕事も休めないときです。このことは、既に平成21年12月に出された小樽市保育所の在り方検討委員会報告でも指摘されていますし、計画や総合計画後期実施計画でも取り上げられています。

調査により改めてその重要性が浮き彫りになった病児・病後児保育の問題、新たな子ども・子育て支

援事業計画以前の問題として小樽市はどう対処しようとしているのか、お示してください。

次に、地域子育て支援事業についてです。

調査では、13の地域子育て支援事業について知っているか、これまで利用したことがあるか、今後利用したいかとの3項目聞いておりますが、知っていて利用したことがある事業は、こんには赤ちゃん訪問事業だけでした。他の項目は60パーセント前後の方がその事業のことを知っているが、利用したことがある、今後利用したいとの答えは30パーセント前後にとどまっています。メニュー自体の検証も必要かと考えますが、この結果についての見解を求めます。

この項最後の質問に、北海道労働局が行った市立と民間の認可保育所と認可外保育所で働く保育士の労働環境に関する調査について質問します。

小樽市長が開設者である市立保育所も調査の対象でありました。

初めに、市立保育所に対する調査の経緯をお聞かせください。

次に、市立保育所の調査結果と指摘事項の有無についてお示してください。

北海道労働局の公表は、調査に回答しなかった施設、回答内容が労働基準法などで問題があった施設、問題がない施設に分かれています。そして、全道の調査結果では、チェックリスト未提出の保育所を中心に認可保育所161か所、認可外保育所59か所の合計220か所に抜き打ち調査を実施した結果、認可保育所140か所、認可外保育所41か所の合計181か所で違反事項が見つかったというものです。違反が指摘された割合は高いと思います。子供を預けている保護者から疑問の声や心配の声が寄せられています。小樽市として今後の対応など、どのように考えているか、お聞かせください。

質問を変えます。

平成26年度当初予算における重点施策では、市内経済の活性化に向けた取組の2番目にクルーズ客船などの誘致受入れに向けた環境整備として、クルーズ客船の誘致推進のために環日本海クルーズ推進事業費182万円、小樽港クルーズ推進事業費1,584万円、またクルーズ客船などに対応する施設の整備のため第3号ふ頭岸壁改良事業費7,440万円、港内泊地しゅんせつ事業費1,800万円、小樽港保安施設改良事業費2,740万円と総額1億3,746万円が計上されています。市長は、2月26日の提案説明の中で、多くの乗船客による観光消費が期待できると述べ、小樽市の経済活性化、小樽観光の振興に向け、クルーズ客船の寄港に大きな期待をかけていることがうかがえます。

初めに、平成25年度のクルーズ客船の寄港回数と乗客数をお示してください。

次に、平成26年度の寄港予定数をお示してください。

次に、クルーズ客船の入港数の増加と市内経済の活性化、小樽観光の振興との関連とその経済的波及効果について伺います。

初めに、クルーズ客船の乗客の入港後の行き先は、必ずしも全てが小樽市内観光とはなっていないと聞いておりますが、下船後の行き先をお聞かせください。

クルーズ客船の寄港によって見込まれる経済効果について観光消費を含め、どのようなものがあり、平成26年度の寄港増を踏まえ、どのように期待しているのか、お聞かせください。

また、改めてクルーズ客船に対する経済効果の調査をする必要もあろうかと思いますが、市長の見解を求めます。

次に、原子力防災計画についてお聞きします。

新年度予算では、原子力防災関係事業費として道補助金200万円を含む225万円が計上されています。これらは原子力防災に必要な資材や機材を整備するためのものですが、連絡通信機器の整備と防災資機材、避難施設備蓄品の整備について具体的に主な内容と予算額をお示してください。

これらの予算措置は、北海道の原子力防災計画に基づき、北海道電力泊原発で重大事故が発生したときに小樽市に避難してくる方を受け入れる際に必要な資機材かと考えますが、これらの資機材は同様に泊原発で重大事故が発生したときに小樽市民の安心・安全確保のためにもどのような働きをするものなのか、お示してください。

原発事故が起きたときに、避難してくる方の受け入れや札幌方面への誘導などのためにさまざまな準備をする必要性は否定するものではありませんが、問題は、そうした状況になっているときの小樽市民の安全・安心の確保も大切だということです。

隣の余市町では、事故の際には国道などを使い、小樽経由で札幌市に避難することを基本とした計画を準備しています。余市町の住民が避難しているとき、余市町に隣接する地域の小樽市民はどうするのか、また小樽市民に向かって市長はどう指示するのか。大混乱を回避し、市民の安心・安全を守る小樽市の原子力防災計画の策定が急がれます。計画策定の進捗状況をお示してください。

小樽市の原子力防災計画ができるまでは、それができない理由や責任はほとんどが国の作業の遅れにある点を踏まえ、原発の再稼働には反対の立場を明確にさせていただきたいと考えますが、見解を求めます。

最後に、小樽市防災会議において、小樽市が策定を目指している原子力防災計画はどのような議論がされているのか、お聞かせください。

以上で、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、新年度予算案に関連して御質問がありました。

初めに、子ども・子育て支援についてですが、まず待機児童の発生する要因と対策につきましては、本市においては国の基準による待機児童はおりませんが、希望する保育所への入所申込みを受け付けた段階で、保育士の配置基準を超えると見込まれる場合は、新たに保育士の募集を行います。その際、速やかな応募がなかった場合には、希望する保育所への入所を待ついただくことがあります。このような状況に対する市立保育所における保育士確保の対策としましては、ハローワークへの募集に当たって、市職員や保育専門学校等に対しても募集についての情報提供を行っております。

次に、平成26年度の市立保育所の児童定員の見直しにつきましては、手宮保育所と赤岩保育所で行っています。見直しに当たりましては、歳児別に直近3年間の当該保育所児童数の平均値を用いることとしています。これにより手宮保育所は90名から5名減の85名、赤岩保育所は115名から10名減の105名となります。手宮保育所と赤岩保育所における過去5年間の最大の入所児童数につきましては、手宮保育所が平成24年度の94名、赤岩保育所が21年度の118名であります。

次に、銭函保育所につきましては、定員55人の桂岡保育園ができたことによって、銭函地区としては130人の枠を確保できることから、銭函保育所の定員を75人とするものです。銭函保育所に現在入所している5歳児が卒園した後の4月には64人からのスタートとなり、入所を待ついただくような状態にはならないと考えております。

次に、見直した保育所児童定員の議会への報告時期につきましては、今定例会の厚生常任委員会で報告することとしております。

次に、手宮保育所と最上保育所のあり方の検討につきましては、これまでの入所状況や、さきに実施

した子ども・子育て支援アンケートの保育需要に関する調査結果などを踏まえて行っていくこととなります。

次に、国が示した短時間勤務者の就労時間の考え方につきましては、さきに実施したアンケート調査の集計結果や子ども・子育て会議での意見聴取などを踏まえて検討を行うこととしており、本市の保育需給に与える影響につきましては、現時点ではわかりかねるものであります。

また、市立保育所の規模・配置に関する計画につきましては、今後、必要があれば見直し等について検討してまいります。

次に、病児・病後児保育につきましては、さきに実施したアンケートの分析は今後の作業になります。これまでの課題として市内の小児科医師が少ないこと、事業実施のための適切な施設がないこと、新たな施設整備には相応の財政負担を伴うこと、運営に関する国の補助が低額であることなどがありますので、これらの課題について引き続き検討してまいります。

また、地域子育て支援事業につきましては、今後、自由記載項目の集計結果なども参考としながら検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道労働局による市立保育所に対する調査の経緯につきましては、平成25年4月から5月にかけて、北海道労働局から各保育所に対して労働条件に関する自主点検という形で調査が実施されたもので、市立保育所に対する指摘はありませんでした。また、市内の民間保育所に関する本市の対応につきましては、既に北海道は北海道労働局からの要請を受け、直接各保育所に対して保育所における職場環境の整備への取組に関する要請などの通知を発出しているほか、今回の調査結果に関する確認を行っており、今後、北海道の指導監査で必要な対応が図られますので、本市としても指導結果について把握してまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船と市内観光についてですが、まず平成25年度のクルーズ客船の寄港回数と乗客数につきましては、19回の寄港で8,919人です。また、平成26年度の寄港予定回数は、現時点で確定しているもので37回となっております。

次に、クルーズ客船の乗客の下船後の行き先につきましては、昨年、勝納ふ頭に寄港した大型客船3隻について観光ツアーを運営する旅行会社に対するヒアリングや、埠頭で職員が直接乗船客にお聞きしたところでは、まずバスツアーが約3割、個人散策が約7割でありました。バスツアーでは小樽市内の周遊や積丹方面の人气が最も高く、遠くは旭川、富良野、美瑛、札幌や定山溪方面へのツアーも催行されております。また、個人散策は、小樽市内では運河周辺、堺町通りかいわい、祝津地区や天狗山方面の人气が高く、移動にはタクシーが多く利用されており、積丹方面や札幌まで足を延ばされる方もいたとお聞きしております。

次に、クルーズ客船の寄港によって見込まれる経済効果につきましては、まず観光消費としては、乗船客や乗組員の土産代や食事代、観光施設の利用料、バスやタクシーなどの交通費のほか、定点クルーズなどでは本市で前泊するケースもあることから、その際のホテルなどの宿泊代金もある程度見込まれております。さらに、その他の経済効果としては、民間においては水先案内料金や綱取り業務収入、船舶に積み込む食材や船用品の販売などの売上げのほか、入港料や係留施設使用料などの市の港湾関係収入が挙げられます。平成26年度は寄港回数が倍増することから、これまで以上に大きな経済効果が見込まれるものと期待を寄せております。

なお、経済効果の調査につきましては、乗船客や乗組員の市内での消費額など把握が難しいものもありますが、新年度は寄港回数の増加とともに、これまでに例のない大型客船の寄港が予定されておりますので、改めて可能な範囲で旅行会社や乗船客などに聞き取り調査を行ってまいりたいと考えております。

す。

次に、原子力防災計画についてですが、まず原子力防災関係事業費の主な内容と予算額について、連絡通信機器につきましては、衛星携帯電話機や防災行政デジタル無線の携帯型無線機、小電力トランシーバーの購入費などで約78万円となっております。また、防災資機材の整備につきましては、放射線量測定器の点検校正費や公用車の賃貸料などで約52万円、避難施設備蓄品の整備につきましては、避難所用毛布の購入費が約95万円となっております。

次に、避難者を受け入れる際に必要な資機材の小樽市民の安心・安全確保に対する働きにつきましては、衛星携帯電話をはじめとした通信機器については、北海道や他市町村及びその他の防災関係機関、広域避難者の受入先となるホテル等との連絡に用いるもので、これらの通信機器を整備することにより、迅速で正確な災害情報の収集や伝達が図られ、市民の方々への情報提供にも寄与できるものと考えております。

また、避難施設備蓄品の毛布については、広域避難者が市の公共施設等での滞在が必要となった場合には、寒さ対策や寝具として整備するものですが、市民の方々の避難が必要となった際の安全確保にも役立つものと考えております。

次に、原子力防災計画作成の進捗状況についてですが、原発から半径30キロメートル圏外に位置する自治体にとって、原子力防災計画を策定するためには、国が示す基準に基づく必要があります。しかしながら、30キロメートル圏外のいわゆるPPAの設定や防護措置について現在のところ国からは何も示されていない状況ですので、市としては具体的な基準が示された段階で着手してまいりたいと考えております。

次に、原発の再稼働に対する私の立場についてですが、これまでも申し上げておりますとおり、原発の再稼働は安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会において安全性について厳格な審査、確認を行っていただき、事業者においても、その審査結果に真摯に対応していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、私としては、再稼働についてはそのプロセスも含め、規制基準に基づく安全性の確保、電力需給、社会、経済への影響などを踏まえ、国の責任において総合的に判断されるべきものと考えております。

次に、小樽市防災会議における原子力防災計画についての議論についてですが、昨年8月に開催した小樽市防災会議において、原子力災害発生時に広域避難をする方々の受入れ態勢や万が一が本市に影響が及ぶ場合の市民の安全確保などについて、今後、検討が必要になることを委員の皆様にお話をしたところですが、国の基準が示されていない中で、現時点では具体的な議論には至っておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 斎藤博行議員の新市立病院建設に関連しての御質問にお答えいたします。

初めに、医事業務委託の一本化の時期、その目的と選定方式についてのお尋ねがありました。

両院が一日も早く一つの病院として機能し、新市立病院開院時に円滑に医事業務を遂行するためには、両病院の医事業務の運用統合を図る必要があることから、これまで両院で別々の事業者へ委託していた医事業務について、平成26年度当初から一本化するものであります。

また、今回の医事業務委託候補者の選定に当たっては、通常の医事業務に加え、新市立病院開院に向けて両病院の運用をいかに円滑に統合するかということが重要ですので、それらを評価できるプロポーザル方式を採用したものであります。

次に、業者選定の判定基準についてのお尋ねがありました。

判定基準は、業務推進体制について、現病院における経営改善への提案について、新市立病院に向けた現病院での取組について、新市立病院における経営改善への提案について、費用についての五つの大項目を設定し、それぞれに詳細な評価基準を設けました。特に、両病院を管理統括する体制と新市立病院準備計画の実効性や両病院の運用の統一計画をどのように考えているかなどについて重点的に評価いたしました。

これらの評価項目について、市立病院医事業務委託業者選定委員会により、総合的に審議を行った結果、現在、医療センターの医事業務受託者である株式会社ニチイ学館を最優秀提案者と決定いたしました。

次に、新市立病院開院までのスケジュールについてのお尋ねがありました。

昨年12月25日に最優秀提案者を決定した後に、当該業者と病院局で委託内容決定に向けての打合せを随時進めております。また、人員の確保対策や小樽病院の医事業務受託者との業務の引継ぎを精力的に行い、円滑な業務移管に向けて万全を期しております。

平成26年度は、まず4月から11月まで両市立病院の医事業務委託契約を締結し、この間に医事業務の運用の統合作業などに取り組むとともに、新市立病院での業務内容を整理し、新市立病院について改めて12月から3月までの医事業務委託契約を締結したいと考えております。

次に、新年度からの組織再編についてのお尋ねがありました。

まず、診療体制の充実を図るため、医師の増員に合わせて、小樽病院医局に呼吸器内科、医療センター医局に神経内科を新設いたします。

次に、これまで医局に所属していた医療技術職員の指揮命令系統や業務内容を明確にするため、小樽病院においては、医療技術部に視能訓練科を新設し、医局眼科所属であった視能訓練士を配置します。

医療センターにおいては、デイケア業務、医療相談業務、臨床心理業務、作業療法業務、訪問看護業務を集約し、精神科医療センターを設置し、医局精神科所属であった作業療法士、医療相談員、看護部所属であった看護師を配置いたします。

また、認知症患者への対応といたしまして、医療センターに認知症センターを設置し、精神保健福祉士を専従配置いたします。

専門部門においては、新市立病院での統合を見据え、医事事務職を配置している両院の事務課医事係と医療情報管理室を統合し、経営管理部医事課を設置いたします。

以上の組織再編を行い、新市立病院の開院準備を進めていくものであります。

次に、新市立病院開院時における嘱託員業務の民間委託化についてのお尋ねがありました。

病院事業における業務の民間委託化は小樽病院改革プランにも掲げていた項目であり、外部評価委員会からもアウトソーシングが可能な業務活動を再検討し、さらなる見直しが必要であるとの指摘もありました。そのため、直接職員からの指揮命令系統を必要とせず、業務が標準化されているコメディカルの助手業務などを民間委託するものであります。この民間委託化は現病院の組織の改廃に伴うものとなりますが、これにより職を失う嘱託員につきましては、委託先での雇用の継続を申し入れるなど、配慮してまいりたいと考えております。

次に、新市立病院開院後の小樽病院解体工事と駐車場整備工事の入札及び契約の時期と工事期間についてのお尋ねがありました。

まず、解体工事は、新市立病院開院後速やかに解体作業に着手できるよう、今年度秋ごろには入札等の手続を行い、来年夏ごろまでの完了を予定しております。

また、駐車場整備工事につきましては、解体工事と工程や工事内容が重複する部分もありますので、

解体工事と同時期に入札したいと考えており、工事の完了は来年秋ごろを予定しております。

次に、新しい駐車場が完成するまでの対策についてであります。

現病院の解体工事中は、工事敷地内の安全確保の観点から、現在、駐車場としているスペースの利用は困難と考えております。このため、新しい駐車場が完成するまでは、周辺の民間駐車場等を仮駐車場として確保するなどの対策を検討しているところであります。

いずれにしても、十分な駐車スペースを確保することは困難なことから、病院を利用していただく市民の皆様には御不便をおかけすることになります。そのため、なるべく公共交通機関の利用をお願いするとともに、現病院の解体工事及び駐車場整備工事を効率的に進め、一日も早い完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、道内の市立病院及び新市立病院における駐車場利用料金の設定についてであります。

昨年12月時点の調査では、道内の同規模市立病院13のうち、10の病院では駐車料金を無料としております。三つの病院は、駐車時間や利用者の種別によって、1時間100円程度を徴収するなど、原則として有料としております。新市立病院では、これらの市立病院や市内の公的病院の事例も参考にしながら、立地条件や利用者区分なども考慮して有料とするか無料とするかなどを検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）

○19番（斎藤博行議員） 3項目めの質問を行います。

4月から自治基本条例が施行されます。市民の皆さんと市の職員と私たち議員が小樽のまちづくりについて共通のルールを持って議論できるようになります。そこでは、説明責任と情報の公開が大切になります。小樽市自治基本条例をより深めていきたい、そのような立場から質問をいたします。

初めに、予算編成過程の公開について質問します。

私は、小樽市自治基本条例づくりの議論の中で、この条例の必要性について、少子高齢化が進み、市民ニーズが多様化する中で、限られた予算を有効的に活用したまちづくりを進めるため、選択と集中が求められていると訴えてきました。このことは予算編成過程についての説明責任が一層重くなってきていることを意味すると考えます。

平成26年度予算案は、一般会計約561億900万円、特別会計約350億9,000万円、企業会計約336億9,000万円で、全会計合わせ約1,249億7,000万円というものです。今、私たちが目にしている予算案は、財政部長査定や市長査定をクリアしたものです。つまり選択と集中に基づく作業の結果ですので、高い完成度をもって私たちに提案されています。問題は、どのような選択と集中が行われたかです。従来、小樽市では予算編成過程は公開することを想定せずに作業を進めていたと聞いておりますが、可能な限り平成26年度予算編成過程についてお答えください。

最初に、平成26年度の予算編成に際して、各部局から出された要求額を部局ごとにお示しください。

次に、査定の結果、決定された予算額を部局ごとにお示しください。

あわせて、その過程で削減された予算の主なものをお示しください。

こうした質問事項は、札幌市においては昨年11月上旬に平成26年度予算要求の概要、12月下旬に26年度財政局査定状況、そして今年の1月に入ると市長査定状況という形でホームページに公表され、それぞれの段階で市民の意見を求めています。予算要求の段階が公表されることは要求する側の考えについ

でも説明責任が求められ、査定のプロセスが公開されることも同じように説明責任が求められます。予算編成の入り口から出口までが公開されることにより、いい意味での緊張関係が生じ、そのプロセスに市民の目が向くようになると考えます。

小樽市における最高の権力行使である予算編成過程を、小樽市自治基本条例にある情報公開と情報共有の考えに立ち、市民参加を可能にするためにも予算編成過程を公開すべきと考えます。予算編成過程の公開に対する市長の見解と、あわせて当面考えられる実施に向けた課題などがありましたら、お示してください。

次に、小樽市で行われている行政評価について伺います。

「平成25年度行政評価（試行）の実施結果について」が、昨年12月に総務常任委員会に資料として提出されました。その資料によりますと、行政評価の目的は行政評価をツールとして活用し、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成を図るとともに、必要な点検や見直しと効果を把握する中で今後の方向性を整理し、継続して業務の改善と改革を図ることにより、持続可能な自治体経営につなげることを目的とするとあります。

初めに、評価の対象は一般財源の額が大きいものとなっております。小樽市では過去に財政健全化に向けて事務事業の見直しを実施したことがありますが、こうした取組との違いはどこにあるのか、お示してください。

次に、現在は評価手法の確立に向けた試行となっておりますが、どの部分が確定できずに試行とされているのか、お示してください。

次に、行政評価の進め方は、一次評価段階では、最初に評価の視点として市が実施する必要性、公共性、妥当性、次に事業の有効性と効率性、そして事業の改善の可能性の3点を整理し、さらに必要性、緊急性、優先性により各部局による自己評価が行われています。その結果、今回対象となった18事業は、今後の方向性として「休廃止・終了」が1事業、「要改善」が2事業、「拡大」が2事業、「現状維持」が13事業と判断されました。しかし、次に行われた二次評価の結果では、「要改善」が五つ増えて7事業に、「拡大」は2からゼロに、「現状維持」は3減して10事業となりました。変更がなかったのは「休廃止・終了」の1事業だけです。二次評価については庁内総合評価となっておりますが、具体的にはどのような形で、また、どのような基準で評価が行われたのか、お示してください。

試行といっても、一定の結果が出される事業もあると思います。平成25年度行政評価の結果が26年度予算案に反映されている事業などがありましたら、お示してください。

事業評価の結果は、現在行われている各事業について担当部局がどのように考えているのかを知る点において、大変重要な意味を持っています。評価調書の取りまとめと報告書の作成は総務部企画政策室が行っています。総務部企画政策室が担当する意味をお示してください。

現在は担当が総務部企画政策室のため総務常任委員会報告との扱いになっていると考えていますが、その内容は市役所の業務全般に関する評価です。その報告書の議会への提出に際しては、各常任委員会に報告事項としてまとめることを要望しますが、いかがでしょうか。

最後に、第6次小樽市総合計画後期実施計画に関連して質問します。

初めに、第6次小樽市総合計画後期実施計画をまとめるに当たって、前期実施計画の進捗状況などについてどのような総括がなされたのか、お示してください。

この時期に後期実施計画を考えるとどうしても避けられない現実として、3・11東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故があります。後期実施計画策定に当たり3・11をどのように考えられたのか、また計画のどの部分に反映されたのか、お示してください。

このたび示された後期実施計画では、前期実施計画では記載がなかった小樽市の原子力防災計画に関する記載が載せられました。そのことは評価するものですが、記載が原子力災害対策となっております。原子力災害対策の中身をお示してください。

次に、新エネルギー政策についてです。

旧来の考えでは、新エネルギーは二酸化炭素削減や地球温暖化問題として記載されておりました。しかし、あの原発事故を経験してからは新しいエネルギー政策、つまり再生可能エネルギーの活用による脱原発の推進が将来に対する大きな責任と認識されるようになったと考えています。後期実施計画策定に際して、そうした認識は持たれたのか、お聞かせください。

また、それらの考えが計画のどこに反映されているのかも、お聞かせください。

次に、総合計画と市長公約との関連についてお伺いします。

かつて小樽市においても、運河問題や築港地区再開発問題など、まちを二分して議論が交わされるような課題があり、市議会議員選挙の争点となったり、市長の選挙公約として重要な課題となってきました。市長選挙と総合計画の対象とする時期、計画づくりの時期、見直しの時期とは必ずしも一致しません。そうした中で総合計画の記述と違う考えの公約を掲げた方が市長になったとき、総合計画と市長公約との違いはどのようにして解消されるのか。

例えば、前回の市長選挙の争点の一つであった新市立病院問題について、総合計画では公立病院として二つの市立病院の統合新築を掲げておりますが、3候補者のこの問題の経営形態と規模に関する考えは、北海道新聞の平成23年4月1日の記事によりますと、中松市長は現計画踏襲、災害拠点を担える規模388床と話されておりますが、ある候補は200床に縮小、事業費半減し独法化と、また、ある候補は早期民営化、市は病院から手を引くとあります。このように進行中の総合計画の記載が包容できる範囲、限度を超えた公約を掲げる市長が仮に出現したときの総合計画の扱いはどうなるか、お聞かせください。

次に、地方自治法上の裏打ちがなくなった総合計画は、その策定根拠をどこに置いているのか、お示してください。

最後の質問です。

総合計画のあり方について、全国各地では市長公約との関連を明確にするためなどの理由から、選挙時期と合わせて8年計画の4年サイクルで見直していく市や総合計画の進捗状況を市民の皆さんにお知らせするため、一覧表にまとめて毎年全戸配布する市、総合計画にない事業は行わないと条例で定める市など、総合計画をより市民の皆さんに近づけるための努力と工夫が取り組まれています。

今は第6次総合計画後期実施計画の議論をしていますが、もうすぐ次の総合計画策定の準備作業が始まります。次の小樽市総合計画の策定日程や制度設計はどのように考えられているのか、他の自治体の動向を踏まえた見解をお示してください。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、自治基本条例に関連して御質問がありました。

初めに、予算編成過程の公開についてですが、まず各部局からの要求額につきましては、公開を前提として資料をまとめておりません。

また、現在提案しております一般会計予算案の各部局ごとの予算額につきましては、金額の大きい順

に福祉部180億1,000万円、総務部95億7,000万円、財政部93億9,000万円、医療保険部65億6,000万円、教育部30億1,000万円などとなっております。

なお、編成過程で査定した主な事業としては、維持補修費で優先度や緊急性を勘案して査定した事業があるものです。

次に、予算編成過程の公開に対する見解と課題につきましては、本市では、財政に関する情報公開として、広報誌やホームページに予算、決算の状況などを掲載しているほか、平成25年度予算編成からは予算編成方針についてもホームページで公開してきたところではありますが、全国の自治体の中にはそのほか予算編成過程や予算ヒアリングの公開などを行っているところもあり、各自自治体により取組の状況は異なっていると認識しております。

また、本市が実施する場合の課題といたしましては、公開する内容や方法、そして時期により、これまでの予算編成日程を変更する必要があると考えております。いずれにいたしましても、引き続き他都市の状況などを参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、行政評価についてですが、まず過去に実施した事務事業の見直しとの違いにつきましては、平成15年当時に取り組んだ事務事業の見直しは、極めて厳しい財政状況の中で財政健全化の視点で収支改善のため、聖域なく全ての事務事業と歳入について見直しを行ったものであります。

一方、現在行っている行政評価は、選択と集中の観点から限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指す目的で実施するもので、歳出の削減のみを目的としているものではないということに違いがあります。

次に、評価手法のどの部分が確定できずに試行としているのかということにつきましては、行政評価は業務の改善に向けた点検作業として毎年度継続して実施すべきと考えますが、これまでの試行では客観的な評価指標の設定や膨大な作業量など解決すべき課題が多く、本格的な実施に至りませんでした。こうした経緯を踏まえ、昨年度からより継続性のある評価手法の確立に向け、評価調書や指標の設定についての見直しに主眼を置き、対象事業数の絞り込みなどを行いながら、試行として実施したところであります。

次に、二次評価の具体的な実施方法や基準につきましては、まず総務部と財政部が各部局から提出された一次評価の事業評価調書について、改めて全庁的な観点から事業の必要性、有効性、効率性などマニュアルに定めた一次評価と同じ視点で点検し、一次評価を行った部局と内容の確認や調整を行った上で二次評価に向けた案を作成しました。その後、総務部から私が二次評価案についての説明を受け、市政の総合的な推進を図る観点から、必要な修正等を行った上で、評価を確定したものであります。

次に、平成25年度の評価結果が26年度予算案に反映されている事業につきましては、評価結果が「現状維持」とされたもの以外の8事業のうち、「要改善」とした空き店舗対策支援事業費については、評価結果を踏まえ、従来の商店街振興だけではなく、移住促進施策の推進にも資するよう、移住により新規に起業する方も対象に含め、予算計上いたしました。

次に、評価調書の取りまとめなどを行う担当部局につきましては、先ほどの答弁にもございましたが、行政評価は収支改善のための歳出の削減を主な目的とした事務事業の見直しとは異なり、事業の選択と集中の観点から事業の内容を全庁的な観点で点検、見直しを行うものであり、所管を総務部として実施しております。

次に、評価結果の議会への報告につきましては、先ほどからの答弁にもございますとおり、行政評価は一次評価を行った各部局の考え方や意見などを基に、総務部と財政部が中心となって二次評価に向けた案の作成を行っており、個別の事業の最終的な評価結果だけではなく、全庁的な観点で行った評価の

プロセスについては、総務部と財政部が所管し、整理を行っております。このため、対象とした個々の事業評価調書は全ての議員に配付いたしますが、行政評価の実施結果全体に係る報告としては、総務常任委員会で行うことが望ましいと考えておりますので、常任委員会ごとに報告事項としてまとめることは考えておりません。

次に、第6次小樽市総合計画後期実施計画についてですが、まず前期実施計画の進捗状況につきましては、懸案でありました市立病院統合新築事業をはじめとして、おおむね着実に実施できたものと考えております。

総合計画の各施策に設定した成果指標の達成状況から判断しますと、順調に推移しているものとしたしましては、子供たちの安全・安心な教育環境を確保する小・中学校の耐震化や子育て環境の充実を図る延長保育の拡大など、学校教育、子育て支援の施策が挙げられます。

また、これまで力を入れて取り組んできた企業誘致の実績として、操業を開始した企業数や新規雇用者数が着実に増えている工業・企業立地、雇用労働の施策のほか、国内・国際交流では、海外からの観光客誘致の取組により、外国人宿泊客数が増加している状況にあります。

一方、市街地整備や商業の施策において、成果指標としている中心市街地の居住人口や年間商品販売額は減少傾向にあります。

次に、後期実施計画の策定に当たり、東日本大震災や原発事故をどのように考え、反映させたのかについてですが、東日本大震災では津波及び原子力発電所の事故による被害が甚大で、これまで想定されていた災害規模を大幅に上回ったことから、本市地域防災計画の中で原子力災害対策などを位置づける必要があると考えたものであります。このため、後期実施計画では、まちづくり五つのテーマの一つである生活基盤を構成する施策の防災危機管理の中で、災害応急活動体制の確立における事業に地域防災計画への津波避難対策や原子力災害対策などの追加の検討を盛り込んだところであります。

次に、後期実施計画における原子力災害対策の内容についてですが、国からは現時点でP P Aの設定や防護措置について示されていないことから、具体的内容は決まっておりますが、U P Z圏内の市町村に義務づけられている地域防災計画（原子力災害対策編）の国の作成マニュアルでは、連絡体制の整備などを定めた原子力災害事前対策や応急活動体制、屋内退避等の防護措置などを定めた緊急事態応急対策事故後の風評被害等の影響の軽減などを定めた原子力災害中長期対策を講じることとしておりますので、本市の原子力災害対策の内容もこれらを踏まえたものになると考えております。

次に、計画策定における新エネルギー政策への認識についてですが、東日本大震災における原発事故以来、従来の地球温暖化対策やエネルギー資源の枯渇対策などに加え、原発の依存度を下げる観点からも再生可能エネルギー導入拡大の重要性がますます高まっていることから、再生可能エネルギーの推進は必要なものと認識しております。このため、後期実施計画では、まちづくり五つのテーマの一つである環境保全を構成する施策の中の事業の一つとして、新たに再生可能エネルギー等の導入、普及促進に向けた検討を掲載いたしました。

次に、総合計画の記載と公約が異なる市長が就任した場合の総合計画の扱いにつきましては、総合計画は多くの市民の皆さんや総合計画審議会、市議会などの意見や議論を踏まえた上で策定し、基本構想については議決されたものであることから、民意を反映したものであります。

また、総合計画とは異なる公約を掲げて当選した市長も、民意が反映された結果であることから、それぞれ尊重しなければならないものでありますので、その内容や社会情勢などの状況を見て、取扱いを判断することになると考えております。

次に、総合計画の策定根拠につきましては、現総合計画は平成21年度に策定したことから、その根拠

は改正前の地方自治法にあります。その後、平成23年の地方自治法の一部改正により、基本構想策定の義務づけはなくなりましたが、総合計画はまちづくりの指針となる本市行政運営の基本的方向を示すものであることから、自治基本条例において「将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画を策定します」と規定し、次期計画の策定根拠を置いたものであります。

次に、次の小樽市総合計画の策定日程や制度設計につきましては、現総合計画の庁内会議設置が平成18年7月であったことを踏まえ、28年度には具体的な策定作業に着手しなければならないものと考えております。

また、現総合計画は計画期間を10年間とし、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しております。この計画期間や構成は全国でも一般的なものですが、地方自治法の一部改正により他の自治体では構成を見直す動きなども見られますので、どのような形態の計画とするか、引き続き他都市の状況を調査しながら、方向性を決めてまいりたいと考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

○19番（斎藤博行議員） それでは、何点か再質問させていただきます。

最初に、地方交付税の減額の部分からですが、経過は質問でも言いましたし、答弁でもお聞きしました。ただ、改めて認識として地方交付税の役割というのが地方自治体ごとの財政力の差の調整というのが大きな役割の一つだというふうに習うわけなのですが、それが十分働いているのかと。そのことについて市長はどのように思われているか、まずお聞きしたいというふうに思います。

それから二つ目は、今日の待機児童の答弁の中で、従来小樽市、特に私は厚生常任委員会で議論させてもらうのですが、その保育所の待機児童の扱いについては国が基準を変えたものですから、新基準、旧基準という言い方をしますが、小樽市は従来から実態を反映するのは昔の基準だというようなことで、それぞれ保育所をめぐる議論では、旧基準をベースにして資料をつくってもらったり、議会での議論をさせていただいているのですが、今日いただいた答弁についても旧基準に基づいているのか、聞き取れなかったものですから、そこを確認したいというふうに思います。

それから、保育所関係で言うと、手宮保育所と最上保育所の部分については、これからの議論になるのは十分わかるのですが、当然、地域住民との関係とか利用者との関係、議会での議論等を考えたときに、この手宮保育所の見直しなどの判断をするタイムリミットというのは、どの辺を想定したらいいのか、どの辺にあるのかというのをどういうふうに考えているかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、原発の関係で、前も同じ質問をしているので、市長も同じ答弁だというのはおっしゃっていますが、市長が考えている再稼働については、安全性が確保されて電力需給などを煮詰めたり、重要なエネルギー政策だと、そういったことを考えて判断していくのだけれども、最終的には国の判断だろうというのが市長がおっしゃっていることだと思うのです。それはそれで私はいいとは言えないけれども、そういうお考えだということは私もわかっているのですが、問題は仮に国の作業が進んでいったときに、特に泊発電所は再稼働の申請をしていますから、仮に市長が言っている条件がクリアされたということで、国が泊原発の再稼働に動き出したときに、小樽市のようないわゆる30キロメートル圏内の自治体に隣接している、30キロメートル圏外の自治体に原子力防災計画がなかったときにどうするのですかと聞いているわけなのです。

ですから、要するに再稼働の条件は、市長が考えていることもあろうかと思いますが、仮に小樽市を含めた30キロメートル圏外の自治体で原子力防災計画の準備が整わないうちに、原発の再稼働に

直面したときにはどうするのですかというのが質問の根底にあるわけですから、そういった意味では、やはり30キロメートル圏内の自治体に隣接する地域を置いてきぼりにしない意味でも、やはり防災計画づくりを国の責任でやると言っているならきちんとやってもらって、全国で30キロメートル圏内の自治体に隣接するところも防災計画がない以上は再稼働に反対してもらいたいと、そういった趣旨で質問しておりますので、もう一度御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、予算編成過程の公開の部分です。質問をつくっているときにもいろいろ議論しながらつくらせていただきましたけれども、要は今年度は想定していないことは了解しました。ただ、今後の問題として、内容や方法や時期なんかについて研究していくという御答弁をしていただいているわけですので、この答弁の趣旨は、実施に向けていろいろ研究していくと、そういった答弁だというふうに受け止めてよろしいですかと再確認させてください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 斎藤博行議員の再質問にお答えしたいと思います。私は原発の再稼働について答弁をさせていただきたいと思います。あとは担当部長から答弁をさせていただきたいと思います。

原発の再稼働につきましては、何度も申し上げておりますように、やはり原子力規制委員会の中で厳格な安全ということについてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。それに基づいて事業者である北海道電力、それから国が安全ということについてしっかり取り組んでいただいた上で再稼働についてのゴーサインを出していただければというふうに思いますし、現状どういう状況になっているのか承知しておりませんが、私としては原子力発電所の再稼働についての知見ということについてはなかなか持ち合わせておりませんので、やはり原子力規制委員会、国、事業者、こういったところにしっかり取り組んでいただきたい、こういうことでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（堀江雄二） 交付税の関係と予算編成過程の公開の件について、2点答弁させていただきます。

まず、1点目の地方交付税の関係、恐らく交付税の持っている財源調整機能のお話かと思えます。

今回の交付税につきまして昨日も答弁させていただいたのですけれども、国から示されている資料の下に小樽市の独自の部分も勘案しながら交付税を算定したところでございますが、確かに国の伸び率から比べると小樽市の落ち率が大きいという積算結果にはなってございます。

詳細の地方交付税につきましては、例年7月の半ば過ぎに決定しております。詳細の補正率だとかそういうものは恐らくこれから交付税の算定の中で決めていくと思っておりますので、その中で小樽市の現状と、もし合っていない部分が見られるとすれば、地方交付税法の中にございます国に対する意見の申出、そういう中で小樽市の現状との乖離がある部分については国に言っていかなければならないと考えてございます。

従前においても税で個人住民税の所得割というのがございまして、そのときに、今の記憶で申しわけございませんけれども、10万都市につきましては数億円単位で乖離があったという記憶がございます。そのときも他市と共同して道にその意見の申出をした記憶がございます。その結果として、国で、当該年度ではないのですけれども、後の年度等々で交付税の穴があく分につきまして資金手当の制度を設けていただいたという記憶もございます。交付税の詳細な算定につきましては、これからですけれども、

現状だけを見ますと、なかなか国の伸びとは合っていないのかというふうには思っています。

それからもう一つ、予算編成過程の公開ということでございますが、他の自治体におきましても、その公開がだんだん進んできているというのも事実でございます。小樽市におきましても、今後そういう方向に向けてどういうものを公開していくのか、どういう表を公表していくのか、そういうものを含めまして、今後、検討、研究させていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目は、待機児童の定義のことですけれども、今回答弁でお示ししている入所をお待ちいただいているという概念は、旧基準で言う待機児童になるものというふうに思います。

それからもう一点、手宮保育所と最上保育所の見直しのタイミングについてでございますけれども、市長の答弁にありますような課題がありますので、現時点では具体的にいつということは申し上げられません。今は平成26年度中ということで申し上げておりますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

○19番(斎藤博行議員) 一つ、原発の関係なのですけれども、市長の言っていることは何回も聞いているから、もうお互いに同じことをやり合っているのだからわかってはいます。ただ、問題は、そういう一方の流れと、小樽市の原子力防災計画づくり、小樽市民を守るための原子力防災計画づくりのタイミングが遅れてしまっていて、例えば小樽が情報を待っているのだけれども、来ないままずっと待っていたと。ところが、国が、何かの拍子で再稼働の話が動き出して、先ほど市長が言っているような条件もクリアされたので、原発が稼働してもいいですよという状況が来たら困るわけです。だから小樽市は原子力防災計画をつくると言っているというふうに私は理解していますので、そのタイムラグが生じたときに、それだったら原発の再稼働は待ってくれと言わないと、小樽市民の安全・安心が守れないのではないのでしょうかと聞いているので、片一方のほうの市長の考えはよくわかります。ただ、問題は、それと小樽市の原子力防災計画づくりをどこでコミットさせるのかという部分をもう一度説明していただきたいというふうに思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 斎藤博行議員の再々質問にお答えしたいと思います。今申し上げていることは、私どもも原子力防災計画というのはまだつくっていないということで、これは今、国がなかなか示してくれないということでございますので、待っていたらいつ出てくるのだということがありますので、これを内部的にはやはりできるだけ何とかつくれないかということで、今、議論をしているところであります。それは、いつまでにといいことは申し上げられませんが、仮にその防災計画があったとしても、今、議員の質問の中で言うと、再稼働というようなことについては繰り返し同じことになるのです。

ですから、原子力規制委員会が泊原発について安全を確保したのかどうかという問題が一つ。その上で確保しましたと、安全でありますというふうに規制委員会がお話ししました。それから、国もそれについては安全だというふうに認めました。それについて事業者である北海道電力が規制委員会が決めた

ことについて肅々とやはりきちんと対応していただきたい、事業を進めていただきたい、こういうことで、再稼働についてはどういう形になりますかわかりませんが、私の考えとしては、そここのところをしっかりと取り組んでいただきたいということでございます。

○議長（横田久俊） ちょっとかみ合わないですけども、いろいろとまた委員会でしっかり議論していただきたいと思います。

斎藤博行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 5時15分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 一新小樽を代表して、会派代表質問を行います。

最初の項目として、新年度予算案の基本的な考え方について伺います。

中松市政も来年度で4年目を迎えることとなり、1期目の仕上げとなる時期になりました。ただ、本市の財政は硬直化したままで、独自の施策を反映させるのが難しい中、どの予算を実際に反映させるか、非常に頭を悩ませる展開であったことは容易に察しがつきます。

その中で、中松市長は新年度予算の重点施策として、防災、経済、教育、子育て支援を軸として盛り込まれた点に関しては、多くの人からの要望を反映させた予算案であるとともに、私にとっては従来から強く要望していたことが反映されつつあることに感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、小樽市政が抱えている問題は山積しており、今後、小樽市政がどのような方向性を持って進むのか、大卒の真意を聞かなければならない点が幾つかございます。それは人口減にかかわる問題であったり、インフラに関してであったり、本市の将来像にかかわる部分です。今後の中松丸のかじをどちらに切って市政を運営されるのか、この定例会にて確認させていただければと思います。

主要施策の中で個別の政策を見ていくと、その予算がつけられたときだけ効果のある一時的なカンフル剤よりも、種をまき芽を出すための育てる政策が多いように感じられました。即効性という意味では物足りないという見方もありますが、一方で堅実に小樽に根づく施策を実施しているとも言えます。ここで、中松市長にとって、今回つけられた予算については、どのような思惑や考え方によって策定され、予算づけがなされたのか、見解をお聞かせください。

種をまき芽を出すといった施策は、根がしっかり張ったときの力強さがある一方で、継続性も必要となります。実施し始めた施策に水をまいて育てるという過程も必要になり、時間をかけて育てていくものと思いますが、中松市長の任期はあと残り1年となりました。昨日の北野議員の質問では進退を明らかにしませんが、市長がかわってしまえばその施策も続かず、変わってしまう場合があります。これらの施策は平成27年度以降への継続性についてはどのように考えているのか、市長の見解をお聞かせください。

せっかくまいた種や芽を枯らしてしまうことになるのであれば、それは残念でなりません。市長のお答えを伺います。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 成田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新年度予算案について御質問がありました。

初めに、基本的な考えについてですが、今回の重点施策の考え方につきましては、「安全・安心な暮らしのための取組」では、東日本大震災の教訓や社会資本の老朽化が急速に進んでいる現状を踏まえ、市民の命を守り、安心して暮らせる生活環境の維持のために、社会資本の耐震化や老朽化対策と、防災・減災対策に早急に取り組む必要があると考えております。

「市内経済の活性化に向けた取組」につきましては、本市が持つ知名度や地域特性を生かして地域経済の活性化を図ることが、持続可能な自治体経営につながるものと考えております。そのため、観光客やクルーズ客船の誘致推進のほか、雇用の場の創出に結びつく企業誘致などを重点施策として位置づけたものであります。

また、「次代を担う子どもたちへの取組」では、昨年実施された小・中学生の全国学力・学習状況調査において、多くの教科で全道平均を下回る状況にあることや、少子化が進む中では子育て環境を整備していくことが重要であり、ともに時間をかけて取り組む必要があることから、新たに重点施策として位置づけをしたものであります。

次に、重点施策の平成27年度以降の継続についてですが、社会資本の耐震化や老朽化対策は長期にわたり多額の事業費が見込まれることから、財政状況を踏まえながら今後も計画的に進めていく必要があります。

また、平成24年度から重点施策に位置づけた企業誘致などの「市内経済の活性化に向けた取組」や新年度から新たに位置づけをした「子育て環境整備」と「学力向上対策」につきましては、効果が現れるまでには時間を要するものもあり、成果を検証しながら継続していくことが重要であると考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

(5番 成田祐樹議員登壇)

○5番(成田祐樹議員) 次に、2項目めの質問を行います。

本市の財政にかかわって、消費税増税の影響について伺います。

4月から始まる消費税の増税は、市内の生産者や消費者だけに限らず、本市の財政にも大きく影響を及ぼすことと思われます。増税によって本市の収入が総体的に増えるというのであれば、また別な観点からの質問となりますが、総務省からの通達を見ると少なからず、さまざまな疑問が残っております。

ここで伺います。

本市の一般会計歳出予算における消費税の増税による影響額をお示してください。

当然ながら、物品の購入や燃料費など転嫁できない経費がたくさんあるかと思われます。また、消費税の増税に伴い、地方自治体への地方消費税交付金が増額となりますが、増税によってもたらされる本市への影響額についてもお示してください。

ここで、一番懸念されることは、地方消費税交付金が増額になっても、本当に本市にとってプラスになるのかという部分です。消費税増税により増える地方消費税交付金の分は、地方交付税の基準財政収

入額に算入され、増収分は地方交付税の減少となるといいます。つまり、消費税の増税によって地方消費税交付金の増額分だけ財源不足の縮減につながることから、結果的に地方交付税の交付額が減ることになりますが、このことについての見解をお示してください。

また、新年度だけではなく、平成27年度以降の状況についてもあわせて見解をお示してください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、消費税増税について御質問がありました。

初めに、市の一般会計の歳出における影響額についてですが、増税による影響額は2億1,000万円程度、また、地方消費税の増額分は、国から示されている資料を基に試算いたしますと、2億4,700万円程度となるものです。

次に、消費税増税による地方交付税の将来的な状況についてですが、消費税の増税に伴う地方消費税交付金の増額分は、地方交付税の基準財政収入額に100パーセント算入されることから、一般財源収入の増に寄与するというものではありません。今後、消費税が10パーセントに引上げになった場合でも、同様であります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）

○5番（成田祐樹議員） 次に、3項目めの質問をいたします。

本市のインフラの戦略的な配置について伺います。

新年度予算が示されたことにより、新たな道路の更新や水道管の更新などさまざまな施策がある中で、また新たに市道を認定されるなど、日々市民サービスの向上を図られていることに関しては、感謝を申し上げます。

しかしその一方で、現実には目を向けなければならないときが来ています。御存じのとおり、本市は毎年2,000人近い人口が減っており、著しい勢いで市街地の衰退が見受けられます。国立社会保障・人口問題研究所の一番新しいデータでは、小樽市においては、およそ20年後の2035年には人口が8万2,914人になると推測されています。現在の人口の65パーセントほどしかいなくなる計算です。果たして、20年後に人口が約3分の2になってしまうのに、現在の施設やサービスをそのまま維持することができるのでしょうか。早めに手を打たなければ、本市の財政にも大きな影響を及ぼすのは明確です。よって、本市においては、戦略的な再配置や撤退を考えなければならない時期にきています。

そのような中で、あえて小樽市が抱えるインフラの中でも基幹であり非常に難しい部分である道路、水道施設、公共施設の3点について、本市は今後どのような戦略を持って更新や維持に努めていかれるのか、3点それぞれについて見解をお聞かせください。

主要施策の中から抜粋すると、道路に関していえば、臨時市道整備事業費で4億500万円、道路ストック点検・修繕更新計画策定事業費について3,500万円、水道施設においては配水管整備工事、改良工事、導・送水管整備工事、消火栓整備に9億8,811万6,000円、汚水管・雨水管の整備及びポンプ場・処理場の更新に14億6,846万9,000円が計上され、また、その他の公共施設においても、さまざまな更新費用が

つけられております。本市に必要な予算案であることは十分認識しておりますが、一方で金額が多いというの確かな話です。

これら三つに関してあえて取り上げたのは、短期間で新たな体制にできるということがほぼ不可能な事業であり、これらは10年、20年という長い年月をかけて少しずつ形態を変えながら更新していくものです。なおさらのこと、早くから、しっかりした計画を策定していかなければなりません。

学校の適正配置にかかわる問題や消防署出張所のオタモイ移転など、既に将来を見越した再配置でのよい例もあります。特に消防署出張所のオタモイ移転に関しては、市内西部の時間・距離的にも最も合理的な場所の立地であると考えられます。都市計画的にも理にかなった場所だと思われれます。本市におきましては、分野を問わず、どの所管においても今後の再配置を一考していただきたい、そのように願う問題であります。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、インフラの将来的な配置について御質問がありました。

初めに、道路における更新と戦略につきましては、人口の減少により利用者が少なくなった道路であっても、廃止することは、その道路に面した土地の利用に支障を来すことから、難しいものと考えております。そのため、効率的な維持・管理が重要であり、多額の費用を要する更新が必要となる前に、予防的な修繕を実施し、施設の延命化を図ることにより、維持・管理コストの縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道施設における更新と戦略についてですが、施設の更新に当たっては、給水量に見合った水道管の口径の変更、配水池の統廃合や規模の見直しなどにより、建設コストや維持・管理コストの縮減を図っているところであります。今後とも、人口に見合った適切な施設規模となるよう、計画的に更新を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設における更新と戦略についてですが、本市では、これまでも施設の規模、あり方を見直し、小・中学校をはじめ、保育所、消防庁舎、学校給食共同調理場や市立病院で統廃合を進めているところであります。しかしながら、本庁舎や市民会館など、耐用年数を経過し、老朽化が進んでいる施設もいまだ多いことから、これらの施設の今後のあり方についても検討を進めることは重要な課題と認識しております。これまで公共施設等の除却のみでは地方債の対象とはなりませんでした。国において、地方財政法を改正し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画を策定した場合には、この計画に基づく公共施設等の除却については地方債を措置するものとされましたので、今後、公共施設のあり方の検討を進め、この計画を策定し、施設の適正な配置に加え、財政負担の軽減や平準化を図る必要もあるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）

○5番（成田祐樹議員） 4項目めに、北海道新幹線について伺います。

北海道新幹線は、函館までの延長開業があと2年という段階に来ました。計画が順調に進んでいるか

のように思われますが、その一方で、函館における新駅は駅名がいまだに決まっていないなど、懸念事項も山積し、JR北海道は果たして予定どおり開業できるのか非常に心配なところであります。

小樽、札幌までの延伸も計画どおりにいくのか、頭の中にはクエスチョンマークがつくばかりです。少なからず計画より前倒して着工という目はしばらくなくなりそうな雰囲気ですから、この件に関してはゆっくりと議論ができると思われま。す。まだまだ駅の立地については、天神だけではなく、朝里川温泉にも議論の余地があると思っております。他都市の新幹線の駅の中には、着工直前に駅の場所が二転三転したようなところもあり、時の大臣がどう判断するかによって変化する可能性が残されているわけです。

さて、そのような中で、平成26年度から28年度の3年間の（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費として、新年度予算においては1,215万7,000円が予算計上されております。天神2丁目付近に駅ができることを前提にした周辺整備に関するまちづくり計画について、基本的な考え方をお聞かせください。

また、調査方法について、3か年かけてどのようなワークショップの開催を実施され、また、交通量調査などを行っていくのでしょうか。その目的と見解をお聞かせください。

また、この調査結果によって、何の判断を行い、どのような決定をされていくのか、お聞かせください。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、北海道新幹線について御質問がありました。

初めに、新駅周辺整備に関するまちづくり計画の策定の目的についてですが、新幹線を活用したまちづくりの指針や、新駅周辺の土地利用構想など将来ビジョンを示し、新駅周辺に整備する施設の規模・機能や交通アクセスなどについて検討する必要があります。このため、平成26年度から3か年かけ、まちづくり計画を策定するものです。

次に、ワークショップと交通量調査の目的についてですが、まず、ワークショップについては、市民から幅広く参加者を募り、新幹線やまちづくりに関する市民の多様な意見やアイデアを集約するために開催するものです。

また、交通量調査についてですが、新駅付近の交差点の交通量や交通の流れを調査することにより、現在の道路状況を把握し、新幹線開業に向けたアクセス道路の整備の必要性を検討するために実施するものです。

次に、調査結果などを基に、今後どのように進めていくのかについてですが、庁内に設置されている関係部局で構成する北海道新幹線活用戦略庁内検討会議や、平成27年度から開催予定である学識経験者などを含めた策定委員会において、交通アクセスや駅前広場などの規模・機能を含めた検討を行い、市民の多様な意見も取り入れながら、28年度末までに計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）

○5番（成田祐樹議員） 5項目めに、小樽市の教育及び子育て支援の環境と体制について伺います。

本市が主要施策の中に教育と子育てを組み込み、これらに力を入れ始めたことは、小樽に住んでいる若年・青年層の世代にとっては、定住化を促すこととなり、人口減少の歯止め策になることが期待されます。特に、札幌からの時間・距離が小樽とほとんど変わらない恵庭市がベッドタウンとして人口が増え続けているのは、子育て支援策に力を入れているのも大きな要因の一つであると思われます。20代から30代の世代が持家を探すときに、勤務先への距離は大きな判断材料の一つとなりますが、やはり子育て環境が整っているか、教育が充実しているかという部分も大きな判断材料の一つとなります。

本市は、そのタイミングでの流出を何としても防がなければなりません。非常に残念な話ではありますが、子供がいる小樽商科大学の若手の多くの教員が札幌で子育てをされているそうです。口をそろえて教員が言うのは、小樽はまちとしての魅力はあるけど教育が、という言葉です。高等教育機関の教員に評価されないようなまちでは、その高等教育機関で学んできた学生も居住するはずがありません。より優秀な人材を定住化させるためにも、教育は極めて重要な項目だと考えます。

その一方で、教育や子育ての結果が出るのは早くても10年、15年後になり、客観的な評価として成果が出るのはとても時間がかかってしまいます。今スタートしても、とても多くの時間を費やすわけです。特に教育にかかわる部分の評価というのは、市民の中でも口コミで評価されてしまい、現在の評価をよいうに覆すのも時間のかかることと思われます。

本市は早くに教育と子育てにも力を入れるのだということを20代や30代の世代にPRしなければ、また人口流出の要因になってしまいます。教育と子育て支援に力を入れるという点に対して、わかりやすい結果が出ずとも、少なからず以前よりも力を入れていくのだということを市民や近隣の自治体の住民に対してPRしていくべきだと思いますが、本市は今後どのように教育にかかわるPRや広報活動を行っていくのか、見解をお聞かせください。

英語学習について、新年度予算にもつけられている「小樽イングリッシュキャンプ」などの英語だけで過ごす授業というのは、英語能力の向上には非常に役立ち、また保護者からも望まれていた学習の一つであると思われます。昨今、大学などの高等教育機関でも語学に関して英語だけで授業を行うところは、ビジネスの場でも使える実用的な英語に強い学生を生み出しており、小樽商科大学の学生が不況のときにおいても就職率がある程度よかったのは、このような教育を徹底していたからだとも言われています。来年度の結果を受けて、さらにこの英語漬けの学習機会を増やしていくことを考えていただきたいのですが、これに関して見解をお聞かせください。

平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から本市の結果を伺うと、体力測定の結果は合計得点において、小学校5年生男子が全国平均の53.87点に対して小樽市が51.88点、小学校5年生女子が全国の54.70点に対して小樽市は52.76点、中学校2年生男子においては全国の41.78点に対して小樽市は38.94点、最後に中学校2年生女子が全国の48.42点に対して小樽市は41.58点と、全てにおいて下回っていました。また、運動の実施状況では、ほとんど毎日運動している子供の割合が、小学校5年生の男女においては、全国平均よりも小樽市は3パーセント以上低く、中学校2年生においては、男女ともに全国平均より小樽市は13パーセント以上も低いことが明らかになりました。

これと比べて、北海道の平均は、全国と比べてほぼ同じか、北海道のほうがやや上回り、北海道自体の結果は低くないのに、小樽市に限って言えば、運動を実施している人の割合が大きく下回っているというのが現状です。

また、運動の実施率の低さに反比例して、テレビの視聴時間が全国や北海道の平均よりも長くなっており、運動しないかわりにテレビを見ているという実態が如実に表れています。また、小樽市ではゲー

ムをする時間が全国平均よりも長いことが確認されていることから、結論として、小樽市の児童・生徒は、運動しないことによって体力不足を引き起こし、テレビやゲームに時間を多く割くことから、学力低下への要因の一つになっているのではないかと考えることができます。

ここで、まず1点伺いますが、本市の児童・生徒の体力の値やテレビを見る時間、ゲームを行う時間について、夏と冬での季節に関して場合分けをしたデータ収集はされたことがあるのか、お聞かせください。

なぜ、夏と冬という場合分けの質問をしたかについて触れたいと思います。それは子供たちの冬の過ごし方に原因があるのではないかと思います。小樽市内の公園において、春夏秋の間は公園に集う小学生や親子連れの幼児などが遊ぶ姿を多く見受けることができますが、一転して冬の公園に行くと、全く人がおらず、足を踏み入れた痕跡すらない公園が多数ありました。これは道央圏の近隣市町村との大きな違いです。隣の札幌市や石狩市では、冬の公園でも子供たちが小さな山をスキーやそりで滑ったり、かまくらをつくったりと、遊んでいる姿が見受けられます。場合によっては、遊具から雪の上に飛びおたりたりと、季節に合った遊び方をしている場面も見受けられます。しかし、冬の小樽で子供と一緒に公園で遊ぶと、近隣の人からも珍しいかのような扱いを受けてしまうのです。実際に公園で遊んでいて、珍しいねと声をかけられたことが何度となくあります。

本市の児童・生徒の体力の低さやゲームをする時間が長いことの原因については、冬に子供たちが遊ぶ機会が非常に少ないことが原因ではないでしょうか。幼少期から冬は外で遊ばず、家の中で過ごすことが増えてしまえば、結果的に体力の低下を招き、テレビ、ゲームの時間が増えてしまうと思われます。その冬の過ごし方に夏の過ごし方までが引きずられているのではないのでしょうか。

ただ、冬に子供たちが外で遊ぶことができないという環境については、本市の特性上、大きな面積の公園が少ないことや、地形的に空き地が少ないことから雪捨場がなく、やむを得ず住民が公園に雪を捨ててしまい、冬に遊ぶ環境が整えられないことも要因として考えられます。また、冬における外遊びのやり方を教えていないことも要因としてあるのではないのでしょうか。

これはどこかの一部が悪いという話ではなく、小樽市におけるさまざまな特性や習慣が重なって引き起こされたものだと思います。学力向上のためにも、生活習慣の改善は非常に大切です。冬に子供たちが遊べる環境をつくっていくために、本市はどのように対応していくのか、市長の見解を伺います。

以上、5項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、教育と子育て支援について御質問がありました。

初めに、教育・子育てにおける推進姿勢のPRについてですが、子育て支援施策のPRや広報につきましては、これまでも子育て支援事業の実施予定などについて、毎月、市のホームページに掲載しているほか、広報紙や子育て支援ニュースにより周知を図っております。今後につきましても、フェイスブック等の活用や利用者がより見やすいホームページづくりを検討するなどして、さらに周知に努めてまいります。

次に、体力、ゲームと、冬季遊び場の因果関係についてですが、冬に子供たちが遊べる環境づくりにつきましても、家に閉じこもりがちとなる期間が長いことから、子供の体力向上の観点からも大切なことと考えております。しかしながら、雪の多い本市におきましても、それぞれの地域において、子供が

安全に遊べる小公園などを冬季においても確保することは難しい状況にあります。このことから、冬季の子供の遊び場としては、安全上の観点からも、小樽公園やからまつ公園などの比較的大きな公園を御利用いただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 成田議員の質問にお答えいたします。

ただいま、教育と子育て支援について御質問がありました。

初めに、教育における推進姿勢のPRについてであります。これまでの取組といたしましては、平成23年度から小樽市教育行政執行方針を議会で述べることで、取組の考え方や施策について、議会を通じ市民へお知らせすることができるようになったことや、音読カップや高等学校合同進路説明会などの新しい事業をするに当たっては、市政記者クラブへお知らせをし、新聞などへ掲載していただいているところでございます。

また、私みずから、PTAなどさまざまな団体の求めに応じ講話を行い、教育の考え方などについて説明し、理解、啓発に努めております。

今後は、これらの取組を行うとともに、各学校において学校行事など学校の取組を地域住民や保護者に積極的に広報し、地域、保護者が一体となった学校経営ができるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、「小樽イングリッシュキャンプ」のような英語の学習機会を増やしていくことについてであります。教育委員会としては、来年度実施する「小樽イングリッシュキャンプ」の成果を検証し、今後の進め方について検討を行うとともに、小樽ユネスコ英語祭の英語によるスピーチへの参加促進や、高島小学校で行っているユネスコスクールの取組の一環として、海外の子供たちとのインターネットによる交流を図るなど、さまざまな機会を捉え、外国人と英語による交流の機会の拡充に努めてまいります。

次に、児童・生徒のゲームを行う時間に関する季節ごとのデータの収集についてであります。夏季や冬季など、季節ごとのデータの集積はしておりませんが、一般的には夏季より冬季は室内で過ごす機会が多い傾向にあるものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

(5番 成田祐樹議員登壇)

○5番(成田祐樹議員) 6項目めに、公園の再整備計画について伺います。

新年度予算において、市内の公園再整備計画について予算づけがされましたが、先ほど述べました子供たちの遊び場の確保は、体力の向上や学力にもよい影響を与えることと考えられることから、子育て・教育に関して公園整備は大きなプラス要素となるものと思われまます。

また、市民の憩いの場が再整備されるということは、年代を問わず、さらなる住環境の向上を促し、住んでいる人の満足感につながることから、この公園再整備計画には大きく期待したいところです。

より多くの子育て世代が小樽のよい環境で子供たちを遊ばせることができるように、遊具の更新など継続した公園の再整備をお願いしたいと思います。

ここで、まず新年度予算における小樽公園での整備計画についてと、小樽公園以外については具体的にどの公園を再整備し、遊具などの更新はどのように行われるのか、見解をお聞かせください。

また、平成27年度以降の公園施設の更新などについては、どのように考えているのか、方向性につい

て見解をお聞かせください。

6項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、公園について御質問がありました。

初めに、公園の再整備につきましては、小樽公園では新年度に日本庭園における池の漏水対策や周辺の整備、藤棚の改修、案内サインの設置などを行う予定となっております。また、小樽公園以外で再整備を行う公園は、入船、さくら、はまなす、銭函の4公園を予定しております。遊具などを更新する際の方針につきましては、安全性や耐久性を考慮し、市民の皆さんの御意見を参考にして、より親しまれる公園の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度以降の方向性につきましては、更新事業の対象となる公園の優先順位は、遊具などの現状調査による健全度判定、アンケート調査による公園の利用状況の把握、地域バランスなどを考慮して決めております。公園施設の中でも、公園利用者の安全を確保する立場から、遊具の更新を優先して実施していくことにしております。

また、隔年で入船公園や平磯公園などにおいてトイレのバリアフリー化を予定しております。

○議長（横田久俊） 次に、第7項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）

○5番（成田祐樹議員） 最後の項目として、市内の医療体制と夜間急病センターの運営について伺います。

新市立病院においては、開院後の平成26年12月には医師数が53名になる予定など、かねてからの懸案事項であった市立病院の運営の未来には大きく活路が見いだされ、病院経営においても明るい兆しが見えたのは非常に喜ばしいことでもあります。その一方で、新市立病院は2.5次の病院を目指すということから、高度な治療に専念すべきであり、1次救急に関しては市内の医療機関におけるしっかりとした役割分担が必要かと思われまます。

そこで、病院局に伺います。

新市立病院が完成しても、小樽市夜間急病センターについては、市内の救急の初期対応に当たる前線機関です。ここがうまく機能しなければ、市立病院を含めた2次医療機関にも負担がかかり、小樽市全体の救急体制が疲弊してしまうことと思われまます。また、それによってせつかく増員となった新市立病院の医師にも必要以上の負担がかかり、また医師数が減ってしまうということも心配しなければなりません。小樽市内の現在の医療体制を考えれば、夜間急病センターがなければ病院局にとっても非常に困ることだと思われるのですが、その施設の重要性についてどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

夜間急病センターが平成25年7月に現在の場所に移転してから約8か月が過ぎましたが、今までの済生会病院併設のときと違い、機器や施設の利用状態などが以前と変化したことから、さまざまな状況変化が出てきているものと思われまます。新夜間急病センターがこれまでと違う仕組みで運営されることにより、光熱費など新たな負担が出てきていることなどが予測されるのではないのでしょうか。

また、来年度は消費税の増税もあることから、細かい負担額の増加も予想されます。よって、市が委託している夜間急病センターに関しては、運営状況をしっかりと把握していく必要があると思われませんが、新夜間急病センターでの平成25年度の経営状態の変化について、本市はどのように把握しているか、見解をお聞かせください。

続いて、夜間急病センターに対する平成26年度及び27年度以降の予算額のつけ方について伺います。

夜間急病センターについては、近年、ほぼ毎年1億2,100万円の予算が計上され、これを小樽市医師会に委託し、運営されています。しかしながら、近年の医師不足をはじめとしたさまざまな状況の変化により、毎年度の末には常に補正となってしまう状況です。

これが除雪といった天候に大きく左右されるようなものであれば、補正する可能性を残して当初予算をつけるということは理解できるのですが、毎年度の運営結果がある程度予測できるものに対して、毎年度、最終的には補正しなければならないという形の当初予算のつけ方に対しては、非常に疑問の残るところです。果たして、当初予算額として適正に計算された数字なのでしょうか。市内の他の医療機関からも夜間急病センターは必要と言われ、さらに、市で直営するのは非常に難しい施設であるはずですが。

このように本市にとって重要度の高い施設に関しては、委託先に対してしっかりと当初予算をつけるべきではないでしょうか。

この件に関して小樽市は、新年度の夜間急病センターの運営費の予算額に対してどのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。

また、平成27年度以降の予算案については、しっかりと25年度、26年度の夜間急病センターの運営状況を勘案して予算づけをするべきではないでしょうか。市長の見解をお伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、市内の医療体制について御質問がありました。

夜間急病センターの適正な予算額についてですが、まず、平成25年度の経営状態につきましては、新築移転してから大きな変化はないものと把握しております。

次に、夜間急病センターの予算につきましては、小樽市医師会と締結した協定に基づき、運営に支障のないよう予算措置をまいりました。新年度の予算額に対して、運営費が不足した場合につきましても、これまでどおり補正予算で対応してまいります。

また、平成27年度以降につきましては、当該年度が指定管理者の更新年次に当たりますので、小樽市医師会と改めて協定を締結する中で、25年度、26年度の運営状況を勘案し、運営に支障のないよう予算を計上してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 成田議員の市内の医療体制と夜間急病センターの運営についての御質問にお答えいたします。

小樽市夜間急病センターは、病院の診療時間外に初期救急に対応し、市民に安全・安心を与えるとともに、市内の病院勤務医の負担軽減に寄与するなど、オール小樽で今後の医療体制を考えていく上でも大変重要な役割を果たしている施設であると認識しております。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、医師会とよく話し合い、市立病院といたしまして協力体制は惜しまないつもりでございます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 細かい部分は予算特別委員会で質問させてもらおうと思うのですが、1点だけ、冬の遊び場の部分について伺います。

非常に難しい問題だとは認識しております。小樽の地形上、やはり公園で冬の間遊ばせるのは危ないという声や、以前に非常に痛ましい事件もあったという話も伺いました。

冬の間、全く遊ばせないとしてしまうのは、たぶんそれが安全策としては一番わかりやすい、反映させやすいことだとは思いますが、その一方で、事故が起きたら怖いから遊ばせないという指導をしていくことが、果たして小樽の子供たちのためになるのかと考えると、非常に疑問が残るところです。スポーツでも、やはりスポーツをしたらけがをしてしまうこともあるし、最悪なパターンだともっと大きな障害が残ってしまったりすることも少なからずあると思いますが、だからといってスポーツをやめるということにはならないと思うのです。

外遊びもそうですし、なるべく、少しでもそういった子供、児童・生徒が外で遊べるような環境を少しずつでも考えていく、これはすぐにやってくれ、すぐにできるという話ではないと思います。今後の公園の再整備の計画にもありましたけれども、そういった長い時間をかけながら、少しずつでも冬に外で子供たちを遊ばせて、少なからず、もう少し体力の部分の取組、又はそういった室内で遊ぶということばかりが習慣になってしまわないような取組というのを、全庁的に所管をまたいで議論してほしい、若しくは問題提起として受け止めてほしいと思います。それについてだけ答弁をお願いいたします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 成田議員の再質問にお答えいたします。

今年度の状況につきましては、将来の小樽を担う子供たちへの取組ということで重点項目に挙げさせていただきました。やはり子供たちへの取組につきましては、学力向上、体力向上ということが大変大事なところがございますので、ある程度学校に行っている児童・生徒については、いろいろな形で体力向上についてはありますけれども、就学前の子供たちについては、なかなかどういう形がいいのか、そういったことを含めて、やはり体力向上についても取り組んでいきたいと思いますので、庁内の少し議論をさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第15号及び第16号については先議することといたします。

本件につきましては、直ちに一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 佐 々 木 秩

平成26年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成26年3月5日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之										
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義								
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉							
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一					
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	藤井	秀喜			
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	惠美子							
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子						
消	防	長	青山	光司	病	院	局	長	小	山	秀昭							
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中	田	克浩				
総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 高 野 瑠 璃 子
書 記 佐 々 木 昌 之

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第14号及び第17号ないし第42号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日、新たに提案されました議案第42号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第42号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に準じ、低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の対象者の範囲を拡大するものであります。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 一般質問します。

最初に、家庭用小型電子機器の回収についてです。

政府広報オンラインには、「現在、日本全体で年間に廃棄される小型家電は約65.1万トンと推定されています。その中に含まれている有用な金属などの量は約27.9万トン、金額にして約844億円分にも上るといわれます。そのため、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」といわれているのです。推計ですが、現在使用中の製品も含めて、日本国内の「都市鉱山」には、金は6,800トン、銀は6万トン、リチウムは15万トン、プラチナは2,500トン眠っているとの試算もあります」と掲載されています。

2013年4月1日に施行されました小型家電リサイクル法は、小型家電の多くに微量ながら貴金属やレアメタルといった希少性の高い資源が使用されており、使用済みの小型電子機器の再資源化を促進するためにつくられた法律です。

また、家電の部品や素材を再利用して循環型社会の発展を助けることを狙いとして、家電リサイクル法が2001年4月から施行されています。

家庭用電子機器のリサイクルについての法律は、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法がありますが、まず、その違いを説明願います。

本市では、小型家電リサイクル法に基づく措置として、2月10日から、市役所庁舎、銭函と塩谷のサービスセンター、市廃棄物事業所に回収ボックスを設置し、小型家電の無料回収を開始しました。これまで小型家電の回収については、どのようにされていたのでしょうか。

道内の他都市においても、小型家電回収の取組が進められています。本市を除いて道内の何都市で取り組まれていますか。

また、本市の取扱い内容は、どのように決められたのでしょうか。

道内の実施都市では、回収ボックスを設置しています。各市とも設置数に違いがありますが、市役所

をはじめ市の施設を中心に設置箇所を設定しているようです。札幌市では、回収事業者である株式会社マテックの回収拠点やホームックとの共同リサイクルステーションなどに設置しています。江別市では、家電量販店と契約して回収しています。網走市でも、民間施設を活用しています。

小樽市の4か所は、立地条件からして少ないと思います。せっかく小型家電の回収を実施するわけですから、家電量販店を活用するなど、先行して進めている他都市の状況を学んで、より効果的な工夫をすべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

回収ボックスの投入口寸法は30センチメートル四方として、持ち込んだ市民に直接投入してもらう拠点回収方式としています。回収ボックスに投入された家電は市職員が収集し、リサイクル事業者である株式会社マテックに1キログラム当たり1円で売り渡すとのことです。リサイクル品を引き渡す事業者には株式会社マテックを選定した理由についてお知らせください。

昨年、厚生常任委員会で、伊勢原市の小型家電回収の取組を視察してきました。伊勢原市の場合、回収ボックスを市役所正面玄関と公民館など、市の施設の8か所に設置しています。ボックス回収だけでは収集が不十分なため、月に2回、不燃物を回収する際に、不燃物の中からの小型家電のピックアップ回収を実施しています。回収した小型家電を福祉事業所に引き渡して解体し、その売却益によって障害者の工賃の増加などに役立て、地域福祉の向上にも取り組んでいます。

また、小樽市の隣町の余市町では、国の緊急雇用創出推進事業によって、平成25年4月から26年3月までの1年間、臨時職員を採用し、調査活動として、不燃ごみから手選別を実施して、雇用創出を図ったということです。

本市では、福祉事業への支援や雇用創出と結びつけるための検討は行われなかったのでしょうか。見解をお知らせください。

道内の実施している都市は、ボックス回収が主力となっています。回収ボックスはPR効果もあって、開始当初は収集量も多い状況ですが、経過するにつれて減少傾向になっていると報告されています。小型家電回収事業の回収率を上げていくためには、一般家庭ごみのごみステーションでの回収として設定すべきと考えます。市長の見解を求めます。

次に、事業系可燃ごみの削減についてです。

2月7日、小樽市をはじめとする1市5町村で構成している北しりべし廃棄物処理広域連合の平成26年第1回定例会が開催されました。第1回定例会で提案された平成26年度の一般会計予算は、25年度予算と比べて4,479万6,000円の減額予算となっています。中でも、関係市町村の負担金は、対前年度予算で5,286万3,000円減少して計上されています。小樽市の負担予算額は12億2,536万5,000円と、前年度に比べ4,460万6,000円減少する予定です。負担額が減少することは大変喜ばしいことです。この要因は、廃溶融炉の一時休止による関係経費の減少が大きく貢献し、加えて廃溶融炉の休止に伴う電力の余剰によって売電収入を増加させているということです。

地球温暖化を抑え、環境を保全するためにも、ごみ削減を進めることは重要な課題です。北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村からの可燃ごみ搬入量の変化を、平成20年度から24年度までの5年間で見ると、生活系ごみが2,375トン減少し、全体量も1,477トン減少しています。これまで生活系ごみの削減については、分別収集を徹底し、各家庭の協力を得て実現しています。

反面、事業系ごみは5年間で899トン増加し、特に小樽市は1,177トン増加しています。ほかの構成市町村の事業系可燃ごみはおおむね年々減少しているにもかかわらず、小樽市の事業系可燃ごみの増加が大きいと、事業系可燃ごみの総量が増加し、可燃ごみ全体量の減少を鈍化させています。小樽市の事業系ごみが増加している原因についてお知らせください。

また、今後の対策を講じていく上で、事業系可燃ごみ排出実態を把握することが必要と考えます。実態を調査する計画はありませんか。お知らせください。

次に、行政評価の実施についてです。

行政評価は、平成24年度、25年度の2年間の試行を経て、26年度から本格実施すると伺いました。この行政評価は、見直し基準などについて、国や道から直接指導を受けて実施したものでしょうか。お知らせください。

平成25年度行政評価の実施結果の報告書では、評価の対象として、各部局で実施する事業のうち、一般事務・維持管理経費、人件費、国・道の委託・補助等に基づく義務的な経費、今年度の新規事業や、今年度限りで終了する事業などを除く単独事業等で、一般財源の額の大きいものを選定したとあります。

しかし、その事業には国・道の委託・補助等に基づく義務的な経費として除外対象とされているにもかかわらず、各部局による自己評価では、国の法令等に基づき行っている事業であり、継続実施していく必要があるなどと、そういう矛盾も見られます。

評価の視点では、事業の効率性において、「事業コストのさらなる削減ができないか」「事業の対象や手段の改善ができないか」「関連する事業と集約又は統合ができないか」「使用料や手数料等について検討ができないか」などが挙げられています。

例えば、国民健康保険の出産育児一時金事業では、担当部局の自己評価は「国の法令等に基づき行っている事業であり、出産時の経済的負担軽減のための唯一の制度であることから、継続実施していく必要がある」となっています。国の法令に基づく事業を取り上げた無駄な作業となっています。

在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業では、「高齢者等の保健衛生や介護環境の維持向上に資する本事業の必要性は依然として高く、事業を継続する必要がある」と担当部局が評価しても、二次評価では「受益者負担の観点も含め、事業の見直しを検討すること」と、要改善としています。

「おたる自然の村」児童研修経費は、小学校学習指導要領における遠足・集団宿泊的行事に対して、費用の一部を公費で負担するというものですが、担当部局の一次評価、二次評価とも、公費負担のあり方について検討が必要としているなど、福祉事業や住民サービスの削減が目立ちます。

また、生活支援ハウス運営事業は、主にひとり暮らしの高齢者に対して、安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援し、高齢者の福祉増進を目的にしているものですが、担当部の一次評価と二次評価とも、市の事業として実施する必要性が薄く、早期廃止に向けて計画的に取り組むとしています。しかし、市営住宅問題では、単身者向けの住宅には希望者が殺到し、単身者用住宅が不足しています。その入居希望者の多くは高齢者の方々です。

これらを見ただけでも、市の行政評価は、市民が置かれている現状を的確に把握していないと受け止めざるを得ません。事業の選定に当たって、無理やり選定したものではないのでしょうか。お答えください。

行政評価においては、有効に使われなかった施設について見直すことは必要です。しかし、今回の行政評価実施結果の報告資料からは、その目的が経費削減を最優先にしたものであり、市民生活を守るべき自治体行政としてあるまじきことです。このようなやり方は根本から見直すべきです。市長の見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、家庭用小型電子機器の回収について御質問がありました。

まず、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の違いについてですが、家電リサイクル法は、家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等による再資源化が義務づけられるとともに、排出者には収集運搬料金と再資源化料金の一部を負担させるなど、役割分担が厳密に定められています。

一方、小型家電リサイクル法は、家電4品目以外の小型家電機器について、国の認定を受けた再資源化事業者が広域のかつ効率的に再資源化することを促進しようとするものであり、地方自治体や排出者は再資源化事業者と協力して自発的に回収方法や再資源化方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形で再資源化を実施する促進型の制度となっております。

次に、これまでの小型家電の回収ですが、小型家電のうちパソコンについては、資源有効利用促進法に基づく再資源化が行われていることから、市では収集していませんでしたが、パソコン以外の家庭から排出された小型家電については、燃やさないごみとして収集しておりました。

次に、道内他市の状況であります。本年1月末現在で、12市において小型家電の回収に取り組んでいると把握しております。

また、本市の取扱内容については、道内他市の取組状況や再資源化認定事業者からの提案などを総合的に検討し、決定しております。

次に、本市の回収拠点の数が少ないということですが、本市においては、認定事業者との協議の結果、認定事業者が直接回収拠点を回るのではなく、市が一時保管場所に集積した小型家電を、一定量に達した段階で、認定事業者が回収する方法としたものです。このため、市による一時保管場所までの運搬体制に一定の制約があることから、地域性を考慮しながら、回収ボックスの適正な管理が可能な公共施設4か所を設定したものであります。

次に、リサイクル品を引き渡す事業者の選定についてですが、現時点では、国の認定を受け、道内に再資源化施設を有するのは、株式会社マテックだけです。

次に、福祉事業への支援や雇用創出と結びつけるための検討についてですが、全国的にはそのような事例があるのは承知しておりますが、本市の場合、燃やさないごみの中から小型家電を選別する方法では、処理施設への搬入方法の変更や作業場所の確保、小型家電に含まれる個人情報保護への配慮など課題が多いことから、まずは回収ボックスによる拠点回収方式を採用し、回収した小型家電を直接、認定事業者に引き渡すことにしたものです。

次に、小型家電のステーション回収についてですが、ステーション回収は、本市ではごみの種類によって車両や収集体制、搬入先が異なることや、分別収集した場合の個人情報を含む小型家電の盗難防止などの問題もあることから、今回は見送っております。

次に、事業系可燃ごみの削減について御質問がありました。

まず、本市の事業系可燃ごみが増加している原因についてですが、平成12年度の事業系ごみの有料化以降は、2万トン程度で推移してきていることから、近年の事業系ごみの増減についても、経済活動による変動の範囲内のことであると考えております。

次に、事業系可燃ごみの排出実態の把握についてですが、事業系ごみは事業所や季節などにより、搬入されるごみの種類が大きく異なることや、一度に多量のごみが排出されることもあるなど、実態を把握することが難しい面があります。

次に、行政評価の実施について御質問がありました。

まず、行政評価に対する国や北海道からの指導につきましては、地方自治体における行政評価は、総務省による行政改革についての指針でその導入が要請されておりますが、法律や国、北海道からの指導により実施が義務づけられているものではなく、各自治体が任意に取り組んでいるものであり、評価の対象や実施方法は各自治体によって異なっております。

次に、評価対象事業の選定につきましては、今年度の各部局での対象事業の選定に当たっては、平成24年度に評価を行った事業や一般管理経費、人件費のほか、生活保護費のような法令で市が実施することとされ、経費や事業内容の見直しの余地のない義務的経費などを除き、25年度当初予算において、一般財源の額が大きいものから、所管課が重複しないように、あらかじめ策定したマニュアルに従って選定したものであります。

次に、経費削減を最優先にした行政評価は見直すべきとのことですが、本市においては、人口減少や少子高齢化の進行などにより、歳入の増加が見込めない一方で、行政ニーズは一層多様化しており、行政評価は、選択と集中の観点から、限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指し実施するもので、経費の削減のみを目的としているものではありません。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 今、御答弁いただきましたけれども、まず、小型家電リサイクルの問題について再度質問します。

小型家電リサイクル法は、先ほど本質問でも話したとおり、奨励されているけれども強制力はないものです。しかし、希少性の高い資源が使用されているということから、本市でもやはり積極的に回収に努めるべきだと、私はそう思うわけです。

それで、回収を進めている中で、私は、4か所では少ないのではないかということを行っているのですが、具体的には、廃棄物事業所、市役所の廃棄物対策課、それから塩谷と銭函のサービスセンターで、現在、回収状況はどの程度なのか、今後の見通しについても聞かせていただきたいと思います。その見直しによっては対策を考えていかななくてはならないだろうと思うわけです。

それで、個人情報に関する問題があるということでおっしゃっていましたが、その点については、対策を講じることは可能ではないのかと、私はそう思うので、その辺についても答弁していただきたいと思います。

それから、事業系ごみでありますけれども、生活系の可燃ごみについては、小樽市の平成20年度から24年度までの5年間の変化を見ますと、市と各家庭の皆さんの協力の下で、この5年間で約2,172トンも減少していると、北しりべし廃棄物処理広域連合の資料の中に出てきています。

反面、事業系の可燃ごみは、同広域連合の調査でも、1市5町村の中で小樽市の増加が目立つのです。事業系ごみについて大胆な策を行わない限り、可燃ごみ全体の減少につながらないだろうと思うわけです。ですから、そういう意味で広域連合で出されたような、例えば赤井川村では、村の中の大規模事業所が事業系の厨芥類を堆肥化して生ごみの有効資源活用を図っているという報告もありましたので、小樽市においても研究して取組を進めるべきではないかと思うわけで、それらの計画は持っているかどうかを聞きたいと思います。

それから、行政評価の実施の問題でありますけれども、事業の選定は、聞いた中では、各部局へ押しつけたものではないかと思えるのです。確かに有効に使われなかった施策については、見直すことは必要でありますけれども、あまりにも福祉事業での削減が目立つのではないかと、私はそう受け止めます。

た。

例えば、平成24年度において、ふれあいパス事業について、「高齢者人口の増加にともない、事業費の増大が見込まれるため、所得制限の設定や利用限度額の設定などを検討する」と書いてありました。この方針に沿って、昨年第4回定例会では、ふれあいパス事業は、財政健全化の観点から、受益者負担増による経費の削減の検討を行っているとのことでした。その結果が、利用者負担を20円増やして、110円から130円にするという提案を行ってきたわけです。今度は利用者の20円の負担増に反発が強いと見るなり、所得制限や利用限度額の設定などを検討して、新たにふれあい回数券を買いにくくするような、そういうことをやっているとしたら受け止めることはできません。

それで、具体的な問題点を取り上げてきましたけれども、市民のための事業評価なのか、その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、事業系可燃ごみの増加について御質問がありました。

先ほども答弁させていただきましたように、平成12年度の事業系ごみの有料化以降は、2万トンぐらいで推移しておりまして、翌13年度は1万9,792トンでございました。これが平成24年度で言いますと、1万9,852トンということで、ほぼ同じぐらいの量になっている状況であります。事業系可燃ごみの削減については、これからも取り組んでまいりますけれども、それほど特別、増になっているということではないと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、行政評価のことにつきまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、どうも市民のためになっていないのではないかというような御質問でございますが、行政評価につきましては、選択と集中の観点から、やはり限られた財政状況の中で、どう資源を効果的に配分するかという、こういったことから評価に取り組んでいるわけでございますので、御理解いただきたいと思います。議員がおっしゃるように削減のみをやっているということでは決してございませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、小型家電リサイクルについては、担当部長から答弁させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 生活環境部長。

○生活環境部長（前田孝一） 小型家電リサイクルの件についての再質問にお答えいたします。

まず、4か所の回収状況でございますけれども、実は、まだ各拠点のボックス、あまりためると運搬するのが大変なものですから、週2回、3回ということで、あまりためない中で集積場所に集積している状況で、まだ具体的な重量等の把握はしてございません。把握次第、別途、連絡したいと思います。

また、回収ボックスの設置場所についてでございますけれども、先ほどありましたとおり、個人情報の入っている家電製品であるものですから、そういったものの対策というのはなかなか難しい部分もございます。

また、実際に店舗を活用して拠点場所を設けている自治体のお話を聞きますと、小型家電ばかりでなく、いわゆるコンビニのごみ箱のように、家電以外のごみも入っている状況もあると聞いております。

そういったことから、現在は小樽市の施設で、市職員の目が届く範囲の中で場所を設置したということで御理解いただきたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 再々質問させていただきます。

まず、小型家電について、廃棄物事業所が天神にあります。一般市民が本当にその場所がわかるのかという問題があると思うのです。ですから、一般市民がわかるような場所に設定するのが本来であろうと思うのです。そういう意味で、家電量販店を活用することを提案しているわけですが、その辺を検討してもらいたいと思います。

先ほどの答弁の中で、今後の見通しについてお答えになっていないようなので、今後の見通しについてどうなのか、というのは、最初、華々しくPRしたけれども、1年たたないうちにほとんど集まらなくなったなどということがないようにしていただきたいと思うわけです。

それから、事業系のごみの中では、この対策を調査することは考えているのかどうか、これをぜひ検討していただきたいと思うのです。そのことをまず聞かせていただきたいと思います。

それから、行政評価についてですけれども、これは私が先ほど長々と事例を、例えばという話をしたのですが、どう見ても、福祉事業に冷たい、そのことを私は感じるのです。

ですから、その点について、市長の姿勢を変えていただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

行政評価の問題につきましては、繰り返しになると思いますが、私は決して福祉をカットしようなどということではなく、当然全体のバランスの中で、市民の安全・安心ということを考えた上で、そして先ほども答弁させていただきましたが、やはり行財政資源を効果的に使うと、こういうことでこの行政評価に至ったわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

その他の再々質問については、担当部長から答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(前田孝一) まず、小型家電リサイクルの回収ボックスの設置場所についてでございますけれども、先ほど本質問に対して市長が答弁していますとおり、今回は株式会社マテックとの交渉の結果、回収した家電を1か所に集約しなければならなかったと、市で集約しなければならなかったということで、そういう回収の手間といいますか、そういったことを考慮して4か所ということで決めたということでございます。

ただ、小型家電リサイクル法自体は、昨年4月1日に施行されまして、6月に認定事業者の認定というのがなされた、要は、まだスタートしたばかりの状況でございます。今後、いろいろな業者が認定事業者の認定を受けようとしている動きもあるように聞いておりますので、それによりましては回収に係る条件等も違ってくる場合も出てくると思います。その辺の認定の状況についても情報収集に努めていく中で、今後、検討をしていきたいと思っております。

また、量の今後の見通しということでございますけれども、現在のところ、まだ始まったばかりなものですから、なかなか今後の見通しというのは立てづらいような状況でございます。いずれにしましてもたくさん集まるように、今後もいろいろと周知、啓発については努めてまいりたいと思っております。

それから、事業系ごみの今後の対策ということでございますけれども、なかなかその状況や実態を把

握するというのは、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、季節による変動が大きい、一時に多量のごみが排出されることがあるなど、そういったことで、実態を把握するのが難しい状況でございます。

ただ、実は平成26年度に、新しい一般廃棄物処理基本計画を、10年の基本計画ですけれども、策定いたしますので、何らかの方法で本市の事業系ごみの特徴や排出傾向の把握には努めていかなければならないと思っております。現在、その把握の方法について検討しているところでございます。

○議長（横田久俊） 川畑議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 一般質問します。

最初に、臨港線で渋滞が起きる問題について、渋滞を改善することを求めて質問します。

余市方面からウイングベイに向かうと、パチンコ店F E S T Aを右に見まして、高速道路入り口に入る手前の勝納交差点を左折する車が、その先の臨港道路勝納築港線と市道築港海岸通線との交差点に設置されている信号機で停車するため、特に休日になると長い渋滞ができ、時によってはやわらぎ斎場まで続くことがあると聞いています。市としてこの現状をどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

渋滞の場合、信号機の連動や標識の関係、道路の構造上の問題など、さまざまな原因が考えられますが、この場所の渋滞の場合、どのようなことが原因で起きていると分析しているのでしょうか、お聞かせください。

今後、どのように渋滞解消に向けて進めていくのでしょうか、お聞かせください。

もうすぐ雪の季節が終わりますが、冬季は、臨港線、勝納築港線、築港海岸通線の車線が雪のために減少することが、ますます渋滞を生む原因となっています。来年度、雪で1車線減少している状態が続いている場合、早急に休日前に拡幅除雪作業の手だてを行うことは、市としてもできることです。これらの冬季における道路の管理について見解をお聞かせください。

次に、定住促進についてです。

昨年5月に、おたる移住・交流推進事業研究会が活動報告書をまとめました。そこには、研究会活動の検証として、移住推進のターゲット別に分析がされています。特に私が注目した項目は、「現役世代の移住希望者」の項目です。ここには、「このグループについては、把握している移住実績としては少ないものの、現在の小樽の人口減少を考えるとストレートな効果が期待できますので、今後の移住推進のターゲットとして重要視していく必要があると考えます。ただし、相談の中では、一般的な企業への就職をベースに、移住を考えている方が多かったことから、雇用環境の充実が必須と言えます。そのほか、安価な不動産をはじめとする住環境や、教育・子育て環境の整備も欠かせない項目であり、行政と民間が一体となった推進体制が不可欠と言えます」と報告されています。

また、「研究会としてのアピールツール」として四つ挙げられており、その一つに「インセンティブの導入について」とあります。そこでは、「移住希望者と接する中で、住宅助成金などのインセンティブを求める声がありました。また、移住モニター事業においても、若年層に対する制度導入について意見がありましたが、実施についての費用対効果や市民へのコンセンサス形成など課題は多いものと考えます」と分析しています。このインセンティブ導入について、課題として挙げられている費用対効果と市民へのコンセンサス形成について、具体的に説明してください。

石川県かほく市では、定住促進策の効果が上がっていると聞きます。かほく市は、人口3万5,000人ほ

どの市です。定住促進策の一つとして、2010年度から若者マイホーム取得奨励金を実施しています。2013年度の事業内容は、市内に住宅を新築し、生活する45歳未満の方に、最大100万円の奨励金を交付する制度を設けています。2010年度から2012年度までで合計262件の申込みがあり、世帯人数合計では774人です。このうち市外からの転入者の申込みが103件、264人となっており、市内建築業者の利用も50件あったとのこと。

また、平成23年度からは、新婚さん住まい応援事業も行っています。この事業は、40歳未満の新婚世帯に市内の賃貸住宅への入居を促す事業で、1世帯当たり月額1万円を最大24か月間補助し、夫婦とも市外から転入してきた世帯は、月額5,000円を12か月間加算するという事業です。こちらの事業は、2011年度が50件、2012年度が55件と、2か年で105件、世帯人数で223人です。市外から58世帯が転入しているといいます。

これらの例にあるように、転入者を増やす移住促進から、転入者を増やし転出者を減らす定住促進にかじを切り、特に若い世代の定住促進を進めていくことが、小樽市の人口減少を抑えていくことにつながると考えています。他都市ではさまざまな取組を行っていますが、市としての他都市の調査研究はどのような形で行っているのでしょうか、お聞かせください。

過去10年間の出生数と入学児童数を比較しますと、2004年度の入学児童数は1,032人、その児童が生まれた1997年4月から1998年3月までの出生数は1,041人となり、9人少なく入学しています。同様の比較で、ここ10年で最も出生数と入学児童数の差が広がっている年度は2010年度で、その児童が生まれた2003年度の出生数と比較すると、64人少ない入学です。10か年で平均しますと、1年度当たり24人少なくなっています。今年度の入学児童は790人、その児童が生まれた2006年度の出生数は815人で、25人少なく入学しています。これらのことから、小樽市で子供を産んでも、小樽市の学校に入学しないということが見てとれます。子育て世代が小樽に住み続けられる制度の確立が求められています。

昨年第2回定例会で、市長は、起業希望者や現役世代を移住の中心的なターゲットとすることや、民間主導の移住推進組織の設立に向けて、移住推進に関する取組を進めていくと答弁しています。現役世代というターゲットから、より対象を絞って、若い子育て世代をターゲットにした定住促進を進めるプロジェクトを立ち上げて、推進体制を構築することを求めますが、市長の見解をお聞かせください。

若い世代の定住を進めていく上でも、住環境の整備とともに、子育て環境の整備も重要なことは、先ほどの研究会の報告書にもあるとおりです。さらに、子育て中の親の皆さんからは、小樽の子育て環境はよくないと嘆かれます。

そこで、子供の医療費助成についてお聞きします。全国的には、子育て応援の一環として子供の医療費助成の拡大を挙げている自治体が広がっています。ところが、小樽市は、北海道と同一基準となっています。道内他都市でも拡大する自治体が増えていると聞いています。どのような内容を採用する傾向にあるのでしょうか、説明してください。

子供の医療費助成について、小樽市の場合、就学前まで拡大した場合は、約3,600万円の負担軽減につながります。小学校卒業まで無料にした場合、約4,000万円の子育て世代の負担軽減につながります。このことによって、子育て世代の転出を抑制していく一助になります。人口減少に歯止めがかからない本市の状況から見て、子供の医療費助成拡大を、従来の延長線上で、財政状況を理由に実施できないとする姿勢から、転換が必要だと考えます。定住促進の事業として、子育て応援のために、子供の医療費の無料化を拡大することを検討すべきです。市長の決断を求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、臨港線での渋滞について御質問がありました。

まず、臨港線での渋滞の現状認識につきましては、勝納交差点の余市方面から臨港道路勝納築港線へ左折する車線で、休日において一時的に渋滞が発生しているものと認識しております。

次に、渋滞の原因につきましては、勝納交差点を左折してから次の交差点までの間隔が約100メートルと短いことにより、この区間に商業施設などへ向かう右折車両が滞留することが主な原因と考えております。

次に、今後の渋滞解消につきましては、勝納交差点は国、北海道、警察などで構成される北海道渋滞対策協議会で主要な渋滞箇所と位置づけられております。それを受けて、本市も参加している小樽開発建設部を中心とした渋滞エリアワーキンググループで議論したところ、勝納交差点や勝納築港線と築港海岸通線との交差点においては、既に右左折レーンの設置などの整備を行っており、交差点の改良は難しいことから、信号処理の変更などのソフト対策について検討を行っているところであります。

次に、臨港線などの冬季における道路管理についてですが、臨港線につきましては、北海道が管理している道路でありますので、北海道に対してこれまでどおり冬季における車線確保をお願いしていきたいと考えております。

また、築港海岸通線や勝納築港線につきましては、他の路線と同様に、冬季は降雪のため、夏季と同じ道路幅員を確保することは難しく、市民の皆さんには御不便をおかけしております。

次に、定住促進について御質問がありました。

まず、移住促進に向けたインセンティブの導入に関しての課題につきましては、市外からの移住者に対して、家賃や住居を新築した際の補助制度を設ける場合でお答えさせていただきますが、費用対効果に関して言えば、例えば転勤で転入してきた方についても移住者として補助制度の対象とするのかということや、移住してから何年以上住み続けることといった条件を設けるべきかなど、より効果的な制度設計を行うことが課題とされておりました。

また、市民へのコンセンサス形成に関しては、以前から市内に居住していた者との公平性を欠き、こうした制度に対する市民理解が得られないのではないかということが研究会で挙げられておりました。

次に、他都市の取組についての調査研究につきましては、本市も加入している北海道移住促進協議会が提供する各市町村での取組に関する情報の収集や同協議会が開催する事例発表等に係る勉強会への出席のほか、移住関連の各種情報誌などにより情報収集を行っております。

次に、若い子育て世代をターゲットとした定住促進を進めるプロジェクトを立ち上げ、推進体制を構築することにつきましては、現時点でプロジェクトの立ち上げなどは考えておりませんが、若年者の定着が図られるよう、引き続き子育て環境の整備、充実に努めるとともに、子育て世代を含む現役世代の移住促進につきましては、おたる移住・交流推進事業研究会の活動報告を受け、新たに立ち上げることとしている官民協働の移住推進組織の中で議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、道内他都市の子供の医療費助成制度の拡大につきましては、小学生の外来や中学生の入院など給付対象者の拡大を実施した市は3市であり、また、市民税課税世帯の就学前児童の窓口負担を初診時一部負担金のみにするなど、自己負担額の軽減を行っている市は2市となっております。

次に、子供の医療費無料化につきましては、若い世代の定住促進の面からも、安心して子供を産み、

健やかに育てられることができる環境整備の一環として、医療助成事業の果たす役割は重要なものであり、一層の負担軽減が望ましいものと考えております。しかしながら、無料化の実施には新たな財政支出が生じることから、依然として厳しい財政状況の中では、実施は難しいものと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫元議員) 再質問いたします。

移住・交流推進事業研究会の内容については、市長は前会長でしたから、この問題については深い見識を持っていると思うのですが、先ほどのコンセンサスの形成というところで、以前から市内に住んでいた方との公平性ということをおっしゃっていました。ただ、本質問で述べたように、単なる転入を広げていくという観点ではなく、いかに転出を防いでいくかと、市内に住んでいる若い世代、安齋議員の世代や成田議員の世代の転出をいかに食い止めていくかということを検討していくという点では、そこが根本的にやや感覚が違うのではないかと思います。やはりまずは、移住の推進ではなく、定住という考えに今後かじを切っていくべきではないかと思っておりますけれども、その辺についてはどういう立場で今後やっていくのかということをお聞かせ願えればと思います。

あと、本質問でかほく市の例を取り上げましたけれども、小樽市では1年度当たり平均約24人の児童が少なくなっているのですが、かほく市の例を調べてみましたら、平成23年度、2011年度の入学数は347人で、この児童たちが生まれた2004年度の出生数は290人でした。つまり57人多く入学しています。2012年度は56人、今年度は30人多く入学しているという形で、小樽市と逆の現象が起きています。かほく市では生まれなかったのだけれども、子育て世代が転入することによって入学児童は増えているという実績が出ているわけですから、かほく市のやっている事業を全てやろうというのではなく、小樽市と対比して考えてみたら、定住促進という面ではどういった事業がふさわしいのかということをやったり考えていくべきではないかと思っております。

そこで、一般財団法人地域活性化センターというところが、「若者定住促進施策」の現状と課題という調査研究報告書をホームページにアップしていました。それによれば、全体の取組で多かった事業としては、何らかの若者定住促進施策を実施している団体の45.2パーセントで子育て助成金が、43.5パーセントで家賃・住宅助成が実施されています。さまざまな自治体で取組が行われているわけですから、先ほど来言っているように、しっかりと調査していくことが必要であると思っております。この件について、今、進めている調査研究活動からさらに広げていってほしいという件について、お答え願えればと思います。

あと、熊本県荒尾市では、定住促進ビジョンというものを策定しています。やはりここも年々人口が減っている自治体で、2010年の国勢調査では人口が5万5,321人ですが、2016年度には5万5,000人という目標を。要は減るのですけれども、それでも人口減を減らしていくという目標を立てています。このビジョンを策定するプロジェクトチームというのは、外部に委託しているわけではなく、政策企画課、秘書広報課、財政課、健康生活課、子育て支援課など合計11課が参加しています。ほとんどが係長職ということで、たぶん若い世代だと思うのですが、このように課をまたぐチームをつくって検証していくことが必要ではないかと思っております。これが3点目です。

次に、医療費助成の問題なのですが、他都市の状況についても説明がありましたが、私たちは、就学前児童は全て無料にしてほしいという提案を掲げています。それは今後も引き続きやっていきたいと思っておりますけれども、本質問では、就学前まで全て無料にした場合、約3,600万円の負担軽減となると思いましたが、例えば3歳未満の児童について全て無料にした場合は幾らになるのか、幾ら助成額が増え

るのか、また、3歳以上の就学前児童の場合で、今、課税世帯と非課税世帯で自己負担額が分かれていますけれども、就学前児童全員を非課税世帯の扱いとした場合、医療費助成が幾ら増えるのか、この辺について示していただければと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

一つは、定住促進ということについての御質問かと思えます。

私も従来から常々申し上げていますように、小樽市の人口減少については、大変大きな問題だということで、人口増にかかわることについてはいろいろな対策があるかと思いますが、今、小貫議員がおっしゃったのは一つの策だろうと思っております。

雇用を増やすなど、いろいろなことを申し上げておりますけれども、それと、今、議員がおっしゃったように、私はおたる移住・交流推進事業研究会の初代の会長を仰せつかっておりましたので、議員がおっしゃったようなことについては、本当にそういったことで取り組んできたつもりでございます。ただ、結果として、それほど大きな数字としては表れていなかったということも事実でございますので、これから移住推進組織を立ち上げて、その中でいろいろと議論していきたいと思っております。

そういった中で、先ほどの移住・定住問題の中で、市民へのコンセンサス形成についてはどうなのかという質問に答弁しましたけれども、そういったことも含めて、これから取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

その他の再質問については、担当部長から答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 就学前児童の医療費の自己負担の無料化ということで、数字ですけれども、現状で、3歳未満については、医療助成額は7,700万円ぐらい支出しておりまして、一部負担金として家族の方からいただいているのが880万円ぐらいです。

ですから、もし他都市のように就学前まで、例えば初診時の一部負担金のみというふうにした場合の新たな支出としては、推計でございますが、2,100万円ほどさらに増えるだろうと。また、就学前児童についての現状ですけれども、医療費の助成が既に3,200万円ほどありまして、それに一部負担金が2,700万円ほどありますから、もしこの一部負担金がゼロということになれば、その2,700万円ぐらいがさらに増えるという形になります。現状で、平成24年度決算では一般財源のベースで6,400万円ぐらい出ておりますので、そこにさらに何千万円単位という額が上乗せになりますので、今の財政事情の中ではなかなか厳しいのではないかと考えております。

○議長（横田久俊） 定住の関係で、課をまたぐ組織についての質問や、調査研究をさらに進めなければならぬのではないかとという質問への答弁はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

移住の関係でございますけれども、私どももいたしましては、人口対策ということで、大都市圏以外の地方都市というのはどこも同じような問題を抱えているところございまして、移住促進にしる、定住促進にしる、いろいろな対策を考えているというふうには認識しております。

市といたしましても、今後、これら移住促進あるいは定住促進を進めていく上で、当然、各市の事例なども参考にしていかなければならないものと思っておりますので、先ほどおっしゃったような助成措置も含めて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

それから、組織化の話でございますけれども、人口対策ということで、過去にも市内で組織をつくったことがございますが、今後、これらの政策を進めていく上で、市内がいいのか、あるいは官民でやっていくのがいいか、そういったことも含めまして、人口対策に向けての組織化については検討していきたいと考えているところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) 再々質問いたします。

先ほど、中松市長が雇用を増やすことも重要だという話をされていましたが、2010年の国勢調査で、小樽市内に在住している労働者が市外で働いているというのが全体で9,128人、そのうち札幌市中央区への通勤が2,771人、30.4パーセント、一方、逆に小樽市内に働きに来ている人が1万320人で、最も多いのは手稲区からの3,683人なのです。この数字を見ると、差引き1,192人、小樽市外に住みながら小樽市に働きに来ている人のほうが多いということを見ると、雇用の場というか、労働者が札幌に出ていく数字よりも、小樽に来る数字のほうが既に多いという状況になっているのです。

そういうことを考えると、今、小樽では確かに働く場所は少ないのですけれども、その少ない働く場所で働く労働者が他都市から通勤している現状が、この国勢調査の結果からも表れているわけですから、せっかく小樽に働きに来ているのに、札幌に住むのではなく、小樽に住んでもらいたいという政策をつくっていくと、労働者が小樽に住む土台はあるのだということに自信を持ってやっていただきたいと思うのです。

同じく国勢調査で、15歳以上の労働者が市外で働いている割合が全体で17.3パーセントなのですが、そのうち銭函・桂岡地域の市外で働いている労働者の割合が49.5パーセント、つまり銭函・桂岡の労働者の半分は市外で働いているということなのです。ということは、ここにさらに地域を指定して何かの定住促進策を打つことによって、札幌の労働者が住みつくことというのは可能だと思うのです。その一環として、今、廃止されようとしている雇用促進住宅など、そういった有効な活用が今後なされていく必要があるのではないかと思います。これは、中松市長が一生懸命進めている、企業を石狩湾新港小樽市域に張りつかせるという政策とも一体のものになると思いますので、そのように進めていただきたいと思います。根本にあるのは、先ほど移住推進なのだという話もしていますが、やはり言葉からしっかりと「定住」に切り替えるという頭の切替えが、先ほど来、言っていますが、必要ではないかと思います。これについてもう一度答弁していただきたいと思います。

あと、医療費助成なのですけれども、今、医療保険部長に答えていただいたように、いろいろな枠組みを設定することによって、市の財政負担は異なります。ですから、本質問で言ったように、今、この人口減少を食いとめるための政策を、財政が大変だからという一言でけりをつけてしまったら、そこから議論は進まないわけです。どうやって、どこまでだったらその大変な財政の中でやっていけるかと、私たちは小学生までの医療費無料化を求めていきますけれども、ただ、それを踏まえて、小樽市としてどこまでだったら財政負担との関係でできるのかという研究はやっていかなければいけないのではないかと思います。そこは文字どおりの決断だと思いますので、よく市内で検討を重ねていただきたいと思います。これについて答弁をお願いいたします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

2010年の国勢調査の数字ですが、頭に入っておりませんので、改めて調べてみたいと思いますけれども、おっしゃるように、移住と定住という形で言うと、やはり定住していただくことは本当に大事なことでと思っています。

先ほど、小貫議員が幾つか例を挙げておりましたけれども、私の記憶で言うと、以前に家賃の補助というのは事業としてやったことがあるのです。恐らく2年か3年続けたのだというふうに思いますけれども、結果としてあまり大きな成果が得られなかったということで、現在はなくなっているのだらうと思います。これは私が市長になる以前の話でありますけれども、そのようなことがあったのだらうと思います。

ただ、先ほど来申し上げていますように、私としても、何としてもいろいろな形の人口増ということについては、これから大きな取組としてやっていかなければいけないと思っていますし、それから子供を産み育てる世代、こういった人たちが一番大事だらうと思っていますので、いろいろところで話をしておりますけれども、やはり雇用の問題の中でそういったことには取り組んでいきたいと思っています。

そういうことで、議員がおっしゃるように、私も人口問題については本当に大変大事な大きな問題だというふうに受け止めておりますので、今後ともどういう形がいいのか、定住の問題、移住の問題、それからその他の問題も含めて、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 医療費の質問についてはよろしいですか。答弁はないですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) まず、定住の関係の国勢調査の関係ですけれども、確かに小樽から札幌へ通勤している人より札幌から小樽に通勤している人が多い、そういう面もあって、定住自立圏の中心市というものになったわけですが、小貫議員がおっしゃる、小樽に来て住んでもらいましょうという政策については、我々もできればそういうふうにしたいと思っておりますけれども、居住の自由というものがありますし、妙案がないのが実情であります。今後とも、具体的にどのようなものがあれば小樽に住んでいただけるのか、その辺は研究していかなければならないと思っております。

あと、医療費の問題ですけれども、おっしゃるとおり、就学前まで無料にするというのは理想ではありますが、財政上の問題もありますし、ほかの市町村の横並びを見ながら、どの辺までができるかということ、今後とも継続して検討してまいりたいと考えておりますので、その辺も御理解願いたいと思っております。

○議長(横田久俊) 小貫議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時35分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○17番(佐々木 秩議員) 一般質問をいたします。

最初に、子供の貧困対策について伺います。

子どもの貧困対策の推進に関する法律、いわゆる子供の貧困対策法が1月17日に施行されました。貧困率削減の数値目標は盛り込まれなかったなどの課題も残りますが、大綱を政府が作成した上で、さまざまな具体策の議論が今後動き出すとのことです。

日本の子供の相対的貧困率は、ユニセフ発表で2012年、14.9パーセント、先進20か国中4番目の高さであり、特にひとり親世帯に育つ子供の貧困率は58.7パーセントとOECDの中で最悪です。大半を占める母子世帯の貧困率が特に高くなっています。

一方、道教委の発表で2012年度就学援助制度の対象となった北海道内の児童・生徒数は9万4,344人で、就学援助率は23.6パーセント、1997年度以降、最高となったことが報道されました。実に4人に1人の家庭が所得制限以下と認知され、子供の貧困がごく一般的な家庭にも進行していることがわかります。

まず、子供の貧困について、市の認識、課題意識についてお聞かせください。

また、現在進めておられる子ども・子育て支援新制度についても子供の貧困解消の視点が必要と考えますが、いかがですか。この問題を放置することが、個人や家庭の問題とそれにとどまらず、どれほどの社会的損失になるか、市ではどのように押さえておられますか。そのリスクや影響についてお答えください。

本市においても、子供の貧困状態の把握の必要があります。市内の子供の貧困について実態を押さえておりますか、データがあればお示してください。

例えば、就学援助費受給率が子供の貧困の広がりや端的に表す指標と言われていますが、どうなっているでしょうか。その中でひとり親世帯と就学援助費受給率との相関についてお示してください。

また、その数字から市の分析等をお聞かせください。

教育長の、子供の貧困と家庭の教育力、学力との関係についてのお考えと、その面から子供たちの学びを支援、保障する方策についてや今後の課題についてお聞かせ願います。

例えば、運動系の部活動に入部したくても、用具代、部活動費、遠征のための交通費等が払えず、断念する生徒も多数いる状況です。保護者の負担を減らし、誰でもがスポーツに親しめる施策が必要ではないでしょうか。

また、他市においては、就学支援として保護者、生徒自身に専門の支援員が進学相談を行い、進学率の向上やその後の中途退学等の減少につながっている例もありますが、いかがでしょうか。

教育以外でも、例えば親の就労と切り離しては解決できないなど、一人の子供の育ちと捉えれば、継続的・計画的生涯支援や多面的支援が必要です。より有効に貧困の連鎖から脱するための支援を行うために、子供の貧困という視点から現在も行われている市のさまざまな支援や対策を再構成して、より効果的に機能させていくことが必要です。そのために労働、雇用、住宅、社会福祉、教育委員会、保健所等関係部局の横断的な連携や、将来的に子供の貧困対策で一元的な管理部署の設置等の検討をお願いしますが、いかがですか。

また、自治基本条例の趣旨にのっとり、市内だけでなく、NPO、社会福祉法人等の民間団体とも連携し、地域全体でこの問題を共有し、取り組んでいくべきです。当面する子供やその家庭にとっては、今もさまざまな難題に直面しているのは御存じのとおりです。市においては、日常生活に密着した基礎自治体の果たす役割が大きいことに鑑み、また人口減に歯止めをかける重要な長期的投資と考え、国や道の条例、法整備を待ってからという姿勢ではなく、将来を見越して準備を進め、できれば小樽市独自

の施策で他市の先駆けとなるようお願いをいたします。

次に、小学校でのフッ化物洗口について伺います。

前定例会の一般質問の中でも、小学校におけるフッ化物洗口についての質問がありました。答弁の中で、本市では保護者や教職員に安全性に対する危惧や懸念があるので十分説明することなど課題解決に努め、早期実施に取り組むとのことでした。実際、それらの皆さんから多数の不安の声が上がっています。そこで何点か質問をさせていただきます。

そもそも子供の歯の健康の重要性とその影響について、本市の考えと、これまでの具体的な取組、その結果として本市の子供たちの齲歯、虫歯の実態と特徴をお示してください。

フッ化物洗口の必要性について、全国的な資料では、フッ化物洗口している地域もしていない地域も同じような割合で齲歯の平均本数が減っているとのことで、現状でも少し念入りな歯磨きを呼びかけることでフッ化物洗口の必要はないのではという意見があります。それに対する見解をお聞かせください。

フッ素、フッ化ナトリウムの安全性、危険性について伺います。

厚生労働省は、洗口剤は薄めて使うため、全量飲み込んでも急性中毒は起きないとしています。その根拠としているデータはどのようなものなのかお示してください。現実には、よだれ、嘔吐など急性中毒症状が報告されていると聞きますが、いかがですか。

フッ素利用は、歯のフッ素症や全身影響の懸念が指摘され、その有効性、安全性、必要性等について否定的意見が存在し、一般市民はもとより歯科医師の間においても消極、積極両論に分かれているという事実は認識していますか。保護者や教職員向け説明はどのように行いますか。現段階での計画をお示してください。その内容について、医薬品を使用するのですから、インフォームド・コンセントの原則にのっとり両論をできる限り知らせるべきと思いますが、どうですか。

仮に実施する場合は、子供本人及び保護者がフッ化物洗口を行うかどうかの判断を自由に決められることを保障することが必要と考えますが、いかがですか。

実施後、万が一、誤飲その他による急性中毒事故が発生した場合、その責任の所在はどうなるのでしょうか。実施自治体ではぐあいの悪くなった子供が出た場合、心理的な原因などと判断され、重く扱われていません。過去の医療過誤などと同様、フッ素洗口剤との因果関係等を認めず、被害に遭った子供たちと保護者、さらに実際に子供たちの指導に当たる教員が全て背負わされることにはならないでしょうか。

本来、虫歯予防は、家庭での健康やしつけの問題です。歯磨きの習慣化やおやつのとりの方、かかりつけ歯科医による早期治療で十分対応できることで、あえて有毒物を口に入れさせる必要はないと考えますが、教育長の御見解をお聞きして、この項を終えます。

続けて、昨年第3回定例会で斎藤博行議員が一般質問で取り上げた化学物質過敏症への対応で、特に小・中学校での香料の扱いについて質問します。

発達段階の子供が環境汚染の影響を特に受けやすいことは、WHOも認めるところです。全国では学校内に児童・生徒や保護者、教職員が持ち込む香料の強いにおいによって、頭痛、息苦しさ、不眠といった健康障害が起きていることが報道され、症例が年々増加し、症状が悪化傾向にあることが指摘されています。

においのもととして、洗剤、シャンプー、整髪料、香りつき柔軟剤、制汗剤、冷却スプレー、汗ふきシートなどが上がり、香料製品が氾濫している現状です。

確かに中学校では、体育の授業後の更衣室やトイレは、制汗スプレーのにおいでむせ返ります。自分や他人のにおいに敏感になる思春期の子供たちへの呼びかけ、指導は、いじめ問題等も絡み、その難し

さは増しています。

保護者参観でも化粧のにおいでぐあいの悪くなる生徒もいました。以前は、単に強烈なおにおいに敏感なだけと思っていましたが、実は化学物質過敏症、その予備軍だったのでと今になって思います。

よく言われるように、心理的なものなのかどうかという線引きは、今後の医学的見解を待たなければなりません。これ以上悲惨な例を増やさないためにも、特に学校での予防啓発の取組をお願いするものです。

そこでまず、文部科学省から2012年1月に出了された「健康的な学習環境を維持管理するために」の内容は、学校現場に周知されていますか。化学物質過敏症の子供がいる、いないにかかわらず、各学校等に改めて周知するようお願いします。

その中で文部科学省は、化学物質過敏症を有する当該児童・生徒等の実情に応じ、基本的な個別対応策を立案しておくことや配慮を行うよう求めています。昨年の答弁では、化学物質過敏症の児童・生徒は市内に1人とのことでしたが、個別対応策はどのように立てられていますか。その後の推移や現場での特徴的な事例はありませんか。

化学物質過敏症についての小・中学校職員の認識、共通理解は進んでいますか。そのための方策はどのようなになっているのでしょうか。

小・中学校での香料等が原因でぐあいが悪くなる、その他の症状を訴えた児童・生徒の把握をさせていただきたいのですが、どうですか。それらの児童・生徒は香料への暴露を繰り返すことにより発症し、症状が悪化するリスクを負います。リスクを減らす対策が必要です。

学校においては、児童・生徒に自分がつけている香料によるさまざまな健康被害の可能性などについて学ぶ機会を設けたり、校内に強い香りの着香製品の使用を自粛するよう呼びかけるポスターの掲示をお願いできませんか。ポスターの内容は、強制や強い禁止のものではなく自粛をお願いする、ともに考えてもらうきっかけになるものということではどうでしょうか。市の見解では、国の方向性が明らかになった時点でのことですが、学校では子供の学習する権利を保障するために待ったなしです。また、少数の苦しみを理解し、他人を思いやる人権教育の大事な一場面としても貴重な機会ではないでしょうか。ぜひ、実施に向け御判断ください。

質問を変えます。

小樽市指定歴史的建造物第27号旧寿原邸修繕計画策定のための調査報告についてお聞きます。

2012年第3回定例会で市長からは、旧寿原邸は小樽を代表する歴史的建造物と認識し、市民の貴重な財産であるとお答えをいただいています。それを受けて市建設部では、深刻な老朽化による傷みが進んでいる現状に、昨年、専門業者に委託し、修繕計画策定のための調査を行い、このたびその報告書が提出されたと聞きました。

そこで、今回の調査の概要と方法について、次に劣化の状況概要と特に深刻な状態にある部分について、また提示された改修案の主な内容と、それに係る修繕費の概算についてお示ください。

この報告を受けてまだ時間もなく、検討中のこととは思いますが、市の第一印象、お考えをお聞かせください。

また、今後の検討方法や対応、方策の判断時期はいつごろになるのでしょうか。以前のお答えにも、今後、市民や関係団体の皆さんの意見も参考にしながら検討してまいりたいとありまして、この旧寿原邸の今後の方策を進める際は、引き続き市民の声も反映させつつ判断してほしいと要望しますが、いかがですか。そして、大変な修繕費用が予想されますが、市も貴重な文化的財産と認め、また、この邸宅を所有、寄贈された寿原氏の御一族の願いでもある建物や庭園をぜひ存続させることを原則に御検

討をお願いしますが、どうでしょうか。

この項の最後に、現状についてのお願いです。屋根の相当部分がブルーシートで応急措置されている状況ですが、とにかく早急にしっかりした雨漏り対策をしなければ、さらに劣化が進んでしまい、市の方針が決まったときには修繕不能ということになってしまいかねません。

また、市民団体の皆さんが、今、心配されているのは、この雪の影響です。例年に比べ1.4倍の積雪とのこと、屋根の雪おろしや建物周りの除雪等について十分な対応策をお願いいたします。

最後に、市立小樽図書館についてお聞きます。

このところ図書館に関係した報道が何度かあり、市民が関心を寄せていることがわかります。調べてみると、最近さまざまなコンセプトの公共図書館が全国に生まれてきています。例えば、地元企業への情報提供や収集を行うビジネス支援図書館、市民活動支援機能を持つまちづくりの核としての図書館、青少年支援、生涯学習支援との連携機能を持つ図書館、また、これらを複合してまちの一大文化拠点とするなど多様です。全体として、公立図書館は、無料でベストセラーを借りられる図書館から課題解決型図書館へという新しい流れがあるそうです。

これらについての市立小樽図書館の見解や、本図書館でも取り入れられる取組や既に実行されていることなどがあればお聞かせください。例えば、図書館にはレファレンスサービスや相互貸借という仕組みがあります。これからますます重要になるサービスだと思いますが、このサービス内容と本市図書館での利用状況、利用拡大の工夫等あれば示してください。

次に、図書館業務のネット化、デジタル化についてお聞きます。

新年度からネットでの本の貸出し予約ができるサービスが始まるとのこと、利用者の利便性向上のためにもよいことだと思います。

そこで、さらに一歩進め、近年各地の図書館で独自の資料をデジタル化したものを基に、個性豊かな電子図書館やデジタルアーカイブとしてネット上で公開するところが増えていますが、本図書館の歴史的に貴重な資料のアーカイブ化は検討できないでしょうか。

また、ネットを利用した横断的な取組として、レファレンスの実例が10万件以上ネットで調べられるレファレンス協同データベースに小樽図書館は参加してないようですが、参加する考えはありませんか。

国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスについて、本図書館は検討中とのこと。このサービスは、国立国会図書館がデジタル化した131万点の資料をネットを使って全国の図書館に送信し、各図書館の端末で閲覧可能なサービスです。調査、情報収集に有効なサービスと考えますが、検討の内容と方向性についてお聞かせください。

この項の最後に、これら新しい流れをじかに感じ、最新のスキルを身につけ、図書関係の人脈を築くために図書館職員の他地域の公共図書館での研修や全国組織のフォーラム等への派遣、参加等が必要と考えますがいかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の御質問にお答えします。

初めに、子供の貧困対策について御質問がありました。

まず、子供の貧困についての市の認識、課題意識についてですが、国も示しておりますが、勤労世代

の所得状況の悪化などを背景として子供の貧困率が上昇していると認識しており、今後、国が定める貧困対策に関する大綱などが示された段階で、具体的な対応などについて検討していくことになるものと考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度との関連につきましては、子ども・子育て支援法自体は、子供の貧困解消を直接の目的にしておりません。しかし、今後、子ども・子育て支援新制度実施にかかわって、市町村が事業計画を策定いたしますが、国の指針案では、ひとり親家庭の自立支援の推進が示されており、子供の貧困の解消にも関連するものと認識しております。

次に、子供の貧困を放置することによる問題につきましては、国の報告書でも生活困窮と低学歴、低学力には相関性があり、これがいわゆる貧困の連鎖につながるという問題があるとされておりますが、その社会的損失については、市として具体的に押さえているものではありません。

また、リスクや影響につきましては、仕事や人間関係などで社会に適応できない例が少なからずあり、子供の将来にマイナスの影響を与えているとされております。

次に、子供の貧困対策に向けての関係部局の横断的な連携や組織の設置等についてですが、本年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されており、今後、国が定める貧困対策に関する大綱の内容等を見極めながら、市としては基本的には関係部局による横断的な調整会議を設置するなど、庁内での情報共有を図り、対応してまいりたいと考えております。

次に、旧寿原邸の調査結果について御質問がありました。

まず、調査の概要につきましては、建物等の劣化状況調査を行い、それを基に修繕方法の検討及び修繕費用の算出を行いました。

また、調査の方法につきましては、目視による現地調査及び清掃活動を行っていたNPO法人の皆さんからの聞き取り調査により実施しました。

次に、劣化の状況概要と特に深刻な状態にある部分につきましては、建築後100年以上経過していることから、屋根や外壁、建具、内部造作等の各所で老朽化が見られ、床にも部分的な傾斜があり、特に屋根材の腐食が著しい状況であります。次に、改修案の主な内容と修繕費の概算についてですが、改修案の主な内容は、腐食が著しい屋根は全面的なふき替え、外壁はモルタルや木部の補修、建具は破損部分の修理や調整、床の傾斜は新たな基礎をつくることによる高さの調整を想定しております。

また、修繕費の概算額は、全体で約1億3,700万円となっております。

次に、調査結果の報告を受けた第一印象につきましては、屋根や外壁の劣化以外にも地盤沈下による床の傾きなどが見られ、思った以上に老朽化が進んでいると感じたところです。

また、今後の検討方法や対応、方策の判断時期につきましては、調査業務完了から間もないことから、現在、報告書の分析を行っているところであり、現時点ではこれらについて明確に示すことはできません。

次に、市民の皆さんの意見反映につきましては、今回の調査でも関係するNPO法人の皆さんから御意見をいただきましたが、今後もこれまでと同様、市民の皆さんの御意見を参考にしながら、旧寿原邸のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、旧寿原邸の存続につきましては、このたびの調査の結果、修繕には多額な費用を要することが判明したことから、財源や事業手法など多くの課題もあり、これらについて慎重に検討し、存続について判断してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長（上林 猛） 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供の貧困対策について御質問がありました。

まず、就学援助費受給率についてでございますが、小樽市内の小・中学生に係る平成25年5月1日時点の準要保護の認定率は約22パーセントとなっております。なお、就学援助費は、ひとり親かどうかにかかわらず、1世帯の合計収入で認定しており、ひとり親世帯と就学援助費受給率との相関については把握しておりません。

次に、子供の貧困と家庭の教育力、学力との関係などについてですが、平成21年度文部科学白書では、全国学力・学習状況調査の結果から就学援助を受けている児童・生徒の割合が高い学校は、就学援助を受けている児童・生徒の割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られると報告され、文部科学省では24年度から要保護及び準要保護児童・生徒数が多いなど、特に家庭の経済状況等の要因により学力定着が難しい児童・生徒が多数在籍する学校に、学習支援のための定数加配措置を講ずることとしたものであります。

本市においては、平成25年度、中学校1校に1名の学習支援加配が措置されたところであります。

次に、部活動への支援についてであります。各学校には学校割、生徒割で積算した定額を配分しており、厳しい財政状況の中、予算の増額は難しいものと考えております。

また、進路指導につきましては、各学校において、個々の生徒の希望や学習状況を踏まえ、保護者と十分話し合いを行っており、その中で奨学金などの支援制度などについても情報提供を行うなど、きめ細かな対応に努めているところであります。

次に、小学校でのフッ化物洗口について御質問がありました。

まず、子供の歯の健康の重要性和その影響についての考え方ですが、健康な歯は健やかで豊かな生活を送る上で大変重要であると認識しております。そのため、各学校においては、歯と口の健康週間に合わせて保健だよりを発行し、家庭での口腔衛生の啓発に努めているとともに、場合によっては、養護教諭による個別指導を実施しているところでもあります。

本市の子供たちの虫歯の実態と特徴としては、小学校では要治療とされた児童の割合が平成20年度は51パーセント、21年度は43.3パーセント、22年度は42.6パーセント、23年度は38.8パーセント、24年度は37パーセントと年々減少しておりますが、24年度の全道平均35.3パーセント、全国平均27.4パーセントと比較すると、まだ高い割合となっておりますので、今後とも虫歯予防対策を講じるよう各学校に指導してまいりたいと考えております。

次に、念入りの歯磨きの呼びかけについてでございますが、北海道及び道教委は、フッ化物洗口の有用性と安全性が世界保健機関、日本歯科医師会など、国内外の専門機関や専門団体から認められていることや、集団で実施することにより全員が平等に虫歯予防効果を受けることができ、健康格差の解消が図られることから学校などで行うフッ化物洗口が最も効果的な虫歯予防対策であるとして、全市町村の学校などでフッ化物洗口を実施するという目標を立て、一体となって取組を進めているところであります。市教委としても、その方向に沿って、安全性や効果について説明をし、教職員や保護者の理解を得ながら実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、フッ化物洗口の安全性についてですが、よだれ、嘔吐などの急性中毒症状が報告されていると言及している団体があることは承知しておりますが、厚生労働科学研究報告書において「永久歯う蝕は、フッ化物洗口の継続にともなって減少する傾向が示され、歯磨き習慣などがおろそかになる、歯のフッ素症が生じる、口内炎などの粘膜への副作用が生じるという有害性は認められていない」とされており、フッ化物洗口の安全性について十分説明し、理解を得てまいりたいと考えております。

次に、フッ化物洗口の否定的見解につきましては、フッ化物洗口につきましては、さまざまな意見があることは承知しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、道と道教委は学校などで行うフッ化物洗口が最も効果的な虫歯予防対策であるとして取組を進めておりますので、市教委としても安全性への理解、啓発を図っていきたくと考えております。

次に、保護者や教職員向けの説明についてですが、保護者や教職員に安全性についてしっかり理解してもらうために、歯科医師会や学校保健会の協力を得ながら保護者や教職員に対する理解、啓発のための講演会、啓発パンフレットの配付などを行い、安全性についての理解をいただきながら、できるところから順次、フッ化物洗口を実施してまいりたいと考えております。

次に、子供本人や保護者の判断についてですが、厚生労働省が定めるフッ化物洗口ガイドラインでは、フッ化物洗口を実施する場合には、本人又は保護者に対して具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行うこととされており、実施に当たっては、保護者の意思を確認した上で行ってまいりたいと考えております。

次に、万が一の事故が発生した場合の責任についてですが、フッ化物洗口の実施に当たっては、安全の確保など万全の対策を講じてまいりますが、万が一の事故の対応については、個々の事案により判断されるものと考えております。

次に、家庭やかかりつけ歯科医による虫歯予防についてですが、個々の家庭におけるしつけの一貫としての歯磨きの習慣化は大切なことだと認識しておりますが、道と道教委は、集団で実施することにより全員が平等に虫歯予防効果を受けることができるとして、学校などでのフッ化物洗口の実施を推進しておりますので、市教委としても、その方向に沿って保護者の理解を得ながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校での香料による化学物質過敏症対応について御質問がありました。

各学校においては、毎年新学期には児童・生徒から家庭環境調査票を徴取することや家庭訪問などでアレルギー疾患や化学物質過敏症の有無などについて把握をし、必要に応じ適切な対応を行っております。

また、化学物質に関しては、毎年1回、校内の室内空气中化学物質検査を実施し、その効果をホームページに掲載し、周知を図っているところであります。文部科学省から出された資料は各学校に配付していませんが、このような取組を通じて化学物質過敏症について各学校の養護教諭はホームページでこの資料の内容を十分承知しているものと考えておりますが、今後、対応に万全を期すため、改めて資料の内容の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、化学物質過敏症の児童・生徒への個別対応策についてですが、当該児童・生徒が在籍する学校では、保護者や主治医と連携を図り、その子の特性について全教職員が情報を共有し、教材・教具への配慮、学校行事等における対応など、きめ細かな対応を行っているところでありますが、最近では徐々に症状が快方に向かっていると聞いております。

次に、化学物質過敏症についての小・中学校職員の認識や共通理解であります。近年、食物アレルギーを中心としたさまざまなアレルギーによる事案がマスコミに取り上げられ、保護者や地域の方々の関心が高まり、学校においても重要な課題の一つと認識しております。教育委員会としては、道教委や保健所などと連携し情報収集に努め、各学校へ提供するなど、意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、小・中学校で香料等が原因でぐあいが悪くなるなどの児童・生徒の把握についてですが、化学物質過敏症については、いまだ専門家が研究している段階と伺っておりますので、事前に把握すること

は難しいものと考えております。ただし、児童・生徒が学校においてぐあいが悪くなった場合には、直ちに医療機関への受診を促し、医師の診断に基づき教職員の共通理解を図り、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、香料によるさまざまな健康被害の可能性などについて学ぶ機会やポスターの掲示についてありますが、化学物質過敏症については、いまだ専門家が研究している段階と聞いておりますので、これらの対応については、国や道の対応状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、学校において事例が発生した場合には、これまで同様、個々に適切な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、市立図書館について御質問がありました。

まず、課題解決型図書館に関する見解につきましては、現在、市立図書館は、学校と連携して、学校の役に立つ図書館を大きなコンセプトとしております。調べ学習や朝の読書運動を支援するため、平成26年度からスクール・ライブラリー便を全小・中学校を対象に本格実施いたします。これは、学校からのリクエスト本を図書館が購入し、100冊を単位として2か月間、学校に貸し出し、順次学校を巡回するもので、学校図書館の利用促進を図るとともに子供たちの読書意欲を喚起しようとするものであります。

また、一般向けには暮らしの役に立つ図書館をコンセプトとしており、市民のニーズに沿った資料を収集しております。特に利用の多い高齢者の方々のために医療、保健、年金、福祉関係の図書を収集し、図書館の利用増加を図っております。

次に、レファレンスサービスと相互貸借サービスの内容についてであります。レファレンスサービスとは、利用者から寄せられた質問に対して図書館の資料を活用して、その回答を提供するもので、平成24年度の利用は5,683件ありました。

また、相互貸借サービスとは、利用者の求める資料が自館にない場合に、他館から借り受けて利用者へ提供するもので、平成24年度の利用は690件ありました。今年度末に電算システムを更新いたしますが、これを機に4月からインターネット予約サービスを開始することとしており、一般の利用者の利便を図るとともに、相互貸借サービスについてもあわせて利用の拡大を図ってまいります。

次に、図書館では平成23年度に住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、資料の劣化が懸念される明治期からの古地図をデジタル化し、利用者は館内のパソコンで閲覧することができます。図書館では、現在、新聞についてはDVDを購入し収蔵しており、他の資料のデジタル化は考えておりません。なお、デジタル化した古地図をインターネット上で公開することにつきましては、可能かどうかも含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、レファレンス協同データベースへの参加についてであります。現在、誰でも市立図書館のホームページにリンクしている国立国会図書館のレファレンス協同データベースのサイトで、レファレンス事例などを検索することができるようになっております。

また、市立図書館においても、市民からのレファレンスにこのデータベースを活用して対応しているところであります。現在、市立図書館のレファレンス事例集は紙媒体で所有しており、それをデータベース化するには相当の時間を有することや、データ登載後の利用頻度等も考慮しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスは、本年1月から運用が開始されており、市立図書館に設置しているパソコンでも利用が可能なことから、現在、国立国会図書館へ利用申請手続を行っているところであります。

次に、図書館職員の研修やフォーラム等への参加につきましては、毎年道内で開催される研修に複数

の職員を参加させていることや、全国の図書館に関する情報などについては、インターネットや専門雑誌などを通じ多くの情報が得られていることから、道外への職員の派遣は考えておりません。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 再質問をいたします。

一つは子供の貧困についてですが、部活動への支援については、今のところ財政上も厳しいというお話がありました。

今、市内で聞きますと、部活動への加入率が、文化系、体育系を含めて、非常に下がっていると聞いています。その結果、部員の確保が難しい、団体競技の大会に人数がそろわないので参加できない、その結果廃部という悪循環になっています。原因は何かと子供たちに聞くと、お金がかかるので、本当はやりたいのだけれども諦めざるを得ない、親からだめと言われるという例が私の経験からも非常に多く、その例が増えているのではないかと思います。

スポーツというのは、文化系でもそうですけれども、例えば、将来オリンピックに出るような選手にしても、文化面で才能を開花させる生徒にしても、これについてはいろいろな可能性のある子供たちがたくさん参加した中から生まれて花開くものだろうと思うのです。それが経済的な事情によって断念せざるを得ない。これについては、例えば指導要領の中で「自主的、自発的な参加により行われる部活動」というふうに定義されているように、これはそれでもって参加できないというのは、自主性、自発性ではないと考えます、やりたくてもできないのだと。その中でさらに、生徒が参加しやすいように実施形態など工夫するということが同じく指導要領の中でも言われていますが、そういうことについては、市教委だけではなく小樽市として、きちんとかなえていける、そういう環境をつくっていくということが大事なのではないかと考えますが、その観点からどういうふうにお考えになるか、再度、御答弁をいただきたいと思います。

また、体力の低下ということで、小樽市がとみにという話が、今定例会のさまざまな質問で出ておりますが、部活動への参加の人数の低下がこの体力の問題にもかかわってきているのではないかと私は思いますけれども、その観点から教育長はどのようにお考えでしょうか。

次に、旧寿原邸について伺いますが、修繕費が非常に高くかかるということが示されまして、存続について慎重にということなのですが、今までの御答弁の中で、小樽市にとって非常に重要な歴史的建造物であるということからいって、慎重に判断をしていくというのは、基本的には存続に向けてというふうに考えてよろしいのでしょうか、もう一度お答えをお願いいたします。

次に、フッ化物洗口についてですけれども、一つの観点として、予防原則という観点があります。これについては、例えば1998年の予防原則に関するウイングスブレッド宣言というようなものがありまして、その中では化学物質や遺伝子組み換えなどの新技術に対して、人の健康や環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼすおそれがある場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも規制措置を可能にする制度や考え方のことで、リスクマネジメントの一つの方策だというふうに示されています。

これについては、御存じのように、今までこの宣言が出されてからも、都合のいいように解釈をされて使われてきているという歴史がありますけれども、これについては世界の中でさまざまな議論がされ、行政の判断が積み重ねられてきまして、一定の見解というか、明確化がされてきているように思います。

例えば、厚生労働省の薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会というところが、2010年に薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについての最終提言を出しています。この中で医薬品について、今回のフッ化物洗口剤も医薬品だと思いますけれども、医薬品について問題

が生じる可能性がわかったときに、予防原則に立脚して、グレー情報の段階においても、市民や医療関係者に積極的に伝達する姿勢が重要である。因果関係等が確定する前に、安全性にかかわる可能性のある安全性情報を公表するように求めているというふうに言われています。これは、厚生労働省の検討委員会の最終提言です。ですから、これが一方的にその中で都合のいいように使われているというのではなく、実際にこの予防原則という言葉にのっとった判断であります。

このようなところを考えますと、今、る安全性についての御説明はありましたけれども、歯科医の中でも意見の分かれるいろいろな副作用やデメリット部分については、講演会をなさるそうですし、何かそれを知らせる広報のようなものがつくられるそうですから、そういう中できちんと説明していく必要が予防原則の観点からいってもあるのではないのでしょうか。そういうことについて、もう一度御答弁をいただきたく思います。

次に、同じく予防原則の観点に立って、もう一つ最後に質問させていただきます。香料による化学物質過敏症についての対応については、やはりきちんと予防原則に従って、まだ予見等がはっきりしないところがあるという御説明でしたけれども、やはり実際にこういう子供が出てきているというものに従って、ポスター等できちんと広報していく必要があるのではないかと。

本質問の中でも聞かせていただきましたが、文部科学省が出している「健康的な学習環境を維持管理するために」の「はじめに」という文章の中にある言葉ですが、「室内空気質による健康障害を持つ児童生徒等及びその保護者だけでなく、同じ環境にいても健康障害がない児童生徒等及びその保護者の理解が不可欠と思われます」という文章が入っています。ここを見ても、当該児童・生徒だけにあるのではなく、やはり周りの児童・生徒や保護者にもそういうことを広く知らせていく必要があるのですよという意味だと思いますけれども、こういうものがあると文部科学省も言っているということについての見解をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の再質問にお答えいたします。

私からは、旧寿原邸について答弁させていただきます。

今、調査業務がようやく終わったばかりでございますけれども、旧寿原邸の存続については、これから分析にしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

ただ、今、調査の結果が出されてきたのは、修繕には1億4,000万円ほどかかるということでございますので、この約1億4,000万円の財源をどうするかという問題が一つ。それから、今、出されてきた中で修繕方法、もう少し違う形でできないのか、いろいろなことをトータル的に慎重に検討した上で判断をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 初めに、運動部活動の件でございますが、運動部活動を行う子供たちが減少している原因が、単に経済的な理由だけでなく、さまざまな要因がありますので、予算のことも含めて、今の子供の体力の低下といった問題で、運動部活動やスポーツ少年団の参加促進に向けてということで私も答弁してございますので、その方向に沿って参加しやすい体制づくりというものが、どういうものがあるのかということについて、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、フッ化物洗口については、これまでたびたび申し上げますが、やはり保護者や教職員の

懸念というものがありますので、その説明会又は講演会などで、心配される面と安心できる面と両論説明し理解をいただいた上で実施してまいりたいと考えております。

次に、香料などの化学物質につきましては、まだまだ私どもとしても情報不足の面がありますので、今後、道や関係機関と十分連携をとりながら正確な情報をとった上で適切に指導してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 佐々木秩議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 一般質問いたします。

最初に、クラウドファンディングについて伺います。

クラウドファンディングとは、ウィキペディアで「不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語」とあります。クラウドファンディングによる資金調達方法は、2008年ごろアメリカで注目され、日本でも2012年ごろから映画やファッション系、社会貢献系や地域活性化系など、さまざまなジャンルに特化したサイトが立ち上がり、アイデアやプロジェクトに対し、ネットを通して賛同した多くの支援者から資金を募っております。誰でも簡単に寄附や少額のお金を払うことができるネット上の仕組みは、日本の主要クラウドファンディング累計支援額の伸びを見てもわかるように2014年1月だけを見ても9億円以上の支援額となり、1年前の同月比の3倍以上となりました。この手法を何とか活用できないのか、自治体主体のクラウドファンディングによる資金調達に注目が集まっているそうです。

小樽市の財政状況は、財政力指数や経常収支比率を見てもおわかりのとおり政策的な事業に対して自由に使える財源が少なく、硬直した状態が何年も続いております。小樽市経済活性化に必要な施策について知恵を絞り、事業実施の財源を確保することに、市長をはじめ、理事者の皆様も大変御苦労されていることと存じます。

そこで、税金に頼らない民間資金を活用したクラウドファンディングは有効な手段になると考え、市長に何点か伺いたいと思います。

初めに、本市には小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例があり、まちづくりを進める事業のために民間からの寄附を活用しております。平成20年度から今日まで、本当に多くの小樽を愛する皆様から寄附金が集まっておりますが、他自治体では特産品をお礼に送るなどして、ふるさと納税の争奪戦が繰り広げられているようです。市長は、本市の寄附の実績状況の推移から影響が出ているとお考えでしょうか。

また、同様の手法で民間からの寄附金を集めることについて、市長の御所見を伺います。

次に、提案をさせていただいたクラウドファンディングについての御認識はいかがでしょうか。市長がお考えになるクラウドファンディングのメリット・デメリットについてもお聞かせ願います。

私は、産業振興や地域活性化にかかわる施策に活用できないか、検討をお願いしたいと思っております。

例えば、鎌倉市では、「かまくら想いプロジェクト」として観光商工課が観光スポットを案内する観光ルート板を新たに10か所新設するプロジェクトを提案し、寄附を募りました。1基につき10万円の設置費用がかかるため、募集金額は100万円であります。目的や設置場所を明確に提示し、1口1万円の寄附をしていただいた方へのお礼として名前を銘板にして取りつけるルート板は鎌倉が大好きなファンに

とって魅力的なプロジェクトとなり、22日間で100人の寄附者を集めたそうです。

また、夕張市では、クラウドファンディングを活用する市民団体などを応援するため、市公式ホームページやSNSで情報発信のお手伝いを開始しました。市の応援を受けた夕張サッカー協会は著しく老朽化し、更新できなかった市運動公園のサッカーゴールを購入するプロジェクトで、全国のサッカー愛好家などから目標の2倍近い寄附が集まり、成人用2組、子供用1組のサッカーゴールを市に寄贈したそうであります。

このように、クラウドファンディングは、事業内容や目的が明確なため賛同者を募りやすいことや、反応のよしあしによっては、幅広い民間の方々によるプロジェクト事業に対する評価にもつながると考えます。小樽市におきましても、産業振興や地域活性化に向けた新たな取組として、クラウドファンディングを活用する仕組みを構築していただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、起業家等への支援について伺います。

連立政権が発足して1年2か月が過ぎました。日本経済は、長いデフレ状況から脱却に向かっていると言われ、株価の上昇や雇用も所得も伸びる兆しが見えております。しかしながら、家計を預かる主婦には、景気回復の実感に至っておらず、今後、国の成長戦略が確実に進められ、地域経済の隅々にまで波及するよう期待しているところです。

その日本経済を支えるかなめは人であり、少子高齢化が加速度的に進む中、2013年の人口動態統計の年間推計によりますと、死亡数は127万5,000人で前年比1万9,000人の増、対して出生数は過去最少の103万1,000人で前年比6,000人減となり、人口の自然減は過去最多の24万4,000人に達したとの報道がありました。これは労働力人口や消費者の減少を意味し、日本経済の活力を弱めるおそれがあります。

政府は、我が国の潜在的な資源として、女性や若者、そして高齢者の活躍を成長戦略の中核と位置づけることとしており、地域の活性化や雇用の確保を目指すため、創業者を支援し、開業率を向上させることとしております。小樽市でも起業家を目指す女性や若者が増え、シルバー世代の方々が能力を発揮し、地元経済を盛り上げていただけるよう、行政としてさらなる支援をしていただきたいと考えます。

本市では、独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援や市内金融機関の御協力で小樽市内で起業を考えている人や創業から間もない方などを対象に小樽商人塾を開催しており、講義メニューは制度融資について、新規開業の実態、事業計画の立て方、作成の仕方、マーケティング戦略など経営ノウハウについて学んでいます。

そこで、平成21年度に小樽商人塾を開設しておりますが、今年度までの男女別の参加者数と年齢層の傾向について説明願います。

また、新規開業に結びつき、継続して営業している方の割合についてはいかがでしょうか。主な業種についてもお聞かせください。

次に、小樽市では、起業家や創業間もない事業者に対して、ほかにどのような支援メニューがあるのかについても説明願います。

次に、安倍総理大臣も期待を寄せる女性の起業家支援についてです。

国は、グローバル化が進む中で、日本だけが女性の活躍を引き出す条件が遅れていることに対して、今後さまざまな分野で女性の活用を推進するとしています。女性ならではの感性やきめ細やかさ、サービス精神など、ヤングからシニア世代まで眠っている女性の力を引き出すことは、小樽経済に必ずプラスになると考えます。開業するには何が必要なのか、社会貢献をしたいがどうすればいいのか、趣味や特技を生かす方法はないのかなど疑問や不安などがあり、一歩を踏み出せない方もおります。

本市で行っている小樽商人塾や空き店舗補助事業などに女性コースを設けるなど、狙いを絞ったきめ

細かい支援で女性の活力の育成にも力を入れていただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

この項の最後に、国が進める創業支援施策について伺います。

平成25年12月4日に成立した産業競争力強化法では、地域における創業の促進をするため、民間ノウハウを活用したワンストップサービス創業支援体制を創業者の身近に整備し、官民による創業支援体制を構築するとしております。小樽市におきましても、地域の雇用創出や経済活性化を一層図るため、国が実施する地域創業促進支援事業を検討し、起業家や創業間もない方々の支援充実に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、認知症対策について伺います。

厚生労働省研究班の調査で、2012年時点で65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計で462万人にも上り、その予備軍と言われる軽度認知障害の高齢者も400万人いると推計される結果が出ました。これは、65歳以上の4人に1人が認知症か、その予備軍とも言える状況であります。この推計に基づき計算をすると、本市では1万1,900人の高齢者が認知症か若しくはその予備軍となり、この数字が本市の実態だとすれば大変心配であります。御承知のとおり、認知症の施策に関しては、昨年度、認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランが示され、症状が悪化した場合、施設や病院に入ることが基本とされてきたケアの流れを、本人の意思が尊重され、住みなれた地域で暮らし続けることができる社会を目指し、新しい認知症ケアパスを構築することを目標としております。

また、2025年をめどに構築を実現するよう進んでいる地域包括ケアシステムも、認知症高齢者の増加に対応するため対策の推進が重要とされておりますが、そのシステム構築のプロセスは介護保険事業計画の3年ごとのPDCAサイクルで、2025年まで4回のサイクルの時間で一步一步進めることとなり時間を要します。しかし、市民の中には、現在、認知症で本人や家族が悩んでいる方、もしかしたら認知症かもしれない不安を抱えている方なども多く、相談も増加傾向にあり、本市の取組状況について伺ってまいりたいと思います。

初めに、小樽市の認知症高齢者の現状についてです。オレンジプランを推進し、2025年までに地域包括ケアシステムを構築するに当たっては、地域で認知症の人を支える社会資源を推計する必要があり、認知症高齢者の現状把握が大切であります。

小樽市で介護保険制度を利用している認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数、日常生活自立度Ⅰの人数、また国が有病率推定値を13パーセントとしている認知症予備軍とされるMCⅠ、軽度認知症の人数を小樽市の高齢者に置きかえると何名になるのかお示し願います。

また、本市における認知症の人とその家族を支える社会資源の整備について、課題も含めお聞かせ願います。

次に、認知症初期集中支援チームについてです。

厚生労働省は、認知症の早期診断や早期対応を行うため、制度化を検討し、昨年よりモデル事業を実施しております。医療系職員と福祉系職員のペアを基本とし、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を家庭訪問し、専門医の助言等を受けながら自立生活のサポートを行うとされております。

私の相談者の中には、認知症の症状が悪化してから外来を訪れた方も多く、自宅で介護することが難しい状況の方も少なくありません。認知症支援は早期の対応が重要であり、小樽市の高齢化からも本事業にはいち早く取り組んでいただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、認知症ケアパスについてであります。

オレンジプランでは、標準的な認知症ケアパスの作成、普及について、平成25年度から26年度に各市

町村において作成を推進する計画であります。認知症ケアパスは、認知症を発症し、生活機能障害が進行していく中で、その状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかあらかじめ本人と家族に提示するもので、その後の生活に安心感を与えることができます。

本市のケアパス作成・普及の進捗状況はどのようになっているのか説明願います。

この項の最後に、認知症カフェについて伺います。

認知症の家族を抱える方の相談には、重度化してからの内容が少なくありません。認知症について、本人や家族の正しい理解がないため、悩んでいることを打ち明けられずにいたケースやひとり暮らしの高齢者で認知症を発症していましたが、身体的にはお元気で、介護認定を受けていなかったケースもあり、気づきや支援の目が届きにくい状況に置かれていました。他の地域では、自宅に引きこもりがちで認知症の方や、その家族、地域住民などが集い、お茶などを飲みながら相談や助言を受けられる場として、認知症カフェを自治体や社会福祉法人などが開設、運営を始めております。

公益社団法人認知症の人と家族の会がまとめた「認知症カフェのあり方と運営に関する調査研究事業報告書」を拝見しましたが、認知症の方やその家族に対する効果だけではなく、カフェに集う地域住民やボランティアなどへの効果も期待されています。

カフェを支えるスタッフには認知症サポーターが活躍されており、小樽市の認知症サポーターのワンステップアップした地域活動にもつながるのではないのでしょうか。国では今年度から新たに認知症カフェを設ける市町村に事業費を補助しており、本市でも認知症カフェの開設に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。市長の見解をお伺いいたします。

最後の項に、保育費負担金、いわゆる保育料の寡婦（夫）控除みなし適用について伺います。

私は、昨年第3回定例会の会派代表質問で寡婦控除の対象世帯拡大について質問させていただきました。仕事に復帰するため、保育所に子供を預けた母親から、婚姻歴がないだけで寡婦控除が受けられず、同じ収入の寡婦世帯よりも保育料が高いのは納得がいかないとの御相談でした。

本市の保育料の算定に関して、寡婦控除のみなし適用を図ることについて、市長からの御答弁は、「ひとり親家庭に対する寡婦控除のあり方は、もともと税法上の取扱いとして規定されているものでありますので、保育料の算定につきましても、全国的に同一の対応が図られることが、より望ましいことと認識しております」とのことでした。その後、相談者と懇談し、市長の御答弁をそのまま伝えさせていただきました。彼女は、「税法上のことだから仕方がないですね。でも、ひとり親家庭の現状をもっと知ってほしい」と、そのように話し、本市での寡婦控除みなし適用については、半ば諦めている御様子でしたが、質問させていただいた私のほうが納得できずにおりますので、いま一度質問をさせていただきます。

まず、寡婦控除ですが、御承知のとおり納税者が所得税法上及び地方税法上の寡婦に当てはまる場合に受けられる所得控除で、配偶者が死別若しくは離婚した後、婚姻していない人、配偶者の生死が明らかでない人となっており、民法上の婚姻関係が前提となっております。

寡婦控除は、昭和26年に創設された制度で、戦争未亡人になった方への生活支援のために設けられましたが、時代が変わるとともに家族の形も結婚の形も多様化してきました。本制度は、女性だけではなく、条件は少し違いますが、男性にも適用されるようになったのは御承知のとおりであります。現在は、ひとり親家庭に対して、就業支援の充実や子供の貧困率の高さから、ひとり親家庭への支援施策の強化が求められ、厚生労働省において必要な検討が行われております。

そこでお伺いいたしますが、さまざまな調査結果からは、ひとり親家庭の中でも相談者のように小さな子供を育てる母子家庭の生活状況は厳しいことがわかっております。市長の御認識について伺いたい

と思います。

寡婦控除又は特別寡婦控除が税法上適用される離婚や死別をした母親と相談者の違いは何でしょうか。一人で子供を育てる母親であり、違うのは婚姻歴があるかないかだけであります。それによって同程度の収入でありながら未婚の母子家庭の保育料負担が大きくなっていることについて、市長の御所見をお聞かせ願います。

次に、昨年8月現在での保育所入所者のうち、未婚のため寡婦控除が適用されていない世帯については10世帯との御答弁でした。また、他自治体で寡婦控除のみなし適用に関して議論されている中で財政負担について問題視する声があります。本市で保育費負担金、いわゆる保育料に対して寡婦控除のみなし適用を実施した場合の財政負担は幾らになりますか、お示し願います。

次に、小樽市の保育費負担金額表にある階層区分とその定義についてです。階層区分B1の母子世帯等である非課税世帯は、保育費負担金額がゼロ円になっております。この定義にある母子世帯等について説明願います。

また、保育費負担金額がゼロ円になっている理由についても説明願います。

市長から以前御答弁いただいたように、国の税制上の問題であり、保育料の寡婦控除のみなし適用は、国が責任を持って全国的に同一の対応がされることが望ましいのはもっともの話であります。

しかし、単に税制上の視点から寡婦控除のみなし適用を無理と判断し、国の判断を待つのではなく、ひとり親世帯の子供に視点を置くことが大切であると考えます。子育てと生活のため、懸命に就労に励むひとり親家庭では、保育が必要不可欠であり、特に母子家庭には保育料の負担が大きい現実を見ていただきたいと思います。婚姻歴がないだけで寡婦控除が適用されない未婚の母子家庭の保育料に対する寡婦控除のみなし適用は、小樽市の子育て支援策として、住民の最も身近にいる地方自治体の長の下でぜひ実施していただきたいと思いますがいかがでしょうか。市長の見解を伺います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 千葉議員の御質問にお答えします。

初めに、自治体のクラウドファンディングによる資金調達について御質問がありました。

まず、特産品の送付など、他自治体のふるさと納税に関する取組による本市の寄附実績への影響につきましては、平成20年に寄附条例を制定して以降、年々減少していた寄附額が25年度には幾分増加していることや22年度以降の寄附件数に大きな変化がないことから、現状では影響は出ていないものと考えております。特に、特産品の送付などにより寄附金を集める他自治体の取組につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例は、小樽ファンという名称を条例名に入れることで、純粹に全国の小樽ファンからの寄附を期待したものであり、特産品により寄附を募ることは条例の趣旨になじまないものと考え、これまで実施しておりませんでした。しかしながら、寄附額を増やす方策の一つとして今後、研究してまいりたいと考えております。

次に、クラウドファンディングについての認識ですが、金融庁の金融審議会報告書によりますと、クラウドファンディングとは、必ずしも定まった定義があるものではありませんが、一般には新規・成長企業等々資金提供者をインターネット経由で結びつけ、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みを指し、資金提供者に対するリターンの形態により寄附型、購入型又は投資型に大別されるとされ

ております。

次に、クラウドファンディングのメリット・デメリットについてですが、起業家や事業計画に対する個人の共感をベースとして、インターネットを通じて広範囲から投資を募ることにより、自己資金や金融機関による融資だけでは実現しない事業にも実現の可能性が生まれることが最大のメリットである一方、デメリットとしては、情報を公開することによるアイデア、技術の盗用や詐欺的な行為に用いられる可能性があるといった懸念などがあるとされておりまして。

次に、クラウドファンディングを活用する仕組みの構築についてですが、クラウドファンディングは、新たな資金調達の手法の一つであり、現在、国でも投資型クラウドファンディングの制度化に向けた検討が行われていることから、今後、国の動向なども注視しながらクラウドファンディングの活用について研究してまいりたいと考えております。

次に、起業家等への支援について御質問がありました。

まず、本市の起業家等への支援についてですが、小樽商人塾の平成21年度から今年度までの男女別の参加者数につきましては、男性77人、女性41人となっており、参加者の年齢層につきましては、例年20代から70代までの幅広い方々の参加が見られます。

次に、商人塾に参加したことにより新規開業に結びつき、その後、継続して営業している方の割合につきましては、新規開業15件のうち9割以上が営業を継続しており、主な業種につきましては、小売業が4割、サービス業が2割、飲食業が4割となっております。

次に、起業家や創業間もない事業者に対する本市の支援策につきましては、商業起業家支援事業として、商業などを起業しようとする方や起業後1年未満の方を対象に小樽市商店街振興組合連合会に所属する商店街や小樽市場連合会に所属する市場の店舗へ出店する場合は、中小企業大学校旭川校の研修経費と研修受講後における店舗家賃の一部をそれぞれ助成しております。

次に、女性に特化した起業家等への支援策についてですが、現在、市が行う起業家支援策には、女性のみを対象としたものはありません。これまでの小樽商人塾の参加者は女性が3分の1以上占めるほか、商業起業家支援事業による助成制度開始以来、5年間の対象者16人のうち7人が女性であり、一定程度女性の起業への支援が行われている状況にあります。本市経済の一層の活性化を図るためにも女性の活力は必要なことと捉えておりますので、先進都市の事例などを参考にしながら女性の起業支援について商工会議所などの経済団体と協議してまいりたいと考えております。

次に、産業競争力強化法に基づき国が進める創業支援策についてですが、地元の商工会議所や金融機関などが創業支援事業者となり、創業者に対してビジネススキル研修や専門家による支援等のさまざまな創業支援事業を実施するために市町村が創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けて行うものであります。国から示された事業スキームにつきましては、創業支援事業者において、費用負担や組織体制といった課題がありますので、創業支援事業者として想定される商工会議所等とその実現の可能性について協議してまいりたいと考えております。

次に、認知症対策について御質問がありました。

まず、認知症高齢者数等につきましては、平成24年度に要介護認定を受けた実人数8,638人のうち自立を除いて、日常生活自立度Ⅱ以上の方は4,400人、日常生活自立度Ⅰは2,138人となっております。

また、平成26年1月現在、高齢者人口4万3,854人に対し、認知症予備軍と言われるMCⅠの人数は、約5,700人と推計しております。

次に、認知症の人や家族を支える社会資源の整備につきましては、今後、認知症ケアパスを作成することに当たり、認知症の方の生活機能障害の程度やサービスの受給状況などの現状を把握することとしてお

ります。その中で、今後求められるさまざまなサービスや地域で支える人材などが明らかとなることから、必要な社会資源の整備については、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、認知症初期集中支援チームの取組につきましては、本市においては本年4月に市立医療センターに認知症センターが開設予定となっており、早期診断につながる支援チームの役割は、ますます求められるものと認識しております。しかしながら、支援チームの設置については、専門職等の人材確保や医療と介護の連携などの課題が多く、受皿となる地域包括支援センターの体制強化には一定期間を要することから、第6期事業計画の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、認知症ケアパスの進捗状況につきましては、国から認知症ケアパスの作成のための手引が示され、その活用のための説明会が本年1月に開かれたところであり、今後、国からは先進事例などの情報提供も予定されており、それらを踏まえ本市の実態に合った医療介護サービスの情報が提供できるよう認知症ケアパスを作成していきたいと考えております。

次に、認知症カフェの取組につきましては、認知症の方と御家族などが交流する場として全国的に広まっていると認識しておりますが、認知症カフェを開設するための人材の確保や運営形態などの課題が考えられることから、第6期事業計画の中で検討していく必要があるものと考えております。

次に、保育費負担金の寡婦（夫）控除みなし適用について御質問がありました。

まず、小さな子供を育てている母子家庭の生活状況に関する認識についてですが、平成23年国民生活基礎調査によりますと、母子世帯の総所得は252万3,000円であり、児童のいる世帯の総所得は658万1,000円で、児童のいる世帯の38パーセントにとどまっていることから、所得の面などでの厳しさがあるものと認識しております。

次に、婚姻歴の有無により保育料の負担が異なることにつきましては、保育料の算定は、国の保育料徴収基準に基づき、税法上の取扱いにより行っておりますので、婚姻歴の有無によって寡婦控除の適用が異なることとなり、保育料に差が生じる場合があります。

次に、平成25年度で、未婚により寡婦控除が適用されていない10世帯に対して、寡婦控除のみなし適用を行った場合の保育料の新たな財政負担額につきましては、年間で118万4,400円となります。

次に、本市の保育費負担金額表におけるB1階層の母子世帯等の定義につきましては、母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で、現に児童を養育している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯などです。

また、保育料がゼロ円になっている理由につきましては、保育料は条例で国の徴収金基準額の範囲内において市長が定めることとしており、B1階層については、国の徴収金基準額と同額のゼロ円として定めたものであります。

次に、保育料に対する寡婦控除のみなし適用につきましては、保育料の算定は税法上の取扱いによることが基本と認識しておりますが、子供を預けて働く必要性が極めて高いひとり親家庭の円滑な保育所利用について調査・検討を行ってまいりたいと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） 再質問を2点ほどさせていただきたいと思っております。

初めに、クラウドファンディングの活用について、その取組を構築していただきたいということであり、私には、財政的な観点から質問をさせていただきました。

これは、手法として非常におもしろいなと思っています。今、質問等にもありましたけれども、行政

評価ですとか、事業によっては予算上、計上されなかったものの中には、こういう手法を使ってより推進できるものが出てくるのではないかなと思っておりまして、今、国の法改正等を見込んだ話合いも行われておりますけれども、それにつきましても、今からでもどういう事業に使えるのか、そういう政策的な観点で考えていただきたいと思いますので、御答弁をお願いします。

次に、寡婦控除の件であります。

前回質問をして、また第4回定例会では民主党の林下議員も質問されましたが、答弁的にはあまり変わりがなかったのかなと思っております。これは本当に税法上のことで、私も本当に質問の中でも言っておりますが、市長の話はもっともだなというふうに思います。

ただ、やはりこの保育費につきましては、保育料の減免ということで、市長判断ができると思っておりまして、たぶんこの本会議場にいる方のほとんどが、これは不公平な制度だということは認識していると思うのです。

(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

ですから、やはりこれは何とか市長の御判断で、子育て支援策として、ぜひ推進をしていただきたいと思っております。これについて、もう一度、御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 千葉議員の再質問にお答えします。

一つは、クラウドファンディングによる資金調達ということでもありますけれども、実は先日NHKで特別番組をやっておりました。全国的には長崎県平戸市、北海道では上士幌町、それから今、議員がおっしゃっていた夕張市などがやっております、特産品の送付をする以前とその後ではかなり寄附額が違って来たという報告がありました。私は、しっかりあの番組を見ていたのですが、そもそも小樽のふるさと納税に関する寄附条例については先ほど答弁したとおりでありますけれども、答弁の中でも今後検討していきたいとお話を申し上げましたが、今、何といても財政が厳しい我が市でございますので、いろいろな形で皆さんに御支援賜りたいと、このように思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと思っております。

それから、寡婦控除については、副市長から答弁をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 第3回定例会のときに私が検討すると答えたものですから、答弁させていただきますが、言われるとおり当該父親の子であるかないかということが全然関係なく、婚姻の有無によって控除を受けられるかどうかということは、税法上いかがなものかと。戦後の時代背景では、ある程度、成り立ってはいたのですが、現代社会においては実態に合っていないという、そういう意味では千葉議員のおっしゃることはよく理解できるし、ここの議場にいる方もみんな理解していると思うのです。

そうかといって、全国一律各市町村が税法の基準で利用料金を定めているという、そのような中で法律を飛び越えて改正するわけにも、なかなかいかないというのがありますし、こういった制度の対象者と非対象者との線引きというものが大変重要だと、線引きを税法の基準に置いているわけですから、これ以上の理屈づけというのは、なかなか見いだせないというのは十分おわかりのことと思います。

千葉議員からみなし控除の適用という御提案もありましたけれども、それも一つの方法でありますし、私どもも以前、御提案を受けてから全く議論していないわけではありませんが、いろいろ議論したわけ

でございます。

ただ単にみなすという方法を採用したというところでは、この税法を基に料金を設定している制度はほかにもあります。例えば、就園奨励費、放課後児童クラブ、それから公営住宅の家賃といった制度にも波及するのではないかなんと思っているところでもありますし、そういう懸念もあります。

もう一つ問題として、現代社会における私どもの想定をはるかに超えるという事態が出てくる、つまり、夫婦別姓ですとか、書類上の婚姻という行為があればまだいいのですが、あえて父親が不明な生活をみずから選択するような方々、先日テレビで取り上げられていましたが精子提供を受けて子供を産み育てる人があるという、そのような取扱いも同レベルで考えるというのちょっといかがなものか、問題が出てくるのではないかと。このように対象者の範囲や同じ税法を踏まえている他の制度との整合性をどうやって図っていくかということが、十分制度として施行できない一つのものであります。

今後、今申し上げたような隘路を排除しながら検討していきたいと考えております。ただ検討と言っても、方向性としては、ただ今、市長が申し上げたように保育料を国の徴収基準に基づいた範囲内で市長が条例で定めるということもできるわけですから、今の税法を使用しないで規定できる方法がないのかとか、あるいは働くひとり親、子育て支援という観点から助成制度として確立できないのかなど、こういった制度についていろいろ今後検討を重ねていって、ベストな方法を探っていければと思います。第3回定例会から全く検討していないわけではありませんで、御理解願いたいと思います。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) 大変難しい御答弁をありがとうございました。

検討していただけるというふうには受け止めておりますが、ただ先ほど保育料のB1世帯の母子等ということで御答弁をお願いしたのですけれども、これは寡婦であるかないか、婚姻歴があるかないかと全く関係なく配慮された保育料の考え方なのです。そこに入る前に所得税法上の寡婦控除が当てはまるかないかで、その入り口をもふさがれるというのは、やはり制度上問題があるなと思っていますので、ぜひ早急な検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 御指摘の点を十分踏まえまして検討してまいりたいと思いますので、ぜひ御理解願いたいと思います。

○議長(横田久俊) 千葉議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時30分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇) (拍手)

○14番(上野智真議員) 一般質問を行います。

観光についてお尋ねいたします。

近年、国において、観光庁を中心にインバウンド、すなわち外国人旅行者の取り込みに力を注いでお

り、2013年には訪日外国人旅行客数が1,000万人を超えるなど、海外からの旅行者は増加傾向にあります。

中でも、アジアの方々の伸びが注目されています。小樽市においても、近年のクルーズ客船寄港数の増加や、昨年、外国人旅行客の宿泊が過去最高になるなど、インバウンドは小樽観光の方向性の一つとして取り組んでいかなければならない課題と言えます。

小樽市においては、香港、韓国、中国に加え、最近では、アベノミクスによる円安効果や北海道への直行便就航により、タイの方々も増えており、市は、先月、タイでPRを行いました。その内容についてお聞かせください。

また、今後、インバウンドについてどのような考えをお持ちか、お聞かせください。

クルーズ客船についてお尋ねいたします。

小樽港へのクルーズ客船の寄港は増加傾向にあり、本年は、サン・プリンセスが小樽発着のクルーズを行うなど、明るい話題が多く喜ばしいことだと思っています。このことは、市長の行動力や職員の努力によるものであり、敬意を表するものです。

今、波に乗っているクルーズですが、このクルーズ客船に関しては、道内も含め、国内の港湾を持つ各都市で誘致合戦が行われており、小樽港へのクルーズ客船寄港を固定化・ブランド化していくために、さらなる努力が必要と考えます。

そこでまず、入港・出港のおもてなしについては、潮太鼓演奏やボランティアによるお迎え、お見送りなどのほか、どのようなものが行われているのか。旅行客にとっては入港・出港セレモニーはこのまちへの印象を大きく左右するものであることから、今後もさらなるおもてなしへの取組は欠かせないと思いますが、本年を含めどのような取組をしていくのか、お聞かせください。

乗船客は、入港後、旅行会社によるオプションツアーを利用される方が多いと聞いていますが、その点を考えるとオプションツアー会社への小樽の売り込みは必須と考えますが、どのような取組がなされているのかお聞かせください。

また、オプションツアーに参加しない乗船客に市内散策を促すため、勝納ふ頭寄港時の乗船客への市内への取り込みについて、小型バスの運行や運河で行われている人力車の割引など、民間業者と連携した取組もあっていいと思いますが、御見解をお聞かせください。

小樽市では、観光協会に委託して、現在、小樽クーポンを発行していますが、このクーポンの目的と実績はどのようになっているのかお聞かせください。

また、今後のクーポンの有効活用についてどのようにお考えかお聞かせください。

ふるさと納税についてお尋ねいたします。

平成20年4月30日に交付された地方税法等の一部を改正する法律により、地方自治体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税の制度が始まってから、本市においては、主に小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例により全国から多くの寄附がありました。その金額は、平成20年度の約3,308万1,000円を最高に、25年度においては約1,186万9,000円で、前年度よりは幾分増額となっておりますが、6年で約3分の1となっており、減少傾向にあると言えます。

全国的に見ると、市町村においては、このふるさと納税のお礼にさまざまなメリットをつけて寄附額を増やしているところもあるようです。財政が厳しい中、このような寄附はぜひ増やすべきであり、増やしていくことによって市のPRにもつながります。

まず、この寄附金が減少している要因はどこにあるのか、お聞かせください。

資料によると、寄附額、寄附件数、ともに道外の方が圧倒的に多いことから、重点を置くべきは道外の方であり、寄附によるメリットも、現在の博物館などのフリーパスだけでは他都市に比べると見劣り

していると言わざるを得ません。

そこで、今、商工会議所を中心に知産志食をスローガンに新商品の開発やPRを行っており、また市内には多くの特産商品を開発、販売する会社もあることから、このような流れに協調して市内業者から商品を提供していただき、寄附をされた方に寄附額に応じ、その商品をお送りすれば、業者にとってはPR経費の削減につながる可能性もありますし、もともと小樽市を応援してくださる方に小樽の商品を送ることで、さらなる市や特産物のPR拡大にもなり、市としては多大な経費負担をかけず寄附者を増やしていけるのではないのでしょうか。

財源が限られている当市では、今後さらに新たな試みを模索していかなければならないと考えますが、市の見解をお聞かせください。

行政評価についてお尋ねいたします。

平成24年度、25年度と2回にわたり、行政評価が試行されました。24年度に比べ25年度は、評価対象を18事業に絞り評価を行い、よりわかりやすく評価結果を公表したことは、市長をはじめ職員の方々の努力によるものと敬意を表するものであります。

ただ、課題としては、評価対象事業数の割合が全事業数に対しまだまだ少なく、また評価方法に関しても内部職員による評価であり、外部からの意見が反映されていないこと、評価結果全てが反映されていないことなどがあります。

本年4月から自治基本条例が施行されますが、自治基本条例の第22条に「市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます」「市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます」と書かれていることを踏まえ、過去2回の試行に鑑み、本格的な評価制度を26年度から行うのか、また、制度確立へ向けてどのような取組をしていくのか、作業工程も含めお聞かせください。

奥沢水源地についてお尋ねいたします。

奥沢水源地は、奥沢ダムの堤体に陥没箇所が発見され、ダム自体を切り崩し、水源地の役割を終えてから2年半がたちます。

水源地跡の活用については、平成24年から、水道局の声がけによる奥沢水源地保存・活用検討委員会が検討し、基本構想が提出され、また昨年は、一般社団法人小樽青年会議所によって水源地ライトアップなど、さまざまな取組が行われるとともに、多くの市民からの意見を集約し、奥沢水源地の活用に関する提言書も出されています。

先日示された第6次小樽市総合計画後期実施計画では、奥沢水源地については、保存・活用に向けた調査研究をしていくと書かれていますが、どのような調査研究をしていくのかお聞かせください。

本年は、小樽水道創設100周年の節目の年であります。昨年、民間団体による取組で、市民をはじめとする多くの方に改めて奥沢水源地の魅力を知る機会が設けられ、大きな評価があったことを踏まえ、この節目の年にどのようなことをお考えかお聞かせください。

札幌入国管理局小樽港出張所についてお尋ねいたします。

昨年11月に、札幌入国管理局からの小樽港出張所の廃止の申入れに対し、小樽市長、小樽市議会議長、小樽商工会議所会頭、小樽港湾振興会会長、北海道港運協会小樽支部長の連名で存続の要望をしたところ、我が党の中村代議士からの強い要請もあり、本年1月7日に札幌入国管理局小樽分室として存続するとの回答があったと聞いています。

ただ、その際に、小樽分室の執務体制については、今後、検討するとのことでしたが、その後の体制について、市として、いつごろ、どのような要望がなされたのか、それに対し法務省としてどのような

回答がなされているのかお聞かせください。

道議会でも、入国管理局のあり方が議論となっていますが、市は、この分室の体制について、北海道とどのような連携をしているのかお聞かせください。

近年、小樽市においては、クルーズ客船の寄港数も増加し、入国管理業務は必要であり、また入国管理局の統計によると、小樽港出張所の業務量は、現在、分室となっている苫小牧と同等で、根室分室より業務件数が多いことを考えると、体制については最低限、根室、苫小牧両分室と同程度であるべきと考えます。

今後、法務省とどのような協議をしていくのか、そして、いつごろ分室の体制が決まるのか、スケジュールをお聞かせください。

閉院後の小樽市立脳・循環器・こころの医療センター及び周辺への影響についてお尋ねいたします。

本年12月1日に新市立病院が開院することに伴い、小樽市立脳・循環器・こころの医療センターが閉鎖となります。閉鎖される医療センターは、昭和49年に建設された建物で、その後、増改築がなされているとはいえ、かなり老朽化した建築物で、市内の運用がなされていない公共建築物ではかなり大規模なものであり、また地震などへの耐震化もなされていないことから、閉院後、どのような管理がなされていくのかが大きな問題であります。以前から何度か質問をさせていただいておりますが、改めて閉院後の建物の管理について、具体的にお聞かせください。

また、医療センターの道路の塩谷街道と接する交差点には町会館があり、町会の方々をはじめ多くの方が会館を利用しております。現在は、医療センターから交差点までロードヒーティングがなされて冬季の道路の安全が確保されていますが、この交差点は大変滑りやすく、また交通量も多いことから、閉院後、このロードヒーティングがなされないと、事故が多発することが懸念されます。

また、医療センターの裏側の道路は、現在、医療センターへの通勤路として、降雪の状況に応じて除雪がなされていますが、この道路は近隣住民の生活道路でもあるので、閉院後の管理が懸念されます。以上を踏まえ、今後の冬季におけるこれらの道路管理をどのようにしていくのか、具体的にお聞かせください。

東京オリンピックに向けた誘致活動についてお尋ねいたします。

昨年、東京オリンピックが2020年に開催されることが決定し、日本中が喜びに沸きました。東京オリンピックでは、サッカーが札幌ドームで開催される予定であることから、道内市町村でキャンプ地としての誘致の動きがあるようです。

小樽市においては、望洋台にすばらしいサッカー場があり、近年、Jリーグのキャンプも行われました。札幌市に隣接した立地のよさとプロリーグでも使用されるグラウンドを有する小樽市としては、先ほど述べたインバウンドも見通した観光施策の一環としても、ぜひ率先してキャンプの誘致をすべきと考えますが、キャンプ誘致への小樽市の考えと今後の取組についてお聞かせください。

最後に、子供たちの体力向上についてお尋ねいたします。

文部科学省から、平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が公表されております。その結果によると、小学生の実技に関する調査結果においては、体力の合計点の全国平均が、男子では53.87、女子では54.70であるのに対し、北海道は、男子が51.99、女子が52.22で、ともに全国最下位という結果になっています。また、中学生においても、男女とも全国平均を下回っており、小樽市においては、小学校女子が北海道平均を0.54ポイント上回った以外は全て北海道の平均を下回ったことから、小樽市の子供の体力は全国でもかなり低いと言わざるを得ません。

この要因については、全般的に運動量が他都府県より少なく、生活習慣などの乱れなどから肥満傾向

児の割合が全国平均よりかなり高く、また、調査対象学年以外で体力テストを行っている割合が少ないなど、子供の生活習慣による要因と学校側の取組不足による要因があることが調査結果から見えてきます。

私の経験もあるのですが、体力の低下は、子供の健全な成長や集中力、持久力に大きく影響してくることから、北海道の学力水準の低さの要因の一つとも考えられます。

まず、この調査結果について、教育委員会としてどのような感想をお持ちか、お聞かせください。

この問題に対し、道教委は、本年1月14日に関係団体と緊急対策会議を開き、その後、道内14管内での意見交換会を行っているとのことですが、その内容についてお聞かせください。

また、今後、市教委としてどのように取り組んでいくのか、先日の新聞報道もありましたが、その内容も含め、より具体的にお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光について御質問がありました。

まず、インバウンドについてですが、先月実施したタイでの観光PRにつきましても、本市を含む北後志6市町村で構成する小樽・北後志広域インバウンド推進協議会が、2月20日から23日までバンコクで開催された国際旅行博タイ・インターナショナル・トラベルフェア2014に出展し、来場者や旅行会社に対し観光PRを行ったほか、バンコク市内の旅行会社や北洋銀行バンコク駐在員事務所などの関係機関を訪問し、小樽・北後志への送客について協力をお願いしてきたところであります。

次に、今後のインバウンドの考え方につきましては、これまで実績のある香港や台湾など、東アジアの国々等に対しましては、リピーター確保のため、新しい情報などを引き続き提供してまいります。一方、タイをはじめ、今後、新たに新千歳空港と直行便で結ばれる東南アジア諸国に対しましては、集中的な観光プロモーションの展開や現地の旅行会社との関係の構築が必要であり、今後ともそれらの国々に対して直接、小樽をPRする機会を創出してまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船についてですが、まず入港・出港時のおもてなしにつきましては、これまでも潮太鼓保存会の打演や小樽クルーズ客船歓迎クラブによる出迎え、見送りのほか、小樽港クルーズ推進協議会をはじめとする関係者による歓迎セレモニー、臨時開設した観光案内所や物産販売所での観光ボランティア団体による観光情報の提供、観光協会などによる小樽商品の販売などを行ってきたところであります。昨年、出港時に初めて地元グループによるYOSAKOIソーランの演舞を行いました。本年は、これらに加え、アマチュアバンドや吹奏楽の演奏などを検討するほか、埠頭において、クルーズ客船の乗船客と市民との交流の場を創出してまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船の乗客向けのオプションツアーへの取組につきましては、昨年8月に東京都で開催した小樽港クルーズセミナーに参加した在京の旅行会社31社に対して、市内の旅行会社が作成した小樽・北後志のオプションツアー34コースを提案したほか、合わせて首都圏の旅行会社50社を訪問し、ツアーコースの売り込みを行いました。新年度については、首都圏の旅行会社に加え、新たに関西圏の旅行会社に対しても、小樽港クルーズ推進協議会と連携してツアーコースの売り込みを図ってまいりたいと考えております。

次に、勝納ふ頭から乗船客の市内への誘導につきましては、小樽港クルーズ推進協議会において、大型客船の寄港時に乗船客に対するふ頭からのアクセス手段の聞き取りを行い、また構成員であるJR北海道や北海道中央バス、小樽ハイヤー協会などの交通関係事業者も、乗船客の動向や交通手段の利用状況の把握を行ってまいりました。これらを受けて、本年、小樽ハイヤー協会では、タクシー乗り場のわかりやすい看板の設置や観光タクシーのPRなどをみずから行う予定であり、バス事業者につきましても、路線バスの効果的な利用策を検討しているとのことであります。いずれにいたしましても、料金の割引が可能かどうかも含めて、交通関係事業者などとも相談しながら、今後とも乗船客の市内周辺観光地への円滑な誘導に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽クーポンの目的についてですが、このクーポンは、小樽への誘客と本市を訪れた観光客の消費を促すものであり、札幌市内で開催される観光物産展の来場者をはじめ、クルーズ客船の乗船客や市内で開催される大会等への参加者に対し配布しているところであります。

また、平成25年度の実績につきましては、4月から10月までの有効期限内に市内店舗で757件の利用がありました。

今後のクーポンの有効活用につきましては、クルーズ客船の乗船客のために勝納ふ頭と市内中心部とが一体となったマップをつけるほか、デザインを一新し、持ち運びやすいサイズにするなど、有効活用が図られるよう改善してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税について御質問がありました。

まず、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例による寄附金が減少している要因につきましては、条例制定をきっかけに当初3年間に集中して寄せられた高額な寄附件数が、4年目を以降は減少したことが要因であると考えております。

次に、特産品の送付によってふるさと納税による寄附を増やす方策の御提案につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例は、小樽ファンという名称を条例名に入れることで純粋に全国の小樽ファンからの寄附を期待したものでありますので、これまでは特産品等の商品で寄附を募ることは条例の趣旨になじまないものと考え、実施しておりませんでした。しかしながら、最近では、全国的に御指摘のような事例が増えているのも承知しておりますので、今後、他都市の事例を参考に、市内業者との連携などについて研究してまいりたいと考えております。

次に、行政評価について御質問がありました。

まず、評価制度の本格的な実施につきましては、事業評価を業務の改善に向けた点検作業として位置づけ、平成26年度以降、本格的に実施してまいりたいと考えております。

また、制度確立に向けての取組につきましては、現在、平成26年度の実施に向け、これまでの試行結果や全庁的な作業量を考慮し、一般管理経費や人件費等の義務的経費などを除く全事業を複数年に分けて評価を行うことや、マニュアルや評価調書の見直しなどについて検討を行っているところです。

なお、外部評価の導入を含め、市民の意見を反映させる手法につきましては、その導入の時期については、現時点では具体的にお示しすることはできませんが、自治基本条例の趣旨を踏まえた評価制度の確立に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、奥沢水源地について御質問がありました。

まず、奥沢水源地の保存・活用に向けた調査研究につきましては、奥沢水源地保存・活用基本構想の実現に向けて、財源を含めた事業手法、水源地内を流れる河川の機能や安全確保、旧水道施設の保全方法、市民との協働のあり方など、課題が多いことから、これらを整理するため、他都市の事例調査などを行いながら研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽水道創設100周年の取組につきましては、奥沢水源地をはじめとする水道施設について、創設時から現在までの歴史を伝えるため、パネル展の開催や記念誌の発行などを考えております。

奥沢水源地では、階段式溢流路を望む水管橋の一般公開の期間を2か月から6か月に延長するほか、昨年開催され、多くの参加者を集めた水源地ライトアップなど、民間団体によるイベント企画と協働で取り組むことも考えております。

次に、札幌入国管理局小樽港出張所について御質問がありました。

まず、小樽分室移行後の執務体制等につきましては、本年2月5日、私の名前で札幌入国管理局長に対して要望書を提出したところであり、この中で本市としては、現在の出張所の執務時間と同程度の開室や需要に十分対応し得る数の職員派遣等を要請したところであります。その際、札幌入国管理局からは、今後、具体的な執務体制等について検討するとのことをお話を受けたところであります。

また、北海道との連携につきましては、本市から逐次、情報提供を行う中で、北海道からは、今回の小樽港出張所の見直しについて、円滑な出入国の手続に支障が生じることがないように、国に適切な対応を求めていると聞いております。

なお、現時点で、札幌入国管理局からは、分室の執務体制の決定時期は示されておきませんが、市といたしましては、引き続き港湾関係団体等の地元関係者や北海道と連携を図りながら、現在の業務水準が確保できる執務体制となるよう、国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、新市立病院開院後の小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの管理及び周辺への影響について御質問がありましたが、私がお答えしたものの以外は、後ほど病院局長からお答えをいたします。

まず、今後の冬季における医療センター周辺の道路管理についてですが、ロードヒーティングにつきましては、現在、塩谷街道から医療センターまで設置しておりますが、そのうち、交通量が多い塩谷街道と接する交差点部でのヒーティングは今後も稼働を継続し、安全確保に努めてまいりたいと考えております。また、医療センター裏側の道路につきましては、降雪の状況に応じた除雪作業を行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 上野議員の開院後の医療センターについての御質問にお答えいたします。

閉院後の建物の管理についてお尋ねがありました。

当面は、開口部をふさぎ、仮囲いを設置するなど、関係者以外が建物内、敷地内に侵入することのないよう対策を講じます。

また、医療センターは、非常に大きな施設でありますので、跡利用や管理につきましては、市長部局とも協議してまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 上野議員の質問にお答えいたします。

初めに、東京オリンピック、サッカーキャンプの誘致について御質問がありました。

2020年のオリンピック開催地が東京に決まり、サッカー競技開催会場の候補地として新国立競技場、宮城スタジアム、札幌ドームなど、複数の会場で開催されるのではないかと報道されているところであります。

本市の望洋サッカー・ラグビー場は、交通の利便性や環境に恵まれており、キャンプ地や練習場として活用が可能と考えておりますので、今後、オリンピック委員会、日本サッカー協会などに、誘致に必

要な条件などについて照会するなどの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供たちの体力向上について御質問がありました。

まず、小樽市における今年度の全国体力・運動能力調査結果の感想につきましては、本道の児童・生徒は、体位の向上が見られる一方で、体力は低下している傾向にあることは以前より承知しておりましたが、このたびの調査で本市の児童・生徒の状況を目の当たりにして、事の深刻さを改めて痛感したところであります。

本市においては、これまで学力の向上を重点課題として各般の施策を取り組んでまいりましたが、今後は、学力に加え、体力の向上についても重点的な取組が必要であると考えております。

次に、意見交換の内容についてであります。この意見交換は、後志管内全市町村の教育委員会職員及び校長会の代表者を対象として行われ、道教委から、全学年での新体力テストの実施、数値目標を設定した体力の向上策、体育実技講習会の改善・充実などについて指導がありました。また、保護者などと連携し、子供の生活リズムを整える取組の必要性などについて説明がありました。その後の意見交換では、参加者から、体力テストなどの取組を行う上での授業時数の確保の難しさや研修会の内容の充実についての意見・要望などが出されたところであります。

次に、今後の市教委としての体力向上の取組についてであります。まず学校では、体力調査の実態を受けて、持久力や瞬発力など、課題を補う体育の授業改善を進めるとともに、遊びや体育的行事などを工夫し、学校全体で体力向上に向けた一校一実践の取組を行うよう指導してまいりたいと考えております。

また、家庭においても、休日などを活用した子供たちの遊びや体力づくりに取り組むことが大切でありますので、学校だよりなどを通して保護者への啓発を行ってまいります。

さらに、近年、中学校における運動部活動や小学校におけるスポーツ少年団への参加者が減少傾向にありますことから、その参加促進に努めるなど、児童・生徒の体力向上に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

○14番(上野智真議員) 詳しくは、予算特別委員会で議論させていただくことといたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長(横田久俊) 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 一般質問いたします。

まず、1点目は、これまでも提案してきましたポイ捨て禁止条例について質問いたします。

私は、これまで、小樽に住む、いわゆる次代を担う若者たちとともに清掃活動を続けてまいりました。中松市長から、小樽市都市景観賞をいただきました小樽運河クリーンプロジェクトをはじめ、若い仲間たちが行うさまざまな清掃活動にかかわってきました。

小樽市では、将来目標となる総合計画において、市民との協働による環境美化活動を進めるとして、北海道の空き缶等の散乱の防止に関する条例に基づいて、平成18年6月より、市民ボランティアによるポイ捨て防止！街をきれいにし隊を結成し、ごみ拾い活動を続けておられます。たかがごみ拾いではありますが、されどごみ拾い。私がかかわっている清掃活動の若者たちも、このごみ拾い活動から、まち

を見詰め、考え、行動するきっかけになっており、まさに協働のまちづくりが若者たちからも芽生えています。

小樽市の街をきれいにし隊にも参加させていただいています。その中で、次代を担う若者たちは、自分たちの住むまちを誇れるように、観光都市として恥じない美しいまちにしたいという思いから、市の理念としてポイ捨て禁止条例が必要だとの声を強く出すようになっていきます。

さらには、市の活動が功を奏し、学校単位でもごみ拾い活動をする輪が広がっています。2年前に西陵中学校で行われた市長と語る会でも、生徒から、ポイ捨て禁止条例の成立を求める声も寄せられました。

そこで、平成24年第3回定例会において提案いたしましたポイ捨て禁止条例の制定について質問いたします。

まず、市内のポイ捨ての状況を伺います。

以前の質問では、ポイ捨て防止！街をきれいにし隊の効果について質問し、実施回数、参加人数とともに、活動を通じた啓発効果、美化活動へのつながりについてお答えをいただきました。しかし、小樽の若者たちが積極的に清掃活動に取り組む中、ポイ捨てとのイタチごっこの状態が続いていると考えています。ポイ捨て禁止のために積極的に取り組む自治体では、まちのポイ捨ての現状を調査しています。小樽市においても、毎年度、清掃活動を実施しておられますので、調査をされているかと思しますので、伺います。

街をきれいにし隊で拾ったごみの数が多かったところはどこで、どのくらいの量で、拾ったごみの中で一番多かったものは何であったかお示してください。

そして、その結果、どのように分析し、現在の活動と結びつけているのか、お聞かせください。

私としては、花園周辺、臨港地区、人目の少ない山間地区に多く、まちなかのポイ捨てごみの中ではたばこの吸い殻が多い、人目の少ないところでは大型のごみや食べ終わった弁当箱が入ったコンビニ袋などが多いと認識しております。さらに、ごみの量は、毎年大差がないと実感しています。

根本的な原因は、捨てる側のモラルが問題であることは明らかではあります。市の粘り強い啓発活動とともに、市民ボランティアによる清掃活動の効果には限界があると考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

視察や研修などで伺ったポイ捨て禁止などの条例を制定する他都市の現状を見ても、その効果は見えています。清掃活動をしたり、環境美化活動をする市民の方々からも、その必要性を求められております。私は、理念条例として、ポイ捨てをしないという意識づけをするため、市の条例制定は必要だと思っております。

平成24年第3回定例会の一般質問で、条例の制定について質問した際、研究する旨の答弁をいただいておりますが、その研究の進捗、どのまちのどういった条例について研究し、小樽市において取り組めるものがあつたのか、お聞かせください。

また、再質問での生活環境部長の答弁で、条例の検討の経過について、「私どももやはり他都市の状況の把握というのは随時いろいろなアンケート等でやってきているところがございます」とのことでした。そのいろいろなアンケートの結果と検証結果も、あわせてお聞かせください。

以前の私の提案は、罰則適用のあるポイ捨て禁止条例でした。平成24年第4回定例会の一般質問でいただいた答弁では、市民だけではなく、観光客に対する周知方法や周知用看板の景観との調和、パトロール体制の経費などの理由から、前向きな答弁をいただけませんでした。

そこで、他都市の状況を勉強した中で、昨年秋に建設常任委員会で訪れた仙北市角館の伝統的建造物

群保存地区路上喫煙の禁止等に関する条例が小樽市にとって大変参考になると思われましたので、紹介します。

この角館の保存地区は、江戸時代初期の城下町のまち並みを残す国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、将来にわたって歴史的価値を維持し、市民や事業所をはじめ、この地区を訪れる全ての人々が協力して、路上などにおける喫煙が不慮の災害の起因となることのないよう、また、ごみや吸い殻などのポイ捨てによる環境の悪化を招かないようとして、平成19年に条例を制定しました。

この条例には、罰則はございません。意識の醸成を呼びかけるものです。罰則がなくても、この地区ではポイ捨て一つなく、美しい環境が保持されていました。

また、小樽市が危惧していた観光地としての周知看板も、この地区では、入口2か所に木製の簡易的な看板を一つずつ設置しているのみでした。担当者の方にお話を伺うと、景観に配慮したということでした。

また、喫煙スペースも設け、喫煙者にも配慮することで、路上喫煙をただ制限するだけではありません。

罰則があると、パトロール体制や経費がかかるといった懸念も排除され、罰則がなくとも意識と対策だけで十分に対応できるものと考えますが、いかがお考えでしょうか。

ポイ捨ての問題では、確かに一部の心ない方々のマナーやモラルといった観点での議論に終始しがちですが、私としては、まちの空間においても配慮しなければならないと感じ始めています。私の住む石山町では、町会の方々が雪のない時期に毎月、清掃活動をしておりますが、車の窓から投げ捨てられていると見受けられる空き缶や瓶、コンビニ袋に入った弁当などのポイ捨てごみが多くあります。あるポイ捨てごみの研究論文では、モラル以前の問題ではあると思いますが、ごみを正しく捨てる機会が少なくなったことも原因の一つと考えるべきとの考え方もあるようです。

もしも、まだポイ捨て禁止条例制定の研究に時間がかかるようならば、事業所や商店街など、市民の皆様のお力を得て喫煙スペースやごみ箱の設置をしていただくことはできないのでしょうか、御見解をお聞かせください。

2点目は、教育旅行誘致の取組について質問いたします。

観光閑散期に相当数まとまった宿泊数となる修学旅行、小樽市では教育旅行誘致について率先して取り組んでいますが、残念ながら減少傾向にあります。まず、教育旅行誘致に力を入れている背景をお聞かせください。

力を入れているものの、宿泊旅行客数は、平成21年度の301校から22年度の260校で41校の減、23年度241校で19校の減、24年度191校で50校減少しています。まず、この要因をお聞かせください。

市では、平成25年度中に新たなパンフレットを制作するための補助金を計上し、実行委員会でも営業活動など積極的に取り組んでいます。この3月にも中国・四国地方へ営業活動に行くとのことですが、その内容をお示しください。

教育旅行の体験学習プランについて、教育旅行の予算では、実行委員会で用意している体験学習プランの平均1,500円程度を捻出するのも難しいという学校があるようです。これまでの教育旅行で、この用意した学習プランが利用された件数は、直近で何校で何人だったか、お示しください。

また、営業活動に行くのは大事で必要だと思いますが、もっと情報を収集し、ニーズに合った学習プランなどを用意すべきだと思います。今ある学習プランは、とても内容が濃く、すばらしいものとは思いますが、教育旅行の予算が少ない学校ではいいものでも高いと判断され、逆に利用されず、自由散策になってしまうと考えます。教育旅行を誘致し、実際に小樽へ訪れる学校が増えたとしても、頭数が増え

るだけで、小樽市側が意図した学習プランや体験活動をしないで終わる可能性があります。それであるならば、低価格で簡単に利用できるプランを用意してはどうでしょうか。

また、教育旅行の多様化により、特に高校の道外からの誘致はなかなか難しいという声もあります。そうであるならば、札幌市又は札幌近郊の中学校の宿泊研修の誘致をさらに拡大してはどうでしょうか。

多額の旅費をかけて道外誘致するのではなく、少ない旅費で営業活動ができる札幌近郊への営業活動のほうがメリットが大きいのではないのでしょうか。しかも、札幌近郊の場合、道外からよりも旅費が安価で、宿泊地での体験学習などへ予算を捻出することが可能と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、国際交流について質問いたします。

先日、小樽南ロータリークラブが中心となって市内3ロータリークラブが主催した小樽市民国際交流会議に出席した中で、小樽市内での国際交流について、市内の高校生や留学生たちと直接意見交換する場がありましたので、2点、質問いたします。

小樽市では、総合計画の中で、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」を目指して、観光客との交流拡大、国内外との経済交流の推進、姉妹都市などとの都市間交流の推進、外国人との交流機会の拡大の四つの施策を実施し、外国人宿泊客数の増加やホストファミリー登録家庭数の増加を成果指標に定めています。この成果指標についてはあくまでも目標でありますし、この成果指標に向かっていくことが国際交流の拡大だとは思っておりませんが、小樽市における現在の事業が国際交流の拡大になるとも思えません。国際交流に興味のある小樽の高校生からは、興味はあるが、なかなか情報がなく、留学生たちと接点がとれないという声があります。小樽市における国際交流の取組では、在住外国人向けの日本文化体験会と日本語教室がありますが、なかなか小樽の子供たちが接点をとれないものとなっています。小樽市における国際交流はどのような方針であるのか、お聞かせください。

教育委員会では、小樽市の英語教育に力を入れ、新年度では、「小樽イングリッシュキャンプ」を実施します。すばらしい取組であると思います。さらに欲を言えば、年間を通して国際交流のできる取組があることが望まれますので、今後に期待をさせていただきます。

先日の国際交流会議では、日本人と留学生をつなぐ場や情報があまりにも少ないとの声が上がっていました。小樽市のホームページには、国際交流のページはあるものの、姉妹都市の取組しかございません。国際交流を推進するのであれば、さまざまな情報を集約し、発信していくことが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 安齋議員の御質問にお答えします。

初めに、ポイ捨て禁止条例制定について御質問がありました。

まず、ポイ捨て防止！街をきれいにし隊のごみの回収状況についてですが、これまでの傾向として、場所については、通行量の多い大通りよりも人目につかない小路に、より多くごみが散乱していると認識しております。回収量ですが、雪解け後に行う毎年第1回目の活動時においても、回収袋を含めて軽トラック1台程度ですので、特に計量は行っておりませんが、ごみの量としては、空き缶やペットボトル、菓子袋などの容器包装廃棄物が多い状況にあります。これらの結果の分析及び活動への反映ですが、街をきれいにし隊の活動は、ごみを拾うだけが目的ではなく、この活動を通じてボランティア活動の輪

を広げることも大きな目的でありますので、場所や量などの細かな分析はしておりませんが、今後も活動を継続していくことが重要であると考えております。

次に、市民ボランティアによる清掃活動の効果には限界があるのではということですが、劇的な効果は見込めないものの、今後も啓発活動や市民ボランティアによる地道な清掃活動を通じて市民に訴えていくことがモラルの向上につながるものと考えております。

次に、他都市におけるポイ捨て禁止条例の研究についてですが、道内では、旭川市において既存のポイ捨て禁止条例について、罰則を設けることも含め、より実効性のある運用方法などを検討するため、平成23年度に環境美化検討会議を設置し、議論された経過について情報収集しております。答申では、罰則規定については、費用対効果の観点からは先送りされましたが、周知や啓発の方法、対策の講じ方については、本市にも参考になるものがあつたと考えております。

次に、アンケートについてですが、本市が独自で行ったアンケートはありませんが、北海道や道内他市が行ったアンケート調査結果の入手も含め、随時、情報収集に努めているところです。

次に、罰則のない条例でも十分に対応可能ではないかとのことですが、本市では、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例においてポイ捨て行為を禁止しておりますので、このことについて市民や観光客への十分な周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、喫煙スペースやごみ箱の設置についてですが、喫煙スペースの設置は、吸い殻のポイ捨て防止の観点から有効と考えますが、受動喫煙に配慮した分煙設備の確保などの課題もあると認識しております。また、ごみ箱につきましては、特に観光客の出入りが多い堺町において、地元商店街が通行者用に冬季を除き設置しているごみ箱について、商店街側によるごみ箱の適切な管理を条件に市が収集している例がありますので、同様な条件を満たすものであれば、市としても協力について検討したいと考えております。

次に、教育旅行誘致の取組について御質問がありました。

まず、教育旅行に力を入れている背景につきましては、教育旅行で訪れたまちは、子供たちにとってよき思い出となり、将来のリピーターとなることが期待されることや学校が教育旅行の行き先を決めた場合にはおおむね3年間は続く傾向にあること、また宿泊予約が一般のツアーより早く、1年から2年前に予約されることなど、宿泊施設にメリットが大きいことなどがあります。このことから、本市におきましては、平成17年度に小樽教育旅行誘致促進実行委員会を立ち上げ、積極的に取り組んでいるところであります。

次に、教育旅行で本市に宿泊する学校数が減少している要因につきましては、少子化の進行による児童・生徒数の減少やそれに伴う学校数の減、航空機材の小型化、海外への教育旅行の増加などの影響が挙げられます。

次に、小樽教育旅行誘致促進実行委員会が中国・四国地方で行う誘致活動の内容につきましては、現在の予定では、新しく作成した教育旅行ガイドブックのほか、観光ガイドマップなどの関連資料を持参し、今月10日から12日までの3日間、広島県や香川県、愛媛県などの中国・四国地方の旅行会社36社を訪問し、体験学習プランの説明など、小樽市への教育旅行についてのPRを行うものと聞いております。

次に、本市における教育旅行の体験学習プランの利用件数につきましては、平成23年度は18校、1,122名、24年度は17校、898名となっております。

次に、低価格で簡単に利用できる体験学習プランにつきましては、今年度、新しく作成したガイドブックでは、1人500円から2,200円までの各種学習プランを用意しているところであり、今後もニーズに合った内容と料金設定に十分配慮しながら、体験学習プランの利用促進を図ってまいりたいと考えてお

ります。

次に、札幌市及びその近郊の中学校の宿泊研修の誘致につきましては、これらの地域には多くの中学校があることから、小樽教育旅行誘致促進実行委員会も宿泊研修の誘致は効果があると認識しておりますので、本市といたしましても、今後の教育旅行の戦略の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国際交流について御質問がありました。

まず、小樽市の国際交流の方針についてですが、異なる文化や生活習慣などに触れることで、青少年にとっての国際感覚や相互理解の醸成が図られるよう、三つの姉妹都市との間で小・中学生の相互派遣を行っております。経済交流の面からは、地域経済の活性化を図るため、市場をアジア圏を中心とした海外に求めている観光や物産のPRを官民一体で進めているところであります。また、国際交流推進の担い手を確保、育成する観点から、市内に数ある交流団体の活動を支援しているところであります。

次に、国際交流を推進するための情報発信につきましては、小樽市ホームページの国際交流のページにおいて、国際交流関連団体の情報や内閣府の青年国際交流事業のお知らせなども掲載しておりますが、今後は、外国人留学生の受入れを行っている小樽商科大学の国際交流センターとも協議しながら、市民と留学生の交流を図るための情報を発信してまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

○6番（安斎哲也議員） 終わります。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第14号、第17号ないし第26号、第28号ないし第34号及び第38号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、成田祐樹議員、小貫元議員、高橋克幸議員、鈴木喜明議員、上野智真議員、斎藤博行議員、北野義紀議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第27号、第35号ないし第37号及び第41号は総務常任委員会に、議案第42号は厚生常任委員会に、議案第39号及び第40号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月6日から3月18日まで13日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時32分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **横 田 久 俊**

議員 **吹 田 友三郎**

議員 **中 島 麗 子**

平成26年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成26年3月19日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之										
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義								
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉							
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一					
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	藤井	秀喜			
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	惠美子							
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子						
消	防	長	青山	光司	病	院	局	長	小	山	秀昭							
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中	田	克浩				
総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 高 野 瑠 璃 子
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、安斎哲也議員を御指名いたします。

日程第1「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、継続審査中の陳情第323号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

陳情第323号の取下げを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、取下げを許可することに決定いたしました。

日程第2「議案第1号ないし第14号及び第17号ないし第42号並びに報告第1号及び第2号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、本年4月から施行される自治基本条例の市民周知を図るため、市内3か所で市民説明会を開催したが、参加者は塩谷サービスセンターでの6人をはじめ、どの会場でも非常に少なかったと聞く。

今回の説明会は、いずれも平日の18時から開催されたが、説明会の目的が条例の市民周知であることを考えると、開催日時など、もう少し市民が参加しやすくなるための工夫が必要だったと思うが、市ではどのように考えているのか。

自治基本条例は、市民との協働でのまちづくりについて基本的な考え方やルールを定めたものであり、市民に理解してもらわなければ成立するものではない。市には、今後とも多くの市民に条例を理解してもらえよう、より一層の取組をしてほしいと思うがどうか。

総合計画の策定については、これまで地方自治法において基本構想を議会の議決を経て定めることが義務づけられていたが、平成23年の法改正によりその規定が廃止され、法的根拠がなくなった。そのため、市では、今後、その策定根拠を本年4月から施行される自治基本条例に置くとしているが、議決の根拠については、いまだに定めがないままである。次期総合計画の策定までに、本市における総合計画の目的と議会の議決を経ることを定めた「総合計画基本条例」の制定を検討してほしいと思うがどうか。

本市に寄せられている空き家の落雪に関する相談のうち、相続人がいないなどの理由で処理がなされていないものについては、市が注意喚起のためロープを張ったり、看板を設置したりするなどの対応を行っていると思う。空き家も個人の財産であることから、それ以上の対応は行っていないとのことだが、現状では、落雪事故が起きる可能性もあり、もう一歩踏み込んだ対応が必要であると思うが、市はどのように考えているのか。

また、市では、空き家条例の制定に取り組んでいるものの、現在、国においても空き家対策について法制化の動きがあるため、その動向を見ながら検討していくという。しかし、条例制定の話は昨年から出ており、市は増員を含めた体制強化を図るとしているのだから、また雪による問題が生じるおそれの

ある次の冬に向けて、条例化の動きを早めてほしいと思うがどうか。

市は、条例の制定に向け、まずは増員を含めた組織体制の整備が必要であると考えているとのことだが、空き家対策を有効に実施するためには、どの程度の人員が必要であると考えているのか。

また、市では、国の法制化の動向を見ていきたいとしているが、まずは本市の実情に合わせた空き家条例の内容について議論を進め、法が成立した際には、それまでの議論を踏まえて検討していくこともできると思うがどうか。

法人市民税について、市は、さきの定例会で今後の収入の確保は大変厳しいとの見方をしていたが、今定例会に提出された新年度予算では、一転して対前年度比1億1,760万円の増額を見込んでいる。税収が増えることは歓迎すべきことではあるが、これまでの見通しが一転したのはどのような理由によるものか。

一方、新年度の市税収入全体では、820万円ほどの増加にもかかわらず、地方交付税と臨時財政対策債で5億5,000万円もの減収となっている。地方自治体の一般財源の不足分を賄うのが地方交付税の役割であると考え、これほどまでに減額された根拠について、市ではどのように考えているのか。

本年2月1日から道内で労務単価が7.5パーセント引き上げられたことに伴い、市は、工事費の積算額に影響があるものと認識しているという。この上昇分の扱いについては、いろいろな考え方があると思われるが、絶対に必要な事業を予算の範囲内でおさめるよう処理した場合、本来やらなければならないものをやらないということが起こり得るため、市には、そのような事業であれば、何かしらの財源を見つけ、予算を補正してでも必ず実施するという気構えで事業に当たってほしいと思うがどうか。

労務費や資材費の高騰によるインフレスライド条項の対象工事と予算額について、市は、手宮小学校校舎新築工事の10億9,137万円をはじめ、水道局や病院局の発注工事での適用が見込まれるという。この中で、手宮小学校の分については、このたび策定した取扱要綱に基づいた受注業者への通知を行っているのかどうか。

また、受注業者から正式な請求があった場合、その後のスケジュールはどうなるのか。

国は、1月末に急遽この条項の取扱いを各自治体に求めておきながら、影響額への国庫補助はしないとの態度であるが、市は、国が相応の負担を行うよう意見を上げるべきと思うがどうか。

市は、平成25年度補正予算で地域の元気臨時資金基金を設置し、地域の元気臨時交付金を積み立てて、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るための事業の資金にするという。この積立金は、平成27年3月31日限りでその効力を失うという時限措置があるものの、地方単独の建設事業に充てるものであることから、確実に建設する前提であれば実施設計も対象になるという。市民から早期の建設が望まれている新・市民プールについて、市教育委員会は、本市の財政状況が厳しいことを理由に、建設場所やランニングコストなどを引き続き検討するとの答弁を繰り返すばかりだが、この積立金を利用することで実施設計を行うことが可能であるのだから、来年度中に新たな土地を検討し、プール建設を進めるという姿勢が必要ではないか。

3月4日、本市の小学校教員が大麻取締法違反の疑いで逮捕されたが、当該校の児童等への影響は大きいことから、市教育委員会には、マスコミ対応などで矢面に立つ校長の過大な負担について組織的にサポートすること、児童に対しては、当該校へのスクールカウンセラーの配置に加え、担任不在による学力への影響が出ないようにすること、学校全体が落ちつかなくなることを考慮して対応すること、また、保護者に対しては、今後の市教育委員会及び学校としての対応や方針を明らかにして、その不安を解消することに努めてほしいと思うがどうか。

市教育委員会は、これまで学力向上の先進地である秋田県のさまざまな取組を取り込んできているが、

講演会などに参加すると、特に生活面において本市との差異が見られる。今般、教育行政執行方針において初めて示された「徳」については、児童・生徒の生活習慣に取り組んでいく姿勢を示したと思うがどうか。

子供たちに、みずからの存在は先人の苦勞の下に成り立っており、今後、まちのために役立つ人材として何をしていくべきかを学ばせるため、まずは小樽の歴史から取り組む考えと聞くが、昨今、建国の歴史や自分が住むまちの歴史を知らない住民が増えている中、日本人としての誇りや徳を広げてもらいたいと思うがどうか。

小樽雪あかりの路の際に、中高生のボランティアが恥ずかしがって外国人に英語で話しかけられなかった光景を見たが、今後、小樽が国際観光都市となるためには、子供のころから英語を話すことが当たり前と思えるような環境を整備していく必要性を感じた。そのような中、新年度、実施が予定されている「小樽イングリッシュキャンプ」は、1泊2日で英語漬けの時間を過ごすという事業であり、本市の児童・生徒が英語に興味を持つよい機会になることから、国際観光都市に必要な人材を育成していくためにも、来年度以降も定例的に開催してほしいと思うがどうか。

また、このようなキャンプは、市町村単位では珍しい事業であるから、子育て世代に対して積極的に周知することで、小樽の教育が充実していることをPRするよいきっかけになると思うがどうか。

国は、本年4月からの消費税増税に伴う就学援助に係る方針として、要保護者については、国庫補助における予算単価の引上げを予定しており、準要保護者についても、市町村に対し単価の引上げに準じた適切な支給額の設定を求めていると聞く。

しかし、本市の新年度予算では、編成作業がほぼ終了した後にこうした方針が示されたため、引上げ前の予算単価に準拠して就学援助費が算定されていることから、支給に際しては、国が示す新しい予算単価で支給すべきと思うがどうか。

昨年12月20日、市は、本市では初めてとなる消防法第16条の6に基づく危険物の除去及び取扱いを制限する内容の措置命令を出したという。当該事業所内では、酢酸エチルなどを許可なく貯蔵し取り扱っていたため、作業に伴う可燃性蒸気が常に発生する状況にあったというが、従業員が中毒症状を起こすようなことはなかったのか。

工場で発生する爆発事故は、本年1月の三菱マテリアル四日市工場や、2012年4月の三井化学岩国大竹工場などの例からもわかるように、大惨事に至ることが明らかであるから、市には、今後とも、危険なケースについては、安全性の確保を念頭に置き、速やかに改善されるような指導をしてほしいと思うがどうか。

市内における消火栓と防火水槽の充足率は97.6パーセントであるというが、銭函2丁目、3丁目では少ない印象を受けるほか、水道管が通っていない地域には防火水槽が必要とされている。こういった地域をなくしていくためにも、早急に充足率を100パーセントにする必要があるが、今後、必要とされる消防水利27基の設置には、消火栓1基当たり195万円、防火水槽では1基当たり1,000万円以上の費用を要することから、一度に整備できないことは理解できる。しかし、市民の財産を守るために必要な設備であるから、優先順位の高い地域を見極めながら、しっかりと整備を進めてほしいと思うがどうか。

新年度に行われる企業立地トップセミナーフォローアップ事業では、これまで開催されたトップセミナーを受け、参加企業を訪問するとのことだが、本市での立地につながるよう、企業のニーズを掘り起こし、それに的確に応え、必要に応じて何度でも訪問するなど、市側から積極的にアプローチしてほしいと思うがどうか。

一方、市内には経営体力を失いつつある企業も出てきており、銭函地区では、3月末をめどに自主廃

業する企業もあると聞く。同社で働く市民からは、今後について不安の声があることから、市は、再就職先が見つかるよう柔軟に対応してほしいと思うがどうか。

また、市には、企業立地の推進とともに、こうした市内企業が倒産などに至らないよう、既存企業への支援策についても研究してほしいと思うがどうか。

市は、港湾計画で定めた計画を未着手のまま、維持・補修だとしてさまざまな事業を行ってきている。現状、老朽化対策を総合的に進めなければならず、新規事業は着手できないというが、一方では石狩湾新港での耐震強化岸壁の整備などの近代化に賛成してきている。耐震強化岸壁は、市長公約の安心・安全なまちづくりからすれば、最優先すべき施設ではないのか。

本港は古い港のため、老朽化に伴う改善や改良を行うことは当然のことであり、今後、予定される港湾計画の改訂後においても、金がないから先送りするなど、計画したことが行われないことになれば、港湾審議会に対する背信行為となるのではないのか。

また、港湾整備事業特別会計において、港町ふ頭11号上屋改修事業費が計上されているが、古い上屋からあいている新しい上屋に移せる貨物から移転させるなど、無駄にならない方法の検討は行わなかったのか。

市では、クルーズ客船の寄港に伴う経済効果について調査を行っているとのことだが、これまで日本人乗船客への聞き取りが中心であり、外国人乗船客にはあまり調査をしていないという。今後、大型クルーズ客船の寄港が増加することに伴い、外国人乗船客の増加も予想されることから、今後は外国人から情報を収集する方法を検討し、ニーズに応じたツアーなどの提案を行っていくべきと思うがどうか。

また、市は、地元の旅行代理店に依頼して、小樽ならではの着地型旅行商品を作成し、船会社等に提案していくというが、観光タクシーのドライバーも地元に着した観光情報を豊富に持っていることから、アンケートを実施するなど話を聞く機会を設け、その意見を観光プランに反映する方法についても検討してほしいと思うがどうか。

ロリータファッションの愛好家が集まり交流した昨年的小樽kawaiiティーパーティーについては、市が補助した約61万円に対し、広告換算すると1,663万円の効果があったと聞く。このイベントは国内のみならず海外にも広がる可能性が大きいと思うが、昨年の費用対効果も踏まえ、市は、今後の展開をどのように考えているのか。

また、愛好家がいつでも集える「kawaii横丁」のようなところがあれば、愛好家だけでなく、小樽のまち並みに溶け込んだロリータファッションを見るために訪れる観光客の増加も考えられることから、市としてkawaiiに関する事業をバックアップできる体制を整えてほしいと思うがどうか。

本市では、通年観光を目指し、閑散期である冬季における観光客の誘客に向け、さまざまな取組が行われている。中でも最大のイベントである小樽雪あかりの路は、多くのボランティアに支えられ、今年で16回目の開催となった。しかし、イベントは長年行うことでマンネリになりがちであるから、今後はより一層工夫して取り組んでほしいと思うがどうか。

また、おたる水族館の冬期営業など実を結んできた取組もあると聞く。冬季の観光は天候に左右されるなど課題も多いが、いつの時期に行っても小樽は楽しめる場所だと観光客に言ってもらえるよう取組を進めてほしいと思うがどうか。

食文化については、市内では当たり前と思われているものでも、例えばお餅屋さんの多さ、焼き肉後のたれをスープで飲むこと、中華料理店でのオムライスなど、市外の方から見れば独自と捉えられるものがある。本市は、運河などの歴史的景観やまち並みを残すことによって観光につなげてきた経過があるが、これら食文化を見直して付加価値をつけていくことで観光や産業振興につなげていけるものと思

うがどうか。

また、幾つかの小・中学校においては、これまで小樽の歴史を学ぶきっかけとして食文化の観点から学習してきたと聞かすが、若い世代に興味を持ってもらうため、御当地グルメを掘り起こすなど、食文化の勉強から消費につなげる方策についても考えてもらいたいがどうか。

新年度予算における重点施策として、観光物産プラザ屋根改修事業費が計上されている。同館はこれまでも修繕が行われてきたが、今回、実施しなければならない理由と従前の工事内容との違いは何か。

今後、入札が行われると思うが、予算額の7,400万円の算出根拠はどうなっているのか。

市は、非公表である北海道の営繕単価を使用しており明らかにできないというが、予定価格の設定においては、十分精査してもらいたいがどうか。

観光物産プラザで商品を販売してもらうには、指定管理者である観光協会の会員にならなければならないとの話を聞いた。プラザは市の所有であり、新年度予算には7,400万円の改修事業費が計上されるなど公共性の高い施設であるが、このような取扱いが実際に行われているのであれば、公共性が著しく損なわれているのではないか。

また、学生が3番庫で観光に関する講演会を開催した際、関連する観光ガイドブックを参加者に販売しようとしたところ、営利目的での使用となるため、会場利用料が高くなると言われたという。市は、営利目的の判断が難しいため、物販を伴う際には一律の扱いとしているというが、小樽観光に寄与するというプラザの設置目的に沿った講演会などについては、単純に営利目的とはしないよう、営利の定義を見直すべきと思うがどうか。

本年2月、北海道電力が電気料金の値上げを昨年9月に引き続き再度行うと表明したが、この値上げによる採算悪化を理由に、銭函にある道内大手の電炉メーカーが3月末に自主廃業するととの新聞報道があった。最も危惧されるのは、解雇される約70名の従業員の今後のことであるから、市には、関係機関と連携の上、従業員の再就職先の確保に向け尽力してほしいと思うがどうか。

また、この電気料金の再値上げは、市内経済はもちろん、現在、市が進めている企業誘致にも影響があると懸念されることから、北海道電力に対し、再値上げは慎重に検討するよう市として強く働きかけしてほしいと思うがどうか。

中松市長就任以来、商工費の当初予算の規模は、平成23年度、22億7,274万9,000円、24年度、25億560万円、25年度、27億8,641万3,000円、26年度、25億9,600万7,000円と推移している。こうした推移を見ると、市長は財政健全化のため収支均衡予算を組んでいる中で、特に経済対策に尽力していると評価するが、この4年間の対策については、どのようなことに力点を置いて行っているのか。

また、経済対策を進める上では、商工会議所との協力体制を築き、連携していくことが大切だが、その中で、新年度に向けて課題などはあるのか。

学校給食における地産地消を促進する取組として、農林水産省が実施する学校給食地場食材利用拡大モデル事業の公募が2月末に終了したという。市は、このモデル事業の補助要件である六次産業化・地産地消法に基づく地産地消促進計画の策定について、学校給食において地場産物の使用割合を30パーセント以上にするなどの目標設定が必要であるが、本市における農林漁業の従事者数が極端に少なく、条件的に難しいことから、策定は考えていないという。今後、モデル事業の成り行きを注視し、よいものがあれば検討したいというが、条件をクリアし、計画を策定する考えはないのか。

また、学校給食での地元食材の使用拡大を推進するに当たり、どのような課題があるのか。

北しりべし廃棄物処理広域連合では、ごみ搬入車両に過積載が多く見られたことから、受入基準等違反の処分基準を定めたが、これを受け市は、生活系可燃ごみの収集の委託業者に対し、文書による指導

をただけという。市は、過積載は年々減少傾向にあるというが、この5年間、過積載ゼロの月が一度もない実態を考えると、全市的にランダムに起きるのか、それとも地域や車両が特定されるのか、詳しく分析する必要があるのではないかと。

また、兵庫県西宮市では、計量器つきのごみ収集車を導入し、過積載の防止とともに地域ごとの数値を住民に示すことで、ごみの減量に役立っていると聞くことから、このような取組を参考に、誰が見てもはっきりと積載量がわかるような具体的な対策を講ずるべきと思うがどうか。

国民健康保険料は、それぞれの地域における実態から独自の保険料を決定することができる。本市は所得割、平等割、均等割により保険料を賦課しているが、全国では平等割を廃止している地域もあると聞く。本市も同様に平等割を廃止した場合、どのような影響があるのか。

また、国保会計における高額な料金体系には、国の補助が大幅に削減されてきたという背景があると考えることから、国庫負担の拡大を国に対し強く働きかけるべきと思うがどうか。

今年度の事業評価において、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業は、「通常の理美容利用者の利用料金よりも超過して必要となる経費相当額についてのみ補助するなど、受益者負担の観点も含め、事業の見直しを検討すること」として、要改善の二次評価を受けている。この二次評価に沿って同事業が見直されれば、自己負担額が増加し、寝たきりである利用者にとっては重い負担になると思うが、二次評価の過程ではどのような議論がなされたのか。

また、一次評価では、今後、在宅介護の増加が見込まれることなどを考慮し、現状維持と評価しているが、原課では二次評価の内容を受けて、同事業のあり方についてどのように検討していくつもりなのか。

認知症は早期発見の視点が重要であるが、認知症初期集中支援チームの設置における課題について、市は、本市の中部地区包括支援センターの体制強化を優先させなければならないこと、国の補助金の交付条件が厳しくなり、ルール負担分が発生することなどを挙げ、また、道内でモデル事業を実施する他市から、最大の課題は医師の確保と聞くなどしており、第6期介護保険事業計画の中でチームについて位置づけたいという。高齢化が進む本市においては、認知症の家族を抱えて苦勞されている方々が大勢いることから、できるだけ早期に支援チーム設置に取り組む必要があると思うがどうか。

ふれあいパス事業に係る利用者負担増について、市は、既に決まったかのような表現でホームページに掲載し、議会審議前との抗議を受けたため取り下げおきながら、広報おたる3月号にも掲載した。あくまでも予定とし、市議会に提案中と断っていると言うが、市民からすれば決定したものと受け取りかねず、議決前のこうした行為は議会軽視ではないかと。

また、ふれあい回数券の購入には、これまでのふれあいパスの提示と代金のほか、新たにふれあい回数券購入券が必要としているが、利用者は、これまでも窓口やバス車内での回数券の購入に苦勞されており、3点セットを70歳以上の高齢者に強いることが本当に必要なかどうか。

平成24年度の行政評価には、利用制限をすべきとのニュアンスのことが書かれているが、このことからすれば、回数券購入券の導入は、単なる調査にとどまらず、利用制限を狙ったものではないのか。

新年度、市は、ふれあいパスの利用状況調査を行う予定であると聞く。この調査では、個人を特定できるふれあい回数券購入券と引換えて回数券を販売し、購入券の集計、分析を行うとのことだが、この調査により、具体的にどのような利用実態が把握できると考えているのか。

また、調査に正確を期すには、購入時に購入券が必要なことは理解するが、回数券を降車時に購入するだけでも苦勞されている方を多く見かける中、さらに購入券の持参を要するとなれば、利用者にとって過度の負担を強いることになるから、購入券がない場合でも回数券が購入できるよう、高齢者に配慮した柔

軟な対応をしてほしいと思うがどうか。

将来的な人口推計については、国の機関がさまざまな予測を出しており、20年から30年後には出生数が極端に減少する状況にあるという。銭函保育所の新園舎建設工事は、現在見込まれる定員に合わせての建設となるが、今後の人口動態を考えると、将来的に万が一、保育所の役割を終えたとしても、ほかに転用できるような設計にする必要があると思うがどうか。

また、現在では送迎に車を利用する保護者がほとんどであるが、新園舎では駐車スペースの確保に配慮しているのか。

子宮頸がん予防ワクチン接種の法定化により、新年度予算では、各種予防接種費が増額計上されている。しかし、因果関係は示されていないものの、このワクチンによる健康被害が報告されている中、接種に当たり、保健所はこういったリスクが伴うことをどのように市民に説明していくのか。

一方、子供のインフルエンザについては、毎年猛威を振るい、学級閉鎖等も多く発生しているが、市は、法定ではないという理由から、予防接種の公的助成などの予算措置をせず、保護者が高額の接種料金を負担しているのが現状である。

リスクがあっても法定であれば接種を公費負担とし、市民ニーズが多くても法定でなければ助成しないという保健所の考え方は、国が責任を負う法定の施策だけに目を向けており、市民の健康を本当に考えているとは思えないことから、今後はしっかりと市民と向き合い、現状を踏まえた施策を検討すべきと思うがどうか。

喫煙は、本人だけでなく、たばこを吸わない周囲の人にも健康被害を与えるものであり、受動喫煙防止の取組が重要であるから、本市では、5月31日の世界禁煙デーに向けて、広報おたる5月号で禁煙宣言の特集を組むと聞く。市内の学校では敷地内禁煙が増えているというが、子供の健康を守るための対応は、市が責任を持つべきであるから、保健所と教育委員会が協力して、全学校において敷地内禁煙が実施されるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

また、現在、保健所では、受動喫煙防止条例の制定に向け、先進地の情報収集を行っているとのことであるから、条例が制定された際には、市として施策を進めるために必要な財政措置をしてほしいと思うがどうか。

市立病院の広報誌では、新市立病院で新たに導入する医療機器の紹介がされていたが、PET-CTやリニアックなどは、がんの早期発見や検査、治療にかなり有効な機器であると聞く。これまで後志圏にはこういった機器がなく、必要とする患者は札幌に行かなければならなかったが、今後は、これらの機器をしっかりと運用することで、新市立病院が小樽・後志の基幹病院となり、圏域内の患者が小樽で治療できるよう努めてほしいと思うがどうか。

また、PET-CTについては、後志のがん診療に寄与するためにも、他の病院からの委託検査などを積極的に受け入れていくべきと思うがどうか。

住宅マスタープランでは、まちなか居住の推進が目標として掲げられているが、中心市街地にある市営住宅の戸数は、市営住宅全体の約2.7パーセントにすぎず、少なく感じる。また、公共賃貸住宅長寿命化計画においても、今後の市営住宅の建替えについては、平成32年度から41年度までの期間に真栄改良住宅で予定されるのみであることから、まちなか居住の推進を図るため、同住宅の建替え前倒しや中心市街地での市営住宅新規建設など、計画の見直しを行うべきと思うがどうか。

一方、本市は銭函地域や石狩湾新港小樽市域での企業誘致を進めていることから、そこで働く人の定住を進めるためにも、北海道薬科大学の移転による空きアパートを借り上げていくことを、住宅施策として考えてほしいと思うがどうか。

街路灯設置費補助金については、毎年5月末の締切りまでに設置を希望する町会などからの申請を受け、交付先を決定しているという。しかし、新たな街路灯設置の必要が生じたのが秋口であれば、既に予算残がなく、補助を受けられないことから、申請の受付時期については、緊急性などに応じて、実情に合わせた対応を望むがどうか。

また、その町会の人は利用しないが、隣接する別の町会の人がよく利用する道路においては、街路灯をつけたくても、当該町会ではそもそも設置の意思がないといった例もあると聞く。利用者が多く夜間の危険性が指摘されている道路については、町会の意思にかかわらず、必要性に応じて街路灯を設置するなど、市には弾力的な運用を考えてほしいと思うがどうか。

新年度から本市で実施される地籍調査事業について、一筆地調査は多額の費用と長い期間を要することから、まずは投資費用に対して調査速度が速い、道路と民地の境界を画定する官民境界等先行調査を実施すると聞く。この調査により道路位置が確定することから、その結果については、市がこれまで蓄積してきた道路台帳とGISにも反映させるべきと思うがどうか。

また、新年度から事業が開始されることや調査内容、実施地域などの情報を早期に市のホームページに掲載し、市民に周知を図ってほしいと思うがどうか。

市内では冬季に柵が壊れている公園が散見される。公園が雪捨場に使用されていることが原因とも聞くが、そもそも除雪の問題であることから、公園緑地課所管の修繕費予算のほかに、雪対策課で修繕に協力できることはないのか。

また、野球場のフェンスの腐食が進み倒壊の危険がある公園も見受けられ、遊んでいる子供たちがけがをするおそれもあることから、限られた予算の中、優先順位はつけづらいとは思いますが、ふだんから点検、確認をしっかりと行い、緊急性を見極めた上で、必要な箇所の修繕に努めるなど、しかるべき対応をしてほしいと思うがどうか。

除排雪については、ここ数年、市民からの苦情、要望件数が急激に増えていると聞く。実際の除排雪現場に行ってみると、現場の作業員は大変頑張っており、他市町村と比べても、本市の除雪はよい状況にあると感じるが、苦情、要望件数が増えているのはどういう理由によるものか。

一方では、こういった要望に謙虚に答えていく努力も必要であるが、そのためには、空き地を利用した投入排雪によりダンプの輸送コストを削減し、限られた予算の有効活用を図るとともに、各ステーションに出動基準とは別に随時出動可能な機動力のある作業班を設置するなど、きめ細やかに対応できる体制を整えていくことが必要と思うがどうか。

住宅地で雪置場を確保するために、秋田市では、無償で空き地を提供してくれた所有者に、固定資産税を減免しているという。税の減免について財政部は、市全体のコンセンサスが必要であるため、建設部から具体的な相談があった時点で検討するというが、減免額と除雪費の削減額を比較し、トータルとしてコストの圧縮につながるのであれば、選択肢の一つとして考えることができるのではないかと。

また、生活道路の除排雪に貸出しダンプ制度を利用する場合、遊休地に雪を堆積することで、ダンプの貸出期間を短縮できるほか、積込みに係る重機費用などの住民負担も圧縮できるなど、市、住民双方にとってコスト削減につながると考える。固定資産税を減免するというインセンティブを与え、遊休地を雪置場として活用することは、地域住民と市の双方にとって有効であるから積極的に検討すべきと思うがどうか。

本年1月、花園小学校と菁園中学校前の歩道を雪堆積場としたため、3学期の始業式までに歩道の確保ができないという事態になったが、市は通学路の除雪を今年度の除雪計画における主な取組目標として掲げたにもかかわらず、今回なぜこのようなことになったのか。

結果的に歩道の確保は始業式に間に合わず、子供たちは、歩道が確保されるまでの間、危険なところを歩いていたことになる。子供たちの安全な通行を保障するためにも、市は、パトロールや委託業者への指示を適切に行い、今後は、始業式前に通学路を必ず確保してほしいと思うがどうか。

雪堆積場においては、雪山を切り崩す作業を見受けるが、現場では多くのトラックが行き交い、一般市民も出入りしていることから、事故発生が懸念される。市は、堆積場の安全管理をどのように行っているのか。

また、堆積場に向かうトラックがバイクと接触事故を起こし、警察が実況見分をしているところを見かけたが、こうした事故や除雪作業中の器物損壊などがあつた際、市への報告はなされているのか。

空き家については、全国的な問題となっており、国も対策を考えているが、他都市では行政代執行を含めた条例制定が進んでいる。本市は、ここ20年来、有数の観光都市としてブランド力や訴求力を高めてきており、海が見える高台にある空き家などは別荘としての利用を中心に需要が見込まれる。市は、空き家の情報を持っていることから、例えば公社をつくり、ファンドを組んで資金を集め、改修や改築を行い、ネットオークションで売るといった形のビジネスで空き家解消に先進的に取り組んでみてはどうか。

また、この取組は、中古物件を格安で売るという観点からすれば、所得の低い若い人たちに持家を持って住みついていただく助けともなる。ビジネス分野出身の市長にはぜひ検討してもらいたいと思うがどうか。

バリアフリー法の基本方針に基づくバリアフリー化の検討状況について、J R北海道は、小樽市内で基準に該当する3駅を含めた道内の駅を、平成32年度までに実施することを念頭に検討しているが、现阶段では具体的な内容は示すことができないとしている。道内では、近年、実施された駅がない状況で、平成32年度までに全て行うというJ R北海道の回答は非常に無責任だと思うが、市は、J R北海道と交渉を行う際に、バリアフリー化を進めてほしいという立場で臨んでいるのか。

本市の財政状況を考えると、J R北海道の対応を待っている、いざバリアフリー化を進めるとなったときに、すぐに実行に移せるのか疑問がある。このことから市が主導的に交渉などを進めていく必要があると思うがどうか。

現在1億2,000万人以上いる日本の人口は、2100年には4,771万人まで大きく減少する見込みであり、本市においても同様と思われる。現状のままでは、人口減少で郊外に広がる住宅地が歯抜け状態になり、地域の商店や病院、公共交通機関などの撤退に伴う買物難民の発生や公共サービスの低下により、さらなる人口減少を招きかねないことから、一定程度の購買力がある人口密集地域を計画的につくり、人口減少率を抑えていくことが必要と思うがどうか。

計画的に人口密集地域をつくるということは土地の用途変更が必要になることもある。用途変更の実施には利害関係が絡むこともあり難しい対応を迫られる場合もあると思うが、それを乗り越え、人口減に対応したまちづくりを計画的に進めてほしいと思うがどうか。

本市の水道料金の基本料金は、1か月につき10立方メートルまでを基本水量としているため、入院などで長期間にわたり使用しなかった場合でも支払わなければならない現状である。このことについての市民や議員からの質問に対し、基本料金には固定費が含まれているから市民がひとしく負担するものであるとの説明で一蹴する水道局の態度は、誠実さに欠けていると言わざるを得ない。条例で定められている基本水量と実態とを比較し、使っていない水の料金を支払うことに疑問が出るのは当然であるから、このように欠陥のある現行の料金体系は改善すべきではないか。

また、平成8年度に約20億円あつた累積欠損金が23年度に解消されたことについて、市は、人件費の削減や浄水場の見直しなどの企業努力によるものと言うが、過大に設定した水道料金を市民から徴収し、

返還に充ててきたことは明らかであるから、累積欠損金が解消された今、料金は引き下げるべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、小貫・新谷両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第14号、第17号、第22号及び第28号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第1号に対して、小貫議員ほか4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第1号平成26年度小樽市一般会計予算に対する修正案の提案説明を行います。

安倍政権によるアベノミクスの経済政策で、諸物価は上がり、平均灯油価格は3月に入っても100円を越し、プロパンガスも値上がりし、ガソリン価格も依然として高いなどで、市民の生活は厳しさを余儀なくされています。

また、ハローワークの情報による小樽管内の2013年12月と2012年12月の賃金比較では、2013年は、有効求人倍率は上がっているが、新規求人の賃金は2012年より下がっていること、小樽商工会議所との懇談の中でも、小樽市の雇用者の平均賃金は220万円程度だという発言など、景気の回復を実感できない状況にあります。

さらに、4月からの消費税増税、年金受給額の引下げ、前期高齢者の医療費窓口負担の増などの社会保障改悪で、総額10兆円もの国民負担増がかぶせられます。多くの市民が生活の不安を訴え、商売をしている方々からは、消費税が増税されたら商売をやめざるを得ないという声が聞かれます。消費税増税は、消費を冷え込ませ、景気を一層悪化させることとなります。

こうした国の地方いじめや国民いじめに対して、市長提案の予算案は、ふれあいパスの乗車料金の引上げ、水道料金・下水道使用料、市営住宅の駐車場使用料への消費税増税分の上乗せなど、国の悪政の防波堤にならずに、さらに市民負担を強いるものとなっています。学校給食費の値上げも、子育て世代への負担増です。

我が党の修正案は、石狩湾新港などの無駄な事業を削り、有価証券の売却、基金の活用、また、議員報酬、市長及び副市長の特別職並びに教育長の給与費を現行どおりに据え置くこと、消防署塩谷・長橋両出張所を統合しオタモイ出張所とした場合、塩谷の最も遠いところまで3分も着くのが遅くなることなどから、もっと検討が必要で、基本設計委託料のみ減額を行いました。これらの財源で、住民の福祉の向上という地方自治体の役割を果たすための最低限の修正を行うものです。

以下、提案内容を説明します。

臨時雇用者賃金は、2014年新卒の高校生の就職状況が前年度よりよくなっているとの市の説明から、新卒で未就職の高校生を小樽市の臨時職員として10人分を計上しました。

平和事業関係経費では、長崎屋での原爆パネル展や被爆地広島に子供2名と大人1名を派遣し、平和について学んでいただきます。

冬期特別支援事業費は、年金が下がる一方で、灯油価格が高く、悲鳴を上げている高齢者や障害を持つ低所得の市民に、ふれあい見舞金として3,000円、福祉灯油として5,000円を6,000世帯に支給します。これに要する費用は4,800万円、このうち1,000万円を社会福祉事業資金基金から充てます。

高齢者の生きがい対策のふれあいバス事業費は、1乗車100円のワンコイン負担にします。財源は過疎地域自立促進特別事業債を充て、市長提案の予算案にさらに2,000万円を上積みします。

国民健康保険料は5割軽減、2割軽減世帯が増えることから、国民健康保険加入世帯2万1,379世帯に、1世帯につき年間5,000円引き下げ、介護保険事業は、保険料の基準額となっている第4段階5,460円を5,000円にし、第4段階以下の保険料を同率で引き下げ、低所得者に助成、就学前児童の医療費全額助成で子育てを応援、消費税増税の影響を大きく受ける小事業所に限度額50万円、年度末一括返済で無利子のかけこみ緊急資金貸付金を創設し、事業経営を応援します。

地元経済活性化につながる住宅リフォーム助成事業費を5,120万円に引き上げ、希望する市民に補助金が当たるようにすることで、地元の請負業者に仕事が回ります。

署名が3万6,067筆も集まり、多くの市民から室内水泳プールの存続を求める声と、全国からもプール存続を求める声が寄せられたにもかかわらず、その声を潰してプールを廃止し、その補償金6億8,000万円を得たのに、その一部もプール建設に残さずに民間が行った駅前再々開発に流用した市の責任は重大で、市が責任を持って土地を探し、市民のためのプール建設をすることが、市が負う責任です。小樽市総合計画前期実施計画で唯一実施しなかったプールの基本設計、実施設計を行い、市民の負託に応えるものです。このうち、実施設計は、3億5,719万9,000円積み立てている地域の元気臨時資金基金を充てます。

少ない財源でもいろいろと工夫し、市民や中小業者応援のために役立てる予算修正案に他会派、無所属議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、ただいま新谷議員から提案説明されました議案第1号に対する修正案の可決、原案の否決、議案第2号ないし第14号、第17号、第22号及び第28号の否決を主張して討論を行います。

最初に、議案第1号小樽市一般会計予算及び修正案についてです。

本年4月からの消費税率の引上げが予定されています。そして、復興特別法人税は1年前倒しで廃止されます。ですが、住民税への上乗せは新年度から開始されます。

消費税増税について、政府は社会保障のためといいます。しかし、その一方で、防衛費は2年連続の増で2.8パーセント増額、大型公共事業も続けられています。

その一例が国直轄事業の石狩湾新港北防波堤工事です。今年度比3倍の予算が新年度、計上されています。港湾内の静穏度を確保するためといいながらも、この工事で静穏度を確保する岸壁はマイナス14メートルバースであり、王子エフテックス株式会社が専用状態で利用している岸壁です。しかも、現在の荷役作業に支障を来していません。小樽市財政も北海道の財政も大変なときに、このような工事は、せめて凍結すべきです。

また、近年、灯油価格が高い状態が続いています。冬の暖房が欠かせない小樽市で、灯油高により生活が圧迫されている低所得者に対して、市は福祉灯油の実施を拒んでいます。この対応はあまりにも冷たすぎます。

東日本大震災から3年が過ぎ、被災者のなりわいの復興が何より求められています。このような状況で、政府は、札幌延伸を含む整備新幹線建設に向けて足を踏み出し、並行在来線の経営分離が行われようとしています。今までまともな線路の管理をしてこなかったJR北海道ですが、在来線の経営に責任を持つべきであり、在来線の切捨ては許されません。札幌延伸は見直すべきです。

市は、新年度からふれあいパス事業を値上げし、消費税増税分を丸ごと市民にかぶせようとしています。ふれあいパス事業は、高齢者の社会参加を応援するために始まった事業です。その精神から逆行しています。ふれあいパス事業は、自己負担を100円ワンコインにして、制度の充実を図ることが市には求められています。

次に、議案第5号小樽市国民健康保険事業特別会計予算についてです。

ほかの健康保険と異なり、事業者負担がない国民健康保険は、国の責任が非常に大きいものであります。ところが、小樽市国民健康保険事業への国庫負担の割合を10年ごとに見ますと、1983年度は44億4,000万円で58パーセント、1993年度は53億9,000万円で36パーセント、2003年は49億5,000万円で28パーセント、2012年度は38億9,000万円で23パーセントです。この国庫負担の減少が、加入者の国保料の負担増につながっています。国に国庫負担の増額を求めるとともに、法定外繰入れで国保料の軽減を図ることが必要です。

次に、議案第6号小樽市住宅事業特別会計予算についてです。

市営住宅には入りたくても入ることができないのが現状です。小樽市は、需要があるにもかかわらず、市営住宅を減らしてきました。また、公共賃貸住宅長寿命化計画の中で決めた畳の表替えや階段室の塗装などの事業にも取り組まずにいます。さらに、特定目的住宅の申込みも指定管理者に丸投げしています。特定目的住宅に申し込む方の多くは、福祉事業の対応も必要な方です。単なる住宅の申込みだけではなく、総合的な対応をするためにも市が責任を持つことが必要です。

次に、議案第7号小樽市簡易水道事業特別会計予算、議案第17号小樽市一般会計補正予算、議案第22号小樽市簡易水道事業特別会計補正予算についてです。

今年度から、簡易水道事業では、地下水利用組合が加入することを前提に料金設定されました。しかし、現在の地下水と比べれば大きな負担になるため、簡易水道への切替えが行われていません。

もともと地下水の揚水計画は北海道の指導の下、行われてきました。北海道が赤字分に責任を持つことを求めます。

地下水利用組合の企業は、単価130円ならと提案しているわけですから、まずはその単価で料金をいただいて、不足分を北海道が負担するよう交渉を続けることが、小樽市の繰入金を減らしていくことにもつながります。

次に、議案第8号小樽市介護保険事業特別会計予算についてです。

市内の介護保険の認定者は、介護保険がスタートした2000年は4,209人、2014年は9,746人と推計されており、制度の必要性和重要性は高まっています。一方、保険料は、年間3万7,080円から6万5,520円と170パーセントに引き上がっています。国において訪問介護の生活援助の見直しが行われ、市内からも、利用者とコミュニケーションがとれないなどの意見が出されています。介護保険は、保険給付が増えれば、それだけ利用者負担にはね返ります。低所得者は利用料が払えないために介護保険料を払っても利用できない実態があります。国の負担割合を増やしていくことは当然ですが、低所得者への支援策を拡

大し、市民負担軽減を行うことを求めます。

次に、議案第10号小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

後期高齢者医療制度は、年齢で医療保険制度を区別する差別的医療制度であり、制度そのものを廃止すべきです。しかも、2年に1度の保険料改定で保険料は上がり続けており、日本共産党は保険料の値上げに反対してきました。2014年度と2015年度の保険料は平均で1,053円下がる見込みですが、今朝の新聞報道にもあるように、所得の低い人の保険料は上がることになっています。引上げになる9割軽減の小樽市内の対象者は6,132人、後期高齢者の27.5パーセント、8.5割軽減は3,408人、15.3パーセントです。合わせて43パーセントの方々の保険料が上がり、認めることができません。

次に、議案第11号小樽市病院事業会計予算についてです。

市立病院では、DPC制度を導入しており、入院の場合、日数が増えるほど報酬額が下がっていきますから、患者の回転を速くするほど収入増になる仕掛けです。必要な医療までカットすることも懸念されます。

病院給食の委託の問題です。給食を委託するとなれば、病院職員が献立をつくるのではなく、委託業者がつくることになり、医療の一環としての栄養提供が損なわれます。個別の患者について、改善点を直接指導すれば偽装請負とも受け取られかねません。患者のためによりよい食事を提供しようとすることができなくなるシステムが給食委託です。

次に、議案第2号小樽市港湾整備事業特別会計予算、議案第3号青果物卸売市場事業特別会計予算、議案第4号水産物卸売市場事業特別会計予算、議案第12号小樽市水道事業会計予算、議案第13号下水道事業会計予算についてです。

税の原則は、収入に応じて税を納め、生活必需品には税をかけない生計費非課税が原則です。その原則から言えば、低所得者も高所得者も同じ税率で課税され、低所得者の負担が重くなる消費税は悪税だと言わなければなりません。そして、その税金が引上げになるときに、水道料金や下水道使用料に代表される企業会計や特別会計における消費税転嫁をやめれば、市として政府が行う市民いじめから市民を守ることができます。そして、そのことが消費者である市民の購買能力を確保し、市内経済の冷え込みを押さえることにつながります。

次に、議案第28号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案です。

増税が行われる中で、市職員の給与復元は当然の話ですし、日本共産党は、一般職の給与削減の提案があったときに反対し、復元を求めてきました。

しかし、小樽市の財政状況は決して好転していませんので、市議会は報酬復元を見送りました。特別職の給与復元は取り下げたほうがいいです。

そもそも市財政を苦しくしてきた大きな要因は、地方交付税が削減されてきたことにあります。それなのに政権についた自民・公明両党は、地方の実態を見ずに、またもや地方交付税の削減を行っています。

しかも新年度は、地方交付税の精神をゆがめる制度が持ち込まれています。2013年度限りの地域の元気づくり事業費が500億円増額され、地域の元気創造事業費として一般行政経費に移されました。3,000億円分を行革努力で算定し、残る500億円を地域経済活性化分として成果を反映させるとしています。

しかし、地方では行革努力を成果に結実させることは容易ではありません。この見合いで歳出特別枠が削減されました。地方交付税制度は、全ての自治体に安定した運営を保障するための制度であり、時の政府の政策誘導は交付税制度の精神をゆがめるものです。制度を改めて、地方が真に必要とする事業費として計上すべきです。小樽市は、政府に対して、しっかりと意見を言い、地方財政の充実を求めて

いくことが必要です。

以上、各議員の賛同を呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

（6番 安齋哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安齋哲也議員） 一新小樽を代表し、第1回定例会議案第28号小樽市特別職に属する職員の給与と条例等の一部を改正する条例案の否決の討論を行います。

この改正案は、特別職等の給与について、現在の独自削減を、市長は30パーセントから15パーセント、副市長は18パーセントから9パーセント、教育長は13パーセントから6.5パーセントに、半分に縮小するものです。

新年度予算では、会派としても次世代に対する施策の強化を要望していた中、市の重点施策として、新たに「次代を担う子どもたちへの取組」を位置づけ、子育てや教育予算に目を向けて予算配分をしたことを評価しております。

しかし、市の財政は、累積赤字が解消されたとはいえ、財政調整基金の取崩しによつての予算編成の上、他会計、基金からの借入れもまだ残っており、市長がおっしゃるように財政再建の入り口にあります。この財政状況を鑑み、議員も報酬については、今任期中は現状の削減を維持することにしておりますので、どうか市長、副市長、教育長にも一緒におつき合いいただきたいと思っております。

今任期中の給与の独自削減の半減は見送り、改選後の判断に委ねることとし、議案第28号は否決とすることに、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よつて、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よつて、さように決しました。

次に、議案第28号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よつて、さように決しました。

（発言する者あり）

次に、議案第2号ないし第14号、第17号及び第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○27番(前田清貴議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、防災訓練支援事業として、各町会等での避難訓練の実施を支援すると聞きますが、これまでの実績と新年度に向けた問い合わせの状況はどうか。

東日本大震災から3年が過ぎ、時間の経過とともに防災意識の低下が心配されることから、随時、町会と連絡をとりながら、1件でも多く実施してもらいたいがどうか。

また、防災ラジオについては、現在、164台を配付済みとのことだが、配付手段はどのようにしたのか。

今年度、防災ラジオの配付を受けた方の中から、ラジオは不要との声を聞き残念に思っているが、一方、危機感を持って避難訓練に取り組んでいる沿岸部では必要性を感じた。新年度においては、必要としている人に対して、ほかの沿岸部の自治体の事例を参考に、ラジオの有償配付を行うほうが有効な防災対策となると思うがどうか。

また、災害時の情報収集に不安がある高齢者に対しては、住民要望のある野外スピーカーの設置では聞こえないおそれがあることや、メンテナンスを含めた費用を考慮すれば、ラジオの有償配付のほうが現実的と思うがどうか。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2035年の本市の推計人口は、5歳から9歳までと25歳から44歳までの年齢層において、推計封鎖人口と比べ2割ほど少ないことから、小学校入学前後の子供がいる世帯の転出が多いと推測できるが、市はこの原因を把握していないという。今後、子育て世代の人口流出に歯止めをかけるためには、こうした転出の原因を突きとめた上で対策をとる必要があることから、市として原因を掘り下げて調べてほしいと思うがどうか。

北海道新幹線の札幌延伸については、同時期に工事実施計画が認可された北陸新幹線や九州新幹線に比べ、建設工事が遅れているように思えるが、市はこれらの新幹線建設の進捗状況をどの程度把握しているのか。

また、札幌までの延伸工事については、現在、平成47年度末に完成予定とされているが、早期に開業できれば、本市にもより大きな経済効果が期待できることから、市は、早期開業に向けて財源が確保できるよう国に働きかけてほしいと思うがどうか。

市は、老朽化した施設の除却のため、公共施設等総合管理計画を策定の上、地方債の特例措置を利用し、財政負担の平準化や軽減を図りたい考えと聞く。今後、耐震診断の結果、市民会館や市本庁舎など、多くの施設において厳しい状況が見込まれるが、市としての意思決定はどこでどのようになされるのか。

また、財源がない中、優先順位をつけて取り組んでいかなければならない以上、市長判断を求めるに当たって、妥当な順番を検討しておかなければならないのではないかと。

市本庁舎をはじめ、市が管理する施設には、目的外使用許可を出し、おおむね102台の自動販売機が設

置され、使用料を得ているという。一方、他都市では、通信事業者と連携し、市の施設に無料公衆無線LANと災害時に非常食の乾パンを供給する機能を備えた自動販売機を設置している例があると聞く。自動販売機からの収益を受け取らず、電気料金などは事業者負担とのことだが、これはニーズの高い無料通信環境の整備と防災が結びついた一石二鳥にも三鳥にもなる取組であることから、本市においても取り入れるべく検討してもらいたいどうか。

学校給食費は4月から改定するというが、小麦価格の上昇により、パンの単価が上がる中、単価の低い米飯給食については、道内における委託炊飯実施校中、約9割が週3回以上の実施であるにもかかわらず、本市は週2回であり、少数の1割に入っている。また、私会計で行う学校給食費の繰越金は2,000万円を超えている。市教育委員会は、米飯給食を増やすことや繰越金を活用することによって給食費を圧縮する検討を行ったのかどうか。

さまざまな値上げが直撃する子育て世代への影響を考慮し、公会計化の上、一般会計からの繰入れを検討すべきと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月13日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第41号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第37号並びに陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号及び第325号ないし第739号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第37号は否決、議案第41号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号及び第325号ないし第739号は、可決を主張して討論を行います。

最初に、議案第37号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案については、消費税率の引上げを転嫁するものであり、否決を主張します。

次に、議案第41号小樽市非核港湾条例案についてです。

1982年6月に、小樽市は核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。当時は、米ソ対立の世界であり、核兵器の廃絶は究極的課題として、最終的にはなくしていくが、核を持ち続けるという核軍縮の問題として扱われてきました。このような社会情勢の中で、小樽市の宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり」と位置づけ、核廃絶の運動を後押ししてきました。

核廃絶を求める声に押されて、核保有国の究極的廃絶論が破綻し、核兵器廃絶の明確な約束をせざるを得なくなり、段階的アプローチへと態度を変え、核兵器保有に固執しています。このことは、国際世論に背くものだと批判が強まっています。このように、核兵器をなくしていく最大の力は、世論の広がりです。

2月にメキシコで開かれた核兵器の人的影響に関する会議において、議長のまとめでは、兵器は法的に禁止されて廃絶されてきた、これこそが核兵器のない世界をつくる道筋であると述べられました。これは、毒ガスについては1925年に使用禁止の議定書が作成され、生物兵器については1975年に、化学兵器については1997年に禁止条約が発効していることが背景にあります。最大の非人道的・残虐な兵器である核兵器の廃絶は、小樽市の宣言にあるとおり緊急の課題であり、世界世論もそのように変化してきました。

世界最大の核保有国であるアメリカは、軍艦に核兵器を積んでいるかどうかは戦略上明らかにしていません。広島、長崎と二度にわたって残虐の兵器の被害を受けてきた日本にとって、核兵器の持込禁止は、本来、国が取り組まなければならない課題です。しかし、国は、被爆国でありながら、アメリカの核の傘にしがみついています。ですから、国に頼らず、地方自治体として核の持込みを許さないためには、条例で定めるしかありません。

世界で広がる運動と連帯し、核廃絶を求める世論を広げていくために条例案の可決を求めます。

陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第325号ないし第739号についてです。

陳情者が新・市民プールの建設候補地として提案していた旧税務署敷地が競売にかけられ、売れてしまいました。教育委員会が市民の声に耳をかさず、購入を検討してこなかったことは、市民に対する背信行為です。

日本共産党は、新・市民プール建設の実施設計までを行う予算修正案を提案しました。この予算修正案の前提として、建設地の確保を新年度中にする必要があります。委員会では、建設候補地も提案しました。今年度中の実施設計という市民との約束を破ってきた教育委員会は、その反省に立って、早期に建設地を見つけ、建設に踏み出すべきです。

次に、陳情第319号についてです。

消費税が増税される動きの中で、家族経営などの商店などでは、コストの上昇などに向き合いながら、一つ一つの経費を節約して、客のために家族で働いています。青色申告をすれば認められるものが、白色申告では、その働きが正当に認められず、前時代的な制度をそのまま残している条文が、所得税法第56条であり、道内でも48の自治体が廃止を求める意見書を提出しています。

いずれの陳情も願意は妥当であり、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第41号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をします。

アメリカ合衆国が太平洋マーシャル諸島のビキニ環礁で行った核実験で、付近で操業していた日本のマグロ漁船第五福竜丸の乗組員23人が被爆した事件から今年で60年になります。アメリカはこの海域でさらに計67回の核実験を行い、延べ1,000隻の日本漁船が被災したといわれますが、実態は今も解明されていません。

減少傾向にあるとはいえ、今なお世界には1万7,000発を超える核兵器があり、アメリカのオバマ大統領は、5年前に核なき世界を目指すと演説しましたが、その実現への道のりはなお遠いのが現状です。

しかし、世界では、非核保有国による核廃絶への粘り強い取組が続いています。この2月にはメキシ

コで、日本など146か国が参加して、核兵器の人的影響に関する会議が開かれました。その議長総括では、核兵器の使用や不慮の爆発が健康や経済活動に長期にわたって深刻な影響を及ぼすことを指摘しています。核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる小樽市としても、核廃絶を目指すこれら国際的な取組と連携し、少しでも核なき世界へ前進できるよう、核保有国への訴えを重ねていきたいところです。

小樽市においても、これまで市民の安全・安心を守るための取組が続けられています。これまでの米艦入港時の対応は、神戸方式のような核持込みの完全な歯止めには至らないものの、評価すべき点が多いと、港湾を有する他の自治体の市民から認められています。例えば、本市では米艦入港希望の1か月以上前に連絡があった時点で情報が公開されていますが、他の港湾では1日前という例もあります。

また、小樽港では、港湾管理者である市長名で、外務省及び在札幌米国総領事館に核兵器搭載の有無を文書で照会し、返事も受け取っています。

2000年、当時の山田小樽市長は、空母キティホークの入港は認めましたが、随伴艦ヴィンセンスはバースがあいていないことを理由に入港を拒否、さらに港湾内の錨泊も認めず、その後、たびたびの寄港は市民に不安を与えると不快感を表明しました。それにもかかわらず、翌2001年2月、さらに米艦ジョン・S・マッケインが入港を求めたのに対し、市民感情への配慮を理由に拒否しています。当時の山田市長がこのような対応ができたのも、それまでの平和と安全を求める多くの市民の声に支えられてのことであったとお聞きしています。

このような、これまでの本市の平和を求める長年の努力の成果を形にして表すのが、この非核港湾条例案です。この制定により、全国や世界の核廃絶の動きと、さらにシンクロしていくことができます。

また、今年の小樽港へのクルーズ客船寄港数は延べ37回と、過去最多になる予定です。米艦入港は、冬季が多いとはいえ、今後、寄港時期が重なる可能性が高まります。観光客の皆さんは、港に着いた途端、隣に核搭載の可能性のある米艦、戦争、大量殺りく兵器という、暗く厳しい現実を目の当たりにすることを望むでしょうか。明らかに本市の平和な観光都市というイメージとは相入れないものです。

改めて小樽市非核港湾条例案に御賛同をよろしくお願ひいたしまして、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第41号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第37号並びに陳情第293号、第319号及び第325号ないし第739号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

オタモイ海岸の早期整備については、市議会に陳情が寄せられるなど、市民からの要望の声も上がっている。しかし、市は、平成18年度に実施したオタモイ海岸急傾斜地調査業務の結果や、昨年も崖崩れが発生したことなどから、崩落の危険性があり、景観を維持したまま抜本的な安全対策を行うのは難しいとして、対策を行ってこなかった。しかし、昨年の崖崩れは、安全対策を講じていない民有地で発生したものであり、崖崩れが起きたという事実だけをもって開発ができないと判断することは、筋の通らない話であると思うがどうか。

また、オタモイ海岸は国有地と民有地の区分が判然としない部分があることから、安全対策や開発については、民有地も含めて考えていかなければならない問題だと思うがどうか。

市は、東京と大阪で開催した企業立地トップセミナーのフォローアップ事業として、セミナーに参加した企業を訪問すると聞く。参加企業に対し、本市の優位性をアピールし、アプローチを行っていくことは非常に重要なことだが、企業が求める情報はさまざまであり、相手企業への事前の情報収集を誤るとアプローチのミスマッチになってしまう。そうならないよう、市では、事前の情報収集についてどのような方法を考えているのか。

また、銭函地区などに大きな企業を誘致することができれば、経済効果や雇用対策の面で有効だと思うが、市内中心部に中小企業を誘致することも本市経済の活性化には効果があると思われることから、市には、大きな企業に限らず、そういった企業の誘致にも努めてほしいと思うがどうか。

小樽港港湾計画改訂の基礎資料となる今後の物流・産業動向を踏まえた小樽港の役割について、現在、小樽港研究会が七つのテーマに沿って検討を進めていると聞くが、その中には、小樽港へのアクセスに関して、具体的に検討する項目がないという。小樽港の将来を検討する上では、交通ネットワークの整備は重要であると思われることから、現在検討中の七つのテーマのほかに、小樽港を中心とする交通ネットワークの整備についても研究してほしいと思うがどうか。

また、第3号ふ頭及び周辺再開発計画（案）の中では、3か所の親水施設を整備することを計画していると聞く。親水施設は市民や観光客に水辺を楽しんでもらうためには有効な施設だが、同時に水難事故が起きる危険性もあることから、整備を行う際には、市民や観光客の安全を最優先に考えた施設にしてほしいと思うがどうか。

今年度で3回目を迎えた小樽フィルムセッションは、前回に比べ、作品の応募者数や上映会の入場者数が増加したと聞くが、市では作品募集や上映会開催についてどのようなPRをしたのか。

また、応募作品はショート作品であることから、小・中学校の昼休みの時間に放映することも可能と

思われる。児童・生徒が、小樽の魅力を再発見するとともに、芸術・文化に触れるきっかけとなることから、DVD化し、各学校に配付することを検討してほしいがどうか。

さらに、市民や観光客に向けて、本庁市民ホールでのコミュニティビジョンや観光物産プラザで放映することもおもしろい試みであると思うがどうか。

梅ヶ枝・末広地区においては、済生会小樽病院の移転により、病院前のバス通りから商店の閉店が相次ぎ、人通りや交通量も大きく減少するなど、地域の衰退が著しいと感じる。聞くところによると、跡地には病院を併設した老健施設が建設されるとのことであり、今後に期待をしているが、一方で、バス通りの先に続く、赤岩の自然探勝路に向かう観光客が多くなれば、通りの交通量も増え、さらなるにぎわいにつながるものと考え。自然探勝路については、来年度から北海道による整備が行われるとのことであり、より利用しやすい環境が整うことから、多くの観光客が探勝路を訪れるよう、市には、これまで以上に積極的なPRに努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、採択を求めて討論を行います。

今定例会で陳情第290号の採択を求めて質問したところ、この陳情の代表者である小樽史談会会長が堀耕さんから中田貞蔵さんに変更となったので、陳情第290号のこともあるので、産業港湾部が挨拶に行ったとのことでした。新しく陳情の代表者になられた中田貞蔵さんに陳情第290号の審議経過を説明し、2007年のオタモイ海岸急傾斜地調査業務の概要版をお渡ししてきたとのことでした。もちろんそのとき、陳情を取り下げしてほしいということで来たわけではありませんと、ちゃんとお断りをしてきたとの弁明までしておりました。しかし、オタモイ開発は危険なので行わないという、その根拠としている調査業務を概要版とはいえ、渡してきたということは、願わくば取下げを期待してでのことではないのかと思わざるを得ません。

オタモイ海岸の安全対策の経緯を子細に検討してみますと、2006年の崖崩れを口実に小樽市がオタモイ観光開発を放棄していることがいかに無責任であるかが浮き彫りになります。

1977年から1983年、昭和52年から58年にかけて、小樽市は、オタモイ海岸環境整備事業を行い、弁天閣食堂解体、遊歩道整備と遊歩道崖地落石防止網設置、展望所造成、七曲道路整備等を実施してまいりました。北海道は、1979年から1986年、昭和54年から61年にかけて、2期にわたり復旧治山事業で駐車場山側の土どめ、暗渠、ブロック積み、水路確保、植栽などを実施してきました。

ところが、その後、2006年、平成18年以降、駐車場からオタモイ地蔵尊までの500メートルの遊歩道への岩盤の崩れや落石などがあつたため、立入禁止措置を講じ、2006年から2007年にかけて、オタモイ海岸急傾斜地調査業務が行われました。その結果は、現地全体が脆弱な岩盤で覆われ、国定公園の景観を保全しながら遊歩道の安全を確保することは困難であると、景観を犠牲にした恒久的な安全対策は莫大

な費用がかかるとの結論でした。その後、現在に至るまで、崩落の事後処理や立入禁止など、後ろ向きの安全対策しか講じてきておりません。2006年から2年間かけて行われた急傾斜地調査業務の対象範囲は、1978年に小樽市が中央バスから7,000万円の寄附を受け購入したオタモイの土地と、その隣接する塩谷寄りの民有地だけです。

問題なのは、それ以外の土地の崖の崩落防止などの安全対策は一切行っていないということ、理事者は進んで明らかにしていないことです。

昨年7月、オタモイ海岸の崖地で崩落があったとき、市は、オタモイ海岸急傾斜地調査業務で指摘した危険な事態に変わりがないと言って、オタモイ開発は行わないとの口実をまた一つ追加しましたが、ここはこれまで何の安全対策も行われてきていなかった箇所です。また、急傾斜地調査業務の対象外でもありました。

もちろん急傾斜地調査業務で指摘されていることを今後の安全対策に生かすことは当然のことです。それにしても、安全対策が全然行われていない箇所の崩落をもって、オタモイの崖地全体で崩落の危険があるかのように、みずから宣伝し、オタモイの観光開発はできないとしていることは、問題のすり替えであり、歴史的経過に照らして、小樽市自身の責任放棄であり、自治体としてとってはならない態度です。これは、1978年にオタモイの土地を購入した開発の原点を忘れた態度であり、また、小樽市が危険な崖地を承知の上で、開発にはこの土地が必要だとして購入した経過を無視した態度で、こういう対応は当時の関係者への背信行為であり、即刻改めるべきです。陳情で指摘しているように、崖崩れ防止策を行えば、オタモイ地区を安全に利用できる可能性があることは明らかです。

陳情第290号については、全会一致で採択していただきますように改めて呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時20分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第42号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、低所得者にかかわる保険料の軽減措置の対象範囲を拡大するものである。この改正により、今まで軽減の対象外となっていた世帯と2割軽減の世帯は減少し、5割軽減の世帯が増加するため、市の保険料収入は減るというが、他の被保険者の負担に影響を及ぼすことはないのか。

また、政令では、後期高齢者支援金と介護納付金の賦課限度額をそれぞれ2万円引き上げることになっていると聞かすが、本市では今回の改正での引上げは見送られている。今後、この引上げについて、どのように取り扱うつもりなのか。

小型家電リサイクル法の施行により、本市も本年2月から回収ボックス方式によりリサイクルを始めたが、その設置場所は、市役所を含めた市の関係施設4か所のみで、市民に協力を依頼する事業としては少ないと感じることから、設置場所はもちろん、回収方法についても、市民が参加しやすい方法に向け、工夫し、改善していく必要があると思うがどうか。

また、回収後は、1キログラム当たり1円で業者に売却するとのことだが、昨年、当委員会で視察した神奈川県伊勢原市では、市内の福祉施設に引き渡し、回収した小型家電製品を分解してもらうことで買取額を引き上げ、その売却益により分解作業の工賃を増額させるなど、地域福祉の向上につなげているという。本市においても、付加価値のある要素を研究するなど、戦略的な観点から事業をさらに深めてほしいと思うがどうか。

ふれあいパスの利用者負担については、平成25年第4回定例会において1乗車につき20円引き上げる方針が示されていたが、議会議論等を踏まえ、運賃改定分の10円のみを利用者負担とし、事業者の負担軽減分の10円については市が負担することにしたという。これにより年間約2,000万円の財政負担が生じることから、市は、この措置を継続することは困難であるとし、将来的な負担のあり方を検討するために、4月から利用状況の調査を行うという。

しかし、この調査により、今までわからなかった実態が把握できるのだから、その結果を利用者負担の見直しだけに使うのではなく、ふれあいパスが利用者にとって、より使い勝手のいい仕組みになるよう、制度設計を改善することも踏まえて分析してほしいと思うがどうか。

市立保育所の定員については、市立保育所の規模・配置に関する計画で3年ごとに見直すこととしているため、平成26年度において、手宮・赤岩・銭函保育所の3か所で50名の定員削減を行うという。市は、直近3年間の平均値を基に見直したというが、削減後の定員が現在の入所児童数よりも少なくなる保育所もあることから、今後、待機児童が発生するような事態が起きる懸念があるのではないのか。

また、市立保育所は、保育需要に対する調整弁としての役割を果たす必要があるというが、定員が大幅に削減されたことにより、民間任せになることはないのか。

母子世帯などは母親が働いても非常に収入が少なく、生活に足りない部分は生活保護に頼るというケースも少なくないと思うが、この場合は長年にわたり状況が変わらない可能性もあることから、職業訓練や新たな資格取得など、生活保護に頼らずに自立して生活できるよう導ける施策が一層必要だと思うがどうか。

生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から施行されるに当たり、市も総合的な窓口の設置に向けて取り組んでいくとのことだが、相談に来た方がたらい回しにされるのではなく、一つの窓口でさまざまな情報を得られるようにするなど、来庁者が相談しやすい方法を構築してほしいと思うがどうか。

乳がん検診と子宮がん検診の無料クーポンは、国の補助事業として平成21年度から試験的に実施されてきたものであるが、26年度から対象者を縮小する方針が示されたため、本市も国の方針に合わせると

いう。対象者がさらに限定されることで、現在2割程度と低迷している受診率が一層低下する懸念があるにもかかわらず、国に従うだけの保健所の姿勢からは、受診率の向上に取り組むという意味が見受けられないと思うがどうか。

また、他都市では、予防に力を入れることで医療費の削減につながり、健康で長生きできる環境になったと聞くことから、市民の健康を守るという保健所の使命を果たすためにも、予防の観点に立った取組を率先して進めるべきと思うがどうか。

本年12月開院予定の新市立病院では、開院に向けたさまざまな準備の中で案内サインについても計画していると思うが、地上7階、地下1階の大きな建物であることから、院内の案内表記については、来院者が迷うことのないよう、わかりやすく設置してほしいと思うがどうか。

また、新市立病院は、後志の基幹病院の立場にあるという観点からも、本市を含めた後志地域に居住する外国人や外国からの観光客なども多く来院することが見込まれることから、英語などの外国語表記についても検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号及び第321号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、本日、急遽理事会を開催し、市立保育所の定員変更について、重要な案件にもかかわらず、厚生常任委員会への事前の報告がなかった件について、担当部長から謝罪を受けましたことを申し添えます。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、厚生常任委員長報告に反対し、継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、第310号銭函駅へのエレベーター設置方について、第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、第320号朝里におけるまちづくりセンター建設方について、第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方については、採択を求めて討論を行います。

厚生常任委員会において、理事者から8件の報告事項と付託案件議案第42号が説明されました。そのうち次の課題について取り上げます。

一つは、後期高齢者医療制度の保険料の問題です。

2月24日に開催された北海道後期高齢者医療広域連合議会では、2014年度から2015年度の次期後期高齢者医療制度の保険料は、平均で1人当たり6万6,265円と、前回より1,053円下がりました。

しかし、均等割部分が5万1,472円に引き上がるため、差し引いても被保険者の4割に当たる方々、すなわち年金収入の低い方が保険料の引上げとなります。

加えて、賦課割合においても、2008年度から2011年度では均等割と所得割が50対50でしたが、2012年度から2013年度では52.5対47.5に変更され、2014年度からの次期については55対45に変更されます。も

ともとの割合に戻されたものとはいえ、均等割が増えることは、低所得者に対する負担が増加するものです。

小樽市においては、2013年3月末の被保険者は2万2,331人となっていますが、保険料均等割が9割軽減の対象者は6,132人で27.5パーセント、8.5割軽減は3,408人で15.3パーセントとなっており、合わせて43パーセントの方々が保険料の値上げとなります。現行年間保険料に比べると400円から600円の保険料増加となりますが、高齢者の暮らしは、4月からの消費税8パーセントへの増税と、さらなる年金の引下げによって一層厳しさを増しています。

政府は、後期高齢者医療制度について、十分定着しているなどと温存を狙っていますが、問題だらけの差別的な制度は、速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきです。

次に、市立保育所の定員変更についてです。

現在、市立保育所は6か所ありますが、2014年度において50人の定員削減が提示されています。内訳は、銭函保育所が110人から35人削減しています。これは桂岡保育園が55人定員として開設していることで、定数削減したとしています。手宮保育所は5人削減、赤岩保育所は10人削減と、合わせて50人の削減です。手宮保育所の入所状況は、2010年度から2012年度の平均では、見直しの定員の範囲内にありますけれども、13年度では8月以降、ゼロ歳児、3歳児、4・5歳児とも見直しの定員を超えている状況にあります。赤岩保育所においても同じようにゼロ歳児、1・2歳児とも見直しの定員を超えています。

市内全体の保育所入所状況を見ても、2010年度から13年度までの3月段階での入所率は、公立保育所が80から92パーセントですが、私立においては100パーセントを超え、112パーセントに達しています。この間の公立、私立の合計入所率は99.93パーセントと限りなく100パーセントに近く、2011年度は106.01パーセント、13年度は101.74パーセントとなっています。公立保育所で50人の定員削減することで、待機児童をつくることにならないのかという疑問が解消されません。

また、保育士について、銭函保育所で2人、手宮保育所1人、赤岩保育所1人と4人減員しています。奥沢保育所において、0歳児保育の開始と延長保育実施により保育士を2人増やし、差引きでも2人の減員です。

また、長橋保育所は2014年度をもって廃止する予定であり、このような状況の下で、公的保育が確立、維持できるのか疑問です。市の保育行政は、公立保育所を減らして、私立保育所にお任せする方向に突き進んでいると受け止めざるを得ません。

次は、ふれあいパスの利用者負担額の変更と調査についてです。

ふれあいパスの変更は、利用者負担増にとどまらず、ふれあいパスの交付に当たって、新たにふれあいパス回数券の購入券を発行します。パスの個人番号と氏名が記載された購入券が回数券1冊購入するたびに1枚必要になります。回数券を購入する高齢者にとって、今まで以上に複雑になることで、購入に苦勞することになります。市は、購入券をつくった理由に、最も多く利用する人は、年間何冊購入するのか、地域性や年齢層など、詳細な実態を把握する調査をするため、個人を特定することを目的にしていないとしています。

しかし、市の財政を効果的に配分することを目的にした2012年度の行政評価では、ふれあいパス事業は特定見直し事業として所得制限の設定や利用限度額などを検討するとしていることから、利用者負担増を狙ったものであります。

ふれあいパス事業は、本来の目的に立ち返り、高齢者の積極的な社会参加と生きがいを創出するためにも、利用者負担の軽減を図るとともに、利用の制限などを行うべきではありません。

日本共産党は、ふれあいパスの利用者負担増をやめ、無料化を目指しつつ当面回数券を廃止して、100

円のワンコイン利用にすることを要求しています。

以上3点を特に強調いたします。

継続審査中の請願・陳情については、長期に継続審査とされ、改めて検討されることもなく経過しています。私たちの今期の議員任期も3年を経過し、残り期間1年を切っています。この間には、自治基本条例も制定され、この条例の趣旨からは、議員として市民の要求を真摯に受け止め、議論することが求められています。各会派議員においては、改めて請願・陳情の趣旨を御確認の上、今後、積極的な議論を進めていただきたいと思います。いつまでも継続審査として放置することなく、今期中に審査を進めるよう要請いたします。

継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、第310号銭函駅へのエレベーター設置方について、第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、第320号朝里におけるまちづくりセンター建設方について、第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方については、願意は妥当であり、各会派、各議員の皆さんの賛同を呼びかけて討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第321号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、除雪に関する質問といたしましては、除排雪費が昨年度より増加した主な要因は、ロードヒーティングに係る電気料金の値上げや除排雪業務委託料のうち大部分を占める人件費が、国の労務単価見直しで上昇したことにあるという。人件費の増加は市の負担増になるが、国が決めた労務単価の引上げを確実に実施し、技能労働者に対する賃金に反映するようにしてほしいと思うがどうか。

各除雪ステーションは、その運営や地区内の除排雪業務を共同企業体に委託しており、市民からの問い合わせ、要望、苦情等の対応も行っているという。市民からの要望や苦情は、除排雪の質を向上させる大切な資源であることから、次年度に受注した共同企業体の作業に生かせるよう、情報を引き継いでほしいと思うがどうか。

今冬は例年より降雪量が多く、4月以降も雪割りや凍結路面对応など除雪関連業務を行う必要があるものと思われる。各地区の除雪を担当する共同企業体との契約は3月末までとなっているが、4月以降も除雪業務を遂行できるよう業者と契約し、引き続き、安心・安全な市民生活を確保してほしいと思うがどうか。

現在の貸出しダンプ制度では、1申請で最長5日間借りられることから、自宅の敷地内にある雪を道路に運び出すなど、不適切な行為が見受けられる。制度本来の趣旨を周知するのはもとより、貸出日数を制限するなど、制度の見直しを含めた検討をすべきと思うがどうか。

自宅敷地内の雪を道路に運び出すことにより、幅員が狭くなり、バスがすれ違ふことができず、運行遅延の原因となっている。市は、市民生活に支障が生じていることに鑑み、単に注意、指導するだけでなく、雪捨て禁止条例を制定するなど、有効な対策を講じる必要があると思うがどうか。

その他の質問といたしましては、街路灯設置費補助金は、水銀灯の電球部分をLEDに交換することも街路灯の改良に該当するものとして新年度から助成対象に加えるという。水銀灯の電球部分をLEDに交換することで電力がおおよそ4分の1になるため、公衆街路灯の料金単価の区分も変わり、1灯当たりの電灯料金は半分以下となることから、町会等の負担軽減にとどまらず、市が助成する街路灯の維持費に係る補助金の軽減にもつながると考えられる。市は、積極的に町会等の団体に助成対象の追加で安価に改良できることを周知するとともに、LED灯のメリットが多いことを説明し、改良がさらに促進されるよう努めてほしいと思うがどうか。

住宅リフォーム助成制度では、当選を100件と補欠を30件抽選し、当選者が取りやめた場合、補欠者が繰り上がり当選となる。過去2年間の実績では、当選者がリフォームを行う住宅の所有者という申込要件を満たしていなかったことで、取りやめたケースが複数件見られることから、平成26年度事業の市民向けパンフレットには申込みの必要要件であることが強調されているというが、抽選を行う前に所有者であることを確認し、最終年度の事業がスムーズに行われるよう対応してほしいと思うがどうか。

石狩西部広域水道企業団は、平成25年4月から用水供給を開始し、小樽市、石狩市、当別町が、その供給料金を負担しているが、料金は責任水量制で、あらかじめ取り決めた水量を基本水量としているという。石狩湾新港小樽地域の地下水利用組合参加企業が、地下水から簡易水道に切り替えていないため、責任水量に達しておらず、本市では簡易水道事業特別会計に一般会計から約1億円も繰り入れて不足分を補填している状態である。市は、北海道に対し、策定済みの地下水揚水計画どおりに地下水から簡易水道に転換するよう必要な方策を早急に検討し実現することや、簡易水道への転換が進まないことよって生じる簡易水道事業の収支不足分を本市へ補填するよう求めてきたというが、全く進展が見られないことから、再度、強く要請してほしいと思うがどうか。

現在の公共下水道マンホールふたのデザインであるラッコ柄は昭和62年から採用されているが、現在、おたる水族館ではラッコを飼育しておらず、小樽とのつながりが明確でないことや、ふた表面の摩耗に

より耐スリップ性能が低下してきたことから、水道創設100周年及び下水道60周年記念事業の一環としてデザインを更新することを決めたという。小樽らしさを表現した4枚のデザイン案を示した上で好感度調査を行った結果、小樽運河に決定し、新年度の整備・更新から順次使用していくとのことだが、PRしなければ市民はデザインを変更した理由がわからないのではないか。ホームページの活用や水道創設100周年を紹介する展示会を通じてのPRなど、あらゆる方法を駆使して市民に周知する必要があると思うがどうか。

小樽を代表する歴史的建造物である旧寿原邸は、昭和61年に寿原家から市に寄贈されものであるが、築100年以上経過し、老朽化が著しいため、市では昨年、専門業者に委託して修繕計画策定のための調査を実施し、報告書が提出されたと聞く。報告書によると、建物等の劣化状況調査が行われ、それを基に修繕費用の算出を行ったところ、腐食が著しい屋根の全面的なふき替えなど全体で約1億3,000万円もの修繕費がかかるという。市は、現在、報告書の分析を行っているところであり、今後の検討方法や対応については、現時点では明確に示すことはできないというが、旧寿原邸を市から寿原記念財団に戻すという話もあるやに聞くことから、一定程度は市で修繕した上で財団に戻すことも検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号及び第312号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と全会一致により決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第309号及び第312号は採択を主張し、討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度の助成増額を求めるものです。

2013年度の応募者251件は、2012年度の236件より15件増えていますが、初めの当選者を100件に設定しているため、当選者は81件、前年度並みです。補欠者は30件のところ確定は22件、2012年度よりも8件増えてはいますが、全体の確定数130件の予定に対して103件にとどまっています。これは、市の助成総額2,000万円を超えないように補欠者の繰上げを調整しているためです。

市の助成金額確定総額は、2012年度1,584万7,000円に対し、2013年度は1,841万円と増額になったものの、結局159万円残りました。

2013年度の1件当たりの補助金額は、2012年度の16万5,000円に対し、省エネ改修工事が増えたことなどにより17万9,000円となっています。2014年度は、2013年度の補助金総額の残金と1件当たりの補助金から判断して、最初の当選者をもっと増やすなどして、希望者に補助金が当たるようにすべきです。

2012年度は、応募者の40パーセントにしか補助されず、415万3,000円も予算を残し、2013年度も確定は41パーセント、工事請負業者も61件で、資格登録業者122社の50パーセントにしかすぎません。

住宅リフォームでは、札幌の大手業者も進出しており、小樽市内の業者よりかなり安い金額で請け負っており、市のリフォーム助成制度に当選した人も、もし外れたら札幌の業者に頼もうと思っていたと

の声も聞かれることから補助金総額を増やすべきです。

我が党は、毎年5,000万円の補助金をつけるよう予算修正案を提案していますが、より多くの市民、業者の願いにかなう予算です。2013年度のリフォーム工事費総額は3億214万6,000円、経済効果は16.4倍、2012年度の14.3倍を上回っています。2013年度の1件当たりの工事費平均は293万3,000円ですから、応募した市民に補助金が当たるよう単純に当てはめても、少なくとも7億3,618万3,000円の経済効果になりますから、より市内経済活性化につながります。

住宅リフォーム助成制度で、初年度大幅な予算を残したのは、助成を決定する市の取組が遅れたため、市民や業者の希望に添えなかったことから、少なくとも残した分を翌年度に上積みすべきという我が党の提案も受け入れず、2013年度も2,000万円の同額予算内におさめようとしたことで、また予算を残し、市民、業者の願いに応えなかったのは、小樽市が建設常任委員会の提案に最低限の予算しかつげず、委員会で視察した岩見沢市のように補正予算を組み、市民と業者の願いに応えようとしていないからです。

リフォーム助成制度は、2014年度で一応の区切りを迎えますが、最終年度こそ予算の増額で仕事が回るよう希望している業者団体の要望を受けて、議会として陳情を採択しようではありませんか。

陳情第312号については、これまでも述べてきたとおりですが、火災を起こした本人と連絡がとれない状況ということですが、雪解けが進むと、焼けた柱が隣の家に倒れていくことも予想され、市として隣の住民の安全を守らなければなりません。

空き家対策については、現在、国においても空き家の特別措置法案が審議されており、小樽市においても庁内検討会議を立ち上げ、議論が進められていることから、陳情を採択して、空き家対策の策定の後押しをすべきです。

以上、全会派、議員の賛同をお願いして、討論を終わりますが、他会派は市民から上がった陳情に対する態度を討論をもって表明すべきということを申し添えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、天神小学校の新入学保護者説明会や1年生保護者会に出向き、学校再編の説明をした際、意見がなかったことや今までの懇談会等において大きな反対がないことから、奥沢小学校との統合について一定程度の理解を得ているとの考えを示している。しかし、通学支援を要望し、スクールバスによる手厚い対応がされると信じていた保護者の中には、自宅と停留所の距離がかなり長くても、バス通学なのだから、そこまでは歩いてくださいという市教委の対応に怒りを感じているケースがあると聞く。この地域では、統合に真っ向から反対ではなく、ある程度はやむを得ないという考えが多いと聞くが、ボタンのかけ違いによるそごが生じないよう保護者の話にはじっくり耳を傾けた上で、しっかりと説明するよう努めてほしいと思うがどうか。

塩谷中学校・長橋中学校統合協議会において、統合校の制服及びジャージについて話し合われたが、参加した保護者を通じて生徒の意向は反映されているとして、生徒に対して制服等についてのアンケートを行わなかったという。しかし、アンケートをとることにより、自分の意見が直接反映されていると生徒が感じることは大事なことであるから、今後の学校再編の中で、新たに制服やジャージを選定する機会があれば、生徒の意見も参考にしてもらえないかと、市教委から統合協議会に助言してほしいと思うがどうか。

また、統合校の制服について検討する際に、高価な制服は家計に重い負担を与えることから、例えば格安衣料品店が販売する安いモデルの制服を採用することや、より踏み込んで制服を廃止することも含め、機会があれば議論してもらえるよう市教委から協議会に話してほしいと思うがどうか。

平成28年4月に統合する塩谷・長橋両中学校の統合後の制服について、両校の統合協議会の分科会である学校づくり部会で議論され、最終的に統合協議会において、長橋中学校の制服とすることを決定したと聞く。平成29年4月には北山・末広両中学校が統合になるが、今後統合による制服の問題については、今回の塩谷・長橋両中学校と同じ方法で決めていく考えなのか。

また、時期は未定であるが、長橋中学校については、忍路中学校との統合も検討されており、時間差で3校が統合することで、制服について、また新たな課題がいろいろ出てくると思われることから、市教委にはしっかりと対応をしてほしいと思うがどうか。

入船小学校は、平成30年4月に他の3校へ統合される計画だが、その通学路については、冬季はバス通りにおいても、歩道は積雪で狭隘な坂道となり、また屋根からの落雪が危惧される空き家もあるなど、通学に危険な箇所もある。市は、積極的な除排雪により、通学路の安全確保に努めるとのことであるが、危険な箇所を避けたり、点検を実施したりするなど、通学路の安全確保には、十分配慮してほしいと思うがどうか。

また、入船小学校の校舎は、老朽化が激しく、雨漏りやひび割れ、タイルの剥がれなどが起きていると聞く。将来、統合され、校舎は使用されなくなる予定ではあるものの、統合までの間、子供たちが安全・安心に過ごせるよう修繕等に引き続き、力を入れてほしいと思うがどうか。

青園中学校への指定校変更は、現在のところ69人で、新1年生の約半数に達し、その主な理由は部活動と聞く。さらに、部活動を理由とする者のうち29人が吹奏楽部を希望とのことだが、本当に全員が入部するのか。

市教委は適正な規模が必要との理由で、学校の適正配置を進めておきながら、指定校変更を認めることによって、適正な規模が維持できない状況に陥っているのではないのか。

他都市では、施設の規模に応じて、希望に添えない場合があるとの条件を付している例があることから、今後に向け、制限を含めた検討をしてもらいたいがどうか。

平成25年度に市教委に寄せられた不審者の情報は21件になると聞く。札幌市でも女子児童が連れ去られる事件が起きており、不審者に対する防犯意識を高めることが重要であると考えているが、市教委では、児童・生徒をはじめ、保護者、学校関係者に対し、どのような取組や指導を行っているのか。

また、文部科学省では、スクールガードの養成に力を入れていると聞く。警察OBなどのスクールガードリーダーから警備のポイントなどの指導を受けたボランティアであるスクールガードが、通学路の見守りを行うことは、不審者から子供たちを守るための有効な手段と思われることから、市教委にはスクールガードリーダーの配置要請を検討してほしいと思うがどうか。

いじめ防止対策推進法の施行により、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務づけられた。これを受け、現在、市内全校において策定作業が進められていると聞くが、今後、統廃合が行われた際には、統合前の各校で策定した基本方針は、どのように扱われるのか。

一方、統合手宮小学校のグランドデザイン案作成に向けた児童へのアンケート結果において、いじめのない学校を望んでいる意見が多いことや、基本方針を策定している最中であって、いじめが問題化している学校もあるなど、いじめはなくなっていない現状にある。学校規模を適正化しても、その中身が変わらなければ、いじめは変わらず、意味のない統合になりかねないことから、基本方針については、つくることを目的とするのではなく、教員が子供たちのこういった思いをしっかりと受け止め、いじめ防止を意識した指導が行われるような方針としてほしいと思うがどうか。

学校の統廃合に関連して、昨年廃校となった旧祝津小学校の跡利用については、いまだ公共的な利用の見通しが立っていないとのことであるが、まだ新しく使える校舎であるから、早急に利活用できるような取り組んでほしいと思うがどうか。

児童の事前交流については、今までさまざまな交流行事が行われた結果、統廃合がスムーズに進んだものと思っているが、今後パターン化することのないよう子供たちの状況を、その都度、的確に捉えながら取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して討論を行います。

新年度の国家予算では、公立学校の教職員人件費に充てられている義務教育費国庫負担金は、児童・生徒数の減少に伴う教員定数の自然減以外にも定数を削減しています。文部科学省は、少人数学級推進のために教員の増員を要求しましたが、認められませんでした。このように教育予算の削減が少人数学級に背向け、学校への教員配置を減らし、統廃合を進める原因になっています。

陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

教育委員会が学校適正配置を進めることになったのは、一つに人口の減少による学級規模の縮小、も

う一つが校舎等の施設の老朽化が挙げられていました。この教育委員会の基本計画に沿って、学校再生プランの検討の中で、中学校は14校を8校にするプランが立てられています。

そこで、西陵中学校とプランとの関係について述べます。

一つ目は、学校規模についてです。新年度小樽市内14の中学校のうち、学級編制全体で生徒数1位は長橋中学校、西陵中学校は7位になります。指定校変更が行われなかった場合、新年度に西陵中学校へ入学する生徒は72名で5位になります。適正配置基本計画決定後、中心部にはマンションの建設で人口減少が緩やかになり、西陵中学校のある富岡1丁目、2丁目では、新築住宅が建てられています。委員会の中で、西陵中学校区の予測できる生徒数が増加傾向にあることは明らかになっています。

もう一つの校舎等の施設についてです。適正配置基本計画に記載されている校舎の建築年月で比較すると、一番新しい校舎は菁園中学校で、西陵中学校は4番目となります。新耐震基準で建てられています。普通教室の数、1位が長橋中学校、西陵中学校は8位です。設備の面でも、しばらくは補強に係る経費も抑えられることが想像でき、財政難の小樽市財政にも寄与することになります。

このように、学校規模や生徒数、設備から8校の中に西陵中学校を残さないとする理由が成り立ちません。同時に、西陵中学校については、中心部の活性化や人口減少の中のまちづくりと一体に、学校を考えていかなければなりません。

加えて、避難所としての機能についてです。西陵中学校には、給食室が設置され、単独調理が行われています。東日本大震災では、単独調理校がいち早く給食を提供することができました。夏であればプールに水がためられており、このようなことも検討すべきです。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

塩谷中学校から長橋中学校への指定校変更の特例により、塩谷中学校の来年度入学生徒は現在5人になる見込みだといえます。塩谷中学校区から長橋中学校に今年度から通う生徒は、バス代を自己負担して通います。教育委員会の方針でこのような結果になるのですから、塩谷中学校に進学する生徒も、長橋中学校に進学する生徒へもケアに責任を持っていただきたいと思います。

地域に学校ができて根づいてきたことには、それなりのわけがあり、その必要性もあります。学校を中心としたコミュニティが紡ぎ出されていきます。統廃合では、旧塩谷村という地域の特性について考えるべきです。

文部科学省の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会での通学距離についての議論を読みますと、児童・生徒への影響は、徒歩の場合、4キロメートルを超えるとストレスがかかってくる可能性があり、バス通学の場合、授業開始まで脳が活性化していないことも懸念されることや、歩かなくなることによる体力の低下への懸念などの議論がありました。

塩谷小学校については、長橋小学校との統合になれば、通学路の安全対策と通学における児童の負担が大きな課題になります。友達の範囲も広くなり、その際に児童の安全確保が確実にとることができるのかという課題も生まれてきます。放課後活動の制限などの影響など、教育全体にも影響を及ぼします。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を主張します。議員各位に採択を呼びかけまして、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「議案第43号及び第44号」を一括議題といたします。

議案第44号については、提案理由の説明を省略し、議案第43号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま追加上程されました議案第43号について、提案理由を説明申し上げます。

平成25年度一般会計補正予算につきましては、除雪費の不足が見込まれるため、所要の経費を計上したほか、教育の振興及び奨学生の支援を目的とした寄附を採納したことから、教育振興資金基金及び奨学資金基金に積み立てるため、所要の補正を計上いたしました。

これに対する財源といたしましては、除雪費につきましては財政調整基金繰入金を、基金の積立てには寄附金を計上いたしました。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第43号及び第44号については、いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

意見書案第9号ないし第15号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第8号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号、第5号及び第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 提出者を代表して意見書案の提案趣旨説明を行います。

意見書案第1号は、国民健康保険の広域化に反対するものです。

社会保障制度改革国民会議が昨年8月にまとめた報告書では、「国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県とし、更に地域における医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を都道府県が一体的に担うことを射程に入れて実務的検討を進め」と、国民健康保険の広域化を求めています。

社会保障制度である国民健康保険は、ナショナルミニマムを維持するという点で、国が制度設計や財政運営に責任を持つべきであり、全国知事も国民健康保険の財政上の制度設計や財政運営上の問題を抜本的に解決するための財源措置を強く求めています。

保険者が都道府県単位の広域連合になれば、総じて保険料の引上げにつながることは、後期高齢者医療制度を見ても明らかです。高い保険料が納められず滞納が増え、機械的な差押えや徴収強化につながるおそれもあります。現在の国民健康保険は、被保険者が参加する運営協議会と議会の議論を通じて、地域の実情に合わせた事業運営方針を決めることができますが、都道府県単位下では、それらも困難になりかねません。国及び政府においては、社会保障制度である国民健康保険の広域化をやめ、国民の健

康と暮らしを守り、法の趣旨、目的を生かした制度にすべきです。

意見書案第5号は、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対抗するものです。

安倍首相は、今国会中にも集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に踏み切り、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしています。

政府は、従来から憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使については、「我が国に対する急迫不正の侵害があること」「この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと」「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」とする3要件に該当する場合に限られると解しています。集団的自衛権については、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。これが確立した政府解釈であり、このため2001年のアフガニスタン紛争や2003年のイラク戦争に自衛隊を派遣するための特別措置法では、武力行使をしない、戦闘地域には行かないという縛りをかけざるを得なかったのです。

集団的自衛権の憲法解釈の変更は、恒久平和主義と憲法原理と立憲主義に反するものです。集団的自衛権の行使容認に関する全国の世論調査では、反対が過半数を超えていることから、政府においては、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更は行わないよう強く要望するものです。

意見書案第8号は、農地中間管理機構設置に関するものです。

北海道は、農業委員会、農業開発公社などの努力によって、耕作放棄地も少なく、地域農業の振興に向けた農地の移動等が行われてきたところですが、昨年の臨時国会で、農地中間管理機構関連法案が可決され、農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構を都道府県に設置することとなりました。

農地中間管理機構設置に当たっては、農業委員会が農地の提供者の意向を確認する農地集約にかかわって、市町村等がその業務の一部を受託することになっています。

しかし、農地中間管理機構と市町村農業委員会の関係も不明確です。農地賃借についての最終的な判断は知事に委ねられ、農業委員会は排除されるおそれがあります。法律に事業目的の一つとして、農業への参入の促進が明記され、販売力や資金調達力のある企業参入が優先され、地域農家も排除される危険があります。

以上のことから、農地中間管理機構の設置に当たっては、市町村や農業委員会の意向を担保、尊重するよう強く要請するものです。

以上、議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第2号ないし第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 提出者を代表して、意見書案第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）、意見書案第3号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書（案）、そして意見書案第4号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）の提案趣旨説明を行います。

初めに、意見書案第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）です。

悪法は、国会に提出される前に潰さないと力づくで成立してしまう。この法案をめぐる国会審議、特

に政府の答弁を聞いた国民の痛烈な声です。この法律を審議した国会審議は、連日テレビや新聞で報道されました。その中で、法律の持つ矛盾や曖昧さ、不十分さが数多く指摘され、さらに、それに対する政府答弁も混乱するなど、国民の知る権利を制限する法律を審議する国会審議とは到底思えず、国民は深刻な不安を感じ、法案の慎重審議、そして廃案を強く求めました。

しかし、政府は、反対を隠蔽するために、非常に重要な法案にもかかわらず、文字どおり審議を打ち切り、数の力で採決が強行されました。この法律は、単に重要な情報を隠すだけでなく、一般市民を監視し、報道関係者を萎縮させ、国会議員の持つ国政調査権を制限し、さらには法律に基づき罰するという罪刑法定主義の原則さえ揺るがす悪法です。

特に、ずさんさを指摘されたのは、この法律は運用・施行者に都合のいいように肝心な部分を附則や制令に委ねているほか、「その他」という文字が法案の中の36か所で使われており、拡大解釈、弾力的運用が可能となっている点であります。

こうした悪法に対し、国連人権高等弁務官やNGO国際人権連盟名誉委員長、そして国際ペンクラブ、日本駐在外国人記者クラブなど、多くの団体が反対を唱えております。成立したから問題が解消したわけではありません。世論を結集し、特定秘密保護法は廃止させなければなりません。

次に、意見書案第3号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書(案)です。

普通、一般の企業主には、パート労働法に基づき、正規職員と非正規職員との間での均等な待遇の確保が求められております。

また、改正労働契約法第20条では、有期契約労働を理由とした不合理な労働条件の設置の禁止が義務づけられております。

また、国の非常勤職員には、賃金は給与法の第22条で正規職員との均衡が要請されております。

しかし、地方自治体で働く臨時・非常勤職員の待遇に関する規定はどこにもありません。民間を規制する法律、国を規制する法律とのすき間の問題と言われております。

しかし、事は、働く人間の権利と生活に関する問題です。総務大臣も、自治体が通常の労働者との均衡待遇の確保を図るパート労働法の趣旨を踏まえた対応を行うことは重要であると述べています。

また、総務省は、自治体はパート労働法改正や労働契約法改正などを念頭に、民間労働法制の動向に留意すべきであるとも述べているところであります。

さらに、総務省は、臨時・非常勤職員の業務の中には、恒常的な業務があること、さらに経験や技能の蓄積が必要な業務のあることについて、2012年8月28日付け通知や2013年4月15日の衆議院予算委員会第2分科会で答弁の中で明らかにしています。

しかし、大臣や官僚の答弁だけでは状況はよくなりません。こうした答弁を踏まえて、早急に地方自治体に働く非常勤職員の待遇改善と雇用の安定策、その法整備が求められております。

最後は、意見書案第4号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)です。

日本の労働者を取り巻く環境は、全体として悪化、劣化が深く、そして広く広がってきています。格差が拡大しております。サービス残業、過労死、ブラック企業、ワーキングプア、派遣切りなどなど、働いている人間の尊厳を否定する悲惨な状況を表す新しい言葉が次々に生まれています。

最近、産業競争力会議などで、雇用の金銭解決制度や限定正社員制度など、従来ならば解雇権の濫用で法律で禁止されていたことを解雇規制の緩和と称して、また長時間労働を誘発し、過労死を増やすおそれがあるホワイトカラーエグゼンプションの導入を労働時間規制緩和と称して行おうとする動きがあります。

一方で、連合の調査では、2012年の調査結果として、残業代が全額支払われたかという問いに対して、全額支払われたと回答したのは、49.6パーセントにとどまっています。一部が払われたというのが46.8パーセントです。全く支払われなかったと答えた人が6.3パーセントにも及んでいます。

今ある法律を守ることの重要性が理解できない企業や経営者に、雇用や労働時間の規制緩和を許すことはできないと思います。

また、それを語る資格もないと思います。私は、以前にもこの場から、こうした人を人とも思わないような経営、また一生懸命真面目に働いて、家庭や地域や、そして何よりも会社を支えている大多数の労働者を大切にしないような労務政策が続けられていくと、その結果は無権利、不安定、低賃金の労働者を大量に生み出して、強い不満や怒りが鬱積した格差社会となり、日本という国の底が抜けてしまうと訴えました。そうした国の危機を回避するのも、政治の役割だと考えております。

以上、意見書案3本の提案趣旨説明を行わせていただきました。議員各位の賛同を訴えて、発言を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第6号及び第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 提出者を代表し、意見書案第6号、意見書案第7号について、提案趣旨説明を行います。

初めに、意見書案第6号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）についてです。

昨年12月、与党政策責任者会議において、平成26年度税制改正大綱が決定され、この中に生活必需品の消費税率を低く抑える軽減税率を導入する方針が盛り込まれました。

軽減税率については、食料品や新聞など生活必需品に係る消費税の負担を軽くすることにより、低所得者や子育て世帯などへの逆進性への対策であり、その是非について、昨年12月のFNN合同調査で軽減税率導入について調査したところ、導入すべきだと答えた方が76.4パーセントであり、導入時期は10パーセント引き上げると同時が60.7パーセント、年代別では、30代女性で導入すべきだが90パーセント、40代、50代の女性でも80パーセントを超え、男性ではいずれの世代でも70パーセント台でありました。

この調査結果を見ても、高い割合で軽減税率導入の理解は深まってきていると感じます。消費税10パーセントへの引上げ時期については、本年末、安倍総理大臣により判断される方向ですが、与党税制大綱に沿い、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、本年末までに結論を出すことを求める意見書案です。

次に、意見書案第7号災害時多目的船の導入を求める意見書（案）についてです。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波、火災や原発事故という複合災害により、甚大な被害をもたらしました。

特に、沿岸部では、津波による瓦れきなどにより医療機関も大きな影響を受け、道路は寸断され、陸上の医療体制が麻痺し、被災者に対し十分な医療活動を行うことができず、医療体制が整うまでには相

当の時間を要したことから、国は広域的、また大規模な自然災害では、医療施設や行政機能も被害を受けることを想定し、その対策として、さまざまな機能を有した船舶の導入の可能性について検討を始め、大規模災害時、海からの救助・救援は、移動範囲や輸送能力などで利点がある点を評価し、特に船舶による医療機能の充実を図るべきとの方向性を示しました。

我が国においては、1995年の阪神・淡路大震災当時、海上保安庁と海上自衛隊に手術台や病床などの機能を持った船を複数隻保有していたものの、縦割り行政が壁となり、これらの船は物資輸送でのみ使用され、その機能が発揮されなかったことから、病院船の活用について議論されてきた経緯があります。海外で病院船、いわゆる災害時多目的船は、アメリカや中国、ロシアなどで既に同様の備えが確立されていて、海軍などが所有しており、この船舶には手術室や病室、ヘリポートなどが備えられ、船上で治療や手術などを行うことができます。アメリカは2隻の病院船を運用しており、世界規模で実施される災害救援活動などでの実績が知られていますが、例えば12の手術室と1,000床の病床を有するマーシーは、2004年12月のインド洋大津波で5か月間の活動で10万7,000人以上の治療を行った実績があり、効果についても実証されております。

以上のことから、災害時に国民の命を守る上で必要性が極めて高いと言われる災害時多目的船の導入を求める意見書案です。

以上、議員各位の賛同を呼びかけまして、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、上野智真議員。

（14番 上野智真議員登壇）（拍手）

○14番（上野智真議員） 意見書案第5号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対する意見書（案）に、否決の立場で討論をいたします。

集団的自衛権は、1945年に署名・発効した国連憲章の第51条において、初めて明文化された権利であり、世界においては、国際法上、承認された国家の権利となっております。

当然、日本も国際法上においては、集団的自衛権を有しておりますが、現在の日本においては、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されないと考えており、権利を有しているが、現実には行使できない状況となっております。

現在の日本の状況を鑑みますと、歴史的にも我が国固有の領土である北方領土は、1945年以来、ロシアに不法占拠され、竹島も韓国による実効支配が常態化しており、尖閣諸島については、中国が何の法的・歴史的根拠もないままに自国の領土であると主張し、領海侵犯が行われ、最近では3月15日に中国海警局の公船3隻が領海侵犯をしております。

このような状況を考えると、今、世界のパワーバランスが揺れ動く中、これまでのようにアメリカの軍事力に一方的に頼るだけでは、国家・国民の安全を保障することは困難になってきていると言わざるを得ません。

以上のことを踏まえ、将来の日本の平和と安全を保障していくには、アメリカとのさらなる協力体制を構築するとともに、世界各国と対等の立場に立っていくために集団的自衛権の行使についても考えていかねばなりません。

（発言する者あり）

また、実際に集団的自衛権を行使するかどうかは、各国の自由であり、通常、第三国は武力攻撃を受けた国に対して援助をする義務を負うわけではないため、今後、集団的自衛権の行使についてのルールを議論して決めていくことこそが必要であると考えます。

以上を踏まえると、現状のように、我が国が集団的自衛権の行使そのものがないことになっていることは問題です。

(発言する者あり)

本意見書案は、集団的自衛権の行使を認めないことを目的とし、その手法としての憲法解釈の変更に反対するものであり、さきの理由により、我が党は、必要最小限の範囲内で集団的自衛権の行使を容認すべきとの立場であることから、この意見書に同意することはできません。

(発言する者あり)

しかし、憲法解釈の変更という手法によって集団的自衛権の行使を認めることについては、国会においても自民党内においても賛否両論があります。

(「そうだよ」と呼ぶ者あり)

このことを踏まえると、憲法解釈のみにこだわらず、憲法改正も含めたさまざまな手法を考え、集団的自衛権の行使について議論すべきであることを指摘し、議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

(「よし」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○16番(林下孤芳議員) 民主党・市民連合を代表して、意見書案第1号ないし第4号に対する討論を行います。

意見書案第2号は、特定秘密保護法の廃止を求めるものですが、当初から行政機関の長の判断で恣意的に秘密という指定をすることができるとされていることや、公務員が秘密を漏えいした場合は、10年もの懲役刑が科されるほか、民間人も罰則の対象となり、国民の知る権利や憲法で保障された言論の自由、表現の自由までが侵害される危険性が指摘されています。国会の審議でも修正や訂正が繰り返し行われた経緯からしても、特定秘密の基準が極めて曖昧であることが明確になっています。

安倍政権は、絶対多数の力をもって強行採決をいたしました。その後も独立した公正な立場で検証、観察できる新たな機関として設置される第三者機関についても、内閣府に保全監視委員会や独立公文書管理監を設置するとしても、政府内の内部機関が閣僚を指揮監督する首相の関与する余地を残したままに特定秘密への疑念や危険性は国民の各層から厳しく指摘されています。

強行採決された特定秘密保護法は、その後の世論調査でも、反対、慎重審議を含めると9割の国民が懸念を示しています。本意見書案は、国民の暮らし、基本的人権、国民主権、平和主義を守るために特定秘密保護法を廃止することを求めたものであり、極めて妥当なものだと思います。

次に、意見書案第3号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書(案)です。

現在、自治体の臨時や非常勤職員は全国で70万人にも上ると言われ、その多くが年収200万円以下で、生活苦と雇用不安を抱えながら働いております。しかも、その職種は、行政事務や学校教育、看護師、保育士など、自治体業務全体に広がっています。

一方で、待遇や雇用について保護する法制度がなく、労働法制や地方公務員制度のはざまに置かれていると指摘されています。こうした状況を放置すれば、民間企業で働くパート労働者にもやがて労働法制や賃金に悪影響を与え、悪循環となり、官製ワーキングプアはいつまでたっても解消することはできません。ますます増え続けるパート労働者の待遇改善と、雇用安定のための法改正を求められるのは当然であり、極めて合理性のある意見書であります。

次に、意見書案第4号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）です。

我が国の雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で、安心して働くことができる環境整備を求めています。それは、日本経済・社会の持続的な成長のためには必要であると考えからであります。

今、政府は、成長戦略の名の下に、解雇しやすくする金銭解決制度や限定正社員制度、ホワイトカラーエグゼンプションなどを検討中と言われ、労働者を保護するルールの後退が懸念されています。多様な働き方を選択する自由があるとする考え方もありますが、安定した雇用と公正な処遇を否定する労働者はいません。

かつて小泉政権時代に、雇用制度の転換や大幅な規制緩和によって、雇用は一気に流動化が始まり、賃金も毎年低下を続け、景気も後退し続けてきました。今や我が国の賃金水準は、先進国の中でも極めて低いと言われるまで低下しております。やはり安定した雇用環境や賃金水準が維持されてこそ我が国の経済の安定成長と社会の持続ある発展が証明されるものだと思います。そうした意味で、意見書案第2号、第3号、第4号は、極めて妥当であり、議員各位の御賛同を心から訴えるものであります。

また、意見書案第1号は、小樽市の国民健康保険の現状を踏まえ、どのような改善や対策を検討すべきかという点では、方法論は別として、各党派とも認識は一致しているものと思いますが、そうした意味で、これからまだ党派としても勉強も検討も必要と考えています。現時点で国民健康保険の広域化に反対するというのは、賛成することはできません。

以上、民主党・市民連合の意見書案に対する討論といたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、意見書案第6号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）、意見書案第7号災害時多目的船の導入を求める意見書（案）について、可決の討論を行います。

初めに、意見書案第6号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）についてです。

先ほど提案説明にあったとおり、平成26年度税制改正大綱には、軽減税率について「消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」と盛り込まれております。軽減税率は、食料品など、生活必需品の税率を低く抑え、低所得者ほど税負担が重くなる消費税の逆進性を緩和することを目的としており、消費の多い子育て世帯を含めた中間所得層にも幅広く恩恵を及ぼすことができる制度でもあります。

既に、軽減税率を導入しているヨーロッパ諸国を例に見ますと、日本の消費税に当たる付加価値税の標準税率が19パーセントのドイツでは、食料品の軽減税率は7パーセント、標準税率19.6パーセントのフランスでは、書籍、食料品は5.5パーセント、新聞、衣料品は2.1パーセント等の軽減税率を適用しており、ヨーロッパ各国で実績のある制度は、日本においても導入が可能であります。

我が国の軽減税率導入に関して報道機関等で世論調査をしておりますが、7割前後の方が賛成と答え、暮らしに欠かせない食料品等への軽減税率導入を求める声の家計を預かる主婦層から多く上がっております。この調査結果からも、制度導入に関して国民的な理解は得られているものと考えます。

(「得られていない」と呼ぶ者あり)

よって、軽減税率導入について、対象品目や軽減する消費税率、関係事業者の納税事務等について、詳細な制度設計の協議を急ぎ、国民や事業者等の理解を得られるよう、平成26年度税制改正大綱に沿って本年12月まで結論を出すべきです。

また、消費税率10パーセント引上げ時期については、経済対策の効果を見極め慎重に判断することと、低所得者層を含む消費者全体に恩恵が及ぶ軽減税率は、消費税率10パーセント引上げ時に導入するよう求めるのは当然であります。

次に、意見書案第7号災害時多目的船の導入を求める意見書(案)についてであります。

東日本大震災から3年がたち、甚大な被害をもたらした震災では、さまざまな検討課題が今なお話し合われております。その一つに病院が大きな被害を受け、医療体制が麻痺したことが挙げられておりますが、厚生労働省の資料によりますと、岩手、宮城、福島3県、約380病院のうち震災の際、全壊又は一部損壊した病院が300病院にも上り、全体の8割に達したそうであります。瓦れきなどで道路は寸断され、医薬品の搬送も困難となり、災害弱者への対応が後手に回ったり、高齢者が避難所で体調を崩し、亡くなるケースが報告されるなど、課題を突きつけられる形となりました。

そうした中で、注目を集めているのが災害時多目的船で、諸外国では病院船と言われております。船内には医師や看護師が常駐し、医薬品や医療機器などを提供し、手術が行える船になった病院であります。既に、海外では中国、ロシア、スペインなどで同様の備えが確立され、アメリカでは2隻の病院船が運用され、洋上からの災害救援活動の実績が知られております。現在、日本は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など、大規模災害の発生が懸念されており、電気、ガス、水道など、ライフラインが寸断され、陸上の病院で医療活動が困難になることが懸念されています。

四方を海に囲まれた日本で大規模災害が起きた場合には、海からの医療支援が有効であり、政府は災害時多目的船を日本の北と南の地域にそれぞれ配置すると24時間以内に災害現場に到着が可能だろうと想定しています。

以上のことから、我が国における災害時多目的船早期導入は、海上自衛隊や海上保安庁の医療機能を持つ艦船や民間船舶の活用を検討し、洋上からの医療支援を可能にするため、新年度実証事業を確実に進め、国民の生命を守る国の重要な施策として進めるべきであります。

以上、議員各位の賛同を求め、討論といたします。(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安齋哲也議員。

(6番 安齋哲也議員登壇)(拍手)

○6番(安齋哲也議員) 一新小樽を代表し、意見書案第8号農地中間管理機構設置に関する意見書(案)に対する討論を行います。

この意見書案は、農地中間管理機構関連法案が可決されたことによって、農地中間管理機構が設置されることに当たり、この機構と市町村や農業委員会の関係性が不明確であること、農地貸借で市町村や地域の農業委員会が排除されるおそれがあること、企業の農業参入が優先され地域農家が排除されるおそれがあること、業務は市町村や農業委員会で決めるのは知事と、機構から地域に農業に関する意向を反映させられないなどの理由から、市町村や農業委員会の意向を担保、尊重するよう要請するという内

容のものです。

この新制度については不透明な部分があり、本来であればもう少し様子を見て判断をしたかったので、現時点では、この意見書案に対しては賛成に至らなかったということを主張し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第5号及び第8号は可決、第6号及び第7号は否決を主張して討論を行います。

最初に、意見書案第1号国民健康保険の広域化に反対する意見書(案)についてです。

国保会計においては、保険料が引き上げられている要因は、国庫負担が引き下げられてきたことにあります。そのことを解決せずに、広域化で集めたところで、弱者同士の痛みの分かち合いにしかありません。結局、住民に保険料引上げか受診抑制かを迫ることになりかねません。社会保障制度としての公的医療保険を破壊する路線です。

次に、意見書案第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)についてです。

特定秘密保護法は、基本的人権をじゅうりんする憲法の根本原則に反する法律であり、日本をアメリカとともに戦争できる国にするための法律で、憲法の平和主義をも踏みにじます。

そもそも憲法違反の法律は、制定し、存続すること自体が許されません。憲法第98条には、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあります。しかも、この憲法違反の法律をまともな審議も行わず強行採決した成立に至る経過も、道理がありません。直ちに廃止すべきです。

次に、意見書案第3号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書(案)についてです。

地方自治体では、国の地方切捨て路線の影響もあり、人件費削減で非正規労働者が拡大しています。

しかし、どのような勤務形態であれ、行政の公共性を持つ仕事に携わっている以上、公正で効率的な行政サービスを住民に提供するという役割があります。このような非正規職員の安定した雇用、均等待遇とともに常勤職員を増やしていくことが、公務員が真に全体の奉仕者として業務に従事できることにつながります

次に、意見書案第4号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)についてです。

労働者派遣は、臨時的・一時的業務に限定する正社員が行っている業務を派遣労働に置きかえないというのが世界では当たり前の原則です。

ところが、政府案は、派遣受入れ期間の制限を骨抜きにし、いつでも継続して派遣労働者を受け入れることを可能にしています。

ILOの民間職業仲介事業所条約やEUの派遣労働指令では、派遣労働者の保護措置として均等待遇を明記しています。

アメリカのオバマ大統領は、13日、一定収入以上の労働者に残業手当は払わなくてよいとする現行の制度ホワイトカラーエグゼンプションを間違っていると指摘し、より働く必要があれば、もっと給料をもらうべきだとして、労働省長官に見直しを指示する大統領令に署名したと、15日のしんぶん赤旗で報道がありました。

企業がためこんでいる480兆円もの内部留保の一部を活用して賃上げを実現すること、そのためにも中

小企業への支援策とあわせ、最低賃金を政府の責任で大幅に引き上げることが不可欠です。

次に、意見書案第5号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書（案）についてです。

まず、自民党の討論であった領土問題について、一言触れさせていただきたいと思います。詳しく述べると時間がなくなりますので、簡単に述べます。

千島列島に関しては、解決のためには、まずサンフランシスコ平和条約第2条第C項を放棄することが必要です。

竹島については、編入した当時、日本が韓国の外交権を奪っていたことも含めて、歴史的検証を共同で行うことが必要です。

尖閣諸島は、中国との関係で領土問題は存在しないとして、時の自民党政府が棚上げにしたまま今なおその態度を変えていないことが解決できていない問題です。このように軍備の問題で解決できる問題ではなく、外交で解決する問題だというのが領土問題です。

2004年、時の首相であった……

（発言する者あり）

小泉純一郎首相は、国会答弁で、集団的自衛権の便宜的な憲法解釈の変更を「政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれることが懸念される」と戒めたことがあります。ですから、集団的自衛権を容認したい歴代の自民党は、堂々と憲法を変えることを目指してきました。

ところが、今、安倍首相が最高責任者は私だと言って憲法解釈を変えようとすることは、歴代の自民党政権としてやってきたことも否定する言動です。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

選挙に勝てば法解釈は自由ということになれば、法律も裁判所も意味を持ちません。憲法が憲法でなくなり、憲法としての最高法規性がなくなってしまいます。

この憲法解釈をめぐる問題は、民主主義国家、法治国家から人によって国を治めるファシズムへの道を選ぶかどうかという大変重要な課題です。集団的自衛権の行使を認める立場かどうかという問題ではありません。自民党の元幹事長古賀誠氏は横浜市での講演で、そういうルール違反、こそくなことを絶対やってはいけないと言いましたが、まさしくそのとおりです。自民党は、よく先輩の言うことを聞いていただきたいと思います。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

次に、意見書案第8号農地中間管理機構設置に関する意見書（案）についてです。

昨年の臨時国会において、農地中間管理機構関連法案が可決され、農地の番人として重要な役割を果たしている農業委員会が農地集積事業から事実上排除されることとなりました。規制改革会議は、農業委員会の法的関与は要しないこととすべきであるとして農業委員会の排除を求め、農業委員会制度に対する攻撃さえしています。

また、優良農地において、大企業が主体の大規模農業生産法人への農地集中を進め、農村の解体や中山間地の荒廃を進めかねません。これまで話合いで、農村の農地管理と水路や畦畔の管理を行ってきた農村集落が崩壊しかねません。

次に、意見書案第6号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）についてです。

国民の所得が増えていかない下で、生活必需品などには消費税をかけないことや、かかる消費税に軽減税率を導入することは、世界の流れからして当たり前のことです。

しかし、この意見書案は、消費税を10パーセントに引き上げることが前提となっており、国民の負担

軽減を図るといふのなら、引き上げなければいいことであり、賛成できません。

次に、意見書案第7号災害時多目的船の導入を求める意見書（案）についてです。

災害時に自衛隊を活用することは必要なことですが、災害時多目的船を口実に自衛隊の軍備強化、海外派遣を図るものであり、賛成することができません。

（発言する者あり）

以上、各議員の賛同を呼びかけまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし第4号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

（発言する者あり）

次に、意見書案第5号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第6号及び第7号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第8号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 安 齋 哲 也

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成26年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２５年１１月、１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- （２）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２６年１月分の各会計例月出納検査について報告があった。（代表質問一日目印刷配布分）

以 上

国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し

社会保障制度改革国民会議が昨年 8 月にまとめた報告書では、「国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体（保険者）を都道府県とし、さらに地域における医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を都道府県が一体的に担うことを射程に入れて実務的検討を進め」と国民健康保険の広域化（都道府県単位化）を求めています。

社会保障制度である国民健康保険は、ナショナルミニマムを維持するという点で、国が制度設計や財政運営に責任を持つべきなのは明らかで、全国知事会も国民健康保険の財政上の構造的な問題を抜本的に解決するための財源措置を強く求めています。

保険者が都道府県単位の広域連合になれば、総じて保険料の引上げにつながることは、後期高齢者医療制度を見ても分かるとおりです。

現在でも、払いたくても払えないほど高い国保料（税）の引上げにつながり、ますます滞納者が増え、機械的な差押えや徴収強化にも広がるおそれがあります。

現在の市町村国保は、被保険者が参加する運営協議会と議会の議論を通じて、地域の実情に合わせた事業運営方針を決めることができますが、都道府県単位化ではそれらも困難になり兼ねません。

よって、国及び政府においては、社会保障制度である国民健康保険の広域化（都道府県単位化）はやめ、国民の健康と暮らしを守り、法の趣旨・目的を生かした制度とするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

成 田 祐 樹
斎 藤 博 行
新 谷 と し

国民の大半は、特定秘密保護法案が国民主権と深く関わることから、慎重審議や反対を求めているにもかかわらず、安倍政権は数の力を背景に強行採決するという暴挙に出ました。こうした政府の国民を軽視する姿勢や法律に対する疑念も払拭されていないことから批判も高まり、各層・各地域から廃止を求める声が相次いでいます。

特定秘密保護法案は当初より、「行政機関の長」の判断で恣意的に「秘密」と指定でき、公務員が秘密を漏えいした場合は最高で懲役10年とし、民間人も罰則の対象とするなど、国民の知る権利や言論や表現、報道の自由が侵害される危険性が指摘されていました。

国会での審議が進むにつれて、修正や訂正が繰り返し行われても特定秘密の基準が極めて曖昧で、期間も最長60年として例外を設けるなど、行政機関の判断で国民の共有財産である情報が永久に隠匿される可能性も明らかとなりました。罰則の範囲も、秘密の漏えいにとどまらず、取得行為、それらの未遂、教唆、扇動、共謀、過失による漏えいまで対象とするなど、社会全体を萎縮させ、監視国家となるおそれも生じてきています。

第三者機関の設置についても、「独立した公正な立場で検証、監察できる新たな機関の設置を検討する」として、国会答弁の中では内閣府に保全監視委員会や独立公文書管理監を設置するとしましたが、飽くまでも内部機関であり、チェック機関としての機能は疑わしいものがあります。また、閣僚を指揮・監督する首相が第三者的に関与するなど、特定秘密への拡大解釈の疑念は、深まるばかりです。

特定秘密の取扱業務を行う者に対する適性評価についても、本人や家族のプライバシーに関することにまで及ぶなど、人権侵害さえ危ぶまれます。また、国会への特定秘密の提供の是非は政府が判断するとされており、国会による「国政審査権」が十分に機能しない可能性もあり、三権分立さえも脅かすおそれもあります。

このように特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、暗たんたる社会に導くもので、決して認めるわけにはいきません。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対・慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明確です。したがって、衆参両議院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主権・平和主義を守るためにも、政府は国民の声を真摯に受け止め、「特定秘密保護法」を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹
同 齋 藤 博 行
同 北 野 義 紀

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや 3 人に 1 人となり、全国では約 70 万人にも上ります。それらの職員の多くは、年収が約 200 万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇止めに不安を感じながら日々の業務に当たっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたります。その多くの職員が、恒常的業務に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働を無くして一日たりとも回しません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざ間で、法の谷間に置かれた存在となっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法の改正を検討すること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤等職員に適用させる法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 3 月 19 日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------------	------	-----	-------------

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 村 岩 雄
同 齋 藤 博 行
同 北 野 義 紀

我が国は、働く者のうち約 9 割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定の在り方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILO の三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと云わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対して、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行わないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながり兼ねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は ILO の三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 3 月 19 日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------------	------	-----	-------------

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	松 田 優 子
	同	山 口 保
	同	新 谷 と し

安倍晋三首相は、今国会中にも集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に踏み切り、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしています。政府は、従来、憲法第 9 条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使については、我が国に対する急迫不正の侵害があること、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという 3 要件に該当する場合に限られると解しています。

集団的自衛権については、「憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されない」としてきました。これが確立した政府解釈です。

集団的自衛権の憲法解釈の変更は、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義に反するものです。全国の集団的自衛権の行使容認に関する世論調査でも反対が過半数を超えています。

よって、政府においては、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を行わないよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	中村岩雄
	同	鈴木喜明
	同	山口保

昨年12月12日、「平成26年度税制改正大綱」において、自民党、公明党は、軽減税率について「消費税率10パーセント時に導入する」と盛り込みました。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けています。

我が国においては、世論調査においても明らかとなっており、多くの国民が制度の導入へ賛成しており、国民的な理解を得ています。

消費税率10パーセントへの引上げ時期については、本年末にも総理によってその判断が示される方向です。

よって、政府においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務の在り方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出すこと。
- 2 景気の動向も踏まえた上で、消費税を10パーセントへ引上げする場合には、軽減税率を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

災害時多目的船の導入を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	吹田友三郎
	同	山口保
	同	前田清貴

本年3月には東日本大震災の発災から3年の節目を迎えました。2011年3月11日に発災し、甚大な被害をもたらした東日本大震災は、地震・津波・火災・原発事故という複合災害であるとともに、その被害は東北地方太平洋沿岸部を始め広範囲に及びました。特に沿岸地域では津波によって壊滅的とも言える被害を受け、被災地域内ではほとんどの医療機関が機能不全に陥るとともに、交通網の寸断により内陸部の医療機関による支援も十分なレベルに達するには相当の時間を要しました。

災害による傷病者、発災前から加療中の患者や要介護・要援護者等も含め、医療・介護を必要とする者が大規模災害の発災時に大量に発生することを十分に踏まえ、不測の事態に陥らないよう、洋上からの医療支援を可能にしておくことは、国民の生命を守るという国の第一の責務を果たす上で重要な施策であります。

また、米国、中国、ロシア、スペインなどにおいては既に同様の備えが確立されており、今後、災害多発の可能性が否定できない我が国においては、災害時多目的船の整備の必要性が極めて高いことは論を待ちません。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 海上自衛隊や海上保安庁の医療機能を持つ艦船や民間船舶の活用を含めた災害時多目的船の早期導入に向け、具体的な工程表を作成すること。
- 2 平成26年度の実証事業を具体的な課題の解決に資するものとするため、平成25年度実証事業を踏まえての検討課題を早急に取りまとめること。
- 3 平成26年度実証事業については、民間船舶を活用するとともに、陸上医療機関との連携、被災港湾の開削、必要人員の確保や機材の配備等、実際の災害を想定して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

農地中間管理機構設置に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	佐々木 秩
	同	新谷とし
	同	山田雅敏

北海道においては、農業委員会と農業開発公社の努力によって耕作放棄地も少なく、地域農業の振興に向けた農地の移動等が行われてきたところですが、昨年臨時国会において、農地中間管理機構関連法案が可決され、農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構を都道府県に設置することとなりました。

農地中間管理機構設置に当たっては、農業委員会が農地の提供者の意向を確認する農地集積に関わって、市町村等がその業務の一部を受託することになっています。しかし、農地中間管理機構と市町村や農業委員会が、どのような関係にあるのか不明確です。

農地貸借についての最終的な判断は知事に委ねられ、市町村や地域の農業委員会は排除されるおそれがあります。

法律に事業目的の一つとして、「農業への参入の促進」が明記され、販売力や資金調達力のある企業参入が優先され、地域農家もまた排除される危険があります。

市町村や農業委員会にその業務を任せ、決めるのは知事と機構ということでは、地域農業に関する意向を反映させることはできません。

よって、農地中間管理機構の設置に当たっては、市町村や農業委員会の意向を担保、尊重するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	松 田 優 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 茂

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出しました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する訪問介護と通所介護を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出を目指すとしています。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっています。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組み作りと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望します。

記

- 1 要支援者が利用する訪問介護と通所介護を「新しい総合事業」に移行することは、社会保障の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大するおそれがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。
- 2 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。
- 3 一定以上の所得のある利用者の介護サービスの負担を2割に引き上げることによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。
- 4 特別養護老人ホーム等における補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。
- 5 介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。
- 6 地域包括ケアシステムの推進に当たって、24時間定期巡回・随時対応型サービスや小規模多機能型居宅介護等の現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	成田祐樹
	同	川畑正美
	同	上野智真
	同	林下孤芳

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話の使用が禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約では、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話は言語であることが明記されています。

障害者の権利に関する条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に障害者基本法が改正され、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要です。

よって、政府及び国会においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「拙速な公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	高 橋 克 幸
	同	酒 井 隆 行
	同	佐々木 秩
	同	中 島 麗 子

東日本大震災を始め、未曾有の災害が相次ぐ中、国民の命と暮らしを守るためには、国の役割がますます重要となっており、国家・地方を問わず公務員の果たすべき役割は拡大しています。

しかし、日本の公務員数は、先進諸国と比較して著しく低い水準にあることは周知の事実であります。さらに、国家公務員には連年の定員削減と行政改革推進法による定員純減の施策が行われ、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障を来しています。JR北海道の相次ぐトラブルが象徴するように、民営・業務委託化による弊害は多く、安全・安心に関わることは国の責任で行うことが不可欠であり、「国の出先機関」を撤退、縮小するのではなく、全国各地に存在することが欠かせません。

北海道には公共職業安定所、労働基準監督署、地方法務局、地方气象台、地方運輸局、航空管制部、経済産業局、総合通信局、開発局、税務署、地方厚生局、海上保安部を始めとする国の出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支えています。また、国立大学、高専、国立病院、日本年金機構といった公務関連の法人も多数存在し、地域の福祉と教育を支えています。

しかし、北海道の人口減少や、行政改革の推進、相次ぐ定員削減の影響を受けて、撤退・縮小の傾向にあります。北海道の広大な面積、降雪寒冷地であるなどの地理的特殊性を踏まえると、安易な出先機関などの撤退・縮小は容認できず、行政機関の撤退に伴い地域経済に影響を及ぼし、更なる地域間格差が生み出されます。

さらに、現在国が行っている行政サービスについて、民営化、独立行政法人化、業務委託化すると、責任の所在が曖昧となるとともに、営利目的となり、利潤が出なければ廃止、地域からの撤退が加速することになり兼ねません。拙速に独立行政法人化や民間委託を進めることについては反対であり、国による行政サービス維持の観点から、下記事項を実現するよう要望します。

記

- 1 国の出先機関改革に当たっては、廃止、地方移管を前提としないこと。
- 2 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を図るため、必要な人員を確保すること。
- 3 現在国で行われている業務について十分な議論をし、民営化、独立行政法人化、業務委託化を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

放射能汚染水対策と被災者支援の抜本的強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	小 貫 元
	同	高 橋 克 幸
	同	酒 井 隆 行
	同	林 下 孤 芳

東京電力福島第一原子力発電所は、地下水の流入により放射能汚染水が増え続け、大量の汚染水が外部に流出する危機的な状況の瀬戸際に陥っています。収束どころか危機の真ただ中であります。

復興庁が昨年 3 月に発表した「福島県における震災関連死防止のための検討報告」では、平成 24 年 9 月末現在の東日本大震災における震災関連死の死者数は 2,303 人に上って、このうち約半数が福島県であり、避難者は、将来不安を抱えながら苦しい生活を強いられています。

福島県内の 80 パーセントを超える自治体が、国が汚染水問題の全責任を持つ体制を確立すべきとの意見書を提出しています。原発事故が収束に向かうどころか、放射能汚染水被害の拡大という危機に直面しています。東京電力の資料、情報を全て政府が管理・評価し、抜本的対策のため国内外の専門的知見を総集し、国家的非常事態として対応する必要があります。

よって国においては、以下の対策を早急に実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染水の海への放出は行わず、収束と廃炉を日本の英知を結集した大事業として取り組むこと。
- 2 避難を強いられている 13 万人余りの生活と健康を守るために抜本的対策を強化すること。
- 3 再生可能エネルギーも含めたエネルギー政策を立て実行すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	成 田 祐 樹
	同	川 畑 正 美
	同	上 野 智 真
	同	林 下 孤 芳

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上と推計されるほどまん延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものです。このことは、肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、国及び政府においては、下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

平成 26 年

第 1 回定例会

意見書案第 14 号

小樽市議会

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉	美幸
	同	安斎	哲也
	同	小貫	元進
	同	濱本	進
	同	林下	孤芳

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、更なるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されています。

国民の理解と協力の下、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取組に対して支援する必要性があることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

食の安全・安心の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	上野智真
	同	斎藤博行
	同	中島麗子

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導體制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
- 2 本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成26年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成26年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成26年2月26日～平成26年3月19日(22日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成26年度小樽市一般会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
第1号 修正案	平成26年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H26.3.13	議員	—	(予算)	(H26.3.13)	(否決)	H26.3.19	否決
2	平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
3	平成26年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
4	平成26年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
5	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
6	平成26年度小樽市住宅事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
7	平成26年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
8	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
9	平成26年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
10	平成26年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
11	平成26年度小樽市病院事業会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
12	平成26年度小樽市水道事業会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
13	平成26年度小樽市下水道事業会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
14	平成26年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
15	平成25年度小樽市一般会計補正予算	H26.2.26	市長	—	—	—	—	H26.3.4	可決
16	平成25年度小樽市病院事業会計補正予算	H26.2.26	市長	—	—	—	—	H26.3.4	可決
17	平成25年度小樽市一般会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
18	平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
19	平成25年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
20	平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
21	平成25年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
22	平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
23	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
24	平成25年度小樽市病院事業会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
25	平成25年度小樽市水道事業会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
26	平成25年度小樽市下水道事業会計補正予算	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
27	小樽市社会教育委員条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	総務	H26.3.14	可決	H26.3.19	可決
28	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
29	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
30	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
31	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
32	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
33	小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
34	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 月	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
35	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	総務	H26.3.14	可決	H26.3.19	可決
36	小樽市消防長及び消防署長の資格を定める条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	総務	H26.3.14	可決	H26.3.19	可決
37	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	H26.2.26	市長	H26.3.5	総務	H26.3.14	可決	H26.3.19	可決
38	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	可決	H26.3.19	可決
39	市道路線の認定について〔元母子寮前第1通線、住吉公園横通線、住吉公園裏通線、桜東住宅幹線、桜A住宅仲通線〕	H26.2.26	市長	H26.3.5	建設	H26.3.14	可決	H26.3.19	可決
40	市道路線の変更について〔元母子寮前通線〕	H26.2.26	市長	H26.3.5	建設	H26.3.14	可決	H26.3.19	可決
41	小樽市非核港湾条例案	H26.2.26	議員	H26.3.5	総務	H26.3.14	否決	H26.3.19	否決
42	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H26.3.5	市長	H26.3.5	厚生	H26.3.14	可決	H26.3.19	可決
43	平成25年度小樽市一般会計補正予算	H26.3.19	市長	—	—	—	—	H26.3.19	可決
44	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
報告 1	専決処分報告〔平成25年度小樽市一般会計補正予算〕	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	承認	H26.3.19	承認
報告 2	専決処分報告〔平成25年度小樽市一般会計補正予算〕	H26.2.26	市長	H26.3.5	予算	H26.3.13	承認	H26.3.19	承認
意見書案 第1号	国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に反対する意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	否決
意見書案 第2号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	否決
意見書案 第3号	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	否決
意見書案 第4号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	否決
意見書案 第5号	集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第6号	消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第7号	災害時多目的船の導入を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第8号	農地中間管理機構設置に関する意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第9号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第10号	「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第11号	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「拙速な公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第12号	放射能汚染水対策と被災者支援の抜本的強化を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第13号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第14号	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
意見書案 第15号	食の安全・安心の確立を求める意見書(案)	H26.3.19	議員	—	—	—	—	H26.3.19	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H26.3.14	継続 審査	H26.3.19	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H26.3.14	継続 審査	H26.3.19	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H26.3.14	継続 審査	H26.3.19	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H26.3.14	継続 審査	H26.3.19	継続 審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2～145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
151～280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
283～289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
294～308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
319	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について	H25. 9. 3	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
325～534	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H25. 12. 9	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
535～739	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 2. 28	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について	H24. 11. 21	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
320	朝里におけるまちづくりセンター建設方について	H25. 9. 4	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
321	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について	H25. 9. 6	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
323	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方について	H25. 12. 4			H26. 3. 19	取下げ

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24. 6. 13	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について	H24. 8. 28	H26. 3. 14	継続審査	H26. 3. 19	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H26. 3. 17	継続審査	H26. 3. 19	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24. 2. 20	H26. 3. 17	継続審査	H26. 3. 19	継続審査